日野市議会会議録

平成５年第２回定例会

第８号～第14号

６月２日 開会
６月17日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1852985

平成５年　第２回定例会日程

６月　２　日	（水曜日）	会議録署名議員の指名、 会期の決定について
６月　３　日	（木曜日）	議席の一部変更について 行政報告、諸般の報告、
６月　４　日	（金曜日）	日野市議会議員の辞職について、 議案上程、日野市議会議員の 辞職について、請願上程
６月　７　日	（月曜日）	一般質問
６月　８　日	（火曜日）	一般質問
６月１０日	（木曜日）	一般質問、請願上程
６月１７日	（木曜日）	審査報告、議案上程

1852985

平成５年
第２回定例会

日野市議会会議録目次

○６月２日　水曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 3
会議録署名議員の指名 …… 3
会期の決定 …… 3
延会 …… 4

○６月３日　木曜日（第２日）

出席議員 …… 5
欠席議員 …… 5
出席説明員 …… 6
議事日程 …… 6
開議 …… 7
議席の一部変更について …… 7
行政報告 …… 7
諸般の報告 …… 8
延会 …… 8

○６月４日　金曜日（第３日）

出席議員 …… 9
欠席議員 …… 9
出席説明員 …… 10
議事日程 …… 10
開議 …… 13

日野市議会議員の辞職について …… 13
(議案上程)
議 案 第 41 号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について …… 13
議 案 第 42 号 平成4年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について …… 18
議 案 第 43 号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 23
議 案 第 44 号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 30
議 案 第 45 号 平成5年度日野市一般会計補正予算（第1号） …… 32
議 案 第 46 号 平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） …… 47
議 案 第 47 号 日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について …… 48
(報 告)
報 告 第 2 号 平成5年度日野市土地開発公社事業計画の報告について …… 49
報 告 第 3 号 平成5年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について …… 50
報 告 第 4 号 議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 53
(議案上程)
議 案 第 48 号 日野市監査委員の選任について …… 54
日野市議会議員の辞職について …… 54
(請願上程)
請 願 第 5−10 号 日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝

会長）については、市議会に於て慎重審議されること
を要望する陳情 …… 55
請 願 第 5－11 号 国民の祝日「海の日」実現に関する陳情 …… 55
請 願 第 5－12 号 市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情 …… 55
請 願 第 5－13 号 「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な
捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情 …… 55
散 会 …… 55

○６月７日 月曜日（第４日）
出 席 議 員 …… 57
欠 席 議 員 …… 57
出 席 説 明 員 …… 58
議 事 日 程 …… 58
開 議 …… 59
（一般質問）
竹ノ上武俊議員
１．都道「川崎街道」の今後計画について問う …… 59
下村 功議員
１．子ども科学技術館の設立を！ …… 66
沢田 研二議員
１．各種公共施設の利用申し込み及び依頼書提出の利便性について問う …… 66
２．市長の掲げた重点ビジョンの具体性について問う …… 78
馬場 繁夫議員
１．日野市は２１世紀に向け安心できる高齢化社会体制が本当にできるのか …… 89
小山 良悟議員
１．まともな神経は何処に行った？「公序良俗」を乱している行政のリーダーとその仲間達！ …… 109
２．２１世紀を先取りする発想の転換・医療体制がきめ細かく、かつ医療水準が高い、それでいて経費の負担が軽い大規模な総合医療センター実現に挑戦せよ！ …… 119

散　　会 …… 131

○６月８日　　火曜日（第５日）

出　席　議　員 …… 133
欠　席　議　員 …… 133
出　席　説　明　員 …… 134
議　事　日　程 …… 134
開　　議 …… 135

（一般質問）

土方　尚功議員

１．万願寺地区のまちづくりについて　―――ソフト面を中心に――― …… 135

田原　　茂議員

１．白血病など血液の難病患者救済のため骨髄バンクへの登録推進を！ …… 135

佐藤　洋二議員

１．校庭のナイター設備の設置促進を！ …… 142
２．一般質問の回答に対するその後の進捗について …… 145

鈴木美奈子議員

１．臨海保養施設「海の家」の建設を …… 149

執印真智子議員

１．２１世紀に向けて、ゴミの自区内処理を実現せよ！ …… 154

天野　輝男議員

１．市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよ …… 166
２．先ほどの森田市長選挙での宣伝で五年後、下水道普及率１００％に誤りはないか？ …… 166

宮沢　清子議員

１．「廃食油リサイクル粉せっけん製造機の購入」で生きた川の流れるまちづくりを …… 166
２．難病患者への更なる福祉の充実を …… 174

板垣　正男議員

１．日野駅周辺の環境整備について …… 182

散　　会 …… 187

○６月10日　　木曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 189
欠　席　議　員 …… 189
出　席　説　明　員 …… 190
議　事　日　程 …… 190
開　　議 …… 191
（一般質問）
谷　　長一議員
１．自由と公平、豊かな市民生活を送るために問う …… 191
奥住日出男議員
１．スポーツ行政について問う …… 207
２．日野自動車工業（株）北西側の歩道設置工事について問う …… 218
藤林理一郎議員
１．６期当選を果した森田市長の選挙中における公約又は政策、方針等について問う …… 219
米沢　照男議員
１．南平都営住宅の建て替え計画について …… 219
天野　輝男議員
１．市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよ …… 224
２．先ほどの森田市長選挙での宣伝で五年後、下水道普及率１００％に誤りはないか？ …… 234
（請願上程）
請　願　第 5－14 号 倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願 …… 240
散　　会 …… 240

○６月17日　　木曜日（第７日）
出　席　議　員 …… 241
欠　席　議　員 …… 241
出　席　説　明　員 …… 242
議　事　日　程 …… 242

開　　議 …… 247

(緊急質問)

第３次日野市基本構想及び基本計画案は市民参加や意見の反映なく、しかも重要な福祉計画との整合性等に関する問題点が多く再検討を強く求む …… 247

(議案審査報告)　(総務委員会)

議 案　第 43 号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 266

議 案　第 44 号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 266

(総務・文教・厚生・建設)

議 案　第 45 号　平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号） …… 266

(厚生委員会)

議 案　第 105 号　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について …… 271

(建設委員会)

議 案　第 46 号　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号） …… 273

議 案　第 47 号　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について …… 273

(請願審査報告)　(総務委員会)

請 願　第 4－ 1 号　米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情 … 274

請 願　第 4－ 2 号　横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情 …… 274

請 願　第 5－11 号　国民の祝日「海の日」実現に関する陳情書 …… 274

(厚生委員会)

請 願　第 5－ 4 号　診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情 …… 276

請 願　第 5－ 9 号　「吹上地区センター設置について」の請願 …… 276

(建設委員会)

請 願　第 3－34 号　団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願 …… 277

請 願　第 4−22 号　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願 …… 277
（継続審査）　（総務委員会）
請 願　第 3−11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 278
請 願　第 3−12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 278
請 願　第 4− 3 号　労働時間短縮についての陳情 …… 278
請 願　第 4−17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 278
請 願　第 5− 3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情 …… 278
請 願　第 5−10 号　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情 …… 278
請 願　第 5−12 号　市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情 …… 278
請 願　第 5−13 号　「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情 …… 279
（文教委員会）
請 願　第 5− 6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願 …… 279
（厚生委員会）
請 願　第 2−24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 279
請 願　第 2−25 号　中ホール建設に関する請願 …… 279
請 願　第 3−17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 279
請 願　第 4− 5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情 …… 279
請 願　第 4−21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情 …… 279
請 願　第 5− 2 号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改

善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情 …… 279
請 願 第5－7号 難治性肝炎患者に関する請願 …… 279
請 願 第5－8号 リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 …… 279
（建設委員会）
請 願 第2－4号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 … 280
請 願 第2－28号 大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願 …… 280
請 願 第3－4号 区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 280
請 願 第3－5号 まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 280
請 願 第3－19号 高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願 …… 280
請 願 第4－10号 多摩川自治会内の建築許可に関する請願 …… 280
請 願 第5－1号 豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願 … 280
請 願 第5－5号 不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情 …… 280
請 願 第5－14号 倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願 …… 280
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 281
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 281
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 281
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 281
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 282
（議案上程）
議 案 第49号 日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（5－1）工事請負契約の締結について …… 282
議 案 第50号 日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（5－3）工事請負契約の締結について …… 283
議 案 第51号 日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（5－3）工事請負契約の締結について …… 285
議 案 第52号 日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（5－1）工事請負契約の締結について …… 286

議 案　第 53 号　日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）
工事請負契約の締結について …… 287
議員提出議案 第 6 号 診療報酬の引き上げ及び改善に関する意見書 …… 289
議員提出議案 第 7 号 米軍横田基地での飛行訓練の中止及び米軍関係施設
の返還を求める意見書 …… 289
議員提出議案 第 8 号 国民の祝日「海の日」制定を求める意見書 …… 290
閉　会 …… 290

6月2日　水曜日　（第1日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第8号）

6月2日　水曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	高橋徹君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	14番	小川友一君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	福島盛之助君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	小山良悟君
25番	高橋徳次君	26番	古賀俊昭君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成5年6月2日（水）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定

本日の会議に付した事件
日程第1から第2まで

午後４時32分　開会

○議長（黒川重憲君）　これより平成５年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

８番　下　村　　功　君

９番　佐　藤　洋　二　君

を指名いたします。

次に、日程第２に入る前に市長から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　就任のごあいさつを申し上げます。

私は、去る４月18日に執行された日野市長選挙におきまして市民の信任をいただき、引き続き市政を担当することとなりました。４月27日より新しい任期に就任いたしております。もとより微力ではございますが、重責を痛感するとともに御期待に応えて、日本国憲法と日野市民憲章を基調とする「住むことが喜びであり誇りである緑と文化の市民都市」への発展を目指して、新たな意欲を持って取り組む決意であります。

このたびの市長選挙に臨み公表した政策や施策に関しましては、目下実施中の日野市基本計画と整合を図りながら実施する性格の事業であることは申すまでもありません。私は日ごろ、「私心なければ恐れることなし」の信条と勇気を持って、全体の奉仕者として全ての市民に理解される日野市政の展開と行政サービスを果たしていくことを公職を持つ者としての使命と考えております。

議員の各位には今後とも変わらぬ御指導と激励を賜りますようお願い申し上げ、選挙後、最初の議会におきましてのごあいさつを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君）　議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

去る５月28日、午後４時から議会運営委員会を開催いたしました。議案の取り扱い、日程などを協議の結果、会期は本日より６月17日までの16日間と決定いたしました。

議案、日程等の状況については、お手元に配付した資料のとおりであります。

なお、理事者側より追加議案の上程予定の発言がありました。

以上で報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期は、本日から６月17日まで期日16日間と決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後４時37分　延会

6月3日　木曜日　（第2日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第9号）

6月3日　木曜日　（第2日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	高橋徹君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	15番	古賀俊昭君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

14番　高橋徳次君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年6月3日（木）
午前10時開議

日程第　1　行政報告
日程第　2　諸般の報告

追加日程第　1　議席の一部変更について

本日の会議に付した事件
日程第1から第2及び追加日程第1

午後４時40分　開議

○議長（黒川重憲君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

お諮りいたします。会派変更届けが閉会中に提出されておりますので、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よってこの際、本件を日程に追加し先議することに決しました。

議席の一部変更の件を議題といたします。

議席の一部をお手元に配付の議席変更図のとおり変更いたしたいと思います。その議席番号及び指名は

小川友一議員と高橋徳次議員を、土方尚功議員と古賀俊昭議員を

天野輝男議員と小川友一議員を、福島盛之助議員と土方尚功議員を

小山良悟議員と天野輝男議員を、高橋徳次議員と福島盛之助議員を

古賀俊昭議員と小山良悟議員を

それぞれ、お互い席を変更し、

14番　高橋徳次議員、15番　古賀俊昭議員

16番　小川友一議員、17番　土方尚功議員

24番　天野輝男議員、25番　福島盛之助議員

26番　小山良悟議員

といたします。

お諮りいたします。ただいまお知らせいたしましたとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よってただいまお知らせいたしましたとおり議席の一部を変更することに決しました。

これより日程第１、行政報告を行います。

行政報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、報告は省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第２、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後４時43分　延会

6月4日　金曜日　（第3日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第10号）

6月4日　金曜日　（第3日）

出席議員　（29名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
7番	高橋徹君	8番	下村功君
9番	佐藤洋二君	10番	一ノ瀬隆君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	15番	古賀俊昭君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（なし）

14番　高橋徳次君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成5年6月4日（金）
午前10時開議

（議案上程）

日程第1　議案第41号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

日程第2　議案第42号　平成4年度日野市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告承認について

日程第3　議案第43号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　4　議 案　第 44 号　　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　5　議 案　第 45 号　　平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号）

日程第　6　議 案　第 46 号　　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　7　議 案　第 47 号　　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について

（報　　告）

日程第　8　報 告　第 2 号　　平成５年度日野市土地開発公社事業計画の報告について

日程第　9　報 告　第 3 号　　平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について

日程第　10　報 告　第 4 号　　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第　11　請 願　第 5－10 号　　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情

日程第　12　請 願　第 5－11 号　　国民の祝日「海の日」実現に関する陳情

日程第　13　請 願　第 5－12 号　　市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情

日程第　14　請 願　第 5－13 号　　「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情

追加日程第　1　日野市議会議員の辞職について

追加日程第　2　議案　第　48　号　　日野市監査委員の選任について

追加日程第　3　日野市議会議員の辞職について

本日の会議に付した事件

日程第１から第14及び追加日程第１から第３まで

午後１時33分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

古賀俊昭君から議員の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、古賀俊昭君の議員辞職の件を日程に追加し先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、古賀俊昭君の議員辞職の件を日程に追加し先議いたします。

本件については、古賀俊昭君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定により、古賀俊昭君を除斥いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君を除斥することに決しました。

古賀俊昭君の退席を求めます。

〔15番議員　退席〕

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。古賀俊昭君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議なしと認めます。よって古賀俊昭君の議員の辞職を許可することに決しました。

これより議案第41号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第41号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は地方税法等の改正により、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成５年４月１日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、議案第41号、日野市市税条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

今回の改正は、ただいま上程の際申し上げましたとおり、地方税法等の法令が３月31日付で改正公布されました。それに伴って改正いたすものでございます。なお、改正内容につきましては、国で示します条例準則によって整備をしております。専決処分は４月１日にさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

それでは、17ページ以降の新旧対照表によって御説明を申し上げたいと思います。なお、今回の改正につきましては、平成５年４月からの施行分と平成６年４月分が複雑に入り組んでおります。非常におわかりにくいと思いますので、施行年度に分けて御説明を申し上げたいと、このように思います。

まず最初に平成５年４月１日施行分でございますが、18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。24条の２項が改正されておりますが、これは個人の市民税の均等割の非課税を引き上げるということでございます。これは毎年行っておりますけれども、生活保護基準との兼ね合いから、今回は加算額につきまして８万円から13万円、５万円を引き上げる改正でございます。

次に24、25ページでございます。これは同じく市民税の所得割の方の非課税の範囲の拡大でございます。こちらも全く同じ内容でございまして、加算額を19万円から25万円、６万円引き上げるものでございます。これによりまして、標準世帯の所得額が160万円以下、これについては非課税となることになります。

次に40ページ、41ページでございます。一番下段に付則の13条の５というのが改正になっております。これは、次のページからずっと絡んでくるわけでございますけれども、これは昨年の条例改正の際に、市街化区域農地で計画的な宅地化を図ろうとするものについては、平成４年、５年、６年の３年間にわたって固定資産の10分の９は軽減するという改正を昨年いたしました。これは４、５、６の３年間でございましたが、平成７年度についても３分の２を軽減するということで、１年延期して率を３分の２というふうに改正したものでございます。

次が50、51ページでございます。一番下の付則の15条の２というのがございます。次のページに付則の15条の４というのがございますが、これはそれぞれ特別土地保有税の

期間を延長するという改正でございます。

次に54、55でございますが、中段に付則の16条、軽自動車税の税率の特例というのがございますが、これは軽自動車税のうちで電気自動車に対して税率を少し下げております。この期間を２年間延長するということでございます。日野には今、軽四輪貨物が電気自動車で２台ございます。

その下の付則17条の改正でございますけれども、これは次のページに改正箇所がございますが、居住用の財産の買い替えの特例ということでございます。所得税法あるいは租税特別措置法が改正されまして、一定の要件を満たすもの、居住用財産の買い替えで一定の要件を満たすものについては課税しないという措置でございます。一定の要件につきましては、配付しております説明書の２ページに書いておきました。

以上が平成５年４月からの改正分でございます。

次に平成６年４月からの施行でございますが、20ページ、21ページにお戻りいただきたいと思います。平成６年につきましては、御存じのとおり固定資産税の評価替えの年に当たります。今回の評価替えにつきましては、従来の評価替えと相当大きく変わるものでございます。といいますのは、土地の評価は土地基本法の規定を受けまして、公示価格あるいは土地の鑑定価格の70％を目途に評価替えをするということに決まっております。今までが、大体公示価格の10％から15％程度で、東京都の27市については評価しておりましたけれども、これが一挙に70％の評価にするということになるわけでございます。そこで、実勢価格が非常に下落しておる――下がっておるときに、このような評価替えをするということになりますと、大体今の４倍から７倍ぐらいの評価を上げていかなければならないということになるわけでございます。

そこで、それによって税負担が非常に急増するということになるわけでございますので、今回の改正は、そのような一挙に増加にならないような措置を講ずるのが柱になっております。これから御説明しますのは、その特例でございます。

20ページ、21ページの中段に固定資産税の課税標準というのがございます。これは60条の９項、10項を改正しております。９項につきましては、これは一般の住宅用地でございまして、200平米を超えて住宅面積の10倍、これを限度とするのを住宅用地と言ってますけれども、これの課税標準を今までは評価額の２分の１でとらえておりました。これを今度は３分の１にするということで、特例を拡大しております。

その下の10項は、これはいわゆる200平方メートル未満、小規模住宅用地でございますが、これは今まで４分の１だったものを６分の１にするということで、課税標準を拡

大するという改正でございます。

次に24ページ、25ページでございます。132条２項、３項、４項の改正でございますが、これは新たに新設した条項でございます。都市計画税につきましては、今までは住宅用地の特例はございません。評価額をそっくり課税標準としておりましたけれども、今回改めてそれが出てきました。３項は住宅用地でございまして、これを３分の２の課税標準にするということです。４項は小規模住宅、これについては３分の１にするということで、都市計画についてもかなりの特例措置を加えるということになっております。

次に26、27ページの一番下の方でございますが、読替規定がございます、11条の２です。これも新たに新設したものでございまして、平成６年の評価替えによりまして、急激な上昇をする土地に対して、先ほど御説明をしました住宅用地と小規模住宅用地、これの特例のほかに、さらに暫定特例措置として軽減率を掛けて課税標準を下げていくという特例でございます。

次に28、29ページの中段にございます付則12条の改正でございますが、これにつきましては、負担調整でございます。宅地等の負担調整でございますが、これもかなり緩和しております。今まで大体負担調整の場合には、従前は３年に分けておりましたけれども、前回の平成３年は５年にしました。今回は12年ということで負担調整を計算しておりますので、相当緩和されているわけでございます。30、31にその表がございますけれども、例えば右の旧の欄で住宅用地2.4倍を超え、3.0倍以下のものについては、従前は１年に1.25、25％引き上げておったわけですが、それが改正後の新の上から３段目、2.4倍を超え３倍以下のものについては1.1ということで、相当引き下げられておるということで、税の一挙に増税になるものをかなり緩和した措置である、このように思います。

次に32、33ページでございます。付則13条の３の改正でございますが、これは市街化区域農地の固定資産税の特例でございまして、今まで評価額を２分の１にしておりました。これを３分の１に拡大いたします。

次は38、39ページでございます。こちらは13条の４――付則13条の４の改正は、市街化区域農地に係る固定資産税の負担調整率を規定したものです。これについても、今までは非住宅用地の率を適用しておりましたけれども、今度は住宅用地の率を適用するということで、大幅に緩和されております。

56ページ、57ページをお開きいただきたいと思います。20条――下段に20条がございますが、これ以下につきましては都市計画税の関係でございます。負担調整率、暫定特例措置等、先ほど御説明しました固定資産税と同じ内容でございますので、都市計画税

については省略をさせていただきたい、このように思います。

最後に12ページ、13ページにお戻りいただきたいと思います。12ページの最下段に付則がございます。第１条で施行期日を定めております。平成５年４月１日施行、それでただし書きは平成６年４月１日でございますが、これにつきましては、先ほど分けて御説明したとおりの施行になっております。２条以降につきましては、それぞれの経過措置となっております。

簡単ですが、条例の説明を終わります。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　ただいまの説明では、それぞれの経過というようなことで大変緩和がされるというような言葉遣いが多いわけなんですけれども、我々これを見る限りでは、とても今標準的なものが、果たしてそれでは先行きどの程度の変化を示していくのかというふうなことがつかみ切れません。いずれにいたしましても、専決処分をされたという案件でありますので、このことの説明が、我々はこれから一般市民の方に知らしめる場合に、一定の例えば小規模住宅でありますとか住宅用地の2,000平米以下のもの、こういったことについて、実際何年後にこのぐらいになりますよというような一目して、今100円のものが果たして、では何年後には150円ですとか200円であるとか、そういった表みたいなものは、今現在では担当の方ではお持ちになっているのかどうか。そして、もし持っているとすれば、我々はそれを手にすることによって市民に知らしめる、こういうことができると思うんですけれども、いかがなものかお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　お答え申し上げます。

今回の改正は、ちょっと今までにない改正でございまして、評価替えが平成６年１月１日を基準にして行われるわけでございます、来年の１月ですね。それを１年前に改正をしておいて、その１年間かかって市民の方、住民納税者の方にその内容とかを周知徹底する、御理解していただくというのが趣旨で非常に早目に改正したものでございます。したがいまして、改正内容等につきましては、時期が参りましたならば内容の説明あるいは詳細にわたったモデルケースをとって、どのくらい評価替えして、どのぐらい特例があるかということを広報等を通じてＰＲしてまいるつもりでございます。

したがいまして、議員の皆さんには、評価替えの年にはそのような説明する機会をいただいて評価替えの説明等を詳しくさせていただいているわけです、今までは。ただ、今回につきましては、非常にわかりにくい点がございますので、若干のモデルケースは

持っております。したがいまして、時期を見て、まだ数字全部挙がっておりませんけれども、一応試算をした段階で御配付申し上げたいと、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　大変税というものは難しいあれですから、ただいまモデルケースの試算もあるということで、今すぐということではございませんが、いずれにいたしましても、我々はもうこの問題は専決をしたものを承認するかしないかということだけに絞られているわけで、内容についてもっと詳しく云々、本来は必要なとこなんですけれども、今の説明で、追ってそこら辺の提示がされるという理解をいたしますので終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第42号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第42号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成４年度日野市の一般会計の補正予算第５号であり、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成５年３月31日付で専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億8,993万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を45

3億1,227万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案第42号、平成４年度日野市一般会計補正予算第５号につきまして、ただいま提案されたとおりでございます。詳細に説明を申し上げたいと思います。

まず第１条につきましては、２億8,993万1,000円を減額して、最終歳入歳出予算総額を453億1,227万1,000円にするものでございます。なお、２条の中では地方債の補正もお願いするわけでございます。平成５年３月31日に専決をしたものでございます。

それでは、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。まず歳入でございます。歳入につきましては、年度の最終でございます。事業確定による補助額等の決定によっての収入減あるいはプラスでございます。特に款の中で３款利子割交付金でございます。１項の利子割交付金につきましては、ここに10億5,289万4,000円の減額ということでございます。12月の議会にも多少申し上げましたが、64.6％の減ということでございます。

なお、５款の自動車取得税の交付金につきましては、これも減額でございます。車の売れ行きによっての歳入部分でございます。

なお、３ページの一番下段部分、17項の市債でございます。補正額を８億8,000強でございますが、減額補塡債を10億円認めていただきました。多少市債との増減がありますので、ここで８億8,000万の増額ということでございます。

それでは、次のページの４ページ、５ページをお願いいたします。４ページの歳出でございます。歳出につきましても、個々には説明申し上げますが、款の２の総務費でございます。１項の総務管理費につきましては、これは増額補正でございますが、歳入に関係して、公共施設建設基金の積み立てをするものでございます。

なお、その他につきましてはすべて減額でございますが、事業の完了に伴っての対象人員の減が主なものでございます。

なお、５ページでございます。第２表の地方債の補正でございます。緊急通信システムの新設部分でございます。この補正につきましては、３月議会の冒頭、補正をお願いした経過でございます。東京都とも市債のできるだけ獲得に、私の方も努力したわけでございますが、その時点ではある程度見通しができたわけでございます。よって３月の当初、緊急通信システムの新設分の本体の一部を加えて、補正を御承認いただき申請を

しました。しかし、最終的には、その本体部分が対象外になったということで減額部分でございます。

なお、大成荘の改築につきましても同じ理由でございます。外構工事を追加で補正をお願いし載せたものでございます。よって最終的には減ということでございます。

なお、減収補塡債につきましては、下に起債の目的別に記載のとおりでございます。これは10億円減収補塡債分として市債を認められたという部分でございます。

それでは、内容につきまして10ページ、11ページを御説明申し上げます。まず款の２の地方譲与税でございます。すべて歳入部分につきましては、額の確定が主たるものでございます。特にこのページにつきましては、説明は略させていただきます。

なお、12ページ、13ページの上段部分、３款の利子割交付金でございます。先ほども申し上げました大幅な減額でございます。ちょうどこの制度ができて63年からちょうど４年で５年間を経過するわけでございますが、63年当初でも７億強という数字でございます。全く平成４年度の歳入は一番少ない状況で５億7,793万8,000円というのが最終でございます。

なお、14ページ、15ページ、５款の自動車取得税交付金、１項の自動車取得税交付金でございます。この減につきましては、先ほども簡単に申し上げましたが、車の売れ行きによっての歳入でございます。不振による理由でございます。

なお、その他は略させていただきますが、18ページ、19ページをお願いします。

１目の民生費国庫負担金でございます。当然、歳出との関係があるわけでございますが、おのおのの事業の対象者の減等によっての減額でございます。特に大きな減額部分としては、19ページの一番下段部分、６節の生活保護費負担金でございます。対象者の減ではございますが、実績に基づいた減額でございます。

なお、24ページ、25ページをお開き願いたいと思います。１目の民生費都負担金でございます。６節の児童手当負担金でございますが、やはりこの減につきましても、額的には多いわけでございますが、対象者の当初予算から比較しての伸びが少なかったという理由でございます。

なお、26ページ、27ページでございます。２項の都補助金、１目の総務費都補助金でございます。２節の市町村調整交付金につきましては、６％増ということでございます。なお、３の市町村振興交付金につきましては、公共施設整備の備品に充当したわけでございますが、７事業に対しての交付金の確定によるものでございます。

なお、34ページ、35ページをお開き願いたいと思います。１目の総務費委託金でござ

います。４節の選挙費委託金でございますが、参議院議員の選挙費の減額でございます。これは一定の基準は、自治省の基準がありますので、それに基づいての減という内容でございます。

なお、36ページ、37ページ、13款の寄附金、１目の一般寄附金でございます。この一般寄附金につきましては、おのおの公共施設基金あるいは環境緑化基金に積み立てるものでございますが、各事業主から公共公益施設費としての寄附金をいただいたものでございます。

なお、下段部分の１目の競輪、競艇事業収入につきましては、３月議会にも最終の補正をお願いして減額をしたわけでございますが、その後、関係する議員さんの御協力もいただきまして、配分が多少変更されました。よって最終的にはこの額を増額部分として確定をしたわけでございます。３月議会当初には、一応決定した部分を減額し、そして最終では、またそういう事情の中で増加があったということで確定を見たわけでございます。

なお、38ページ、39ページ、１目の市債でございます。先ほども説明を申し上げました消防債、教育債、総務債、おのおの減額部分は緊急通信システムの新設関係の中の携帯無線の関係、大成荘につきましては外構工事の対象外というような中での減額でございます。その他につきましては、おのおの項目につきまして減収補塡債の中から、この対象事業の市債を受けたわけでございます。

なお、40ページ、41ページ以降につきましては歳出でございます。この歳出部分の２の総務費、６目の財産管理費でございます。先ほど来説明しておりますが、その額は基金に積み立てるということで、寄附金の積立金でございます。内訳としては、ここに記載のとおりでございます。

なお、42ページ、43ページ以降につきましては、すべて減額の補正でございます。事業に関連して、対象者減が大きな理由でございます。特に説明は省略をさせていただきたいと思います。

最後に50ページ、51ページでございます。上段部分では４目の幼児教育援助費がございます。これにつきましては、再度３月31日専決の中で減額でございます。ある程度数字も積算した中で、３月議会に見込んでの減額を一度お願いしました。しかし、なお、人数的な対象者の減によっての専決での減ということでございます。

最後に11款の公債費でございます。特に２目の利子でございます。１の市債の利子償還経費でございますが、特に土木債の償還利子につきましては、３年度に日野駅の西第

5駐輪場の用地資金を市債で受ける予定でございました。しかし、これは、市債というよりは、東京都の無利子の資金を借り受けたということでございます。よって平成4年度の利子を積算して計上させてもらいましたが、不用となったという理由でございます。

以上説明は終わりますが、よろしく御審議いただき御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　質問、この補正予算直接内容ということではございませんけれども、実はきょう収入役も、要するに今いない中で、また収入役の職務代理者はおられるんですが、議場に出席をされておりません。そういう中で、昨年を思い出していただくとわかるとおり、この議会で専決を承認をされますと、あとは内容的に9月の決算のときに数字が出てくる、こういうことでありまして、昨年の議会の中でも要望いたしまして、それが満たされている。このことは、決算の見込みの提出をお願いしたいということで、収入役に昨年の段階で求めました。この議会中の最終日までに提出をいたしますということで、昨年その約束が守られまして決算見込み額が出されました。

しかし、ことしこの場合に、この要求をしたときにどのようになるのかなという状況がありまして、もし企画財政部あたりでその見込みの数字といいますか、そういったものをとらえているのかどうかわかりませんけれども、総体にもし企画財政部長に求めることでなく、総体としてその立場をしてお答えができる人がおられれば、その点の見通しについてお答えをいただきたい。

あわせて、もし企画財政部長でありますれば、今の現在の状況で果たしてどの程度の繰り越しといいますか、現実ですね、4月30日現在は収入役の報告が昨日の行政報告書の中でなされていますから、大体状況はわかりますけれども、果たして見込みとしてどの程度次年度繰り越し等があるのか、そういったことが明らかにできることであれば求めをしたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの御質問につきまして、お答えしたいと思います。

現在の出納課、収入役室の5月31日の繰越額につきましては、ある程度試算がされております。例年どおり6億5,000万前後というふうに聞いております。昨年のことも当然ありますし、出納課長の段階につきましても繰越額も一定の額が出ておりますし、この議会会期中の中で、昨年同様また出納課長と協議した中で、整理の状況を十分聞きまして、同じように提出をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第42号、平成４年度日野市一般会計補正予算（第５号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。砂川助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　　私の方から御説明を申し上げます。

議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市職員の定数を1,591名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　それでは、議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、福祉施策の拡充、都市基盤整備事業の推進、市立病院における医療サービスの改善等市民要望に即した行政の計画的執行を図るため、職員定数の増員をお願いするものでございます。また、この改正にあわせまして、定数外職員の規定の条文の整備をいたすものでございます。

それでは、新旧対照表によって御説明申し上げますので、４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。第２条関係でございますが、これまで定数外職員の中で派遣として一括取り扱っておりました公社等の公共的団体に事務従事する職員につきまして、定数外職員として明確に規定するため、条文の整備を行ったものでございます。なお、この条文整備に伴いまして、次の６ページ、７ページにございます第２項につきましても、条文を改めさせていただきました。

次に職員の定数でございますが、職員の定数の総数では1,556名に35名を追加しまして1,591名に改めるものであります。市長の補助職員として行政部門の職員26名の増員でございます。内容的には、福祉部関係で乳児医療制度の拡充、保育園の定数配置及び学童クラブの新設に伴う増員でございます。また、市民部関係の事務量の増大及び一層の窓口サービスの向上のため、それから、都市基盤整備の推進、またリサイクル事業の拡充に伴う増員が主なものでございます。次に病院関係でございますが、医療サービスの向上及び給食サービスの拡充等に伴う増員でございます。次に監査業務の拡大に対応するための増員でございます。

この定数条例の改正案の取りまとめについては、各部ごとに部長を中心といたしまして部内の現状と今後の事務量等の把握に努めまして、総務部においてヒアリングを行いました。それを集約し、最終的には職員組合とも協議を行って提案いたすものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　１年前、昨年の６月議会だったと思いますが、市も完全週休２日制という体制を組まれました。そのときにも、附帯意見として、それを吸収するための策をいろいろ講じるようにということの条件がついていたわけなんですが、この完全週休２日制の問題と、今回のこの増員の問題というのは、ここでは全く触れておりませんし、また今の説明の中でも特になかったわけですけれども、そのとき等の兼ね合いというのはどういうことになっているのか。要は、単純に比較をすれば日数が減った分だけ間違いなく各職員の方に負荷がかかるということは間違いないわけなんですけれども、それをどんな形で吸収をして、そしてその結果今回提案するような形にったなのか、その辺をやっぱり提示していくべきではないかなと思います。

それからもう１点は、地方公共団体または公社等への出向派遣社員ですか、派遣をされるような職員の扱い、これは定数外とするというようなことも含まれているようなんですけども、こういう扱い方というのは、ほかの自治体はどういうふうになっているの

か。私も一般的に民間ベースで考えますと、当然こういったたぐいのことというのはどこの会社でもあるわけですね。だからといって、ではそういうところに人を出す、当然国なりかなりレベルを要求されたようなところに、優秀な社員をある期間、派遣をする。では、そのときにその分だけ補充するかということは聞いたことのない話でして、むしろそれは内部努力でいろいろ工夫をするということが常識的だと思います。まして、今のような大変厳しい経済情勢の中で、こういう発想があえて出されてきたというのは、よそもそういうことが当たり前としてやられているけども、日野市はたまたまそういう規定がなかったから、今回そういうふうにするということなのか、その辺の説明をもう少し詳しくしていただければと思います。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　第１点目の点について、まずお答えをしたいと思います。

完全週休２日制の実施に伴いましては、いろいろ御意見を承りました。それで、私どもとしてもそういった方向で極力内部的に吸収できる部分については、内部的な努力によって増員をしないで実施をするということを基本原則にいたしまして、労使間でも協議を重ねて実施に入ってきたところでございます。ですから、私どもとしては、基本的にはそういうことでこの定数問題につきましても、完全週休２日制の実施との関連では、そういうような考え方を現在でも持っておりますし、今後もなおこの実施過程でいろいろ細部の問題も生じてきますので、そういった問題についても基本的には同じような考え方で対処していきたいというふうに考えておりますけども、ただ、どうしても一部実態的に見て一定の手当てをしなければならない部分も、確かに出てまいります。特に直接事務サービスにかかわってくような部分に関しましては、一定の対処をしなければならないというようなことも出てまいりますので、それについては、やはり市民サービスを現状からさらに前へ進めるということも含めまして、私どもとしては一定の対応はとらなければいけないというふうには考えて、今回の措置の中でも、増員を考える要素としまして、それぞれの担当部局ごとに精査をしましたけども、そういった中で、実態としてこれはどうしても増員しなければ進まないという部分については、やはりそれなりの対応を私どもとしても考えているというのが実態でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　派遣職員の関係でございますけども、これは御存じのように自治法の252条で決められています内容のもの、現実には日野市からは３名が出向しているわけでございます。ちょっと申しますと、11市競輪１人、それから職員研修所へ

１人、それから南多摩農業共済組合へ１人と、合計３名が行っております。この給料関係については、先方の方で支払いをするということになっておりまして、そのほかに公共的団体の中で、事務に従事する職員としまして、例えば福祉事業団、これに７名、それから緑化協会に３名、企業公社に２名、それから日社協１名、それからTAMAらいふ21に２名、合計15名を派遣しております。これらのことについては、よその市も大体同じような形で条例に基づいたりして、制度化されていると聞き及んでございます。これについては、定数外の職員であるということでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今回増員に当たって、福祉だとか都市整備だとかいろいろ口頭で説明をされました。こういったことは、これまでもそうだったんですが、非常に大事な部分なんで、むしろ資料としてこういう部分がこういうことなので、したがって必要なんだというようなことを、資料としてみんなにわかるように提出すべきだと思うんですね。それから、前回の増員のときも私申し上げたと思うんですが、仕事の中身というのは、時代の変化とともにいろいろ変わってくると思うんですね。したがいまして、今まで１０人のところを、ある職種については８人なり７人なりとかと変化が出てくると思うんですね。ですから、そういうやりくりをした中でも、なおかつこれだけの人間が足りないんだというのが、やっぱり当然の説明としてあってしかるべきだと思うんですが、なかなかそういう慣行がないのかどうかわかりませんが、新旧の比較だけで、あと肝心なところは口頭の説明だけというようなことで終わっているんですね。

先ほども申し上げましたように、人の問題というのは大変なことなんですけれども、しかし、それに関係して費用といいましょうか経費といいましょうか、そういったものも相当かかるわけですから、特にこういう時代の場合には、相当慎重に内部努力をしながらいかないと、派遣職員の分については別扱いだというような発想自体が、全く私にとっては考えられないことなんですね。今、数字で15名プラスアルファぐらいの数字がいるようなんですけれども、千五、六百名の中であれば、当然努力の範囲ではないのかなというふうに思います。

これまで昭和時代はどちらかといいますと、予算的にもある程度残すような段階で、かなりの積立分があったわけなんですが、平成に入ってから予算を見ましても、毎年切り崩しをしている。この平成に入ってから平成５年度まで約100億を超える繰入金をしているわけですよね。ですから、そんなことを考えても、この予算の使い方イコール人の扱い方ということは、もう非常に慎重に対策をしていかないと、これから先、人だけ

をふやしていくということになりますと、後々のために大変なことになるんではないかなというようなことを考えますと、もう少し慎重性と、かつその辺の背景を十分理解できるような形で示すべきだと思うんですが、改めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　前段の資料要求につきましては、総務委員会までにある程度きっちりとしたものを作成して、議員さんにお配りさせていただきたいと思います。

それから、その中にもちゃんと数字として出すつもりでございますけども、今回の定数要求につきましては、先ほどもちょっと説明の中で申し上げましたけど、職場から出てきた数字、それを所属長が話し合いをして絞り込んで、その所属長が出してきたものを、また我々総務部で絞り込んで現在の数字になりました。ですから、その中には当然内部努力によって民間にするか再雇用を活用するかをして減らすとこ、それから減員にするというような箇所もやって、その結果の数字でございます。それにつきましては、後ほどの資料でお示ししたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　先ほどお伺いした中で、１点まだ考え方が示されておりませんけども、いわゆる派遣職員の数を定数外とするという、このとらえ方というか考え方は、これは行政体の場合は、これはどこの市でも一般的なものなんですか。それとも日野市が新たに考え出したものなのか、その辺についてもう１度伺いをしたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　この派遣職員というのは、これはどこの自治体でも、また国でも一般的な形として行われているものでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　はい、わかりました。

そうしますと、今の件は他市ではそういう扱いをしているけれども、日野市ではそういう扱いにしてなかったんで、改めてここでそういう形に整えたいということで理解をしてよろしいわけですかね、それをもう１回確認させてください。

それから、以前も一般質問かなんかで私、取り上げたと思うんですが、当然、先ほどの説明があったように職場からいろんな要望が出て、人員増の要望が出てきて、それを検討された結果、この数字だということは十分理解をするんですけれども、ただ、以前一般質問で出させていただいた、例えば学校給食だとか図書館だとか、これは決して中身を落としていいとかということではなくて、同じレベルを保つ中でも人のやりくり、

扱い方によっては十分まだまだ検討できる、例えばの部分としてあると思うんですね。そういったところを全くそのままにしておいて、後で資料が出てくれば、どの部分をどういうふうに検討されたかということがわかるから、その時点でまた見たいと思いますけれども、どうもその辺の努力が十分されていないんではないかなというふうな気がいたします。これは、また資料を見てからとさせていただきたいと思いますが、さっきの確認だけ、最後にお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　この条例第２条ですけども、以前からあったんですけど、他市の条例等を見ますと、もっと具体的に書いてありますもんですから、この機会に日野市もわかりやすいように内容を具体的にして改正するということで出させていただきました。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の沢田議員の質問と重複する部分があるんですが、まず定数条例の２条の今の総務部長の話ですと、旧の条例の派遣者という中身を明確にするためにしたんだというお話ですから、これによって対象者が拡大するとかそういうようなことはない。ですから、極端に言えば、条文をこのままにしておいても全く同じ扱いだというふうに受けとめていいのかどうか、それが第１点です。

それから、同じく２条の２項ですが、ここでは旧の方と新の方で見ますと、派遣職員の復帰によりという項目が新たにつけ加えられておりますが、これによって、どのような違いが出てくるのか、具体的なケースでお話をしていただければありがたいと思うんですが。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

今、先ほど沢田議員にお答えしましたように、今までは派遣及び休職者については、これは定数外とするとなっておりましたけれども、国もしくは地方公共団体、また公社等というのは、御存じのように企業公社とかそういうとこを指しているわけでございます。そういう場合に、一般的にさきも申しましたけど、252条でいう派遣は自治法で言う派遣になるわけです。それから、今度新しく入れました派遣または事務従事の場合というのは、先ほども申し上げましたように、福祉事業団とか緑化協会とか、日野市がやっているというものを指しているわけです。

ですから、例えば福祉事業団から一時職員が出向を解かれて帰ってきた場合は、当然

市の定数になるわけでございます。ただ、それが範囲をきちんと決めたという内容でございます。

それから、一時という６ページ、７ページの関係でございますけれど、派遣から出向した職員が帰ってきたために、一時定数が増になる場合、それを指してその時点を１名か２名ふえた場合も、そのときは一時的にそれをもって定数職員にさせていただくという内容でございます。現実にはないと思いますけれども、そういう規定を決めておきたいということで、内容的に整備させていただきました。以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ちょっとわからなくなってしまったんですが、２条で言う派遣者の内容をもう少し具体化をしたんだということですが、今のちょっとお話ですと、法律の派遣者という意味内容とここで設定している内容とは、若干ずれがあるようなお話をちょっと受けたわけですけども、ですから、要するにこの条文を新しく設けることによって従来の扱いと違ってくるのかどうか、要するに対象としては拡大しますよ。例えば福祉事業団の中身については、旧来の派遣者という文言の中には入れることができないんで、２条の中に具体的にそれを入れるために制定をしたんですよというふうに聞こえたんですが、それでよろしいのかどうか。

それから、２項の方では派遣職員の復帰ということが、ケースとしてはそれほど少ないということですが、これによって新と旧の違いが具体的に、要するに現実には起きないけども、とりあえず将来の対策といいますかね、そういうことで設けますよということで、実際には、これは制度の中では違いが出てこないということですが、制度上は、かなり私はこれ拡大するなというふうに受け取って読んでいるんですが、その辺はどうでしょうか、２点です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　２条関係については、文言を整理することによって、別に拡大するためにやったんでなくて、今の現実あるやつを文章的にきちんと整理したという意味のものでございます。

それから、後段の件でございますけども、現実には病院部門の定数が、今230名が現実には231名です。ですから、ここで改正させていただいて、その辺の解消もする。ただ、こういうことは先ほども申しましたように、めったに定数外になるということは、現実的にはありませんけど、今病院には現実として１名の増になっているというのが現状でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。砂川助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　　議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、給与の控除金の規定及び口座振替の規定を改めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　それでは、議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、給料からの職員団体の組合費の天引き及び給与の口座振替を実施するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。新旧対照表によって御説明申し上げますので、４ページ、５ページをお願いいたします。

第20条の２の関係でございますが、給料からの控除金につきましては、地方公務員法第25条第２項の規定によりまして、条例で特に定めた場合に限り給料からの天引きを認めております。現行の条例では、職員組合の組合費については規定しておりませんので、それを控除金としてきちんと規定し、法制上の整備を行うものでございます。

次に21条関係でございます。給料の口座振替につきましては、支給時の事故防止とか職員の利便を図るため起用したいと考えているわけでございます。そのため、現行の条例では、休職者等に限定している口座振替を、希望するすべての職員にその対象を広げるために条文を改めるものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　これと直接関係ないかもしれませんが、今職員の給料の振り込みというのはどの程度まで実施されているんですかね。

それとこれとの兼ね合いみたいなものは論議されているのかどうか、ちょっと実態もわかりませんので伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　今、職員の振り込みは、先ほど申しましたけど、特別な休職者、それとか産休で休んでいる職員とか、そういう者に限定されているものです。ですから、ちょっとその人数はわかりませんけども、ほんの一部だと思っています。ですから、今度の条例改正させていただければ、希望すれば全職員を対象にやるというものでございます。他市なんかを見ましても、約半数以上の市が条例を改正しまして、振込口座を設けている制度でございます。

それから、東京都の関係は、ちょっとわかりません。東京都はまだ実施していないと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　わかりました。

そうであれば、何か一緒に検討されてもいいような気がしたんですが、人によってはせっかくの給料を振り込みにすべきではないという考え方もあるんで、一概には言えないのかもしれませんが、今こういう道筋ができることは、次のステップとして給与振り込みの拡大にもつながるというような形で受けとめたんですが、そうであるならば、何か一緒に検討されてもいいのではなかったのかなというような、そんな受けとめをしたもんですから、これはその辺の次のステップとして何がしかの考えがあるのかだけ、ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　ちょっと申し上げましたけど、この振込口座を利用することによって、職員の利便性になるということは、給料日に何か用事があって持ち帰らなくても済むというメリットもあります。それからまた、出張中とか休暇中でも、当然21日になれば、午前中にまでは銀行に振り込まれるというメリットもございます。それから、これはあれかもしれませんけど、現金を持ってないで振り込みのときは家計簿の足しになるというふうなことも、ちょっと言われてますので、そういうような関係で全職

員、これは強制はできません、法律上できませんけど全職員に普及させていく。できれば、９月から実施していきたい、これには給料だけではありません、期末手当ほかのことも全部希望があれば振り込みにしていく。ですから、中には全額の者もいますし、半額は現金でくれというものも受け付けるつもりでおります。そのような形にしたいと思っています。以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の一般会計補正予算第１号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ１億4,063万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を440億8,635万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算第１号につきまして、御説明を申し上げます。

ただいま市長から提案された計数的には、歳入歳出額同額ということでございます。平成５年度第１号の補正予算でございますし、また新年度まだ始まって経過も少ないわけでございます。緊急やむを得ないものだけをここに補正するものでございます。それでは、歳入歳出の全体的なものは略させてもらいまして、詳細から入りたいと思います。

６ページ、７ページの歳入でございます。歳入部分につきましては、６ページ、11款

の都支出金、２目の民生費都補助金でございます。５節の児童福祉費補助金につきましては、ここに説明欄記載のとおりでございますが、具体的には子育てに対する大変母親の心理的負担あるいは育児不安を解消するために、都の補助事業として、ここに事業を開始していきたいということで歳入を見込みました。なお、下　部分でございます１目の繰越金でございます。既に当初予算の中でも一部計上させてもらっておりますが、ここで歳入歳出のバランスのために１億3,687万9,000円の補正を平成４年度の繰越金からお願いするものでございます。

なお、８ページ、９ページの歳出を説明をさせていただきます。まず６目の財産管理費でございます。25節の積立金、この積立金につきましては、当初予算のときに３億円予備費を計上しておりました。その予備費を取り崩しまして、市立病院の建設基金として３億円を歳出にするものでございます。なお、７目の企画調整費でございます。14節の使用料及び賃借料でございます。ここに記載のとおりでございます。これはTAMAらいふ21協会が既に事業を展開しております。各自治体32市町村の中でも小学生あるいは中学生を対象にして子供にこの体験をさせるということでございます。よって当市におきましては、中学一、二年生、3,300人を対象としまして入場料を負担するということでございます。なお、13の諸費でございます。23の償還金、利子及び割引料でございますが、これはここに記載のおおりでございますが、当初予算の中で5,000万計上をさせていただきました。しかし、現状の執行の状況を見極めながら、株の関係につきましての還付金がかなりの額になるということで、当初予算等を合わせまして、ここに過誤納還付金との計上をお願いするものでございます。

なお、10ページ、11ページ、１目の児童福祉総務費につきましては、説明欄記載のとおり新しい事業として補助金の関係を踏まえてここに記載をしたものでございます。なお、下欄部分６目の学童クラブ費でございます。11節あるいは18節の備品購入費として学童クラブのエアコンを購入するものでございます。なお、これは既に各施設とも３年計画をもって２年実施してきました。最後の年でございますが、学校併設分の施設の残り分についての対応でございます。

なお、12ページ、13ページでございます。３目の道路新設改良費でございます。15の工事請負費でございます。ここに記載のとおり、場所につきましては具体的には下程久保の自治会、通称金久団地のところでございます。大変がけ崩れ等の状況に関して道路の改良が必要だということで、ここにお願いするものでございます。なお、７目の交通安全対策費、15節の工事請負費でございます。豊田の北第５駐輪場でございます。これ

につきましては、現在もかなり利用度の高いところでございますが、借地として地主さんから当然借りているわけでございますが、所有者の相続関係が起きましたので、この土地を返す、そのための撤去費ということでございます。

なお、14ページ、15ページにつきましては、上段部分、１目の学校管理費でございます。18の備品購入費の補正をお願いするものでございますが、エアコン10台ということで、先ほど学童クラブの学校併設分をお願いしました。ここには、その学童クラブとの関係で、職員室に対する小学校５校に対するエアコンを設置していくものでございます。なお、４目の学校建設費でございます。15節の工事請負費でございます。これは当初予算に7,000万の計上で、ここに記載の大規模改造工事をお願いしたわけでございますが、予算も御承認いただいております。国庫との関係で、国と調整でやはりこの事業費ではということで、1,400万を補正をお願いして8,400万円を事業を展開するということで、国庫補助を受けるための予算措置でございます。なお、２目の青少年育成費につきましては、説明は省略させていただきます。当初予算等の附帯意見を踏まえての６月補正でございます。なお、７目の図書館費でございます。ここに14節の使用料及び賃借料を計上させていただきました。これは、14の中央図書館の前に駐車場を20台分借用する予算が主でございます。なお、一番下欄部分で１目の体育総務費でございます。13節の委託料、これも説明は略しますが、３月議会での附帯意見の額をそのまま計上をさせていただきました。

なお、最後に16ページ、17ページでございます。１目の予備費でございます。予備費の補正額につきましては、ここに記載のとおりでございます。この額を取り崩しまして、一部は病院の基金に、あと残りにつきましてはおのおの事業に、先ほど説明した事業費に組みかえをさせていただきました。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　それでは、民生費の児童福祉総務費の子育て相談ネットワーク事業経費ですか、これについてお聞きしたいと思いますけれども、昨今のそうした問題というのは、非常にマスコミでも取り上げられて、非常な関心とともに重要な課題となっているわけでございます。その中で、今回このような形で出てきたことは結構なことだと思っておりますけども、しかしながら、本来このような事業であれば、当初予算で組んでしかるべき大事なというか、当初予算で組む中で精査されて、いわゆるきちっとした事業化をされて提案されるというのが、本来の趣旨ではないかと思っているわけでご

ざいますけども、一つには、なぜこれがある程度唐突な感じで受けとめるような感じがしてならないわけでございます。ここで、唐突に感じられる中で、これが提案された経過というんでしょうか、いうものを含めて、あと内容的なものも企画財政部長、先ほどさらっと、これ触れられて内容的にはほとんど説明がなかったものですから、これ厚生委員会で審議をされるんでしょうけども、ただ勉強したいという意味で、もう少し詳しくこの内容を教えていただきたい。一つには、このスーパーバイザーとかちょっとわからない語句が出ております。あるいは医師報酬4回とかいう根拠、または子育て支援活動委託料3万円とか、こういうところを、ちょっと簡単で結構ですけども、内容をもう少し詳しく教えていただきたい、こういう点、まず質問いたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

まずこの子育て相談事業でございますが、これについては、私どもかねがね地域の児童福祉施設等でやっていきたいというふうに考えておったけでございます。たまたま3月末で長年保育園行政に携わっておりました園長が、嘱託職員ということで引き続き業務に当たるというようなことがございましたので、この事業に踏み切ったわけでございます。

それで、事業の内容でございますけども、御承知のとおり最近非常に核家族化しております。また、子供の減少あるいは地域の交流等が非常に希薄になってきているというようなことで、特に子育ての環境が非常に悪化しているということが言えるんではないかと思っております。そういうようなことから、そういう保育所あるいは児童館を利用して、そういう保育所等で持っている機能を活用いたしまして、いわゆる総合的な子供育ての支援体制の整備を進めていきたいというふうに考えたわけでございます。将来的には、各地域にありますそのような児童施設いわゆる保母さんもいれば栄養士さん保健婦さん、相当のノウハウを持っているわけでございますので、そういうようなことで、将来的には全施設でやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

今年度は、そのうちでも本庁と、それから、児童館1館、保育所を1カ所、そういうようなことで3カ所でやっていきたいというふうに考えております。

それから、特にこの子供育て相談については、保健関係機関との連絡調整も必要になってまいります。そういうようなことから、定期的にそういうような調整会議を開催するというようなことから、特に医師の報酬等を計上させていただいたわけでございます。

それから、臨時職員の雇用については、今申し上げました本庁においては、嘱託嘱託

と、元保育園の園長ということでございますが、児童館、保育所等については、それぞれ嘱託職員の中でも有資格者をぜひ充てていきたいというふうに考えております。

それから、子供育て支援活動委託料でございます。これは、いわゆるお母さん方がグループになりまして活動していただく、いわゆる情報交換等をやっていただく、そういうようなものに対する委託料でございます。

あと、この制度につきましては、平成３年の12月に東京都の制度として子供育て先端事業というようなそういう制度が施行されましたので、その制度に乗りまして実施するものでございます。

スーパーバイザーでございますが、これについては、いわゆる子供育ての指導に当たる人の指導員、またその上の指導ですね。そういう専門の人でございます。

それから、当初予算でなく補正で計上したということでございますけども、この制度については、たまたま研究はしておったんですけども、なかなか適任者が見当たらないというようなこともございました。幸いにも退職者の中からそういうような適格者がいたということで、この事業に踏み切ったわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　概略はわかりましたけれども、私も昨年の12月の議会でそうした問題を取り上げさせていただいて、御答弁もいただいているわけですけども、その中ですと、ほとんど具体的なものがなかったわけですね。それが、ここでいきなり出てくるということ、何かいま一つ理解しがたいものもあるにはあるんですが、それはそれとして検討という意味でどこら辺まで検討されているのかということもいろいろ疑念というか、わく面もあるにはあるんですけども、事業そのものはやっていかなきゃいけない事業だというふうにも思っておりますので、それ以上は申し上げませんが、内容として先ほどのお話ですと、現在の保育園の12園ありますけども、利用していくというようなお話でございました。いわゆる12園あるのを今後計画として、どういうふうな年次計画で、12園全部これを活用していくということを考えますと、どういうふうな計画で今考えられているのかということを、またお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　将来的には、全園で実施していきたいというふうに考えておりますが、現時点で具体的に年次計画を持ってどうこうのというところまでは、まだ考え方コンクリートされていませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　そうしますと、非常にこの計画そのものがどこら辺まで深くというか、内部では検討してきたのかということが、ちょっとまた疑問として上がってくるわけなんですが、いずれにしても私も昨年の12月の議会でも御提案をさせていただきましたが、この12園という現在ある保育園の機能というものをできるだけ活用していかないと、これは意味がないというか、それが機能的に活動ができないというふうに私も思っているわけでございます。そういった意味では、たまたま退職者が出たということもあるんでしょうけども、もっともっとこれは計画的なものをつくってやっていかないと、これはまた場当たり的なという批判を受ける、そしりをうける羽目にならないためにも、そういったものをきちっとやっていっていただきたいということと含めて、最近の保育園の機能を生かすということの中で、いわゆる園児以外にもそういった意味では、保育園に入るべき園児ではなくても開放していこうというような動きもあるわけでございます。そういったものを含めて、今後検討していただければということを要望して終わります。

○議長（黒川重憲君）　　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　　15ページですが、小学校のエアコンの職員室５校分というふうに入っております。これは、田原議員と同じ趣旨になりますが、当初予算でなぜ組まないでおやりになってきているのか。この現状が今どうなっているのか、これで全部終わるのかどうか、その辺を含めて、なぜ今のこの時期に設置をしてきたのか。お金が非常に余ってきたんで入れたという考え方なのか、その辺を伺いたいと思います。

同じく体育費の日野市民ふれあいスポーツレクリエーションフェスティバル委託料、これが企画財政部長のお話がもごもごとしてよくわかりませでした。要するにその沿革と、このねらいとどういう趣旨なのか、もう少し明確に御説明願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　　まず第１点目の小学校費の学校管理費におきます備品エアコンでございます。これにつきましては、エアコン関係といたしまして過去からずっと年次計画の中で、校長室、事務室、用務員室、保健室あるいは調理員控室といったようなところにつきまして、年次計画をもって進めてまいりまして、このたびほぼそれが完了するところまで至ったものでございます。

そこで、次にしなければならないところといたしまして、この補正でお願いいたしましたのが、職員室におきますエアコンでございます。今回のこの補正を皮切りにいたし

まして、私どもといたしましては逐次年次計画をもちまして進めていきたい考えを持っているものでございます。

なぜこの補正でという問いに対しましては、当初大変財政的な事情の中で手控えてたところがございますが、このたび先ほどの財政部長の説明にありましたとおり、学童保育の関係でもエアコン設置という動きがございますので、あわせて私どものこの職員室絡みの設置につきましても、この際同時に行わせていただくことによりまして、年次計画の取りかかりとしたいという考えでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　体育総務費の中の日野市民ふれあいスポーツレクリエーションフェスティバルでございますが、この事業につきましては、一昨年の平成３年度から事業を行っております。平成３年度の第１回目は雨で流れてしまいまして、実際的には昨年度が第１回となったわけでございますが、これを体育課の事業といたしまして実行委員会をつくりまして、その実行委員会の中にはスポーツ団体あるいは子供会あるいはラジオ体操会、学校開放の運営協議会と、いろんな団体が集まりまして実行委員会をつくりましてのフェスティバルでございます。10月の10日に昨年度は実施いたしまして、種目を申し上げますと、大縄飛びですとかロードレース、それからウォークラリー、体力測定、民謡踊り、綱引き、ウルトラクイズというような種目がございまして、全部で延べ3,055人が参加いたしまして、10月10日体育の日にみんなでよい汗をかこうということの企画でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ここにエアコンの方の話ですが、小学校、ようするに学校関係では、調理室ですとか保健室ですとかそういうとこがエアコンが整備された。それで、職員室についてはこれから取り組みたいんだということで、これが本年度から初めての事業として取り組んでいるんだというお話でした。

前にもたしか本会議の中で、職員室云々という話も出ておりましたけども、それは最終的なやるかやらないか、要するに生徒・児童の問題もある。そういうことも含めて検討させていただきたいということで終わっていたというふうに思うんですが、こういうふうな、要するに年次計画でやってきたという形のものであれば、当然当初予算の中でこういうものはなれれるのが普通なわけですね。ここに急に出てきたというのは、なれなりの強い理由がなければ、私は出てこないだろう。年次計画の中で、原則的に行われ

るものがこういうとこに出てくるというのは、ほかにも緊急やむを得ず出てくる場合ということも効くことはありますけど、この辺がちょっとどういうことなのかなというふうに思います。この辺の事情はどうなっているのか。特にこの財源は、1,500万ということですが、この財源はどこから持ってきたのか、その辺もちょっとお話を受けたいと思います。

それから、同じ疑問ですけども、体育課の方で市民ふれあいを平成3年度、実質的には平成4年度から実施をしてきたということですから、そうであるとすれば、これもやはり当然当初予算で組まれてやってこなければ、修正した、そうですか、私の勘違いのようです。当初予算で組まれてくるべき話だというふうにもう理解しているんですが、その辺の事情をお話をください。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　小学校のエアコン関係の問題につきまして、私の方から答弁させていただきます。

教職員の人事異動というのが、広域的な形で行われておりまして、他の区・市から日野市へ新しく先生方で入ってこられる方々、こういう方が毎年結構いるわけなんですけれど、他の区・市で、やはり職員室の冷房化という形で、年次計画でそれぞれ問題が進められておりまして、日野へ新しく転入してこられた先生方が、校長室とか事務室とかあるいは調理員室、用務員室、そういうのが冷房化されている中で、なぜ職員室だけが冷房化されていないんだ、こういう要望が毎年学校訪問等、出かけていきますと大変強い声で各学校から寄せられていたことは事実なんです。

それぞれの施設の中身を順次整備しながらいずれの時期には、この冷房化の問題について取り組まなければならないという考え方は持っていたわけでございますけれど、今回学童クラブにつきましては、学童クラブの最終年度としてそれ以外の施設には全部冷房がついていながら、学校施設を利用している、それで学童をやっているところだけは、学校との関連で冷房がついていなかったということで、これは学童の方からの強い要望等がありまして、最終年次という形で、先ほど企画財政部長が説明したように、学校施設に入っている学童ですね、これについて冷房するという話が出まして、今回その学童の入っている学校、これにつきましては、ぜひ教職員の感情からいきましても、学童の方は学校施設を利用して入っている学童には冷房が入る。ところが、再三要望を出している教職員の職員室の方には冷房が入らないということで、ぜひ今回学童の入っている学校、それの冷房化を図るならば、計画的に進めていく最初の出発として、それらの学

校につきまして、ぜひ同時に冷房化を図っていただきたいということで、夏休みを前にしましてのこの時期での補正というような形で出させていただいただ、そんな現状なんです。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　何点か伺いますが、最初に先ほど田原議員が質問しておりました子育て相談のネットワークなんですけれども、この点については、これは先ほど退職者の関係を充てるというようなことで、ここで臨時職員の雇い上げ、こういった費用も出てますが、この部分の、要するに職員に対応するものなのかどうか、こういったこと。

それから、先ほど何か田原さんそのまま終わってますけれども、委託料のことについては母親の情報交換で委託をするんだということでありますけども、３万円の委託料でどういう団体に、果たしてそれが組織化されている組織に委託をするのかどうか、ちょっと委託料ですから、そこら辺の性格だけひとつ明らかにしていただければ。

もう１点大きな問題がありますので、とりあえずそれを片づけてから大きな問題に入りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　臨時職員の雇い上げでございますが、これについては新たに採用いたします、いわゆる児童館あるいは保育園１カ所、おのおの１カ所、これに当たります職員でございます。退職者の嘱託職員については総務費の方で計上させていただいているところでございます。

それから、子育ての支援活動委託料でございます。これは、やはり子育てのお母さん方の、いわゆる情報交換の場、こういうものも必要でございます。既にそういうグループが１カ所できつつございますので、ぜひそういうようなグループをつくるよう指導いたしまして、その中で活動していっていただく、一つのグループのみでございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　ただいまの職員については、総務費の方で対応しているということであります。この総事業費については、幾らというふうに見ていらっしゃるんでしょうか。要するに、総事業費はここに書いてある438万1,000円でしょうかということなんですが。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　そのとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　実は、そうしますと今これが総事業費だということでお話しであります。つまり、歳入の面で子ども家庭支援事業の基本額が303万円、これの３分の２が歳入部分であります。子育て支援地域活動事業の基本額347万7,000円の２分の１、173万8,000円、つまり375万8,000円が都の補助金、そして総事業費が今言うとおり438万1,000円でありますから、つまりこのまま予算を通すということは、総事業費がこれですと事業費に満たない、要するそれぞれの費用を計算しますと、650万7,000円の事業費であいと、せっかくこの都の補助金を見込んでも、事業費が足りないということで東京都の補助金の減額対象になる、こういう予算書ですね。

ですから、総事業が幾らですかと聞いたのはそこにあるわけです。ぜひそういった視点で、これは厚生委員会の方に付託になりますので、その点十分御審議をいただきたい。

それで、もう１点に入りますが、続いて、実は部長の説明にありました緊急やむを得ないものを今回補正をした、こういうことでありまして、その中特に病院の積立基金３億円、これが当初、やはりこれからの財政がきつい、こういう中で７億円に抑え込みます、こういうことで我々は当初予算の一部ほかの変更をしたところなんですが、先ほどもエアコンの問題で、財政が豊かに当然対応ができるというようなこと展開もありましたけれども、そして、なおかつ予備費が新しい市長が誕生したときに委ねる関係で３億円を留保する、こういうことで、私は残念ながら市長を別の市長にかえるということでおりましたから、その３億円の使い方については、新しい市長に積極的に申し入れをして、少なくとも市民生活に対応していこう、こういうふうに思っておったんですが、残念ながら、現市長が信任をされ市長に就任をいたしました。

早速、前のまだ３月の説明のときに、これからお金も厳しい、そういった中で10億円今まで積んできたものを７億円に抑えていきます、こういったことでこの部分は認められている部分ですね。ところが、市長が誕生した時点、即に３億円をここに基金に繰り入れた。つまりこの状況はもう本当に財政的にこれから何の問題もなければ結構ですけれども、年度の当初、要するに最初の補正で上げてくるような内容じゃないんですね。全くもってこれが緊急やむを得ないということじゃないと思います。その３億円、仮に予備費にあったとしても、それなりの果実は出るわけですし、基金に比べれば多少果実のどあいは小さいかもしれませんけれども、決してそのことを不容易にそこへ置いておくということではないわけですね。何で３億円のものをここでして10億にする必要があるのか。この点については相当明確な答えを、それから、今後税制その他の上でもし落ち込みがあったときには、どのような取り計らいをしていくのか、こういったことが大

きな問題になると思うんですよ。そこら辺の考え方は市ありに持っていらっしゃるでしょうから、ぜひお伺いをしたい。

つまり３億円そっくりということは、ほかの事業の関係もありますから、要するにつじつま合わせのために、先ほどあえて繰越金は幾らですかとお伺いをして、６億5,000万程度ありますよ、そのうちの、当初でも３億見込むこと自体が、当初予算でも私は指摘をしております。ただ、こういう財政状況でありますからやむを得ないでしょうという中は、視点としてとらえているわけですけれども、今回で１億4,000万程度ですか、繰越金の見込みを１億三千六百何がしですけれども、こういったことを出している。つまり、あと２億ほどは確実には、これは見込めるでしょうけれども、果たしてこの時点に基金を３億円出すのが妥当なのかどうか、こういう視点で質問を申し上げたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのことにつきましては、私からお答えをいたします。

病院の建て替えということにつきましては、かなり大きい課題でありますので、数年来一定の姿勢として建て替えに取り組んでまいりますということを、基金の積み立てという形で表現をさせていただいておりました。そして、平成５年度、つまり本年度の当初予算を編成するに当たりましても、毎年の10億円という金額を積み立てていきたいという原則を持っておりました。ところが、財政上のなかなか厳しい状況がございましたので、一方ではまた、市長選挙を前にした当初予算でございますので、過去にも市長交代の際には、金額相応程度の施策が直ちに対応できるという考え方で３億円程度を予備費に加えて、そういう予算をつくってまいっております。

したがいまして、平成５年度の当初予算に財源の必ずしも豊かでないという中で、本来は病院基金に積み立てるべき部分を、若干予備費に計上した、こういう経過でございますので、（「全くよく言うよ」と呼ぶ者あり）市長選挙で私が市政を担当させていただくことになりました早々の６月議会で、本来の姿勢に戻すということを具体的に行ったものであります。全く矛盾もなく御理解がいただける次第ではないかと思っておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。（「おごりだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　いずれにしても、この考え方、私は決して今の納得できる問題ではないというふうに思います。単なる見せかけのために三十数億円という、要するに基金の取り崩しまでして対応している現実でありますから、７億円のものが妥当である

と、我々もそういうことで市長の提案のときの理由、そういったものを、まず今この手に持っていませんから、正式にその発言の中でいろいろやり取りがあると思いますけれども、今の時点で突っ込んだ話が、ちょっと今対応し切れませんけれども、少なくとも今概略とすれば財政が厳しい。ですから、ことし今まで10億円でずっと来たけれども、７億円にしたい、こういう形で提案されているわけですよ。

ところが、実態として今の発言からすれば、もともと10億は大丈夫なんだけど、当然市長になったら、すぐに取り戻す、こんな見せかけだけの予算書をつくるんだったら、もっと自主的に内容をもっと、突っ込んだことをやっていきたいと思います。いずれにしても、これをやり取りしても、私はちょっと細かい資料の発言そのものが、今手元にありませんから、今後の中でぜひこの問題をとえあげていきたいというふうに思います。

それから、もう１点ですが、基本的にそういった考え方の中で大変疑問を持つわけですから、この際立ってる時点で、例えば今回いろんな事例としても、基本計画の原案、こういったものですとか電算の関係の概要、こういったものが今、手元へ届いてはいます。で、担当の職員の方から説明にきて、一応お示しをしたいということで、今手元に資料だけあります。こういった基本構想あるいは基本計画については、我々大変注目をしているこの資料ですから、まだ説明も受けてませんし、仮に今後、そういった行政のやり方の中で、これを立った際ですからちょっと伺いますけれども、果たしてこれを示して、ではもし注文をこういった方向だといった対応の仕方ですね、それこそペテンにかけられて、これもを見せられて説明したから終わりですよというようなことであっては困るという視点から、ちょっとこの際ですから質問させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、土方議員さんから質問ありました基本構想あるいは電算に関係する財務会計の問題をお願いしております。いずれ説明はするつもりでございますが、私の方も庁内の中でかなり煮詰めてきたものが原案としてでき上がったということでございます。もちろん各議員さんからの御意見、また党としての御意見なのか、その辺はわかりませんが、御意見は尊重したい。あるいは議会終了後、私の方も――私の方というよりは企画財政部としても、各庁内、庁外の行政委員会あるいは関係機関に同じ資料を出します。よって幅広く市民の声を含んで意見を効く予定でございます。果たして、それを全部実施計画の中で三年計画を組み立てる予定でございますが、財政負担の問題も当然そこに積算する問題が出てきます。もちろん意見を承った以上、最終的に優先順位をつけながら調整をしながら、いずれ議会にも発表しなければならな

いというふうに考えております。

そういう状況の中では、できるだけ御意見は伺った中で、すべての行政機関もそうですが、尊重していきたいというふうに考えておりますが、何としても３年間の具体的な財政負担も考慮した中で具体的に設定をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君

○17番（土方尚功君）　ちょっとはっきりわからないんですが、例えばこれを今意見をそれぞれ伺って、議員の関係もそれぞれ会派に中心に説明をして意見を伺う。それをどのように反映して、あるいはまか別のサイドで、要するに市役所以外のいろんな行政機関、そういったことにも意見を求める。実は、私の方で基本としたいのは、過去にも事例がありまして、いろんな計画にのっとってないものがぽんと市長のサイドから飛び出てきて、何が何でもこういう形なんだという持って行き方が、今まで傾向としてあるわけですね。それを避けるために、こういったことをやはり議場にかけてあるいは計画、そういったものも基本の最終的な策定に当たって、本当にどなたかがおっしゃっていましたけれども、ほかの事業の関係でも、例えば福祉ゾーンの問題なんかにしても、あくまで市長構想が出て、ただそういう質疑やりとりの中でやっているだけで、基本的にそれで、では市議会としても結構でしょう、進めて結構ですよというような、その確認をとる機会をやっぱり設けるべきだという提案がなされていました。こういったものも長期的に日野市の根本的なことにかかるわけなんで、さっきのぜひそういったことを今もうちょっと、例えばいつごろの時点までに意見を聞いて、そしてまた、例えば考え方があるのかないのかわかりませんけれども、議員に対する総体にこういった呼びかけをして承認をしてもらうような方向を持っているのかどうか、その点だけでもちょっと伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、お答えします。

説明を、今各会派の代表者の方と調整が終わっております。その説明の中では、御意見を当然、議会後でないと、まだなかなか熟読はできないと思いますので、説明会のときには７月いっぱいぐらいまでには、各議員さんから御意見をいただきたいということを申し上げるつもりでございます。当然、私の方も議会の説明が終わった後、まだ調整しておりませんが、７月１日の広報、市民にもこの原案を提案する予定でございます。また、あわせて各部局の行政委員会にもお願いする予定でございます。まだこの資料を

配っているのは、問題議員さんを第一に、また説明もするということでございます。その説明が終わらないうちは、どこにもまだ出すつもりもございません。よってとりあえず当面意見としては７月31日、７月の末というふうにお願いする予定でございます。まだその後の行程等につきましては、目標を８月いっぱいまでには何とか原案づくりをしていきたいという予定まで組んでおります。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　これが原案だというふうに思っていますから、今意見を聞いて、またもう一度原案の原案、これは原案の原案で、また原案をつくる、今８月末に原案をつくるという発言でしたけれども、いずれにしても、そしたらやっぱり議会にこれからのあれとしては、こういった構想、そういった大きな要するにこれからの市の方向づけをするようなものですから、やっぱり何らかの検討を加えて議会の全協なら全協、あるいはこういった場に市長から提案をして、こういう形で進んでいきたいということで意見を求めるようなシステムに変えていかないと、それこそ市長の独断でもうこういうものを出してある、だからいいんだという行政報告なりでこういう項目を盛ったので、もうそれで報告したからいいんだ、こういったあり方であっては、大変これからの運営の中で危ぶまれる点があると思います。

ぜひその点の一考がされるかどうか、もしできれば市長あたりにそこら辺の考え方があれば示してもらいたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　議会は市の行政を予算という形で御審議をいただくわけであります。それから、執行機関は基本構想ということもございますし、それから、いわゆる当面の当然市民要望にこたえる政策、施策ということもかなり流動的にあり得るわけでありますから、何か何年間の事業をすっかり固定かをしてどうこうということではなくて、十分前後の具体的な優先順位あるいは事業の可能性等を十分あわせて検討しながら的確な、なるべく市民に理解をされる、そういう手順で事を進めるということが行政であることは、もう言うまでもございません。以上のとおりお答えをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　わかりました。いずれにしても一定の手順を踏んでいくというような方向の中で、いずれにいたしましても、きっかけとなりましたこの３億円というような問題については、まだちょっと私としては納得できない部分もあります。いずれにしても総務委員会に分割される部分でありますので、ぜひその点のサイドから検討を

いただくようにお願いをし、またその報告に基づいて、場合によって質問する、こういう形をとりたいと思います。以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　総務管理費を質問する予定でしたけれども、今土方議員が質問されましたので、意見の場で後ほど述べたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　先ほどの総務管理費に伴う市長の答弁でありますけども、基本的にもう考え方が間違っているということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

いろいろ企画財政部長の答弁などもあわせてそうなんですが、すらすら答えております。これはまさに頭で考えて、頭で受け答えをしているというか、ハートが入っていない。ハートが入っていないからこそああいう発言なのかなというふうに思うわけでありまして、技術的には、ああいう予算編成はテクニックとして許されるというかできることでしょうけれども、道義的には許されることではない。日野市の予算はあくまで真っすぐにどこまでも堂々とした予算であってほしいということを強く指摘しておきたいというふうに思います。

新しい市長に新規事業の余地を残しておくということでの予算、予備費であります。そういうことであるならば、新しい市長が誕生したら、この新しい市長というのは、現市長が引き続きやるあるいは全くの新人が担当する、これは全く別にすることではなくて、同じ考え方に立って予算というものを執行していかなければならないというふうに思います。したがって、森田市長がまた当選したということであるならば、新しい市長として新しい発想の新規事業、市民の期待する行政サービスをその予算をもって積極的に展開するのが当たり前の姿であります。それができない、それをやらないで元の予算に戻すということは、自分には全く新しい策がないんだよということをみずから証明しているようなことにもなるわけで、決して感心する姿ではないというふうに思います。

また、病院の改築の基金の問題は、この重要性は市長選挙の前もそれから市長選挙後もその位置づけは全く変わりないわけであります。それを安易に３億円をトリックというか小手先というかからくりということでもって予備費に持ってきた。市長選挙が終わったら、また病院の方へ持ってきたというふうなことでありますから、そういう安易な予算編成の方法は、今後断じて許さないというか、やっていただきたくない、あくまで真っ

すぐな正々堂々とした予算編成をしていただきたい、このことを強く要望しておきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、予備費を総務委員会へ、歳出のうち民生費を厚生委員会へ、歳出のうち土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時41分　休憩

午後４時18分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第１号）であります。

補正の内容は、万願寺第二土地区画整理水道施設整備事業の債務負担行為を追加するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）につきまして、御説明申し上げます。

今回の補正でございますけれども、債務負担行為の補正でございます。２ページ目を

お開き願いたいと思います。

万願寺第二土地区画整理事業でございますけれども、平成３年度に事業認可をとりまして、もう事業に着手いたしております。現在、換地設計の作業中でございます。来年度からは道路工事にも着手する予定になっております。そこで、都の予算との関係もございますので、ここで債務負担の補正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、万願寺第二土地区画整理水道施設整備事業でございます。期間といたしましては、平成５年度から平成11年度、これは万願寺の事業計画と整合しているものでございます。それから、限度額として５億1,805万円ということでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第47号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。前田助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　それでは、私から議案上程をいたします。

議案第47号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定について、東京都公営企業管理者である東京都水道局長と締結したいので、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、議案第47号につきまして御説明申し上げます。

日野都市計画万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結についてでございます。万願寺の内容につきましては、議案第46号で御説明申し上げたとおりでございます。

それでは、この内容につきまして御説明申し上げます。事業名でございます。日野都市計画満願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備事業でございます。概算工事費でございますが、７億8,484万4,000円、このうち日野市の負担分が５億1,805万円ということになっておるものでございます。なお、この中には消費税が含まれておるものでございます。

続きまして、２ページ目をお開き願いたいと思います。

事業期間でございます。協定締結の翌日から、平成11年３月31日まででございます。協定の相手方、東京都新宿区西新宿二丁目８番の１、東京都公営企業管理者、東京都水道局長、今井裕隆でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第47号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の執行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより報告第２号、平成５年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。砂川助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　報告第２号、平成５年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。本報告は、地方自治法第243条の３、第２項の規定に基づき、平成５年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたしま

す。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　報告第２号、平成５年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御説明申し上げます。恐れ入りますが、２ページをお開き願いたいと思います。

まず事業名でございますが、用地取得事業でございます。面積といたしましては、２万2,148平方メートルでございます。金額にしまして、46億3,135万6,000円でございます。この内訳でございますが、説明欄にありますように公共用地取得、面積が１万3,088平方メートルで、事業費は21億3,384万3,000円です。この取得土地としては、道路、緑地駐車場等の用地買収でございます。

次に、土地区画整理事業取得用地でございますが、面積は9,060平方メートルで、事業費が24億8,366万円でございます。この取得内容といたしましては、豊田南、万願寺第二、東町、西平山の４事業区域内の減歩緩和及び公共施設用地の買収でございます。補助金につきましては、これらの事業に伴うもので1,385万3,000円を計上させていただきました。その他の事業といたしまして461万8,000円でございますが、説明欄にございますように、用地取得に伴うところの測量、設計等の委託料でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第２号、平成５年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第３号、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。前田助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　報告第３号、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について御説明を申し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の３、第２項の規定に基づき、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　報告第３号、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業

計画の報告について御説明を申し上げます。

２ページをお開きいただきたいと思います。

この事業計画は、平成５年３月27日、日野市環境緑化協会の理事会において決定を見たものであります。設立以来５年目を迎え一層の充実を図るために、地域とのネットワークづくりを中心に一層の充実を図ってまいりたいと思います。具体的な事業計画につきましては、次の４項目、つまり緑化推進に関する普及啓発事業、２番目としまして緑化推進に関する事業活動、３番目として緑化推進に関する調査研究、４番目として菊鼻栽培、公園清掃等の受託事業、これらの事業について総事業費8,017万6,000円であります。前年対比で9.5％の減であります。

支出面での主な減は、一般管理費その他であります。収入減での主な減は、基本財産収入の利率減に基づくもの、その他、市からの補助金収入の減額、以上であります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　環境緑化協会の運営について、２点ほど問題提起したいと思います。

第１点は、役員構成の問題でありますけども、この件については数年前から多くの方から指摘されてきておりますけども、いまだ改められていない。先般の協会の役員会の折にも、評議員の中からその旨を指摘する意見がありました。委託をする側のトップと建設部長が理事としてあるいは常務理事として名を連ねて出席している。委託される側の協会としては、非常にやりにくい、プレッシャーを感ずる。つまり、自主的な運営を大きく損なわれるというふうな一面もあるので再考してほしいという要望もありましたけども、この件についてもうかなり前から指摘されてしおりますので、具体的な対応についての御答弁をちょうだいしたいというふうに思います。

２点目は、家庭緑化の日の事業として、無料苗木の配布をやっておりますけども、昨年は４月４日に配布し、ことしは４月５日に配布しております。通常の年であれば、まあ別にそれは何ら問題ないわけでありまけども、４年に１遍不都合な時期が来るということは、先ほどの環境緑化協会の席上でも、私申し上げましたけども、つまり11日には市長選挙の告示であります。その６日の前に市長が、この無料の苗木をみずから配布するというふうな姿というのは、私心なければ恐れるものなしと常日ごろから言っている市長の言動からしますと、どうもその辺のところは素直に受けとめられない部分も、立場の違うものから見れば感じられるわけであります。

せっかく緑という非常にさわやかなイメージの事業でありますから、どなたからもさ

わやかに受けとめられるそういう日を設定すべきではないか。例えば4月29日の緑の日ですね、国民の休日でありますけども、その日に日野市としては家庭緑化の日という形で緑の意識を強く持ってもらうというふうな設定が、一番妥当ではなかろうかというふうに思います。そういうふうな対応について、ぜひ再考を促したい。また配布方法につきましても、無差別に無料でお上が皆さん方にあげますよというふうなスタイルというのは、どうも余り好ましくない。たまたま先般建設委員会で富山県の砺波市にお邪魔しましたけども、そこでは、花と緑の強化についてはかなり積極的に取り組んでおりますけども、花と緑を銀行を設置しまして市内17地区ですか、に頭取さんを置いて、その頭取さんが市民の皆さんの需要を把握して、そして配布しているというふうな方法をとっております。追跡調査もない、ただやみくもに無料でただ配るというふうなやり方ではなくて、もう少し地についた、しかも毎年やっている事業が確実に成果を上げているという手ごたえをつかみながら、緑化の充実に努めていただきたいというふうに思うわけでありまして、そういう観点からも、大いにこの見直しが必要ではなかろうかと思います。

その辺のところを、これは部長の答弁は結構であります。市長の方から御答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　財団法人日野市環境緑化協会は、設立当初の発想に沿って行政の、つまりいわゆる環境緑化行政の一翼を担いながら一定の行政の補完的役割と、それから、市民運動の受け皿となって活躍をしてまいっております。御指摘の点につきましては、今後の運営の中で市長の検討を加え、御指摘のとおりの予期しない受けとられ方が存在しないような、そういう努力はしてみたいというふうにお答えをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　今、小山議員の質問で大体終わっちゃったという感じなんですけど、１点だけ別の視点で、この金額の中で普通ですと、我々科目存置の金額は1,000円というようなパターンがすべて今まで議場の、市の方はですね、ところが「３」という数字で3,000円なんですが、特段にここら辺は緑化協会だからこそ「３」という数字があるんだとかという根拠があるのかどうか、そこら辺だけ立ったついでですから伺いたいと思います。（「さすが議運の委員長だよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　この固定資産取得費の中には３項目ございまして、それぞ

れ1,000円、トータルという、そんなような形で数字は整合しております。以上です。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって報告第３号、平成５年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第４号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。砂川助役。

〔助役　登壇〕

○助役（砂川雄一君）　報告第４号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について、本報告は市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　報告第４号でございます。議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告についてでございます。

恐れ入りますが２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。日野市南平三丁目15番２地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてであります。事故名は、日野市南平三丁目15番２地先路上の事故でございます。和解の相手方は日野市南平三丁目３番地の６、齊藤亨様でございます。事故の発生状況でございますが、平成５年１月29日午前９時40分ごろ、原動機付自転車で市道M16号線を都道173号線方向へ走行し、日野市南平三丁目15番２地先の坂道に差し掛かった際、道路の凍結箇所にハンドルをとられまして横転し、バックミラー、前輪タイヤ、フロントフェンダー及びフロントバスケットを破損したものです。損害賠償額は２万1,680円で和解が成立いたしましたので、平成５年４月１日専決処分したものです。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第４号、議会の議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

お諮りいたします。この際、議案第48号、日野市監査委員の選任の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

議案第48号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第48号、日野市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。恐れ入りますが、空欄に住所、東京都日野市大字日野988番地、氏名、土方尚功さん、生年月日、昭和20年２月15日と御記入下さいますようお願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　本件については、土方尚功さんの一身上に関する意見であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

〔17番議員　退席〕

○議長（黒川重憲君）　本件については、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件について採決いたします。土方尚功君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって土方尚功君を同意することに決しました。

土方尚功君の除斥を解きます。

〔17番議員　着席〕

よって議案第48号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

高橋徹君から議員の辞職願いが提出されております。

お諮りいたします。この際、高橋徹君の議員辞職の件を日程に追加し先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よってこの際、高橋徹君の議員辞

職の件を日程に追加し先議いたします。

本件については、高橋徹君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第177条の規定により、高橋徹君を除斥いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって高橋徹君を除斥することに決しました。

高橋徹君の退席を求めます。

〔7番議員　退席〕

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。高橋徹君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって高橋徹君の議員の辞職を許可することに決しました。

これより請願第5－10号、日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく（財）日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情、請願第5－11号、国民の祝日「海の日」実現に関する陳情、請願第5－12号、市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情、請願第5－13号、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の趣旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第5－10号、請願第5－11号、請願第5－12号、請願第5－13号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は6月7日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時45分　散会

6月7日　月曜日　（第4日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第11号）

6月7日　月曜日　（第4日）

出席議員　（27名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（2名）

14番	高橋徳次君	28番	名古屋史郎君

欠員

7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君
企画財政部参事	大崎茂男	選挙管理委員会事務局長	馬場嘉徳

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年6月7日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時41分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員22名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問１の１、都道「川崎街道」の今後計画について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　都道「川崎街道」の今後計画について質問をさせていただきます。

さきの定例議会におきまして、私からも森田市長に、今後とも頑張ってほしい、という期待の言葉を述べました。これは市民の願いでもあったわけで、そのとおり第６期の革新市政の市長の座にまた森田市長が座ることになりました。市民とともに心から喜びますとともに、森田市長の今後のますますの御健闘を最初に願っておきたいと思います。

近く都議会議員選挙がございますので、今回は都政にかかわる日野市民の要求の一つとして、この都道の問題を取り上げました。先ほど議員に配付されました「日野市民意識調査」によりましても、この都道についての要望が若干出ております。その101ページに、川崎道路沿いの歩道の整備を推進してほしい、というものが４件出ておりまして、件数としては多い方になると思います。途中で道路がなくなったり、非常に狭くなったり、雨の日は自動車に雨水を飛ばされたり、歩いていて、苦痛を感じる。それからもう一つ関連するものとしては、道路工事は短期間で終わらせるようにしてほしい、というのも１件出ております。

法律を見るまでもなく、地方公共団体の責務として、管理する道路等については、その管理する公共団体の責任で交通の安全その他必要な措置をしなければいけない、というふうになっているわけでございます。したがいまして、東京都としては、この都道については真剣に取り組んで、都民要望、あるいは市民要望を解決をしていただきたいというふうに思うわけです。通称川崎街道につきましても、障害者の立場から歩いてみる。あるいは歩行者の立場で歩いてみる。また、ドライバーの立場で走ってみる。この道路沿いに住む一般の住宅の方々の立場から道路のことを考えてみる。商売をされている方々から道路のあり方を考えてみる。その立場立場によって多数の要望が出ております。きょうは一々の問題については担当の課長、係長などに直接お伝えもしてありますし、あるいは今後お伝えをして、解決をしていきたいと思いますので、一般的な大まかな点について質問をしていきたいと思うわけです。

この川崎街道につきましては、私も市会議員になりまして以来、数回、東京都の直接責任者の方々、あるいは道路官など幹部の方々に改善方の要望を繰り返してまいりました。しかし、東京都全体を見ますと、まだまだ狭いままの都道がいっぱいあって、なかなか一挙に解決することは困難だということを、東京都当局も例を示しておっしゃってきております。しかし、この街道については、もうそろそろ大きく変えて、どんな立場の人にも利用しやすい道路になるようにする時期が来た、というふうに思うわけでございます。

しかし、今の東京都政を見ますと、なかなか我々の直接生活にかかわるところへの予算の配分というものは、少ないというのが実態でございます。東京都がやる気になれば、こういった生活道路に近いような道路の改善というものは、すぐにもできるというふうに私は思います。東京都の地方税の収入は、全国一であります。１人当たりは33万4,000円税収があるわけで、裕福だと言われている大阪や神奈川県でも、１人当たりは21万7,000円、あるいは20万8,000円、とこういう状況であります。しかし、福祉とか住宅、いろんな点を考えてみますと、東京都の政策は、全国で47位というものが最近は非常に多くなっております。もっともっと生活関連に予算を回すように私は要望をしておきたいと思います。その大きな例が、金丸流のゼネコン型の都政、これを最近ずっと貫いてきている。そして大型開発中心の予算編成をしてきている。最初はこの開発に使うお金は数十億円単位でございましたが、これが大川端の開発などには100億円ぐらいを投資するということになってまいりまして、新宿の新庁舎の場合に2,000億、附帯工事まで4,000億、これだけでも税金のむだ遣いということで、いろんな批判が広く都民の間に起こったわけです。しかし、今けた違いになりまして、東京湾の臨海部副都心開発には10兆円、そして首都移転には14兆円のプロジェクトを組もうということであります。こういうところにばっかり投資をするために、三多摩格差というものは依然として解決をしないというふうに私は考えますので、この点を今後市からも東京都に強く要望して、市民生活の改善のために、御努力をいただきたいと思います。

具体的な質問は３点ございます。第１点は、日野市部分のこの都道川崎街道の拡幅の進行状況はどういうふうになっているかという点でございます。

第２点は、市民の間から苦情が絶えない、この特に高幡不動尊の周辺を中心といたしまして、工事中という期間が長いことでございます。これは主として東京都関連の責任で、もちろん工事はされていることでありましょうけれども、すべて必要な工事だというふうには思うんですけれども、非常に工事中が多い。「工事中」という看板がない日

はないぐらいに多いということで、タクシーのドライバーなども、夜間、あそこを余り通りたくないんだ、ということをおっしゃっている方々もいると聞いております。この工事中というのがどの程度あって、どういう種類のものをやって、どういう状況なのかということを、市民によくわかるように御説明をいただきたいと思います。

第３点は、この川崎街道に対する交通安全対策で今後予定をしているものを教えていただきたい。

以上についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、川崎街道の進行状況でございます。川崎街道といいますと、日野市内の中を通っているのは、百草の一の宮交差点から高幡橋を通りまして現在はちょうどオリエントの前の道を通ると甲州街道にぶつかる、これが川崎街道の全体の経路でございます。この中で、一部もう事業化をされておる区域がございます。まず、甲州街道から高幡橋まで、これは万願寺区画整理事業、それから万願寺の第二区画整理事業の中で、都市計画道路３・４・11号線と、新しい路線に振り変わるという計画になって、もう事業化が進んでおります。それから高幡橋から約380メートルでございますけれども、高幡不動までの区間、この区間につきましては、今年度用地測量をする計画になっております。それから高幡不動の前でございますけれども、約310メートルございます。高幡の区画整理事業までの境でございますけれども、この区間につきましては、もう既に用地買収を行っております。現在、買収率が38％ということになっておるものでございます。それから高幡の土地区画整理事業区域内約180メートルございます。これは、この区間につきましては、平成３年からもう既に事業に一部かかっております。拡幅を行っております。最終的には、平成７年にこの区間につきましては完了する予定ということになっております。それから一の宮の交差点の方の途中の箇所は今のところまだ、計画がございませんけれど、一の宮の交差点の縁から約300メートルでございます。これは第２関戸橋との工事の関係で、この地域も今年度現況測量を行う計画になっております。川崎街道の工事の状況としては、区画整理以外を除きましては、東京都の直接施行という形になっておるということでございます。

それから、この高幡周辺の工事関係でございますけれども、現在工事を行っているのは、区画整理関係の拡幅工事でございますけれども、これは建物の移転関係と連動して工事を進めております。したがいまして、建物の移転、それから工事関係という形でこの地区の全体の大体工事が、駅周辺の工事が終わるのは７年から８年ごろというふうに

考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　道路占用の問題につきましては、既に市民の皆様の指摘も多い、頭の痛い問題ではありますけれども、これもやはりライフラインを敷設するという公共空間というような位置づけもありますので、なるべく調整を図りながらやっているのが実態です。それぞれの道路管理者が年度当初に各占用事業者に対して事業の調整の機会を持ちながら、スムーズになるべく仕事が進むような形をとっているのが現状です。ただ、短期間でというのもなかなか現実問題対処し切れないのも正直言って実情かと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

拡幅すればすべて解決というものではなく、道路幅が大きくなったために、いろいろ交通上の問題が起こっている所もたくさんあります。単純に私は、拡幅を望むものではありませんけれども、当面の交通安全対策上必要な所が多いわけであります。緊急に解決しなければいけない所も多い。市民の声にもありますように、歩道が数十センチ、あるいはゼロに近いという地域も数カ所ございますし、数十センチのうちの大部分は側溝であるために、本当の歩道は十センチぐらいしかないんだというような場所もあって、これはずっと長い期間市民から解決策の要望が出ております。その狭い所にまた電柱がありまして、極めてこの通行に不安を来しているという状況などがあるわけです。市の担当課長も、これを全部つぶさに歩いて、チェックをしていただいているようでございますので、市が本当に真剣に取り組んでいるという点は重々私も承知をしております。そして、その実態を東京都に伝えて、東京都のやっぱり大きな力で抜本的な解決をしていただくように市からも努力をしていただきたいと思うわけです。

高幡の十字路、それから高幡不動尊の前、ここに至る区画整理による拡幅というのは、非常に明るい展望が出てきておりまして、市民とともに私もその御努力に敬意を払うとともに、喜んでいるところでございます。そして、それから先の高幡橋周辺の土地買収についても、38％の促進を見ているということで、ありがたいことだと思います。なかなか古い歴史のあるあの付近の地域でございますので、また片方は山、片方は鉄道、川に迫っておりますので、大変困難な事業だというふうに思いますが、これも地元住民の

関係者の皆さんと話し合いをして、東京都にも強く働きかけていただいて、何とか解決を見出していただくように要望したいと思うわけです。そして、いずれにいたしましても、この高幡不動尊という歴史あるものがあそこにあるわけでございますので、大きく拡幅しろと言っても、なかなか問題があると思うんですね。それで、今後は、歩道などはどういうふうにするかということですが、障害者の方々によると、最高３メートルほどが必要だとおっしゃっております。特にあそこは駅もあり、商店街も今後発展していくという位置づけからしますと、通行人も多くなる、また日野市は障害者の施設も多いので、そういう関係者も通行されるということになります。３メートルというのは大変だとしても、相当努力をしていただいて、今後の計画としては、電柱などは地下に埋め込むということをいろいろな観点からあの周辺は実行してみていただいたらどうかというふうに思いますので、今からそういう点を考えて、計画をされるように私の方から要望をしておきたいと思います。そのようなことについて、もし担当の部長で再答弁があれば、一言お願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　川崎街道につきましては、拡幅計画の中で歩道関係でございますけれども、３メーターから3.5の計画をいたしておりますので、この中で今後、その無電柱化方式等も含めて都に要請はしていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

区画整理のその先が、高幡橋に至る区間が困難な地域ですので、そこらについては強く東京都と交渉して、事業の促進をお願いをしておきたいと思います。

前置きでも申し上げましたとおり、この三多摩格差というのはいろんな点で指摘ができるわけです。これは福祉の点でも、教育の点でもたくさん依然として残されております。これは下水道事業でもそうです。そういう中で、この三多摩格差について指摘する強力な都会議員というものがなかなかいない。今すべてが与党化しておりますので、三多摩の議員さんは。なかなか細かい点をきつく指摘するという質問や発言を都議会の議事録等を見ましても、なかなか見つけにくいわけであります。そういう点で、今後、日野市民挙げて、また市長を先頭にして、三多摩格差が早く埋まるように、なくなるように御努力をいただきたいと思います。

最後に市長に、都政と日野市、三多摩の関係などについて、もしお考えの点があれば、一言答弁をいただきたいと思います。また、あわせ、第６期革新の日野市政ということ

になりましたので、それらについてはごあいさつがございましたけれども、お気持ちをまた一言述べていただければと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都政と日野市ということについての、特に三多摩格差という感じがあるか、という御質問だと思います。三多摩地域とそれから、同じ都政の中で区部と比較して、何事にも行政の取り組みの姿勢に強い、弱いの差がある、ということが絶えず言われてまいっております。今日、特に三多摩地域に人口の急増が及び、区部に差がないぐらいの都市化の状況が進んでおるわけでありますので、三多摩のいわゆる都から見る地位の向上と、あるいは行政上の改善ということは、かなり取り組まれるべき課題である。東京都市長会等におきましても、絶えずその点を指摘してまいっておるわけでありまして、ことしたまたま御承知のとおり、多摩地域が東京都に編入をされて100周年である。ＴＡＭＡらいふ21事業を推進することによって、集中的に多摩の地位を向上させていこう、こういう施策が試みられつつあるわけでありまして、当時の多摩地域が東京都に編入をされた理由の最大の一つは、水道水が欲しい、つまり水道源水を多摩川に依存する、こういう発想がほとんど唯一と言っていいぐらいな理由であった、というふうに聞くわけでありまして、都から見て多摩の地域が都市化するという予測はなかった、と言ってよいと思います。そうして、せいぜい自然を豊かに残す農業地帯として、ほんのここ数十年前まで存続をしてきたわけでありまして、多摩で一番大きな施策は農業政策、とりわけ立川に農業試験場があったわけでありまして、この農業試験場の場長は、まさに三多摩の最高の地位である、このようにすら認識をされていたというふうに聞いております。

都市化の傾向の中で、だんだんと多摩に対します都からの行政上の地位が変化をしつつあるわけでありまして、現在では多摩担当の副知事を設置をし、かなり集中的な多摩に対する施策が、その進行という手段において、あるいは行政指導という手段において行われておる。こういう状況があるわけでありますが、まだ特別にどれだけの大きな事業が行われるか、これからの課題ではないかと思います。しかし、多摩側といたしましては、かえって第２の東京になるということを意図するわけではなくて、もっと高度な環境のいい、そういう地域社会に期待があるわけでありますので、私は余り開発開発ということを優先すべきではないんではないか。むしろ多摩川という一番大きな自然の財産である水系などを最も大切にしながら、いわゆる緑と清流を失ったその結果に反省をして、それに対する対策を取り組む、それらがむしろ優先すべきではないか、という見

解を持っておるわけでありますが、多摩地域といたしましては、例えば中央線の複々線化でありますとか、モノレールの敷設でありますとか、いろいろと新しい試みも模索されておる、そういう状況でありまして、人口急増という結果、既に三百五十数万という人口を擁しておるわけでありまして、緊急的に今御指摘のような、東京都が管理する道路の早急の改善整備を求めるということは、もう当然のことである、というふうに考えております。

日野市は、どちらかといいますと、東西関係の交通路線は鉄道において、あるいは国道、都道において、かなり早い時期から存在したわけでありますが、都市化が急速でありますだけに、いろんな都市整備も急がなきゃならない、こういう事情がありまして、ある程度の支援は受ける立場ではありますけれど、なかなか期待どおりにはなってない。一番喜ばしいことといたしましては、警察署、それから消防署、保健所、いわゆる民政に非常にかかわりの深い行政機関が、都の組織の中にある行政機関が日野市一市のみを管轄する状況に今日なったわけでありまして、常に署長さん方にもお伝えするところでありますが、日野市のみがそれぞれの管轄になったということは、市民として最も期待をし、大きな都政の前進である、というふうに評価をしております。こういうことを具体化しながら、格差を少なくしていくということの努力を、多摩地域の各自治体との関係の立場で、あるいは日野市独自の立場で求めていく必要がある、というふうに考えております。

第6期革新市政の決意とか、あるいは施策等につきましては、今後の展開の中で御理解をいただきたい、というふうに考えておるところでありまして、何よりも今までの政策をなおきちんと継承し、発展をさせていく、そして福祉、教育、民政という言葉で言われる、つまり市民本位の市政を大きく前進をさせていく、こういうことに重点を置くとともに、都市整備の前進も図っていく、とこういうことが私どもの置かれておる日野市政の立場だということを深く認識をいたしまして、年次計画において、あるいは今後の基本計画、実施計画において、だんだんと具体化を図りながら、御理解と協力もお願いをしたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ただいまの市長の答弁どおり、三多摩の全体像については、私も全く同感でございます。その方向で頑張っていただきたいと思います。また、6期目についても、市民の期待が高いだけに、さらなる御奮闘をお願いしておきたいと思う次第です。私もこれから

は市長の考え、つまりは結局、多数の市民が選んだ市長でございますので、市民の立場ということになります。この市民の立場をストレートにやっぱり都議会に反映する都議が、どうしてもこれからは日野市に必要だ、これを誕生させるためにひとつ頑張りまして、日野市、あるいは日野市長、市民の願いがもっと早く解決するようなそういう都政につくり変えるために頑張ることも表明をいたしまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって１の１、都道「川崎街道」の今後計画について問うの質問を終わります。

一般質問２の１、子ども科学技術館の設立を！の通告質問者、下村功君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問３の１、各種公共施設の利用申し込み及び依頼書提出の利便性について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは、通告に沿いまして質問をさせていただきます。

１問目の質問は、公共施設の利用の申し込みあるいは依頼書提出についての利便性についてということでございます。

市内には大変数多くの公共施設及びそれに準じた施設がございます。種類も多種多様で、福祉のための施設を初め、保健医療施設、スポーツ施設、教育・文化・教養施設、コミュニティ施設、また生活関連施設としてのクリーンセンター等々あります。さらには多摩平支所、あるいは七生の支所や、生活・保健センター、東部会館、勤労・青年会館等々の施設もありまして、いずれも市民にとっては、かけがえのない身近な施設ということが言えるのではないかと思います。

しかし、これらの多くの施設が利用者である市民にとって、本当に利用しやすい状況になっているか、あるいはそういう体制になっているか、ということで見ますと、いろいろ問題提起されている部分がありますので、今回の質問という形で取り上げた次第でございます。

まず最初に、各種施設の利用、あるいは依頼受け付けの実態及び、それらが基本的にどういう考えのもとで行われているか、ということについてお伺いをいたしたいと思います。

施設といっても、今申し上げたような、いろいろな目的に沿ったいろいろな施設があります。例えばスポーツ施設一つをとってみても、グランド、テニスコート、プール、

陸上競技場、体育館等々、いろいろあります。この一つの分野だけでも数多くのものがあるわけで、その他市内には多種多様の施設がありますので、全部取り上げるわけにもいきませんので、その中から特にスポーツ施設と、それから文化・教養施設、コミュニティ施設等の利用申し込み方法に関する件と、さらに、若干内容は違いますが、クリーンセンター等への依頼書提出について、以上に絞ってお伺いをいたしたいと思います。

まず最初に、スポーツ施設利用申し込み方法についてでございます。今、スポーツ施設については幾つかの事例を申し上げましたような、いわゆるグランド、テニスコート、陸上競技場、体育館、こういったものの申し込み受け付け方法が実態としてどのようになっているのか、ということを１点目お伺いをしたいと思います。

それから２番目には、文化・教養施設もいろいろございますが、その中で市民会館、七生公会堂、中央公民館等について、その実態についてお伺いをしたいと思います。

それから３点目には、コミュニティ施設関連では、生活・保健センター、婦人センター、東部会館、勤労・青年会館、こういったところが代表的なものかなと思いますので、これらについてお伺いをしたいと思います。

それから４点目が、クリーンセンターへの、これは依頼書提出ということになろうかと思いますが、この中では、粗大ごみについてはもう既に電話一本でその連絡がとれる体制になっておりますので、例えばオレンジボックスだとか、グリーンボックスといったボックスを地域に設置してほしい、といった要望とか、あるいはごみ問題が非常に今、市民の間に意識が高まっておりますので、クリーンセンター自体を見学をしたい、などといったようなときの依頼書の提出の仕方等々、について伺いたいと思います。

以上について、全体の実態と、そういう実態になっている考え方の基本といいましょうか、それについてお伺いをしたいというように思います。

それから、もう１点大きな問題としまして、現在、受け付け方式で何がしかの問題意識をされているところがあるかどうか、ということです。要するに現在、それぞれの項目によって、いろんな受け付けをしているわけだと思いますが、その中で問題にすべき部分があると考えておられるか、あるいは全く問題ないというような意識でおられるのか、ということ、それからもう一つは、市民サイドから現状に対して何がしかの改善要望なり、また指摘されているような事項があるかどうか、このあたりについてお伺いをしたいと思います。

とりあえずこの部分までお願いをいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、社会教育関係で管理しております施設につきましての申請の実態及び基本的な考え方につきまして、お答えをいたしたいと思います。

まず、スポーツ施設の申請の実態でございますが、ただいまの御質問にございましたとおり、いろいろな面に分かれておりますので、その実態といたしましては、まず体育課の窓口で申請書を提出し、許可書を交付するものにつきましては、多摩川のグランド、北川原グランド、東光寺グランド等がございます。これらのグランドにつきましては、２カ月前から先着順で申請を受け付けております。また、旭が丘及び多摩平のテニスコートとそれからグランドを土曜日、あるいは日曜日、また祭日等に使用する場合は、抽選により使用の決定を行っております。そのほかの平日につきましては、多摩平の受け付け事務所で先着順に受け付けております。

それから陸上競技場、あるいは南平体育館につきましては、それぞれの施設で申請をしていただきまして、許可書を交付するということになっております。それから中央公民館でございますが、公民館につきましては、使用日の１カ月前から受け付けをしておりますが、これは電話での申請も可能となっております。

以上が社会教育部関係の各施設の使用の申請の実態でございますが、申請に当たっては、基本的な考え方といたしましては、公平、公正な施設使用が図られるように抽選または先着順によって使用者を決定する、ということを基本的な考えとしております。

それから、現在の受け付け方式で問題意識されているところでございますが、先ほど申しましたとおり、体育施設につきましては有料の施設もありますし、また無料の施設もございます。さらには、使用の区分も個人使用、あるいは団体使用と異なっておりますので、施設によっては受け付けの方式が大変複雑でございますので、これらは使用する市民の側にとってみますと、なかなか複雑で不便を感じている点があるというふうに考えられますので、これらが問題点であるかな、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　生活文化部の所管でございますが、まず市民会館、七生公会堂、保健センター、東部会館、勤労・青年会館、女性センター等があるわけでございますが、この受け付けの実態は、それぞれ内容が変わっておりますが、例えば大きく申しますと、市民会館につきましては１年前から受け付けが開始できるもの、または小ホール等について７カ月前とか、こういうような、また、その他の施設につきまして

も２カ月前からとか、それぞれ決められてございます。一定の期間を定めて申し込み期間としているわけですが、申し込みはそれぞれの施設ごとに行っております。申し込みと同時に使用料も納付という形をとっております。それから、電話予約も１日または１週間の期間を定めた施設、と、それぞれございます。女性センターは無料でございますが。また、申し込みのできる時間帯も、それぞれの施設によりまして８時半からまたは９時から、それから終わりの方は５時または９時までと、それぞれ異なっておるところでございます。

それから、現在の受け付け方式で問題意識されているところがあるかということでございますが、特に問題といたしましては、いろいろの施設を使う中で、同じような施設をもしとれない場合には、希望するというようなことがございますが、そういうものへの対応といたしましては、電話予約という形で対応していますが、さらにこれらにつきまして、集中方式でやるか、または将来は、たくさんの施設が出てきたときにはパソコンとか使ってやるか、というような問題が残されているというように思います。

それから、基本的な考え方でございますが、私どもの方の施設につきましては、市民を優先するということが一つございます。他市の人よりも１カ月早く申し込みができるとかいうような条項がある分がございます。それから平等に扱うということで、先着順を基本といたしますけれども、同時に来た場合には、抽選等を行っております。それから、私どものこの施設、ほかもそうだと思いますが、ダブるということが絶対いけませんので、正確に二重貸し出しの防止、こういうことを力を入れて基本的な考えというふうにやっているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　４点目でございますけれども、クリーンセンターの関係でお答え申し上げます。

まず、クリーンセンターの場合ですと、ボックスの設置依頼、これが各自治会長さんから、その地域性を持たせた内容で要請がございます。したがいまして、まず電話なり、あるいは状況をお尋ねする、あるいは自治会長さんによりましては、いきなり文書で出していただく、ということございます。ただ、この場合も、直接現地に職員が参りまして対応いたしておりますから、その辺の個々の個別的な内容につきまして、やはり一様でございませんので、文書というものも最終的には必要かな、このように思います。ただ、現在、クリーンセンター、遠隔地といいましょうか、大分不便な場所にございます

ので、本庁に書類をお持ちになれば、相談室等でお預かりをして、交換便で回す、とこのような手続はとっているところでございます。

それからいま一つは、施設見学がございますが、この施設見学は、やはり見学なさる目的、これが個々に違うわけでございますので、その辺はできるだけ電話で対応できるようにいたしております。ただ、当日いらっしゃった場合には、施設の中を見ていただくわけでございますので、依頼書はその際提出をしていただく、こういうふうに考えております。いずれにいたしましても、できるだけ御迷惑をかけないように今後もまた研究をしてまいりたい、このように思っています。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、それぞれいろんな施設があるわけですけれども、その施設に応じて実態がどうなっているかということを、あえてこういう場で発表していただきました。この内容そのものは別にこういうところで確認しなくても、それぞれの窓口で十分把握できる内容でございまして、伺わなくてもよかったんですけれども、要はこういうように同じ市の施設とはいいながらも、いろんな受け付けの方法がある、要するにまちまちな受け付け方がある、ということでございます。そんなことを改めて理事者側にも御理解いただくという意味合いも含めて、今お伺いをいたしました。

今の答弁に絡めまして、質問の趣旨にもありますように、利用者の立場に立った運用といいましょうか、あるいはその利便性といったものを本当に考えた上での現体制になっているかということが一番の問題になるわけです。今、個々にお答えいただいた内容からしますと、あえて言えば、問題あるかなというような感じでの答弁いただきましたけれども、私自身からしてみますと、極めて大きな現在の受け付け体制といいましょうか、というふうに受けとめております。これは私だけではなくて、いろんな市民の方からの声を聞いたときに、その感をより強くするわけなんですけれども、二、三具体的な事例で今お答えいただいたこととの関連がどういうふうなことになっているかということで、ちょっと御紹介をしたいと思うんですが、例えばスポーツ施設の事例です。

先ほども答弁いただいたように、種目といいましょうか、物によっては、直接現地に行ったり、あるいは市役所の窓口で受けたり、それが先着であったり、抽選であったり、というような方法をとっているということです。そして、これは公平、公正を基本にして行っているという御回答でございました。市役所で受け付けるということは、当然そ

れなりの時間が指定されて、日にちも指定されて、そしてその場に来て、ある時は並び、そして抽選を受けるということになるわけなんですけれども、指定された時間というのは、皆さんが日野の市内に勤務をしているとか、近くにお住まいになっているということであれば、さほどそのことも苦にはならないかと思うんですが、日野に住んでいても勤め先は都内であったり、あるいは日野の市内にお勤めになっていても、なかなか指定された時間までに出向いてくるということが難しい。市役所のように5時にぴたっと終われるような職場ばかりではないわけで、そういったことを考えますと、この方式は非常に苦になっている。しかし、せっかく数少ない市の施設なので、何とか1回でもより多く利用したいという、そういう中で大変利用者の皆さんは、市の施設が少ないなりにもあるからということで、喜びながらも、非常に御苦労されているということの声が、スポーツ施設等でもよく聞かれるところでございます。

それから、コミュニティ施設につきましても、施設によっていろいろな受け付け方法が、先ほどの答弁のようにありました。中でも、例えばその中の一つ、特に利用度の高い勤労・青年会館の場合ですが、これは直接現地で早い者順ということでしたね。そういうことなんですが、果たして直接現地で早い者順というこの方法は、平等、あるいは公平というには、ちょっと言いがたいのではないのかな、あるいは、かつ利用市民の利便性といったものを考えたものとは言いがたいのではないかな、という気がいたします。要するに、このような施設が市内の各所にあって、そしてその中でも、特に勤労・青年会館が最も自分たちの目的、あるいは使いやすさとかいろんなものを絡めて、そこがいいからといって選ぶんであれば、たとえ遠くからわざわざ来ることも、それは自由であるかもしれません。

しかし、御存じのとおり、そういう施設がほとんどなくて、唯一豊田の駅前にあるんだ、ということになりますと、例えばお年寄りが百草なり、あるいは高幡方面から、たまたまそっちの方面の人が順番で申し込みをしなければならないというようなことになったときに、まさに笑い話ではなくて、まだ夜も明けないうちの薄暗いうちから家を出て、そして並んで、その希望する日にちなり、あるいは時間を確保しているということなんです。当然お年寄りですから、自分で車を運転したりということができないようなケースも多いわけでして、そういったときには、この順番を確保するためだけで、場合によっては1日がかりの仕事になっているというようなことなんですね。果たしてこれが本当に市民本位の、市民のための今の制度と言っていいのかどうか、非常に疑問があるわけです。

それからもう１点、これも具体的な最近の事例なんですが、ある自治会長さんからの訴えでございます。先ほど、環境部長からの答弁もいただいたんですが、例えばある自治会長さんが、生活・保健センターに自治会の毎年の更新の書類を届けに行ったということです。そのときに、ついでだから自治会に関係したことを一緒にということで、幾つかの用事を持って訪れたということでございます。ところが、その生活課の方でいろいろお願いをしたら、いや、これは本庁でやってます、とか、これはクリーンセンターでやってますので、そちらに行ってください、ということで、親切に御案内いただいたということです。親切はいいんですが、これも先ほどの勤労・青年会館の使用例ではありませんが、その自治会長さんは、車ではなくて、自転車に乗って南平の方面から来てた方なんですが、生活・保健センターに来ることも大変だったんですが、さらにそれから本庁に自転車を押して坂を上ったり下りたり。それが終わってからまた自動車を避けながら、大変狭くて危険な道を、かつなかなかわかりにくいクリーンセンターの場所ということもありますので、身に危険を感じながら、車を避けながら、そして場所を聞きながら、ようやくクリーンセンターにたどり着いた。何とか無事一日その役割を果たして帰宅をしたということなんですが、たまたまその日は小雨が降ってて、風もあったりというようなことで、本当に大変な思いをしながら自治会の仕事を一日がかりで終わらせたということなんです。

これは本当に一つの事例ではございますけれども、多かれ少なかれ、こういった御苦労がいろんなところで、特にお年寄りを中心にして、自分の車で自由に行動できる方ばかりでしたら、さほどの苦ではないかもしれません。しかし、現にこういう形でいろんな方が御苦労されているというのが、実態としてあるというふうに思います。

先ほどのそれぞれの関係部長さんからの答弁ですと、さほど現状に対して、早急に何がしかの対策をしなければならないというような強い印象は受けなかったんですけれども、このような具体的な、ほんのわずかな事例なんですけれども、こういうようなことを伺って、改めて何がしかの利便性を考えた対策を必要と考えられるかどうか、もう一度、それぞれの担当の部長さんにお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいまも御質問にございましたとおり、スポーツ施設につきましては、大変テニスコート、あるいはナイター施設、それから中学校での学校開放等、グランド、体育館、いろいろな使用する側の要望が多くありますので、これらにつきましての抽選等はすべて勤労者の方々の利便を考えまして、夜間に行っており

ます。また、体育館等でも夜の９時までは受け付けられるようになっております。そうした一応の使用する側の利便は考えているところでございますが、何か施設の利用の方法につきまして、問題意識がなく、そのままにしているわけではございませんが、その都度、よいと思う方法が考えられれば、常にテニスコートの抽選等も先着順、あるいははがき等で過去にはやった経緯もあるようでございますが、いろんな経験を積みながら一番よい方法にと改善をしているところでございます。まさにこれからもいろいろ他市との状況等も十分参考にいたしまして、この受け付けにつきましては、使用する側の利便をうまく考えまして、最善の方法を見つけてまいりたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　勤労・青年会館等で今御指摘ございましたが、この勤労・青年会館のホール部分につきましては、利用率が100％ということで、100％ということは、とれない方がいっぱいいるというふうな意味も含まれている、というふうに感じております。まず、この受け付けの方法の問題も改善する部分が今後あるかもしれませんが、絶対量として少ない中規模程度のフロアを使うようなところを、ぜひこれからふやしていかなきゃいけない。例えば、仮称の浅川公会堂とか、また、各地区につくる所に、そういうフロアが使える施設がやはり必要ではないか。

もう一つは、今学校も開放していただいてますが、その他にまだ開放できるものがあるかどうか、こういうようなこともまた検討しなきゃいけないんじゃないか。基本的には、その利用できる場所をさらにふやすことが必要じゃないか。

それからあとは、今の方法で個々にやらなきゃならない条件としては、やはり一緒に申し込む方が競合しますので、現地現地でやりませんと、その場での抽選、じゃんけんといいますか、そういうようなことで決め、そして、そこでどうしてもとれなかった方は、即電話で東部会館のホールを借りるとか、または保健センターのものを借りるとかというようなことを電話で予約をしていただき、そして、とれた場合には、そちらの方に手続いただく、というような形で今対応しているのが現状です。いずれにしましても、できるだけの施設が提供できるように考えていきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　３点目でございますけれども、生活・保健センターでクリーンセンターに提出用の書類をお預かりできなかったというお話でございました。これらにつきましては、やはり利便性も考慮しながら、そういう事例を御指摘いただきましたので、十分協議しながら、今後そういうことのないように努力をしてまいりたい、改善

してまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

例えば、体育関係ですと、過去にははがきなどでの利用申し込みといったことも試みたことがある、というような、そんな答弁であったかと思いますが、申し込みの時間を遅くまでしたりとか、いろいろ工夫をされているのはわかるんですが、他市なんかもこういったことで数限られた施設をより有効に、そして、その権利を確保するために、本当に大変な思いをしているというような現状については、やっぱり何らかの対策が必要だと思うんです。他市なんかでも、たまには新聞なんかにも出ておりますけれども、体育施設だけじゃないんですが、利用する人たちの利便性というのをまず最優先に考えて、これは真剣に検討していただきたいな、ということなんですね。はがきが過去に試みたけれど、だめだったというようなことは、何が原因で、それは他市なんかは、どういう形でそれをクリアして行っているのか。やはり、具体的にもっともっと研究していただいて、利用者本位の受け方をぜひしていただきたいな、ということをお願いしておきたいと思います。

それから、文化施設関係といいましょうか、これも、これは100％の利用というのは、これは結構な話なんで、これはこれでいいと思うんですけれども、ただ、先ほど事例として挙げましたように、非常に大変な思いをして権利を確保しているということですね。ですから、これは施設が100％稼働しているから、それでよしとすれば、ある意味では、行政側としては、市がつくったものがそれだけ稼働率高く利用されているから、よしとする部分もあるかもしれませんが、やはりもう一歩、二歩踏み込んで、それが本当に利用しやすいような状況の中で運営されているかということが、もうまさに行政というのはサービスですから、そこに基本がないと、何か俗に言うお役所仕事になってしまうことになると思うんです。ダブりの問題だとか、いろんな問題、もちろんあるんだろうと思いますが、ぜひとも、これも早急にそれぞれの施設の実態をチェックしていただいて、他市の事例なんかもいろいろあると思いますので、早急に検討していただきたいな、というふうに思います。

それから、クリーンセンターの絡みなんですけれども、これも今、事例として例えば、ボックスの設置なんかの場合を申し上げたんですけれども、そういったものも聞くと、必ずしも統一の様式ができているわけではなくて、先ほど、本庁でも受け付けることが

可能みたいなことを言いましたけれども、本当にそうなっているのか。本庁で受けられるなら、なぜ生活・保健センターで受けられないのか。これはクリーンセンターを所管する担当部長だけがそのつもりでいたとしても、これは庁内全部の各セクションの責任者がお互いにそういうことをカバーし合うというような決めなり、意識がないと、いや、これは向こうです、これはあっちです、という話にどうしてもなっちゃうと思うんです。ですから、ぜひこのあたりも十分検討していただきたいな、というふうに思います。

そこで、今いろいろ御回答いただきましたけれども、市内には本庁以外にも幾つかの施設がございます。二つの支所もありますし、また、そのほかにもいろんな公共施設がありますけれども、それらの機動性を高めるためにも、全部の施設とは言いませんが、ある程度の施設であれば、その施設でどの施設の利用も申し込みができる、可能だというようなことの工夫を、ぜひとも行っていただきたいな。要するに、七生支所でも生活・保健センターの申し込みができるとか、あるいは多摩平支所でも東部会館の申し込みができるだとか、七生の公会堂ででも勤労・青年会館の利用が可能だとか、そんなような、もっともっと機動性を発揮できるような工夫をしていただきたいな、というふうに思います。

それから、さらにもっと機動性ということを考えるならば、現在、住民票なり、戸籍謄本を初めとしたいろんなものが、市内の郵便局を窓口として扱えるようになっております。このシステムは非常に便利なわけなんですけれども、このシステムを生かせば、もっともっと利用する立場からすれば、便利になるわけです。いろんな整理しなければならない部分もいろいろあると思いますけれども、これだって、１日に１回か２回、巡回の車が回って、その必要な書類を回収しているわけですから、同じ車が特段の時間をかけずにその目的を果たせる。当然庁内の郵便物というんでしょうか、そういったものを配付するセクションも専門にあるわけですから、そういうものをちょっと組み合わせれば、何らできない範囲のことではないというふうに思います。

そういった意味で、早急に御検討いただきたいというふうに思いますが、市長に最後にお伺いしたいんですが、今の私からの問題提起と、それから、それぞれの担当部長さんからも御回答いただいたんですが、このあたりについて市長はどのような御見解をお持ちなのか、いただきたいと思いますが。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　それでは、私の方からお答えをさせていただきます。

ただいま、市が持っておりますいろいろな施設の市民の利用の仕方、使用の仕方につ

きまして、いろいろ御指摘をいただきました。市が持っております各種の施設につきましては、それぞれ利用目的なり、利用の仕方等に違いがございますので、やはりそれぞれの目的に沿った形で、しかも市民の方が使いやすくて、しかも御納得のいただけるような方法をとるのが一番望ましいわけでございますが、それぞれにそういった目的なりが違う施設もございますので、しかもその中で、例えば特定の日に利用が集中するというような施設もございます。そうした中で、それぞれの担当部署で長い間苦労しながら、最もどういう方法が一番市民の実態に合っているかというようなことで、工夫をしながら進めてきているわけでございますが、なおそれでも市民の側から見れば、問題があるということでございます。ですから、この辺のことにつきましては、それぞれ長い経緯を持ちながら、私どもも検討を重ねてきているわけですが、さらにそういった実態を見直しをして、どうすれば一番皆さんに御納得のいける方法になるのかというようなことも、今後もさらに引き続いて検討を進めていきたいと思います。

ただ、いずれにしろ、やはり市の施設でございますので、市民に対する公平性を維持しなければならないということもありますので、その辺のところは十分踏まえながら、なおかつ、最も簡便な方法を確立をするということが必要になってくるだろうと思います。これは共通したような施設の場合には、先ほども御指摘いただきましたけれども、例えば、ある窓口で申し込みをすれば、他の施設についてもその利用状況なり、予約の状況がわかるような形をとってほしい、というようなこともございました。こういった点につきましては、私どもも、内部でもそういったシステムをつくる必要があるという認識は持っておりますので、例えば集会的な施設ですね、人が集まるような施設についての申し込みなり、予約の申し込みなり、そういったことにつきましては、関係部署と今後検討を進めまして、そういった共通した施設については、どこでもその現在の予約の申し込みなり、利用の状況なりがわかるような形については、とっていくような方向を目指したいというふうに考えおります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　森田市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれの担当の答えに、私も質問を受けておりますので、一言お答えをしておきたいと思います。

市の公共施設、いずれも設置条例、あるいは使用条例という言い方で条例設置をしてあるわけでありますし、その際の使用の方途等についても、一応は御審議をいただきながら、今日の形ができておる、こういうことであります。ただし、いろいろな科学技術

といいましょうか、情報連絡の方法が進歩しておりますので、郵便で受け付ける方法も一応はやっておるわけでありますが、一歩前進をさせてファックスによって一定の受け付けをする、また回答もできる、こういう仕組みを考えてみる必要がある、このように思っております。使用ですから、いわゆる使用権の確認が伴っていかなければなりませんので、一方的な受け付けはいかようにも便利にできるわけでありますけれど、いわゆる施設の使用の仕方に個人使用の形、あるいは団体による専用使用の形、いろいろな形がありますので、これらを、個人使用の場合はそう大して問題はないと思っておりますが、いわゆる団体等による専用使用、この場合のことにつきましても、これからファックスがひとつの方式として成り立つんではないかと思っておりますので、検討いたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、市長から、一つの事例としてファックスというふうな答弁もありましたけれども、ファックスに限らず、今、世の中、もっともっとシステムが進んでおりまして、ほかにもいろんな方法が幾らでもあるはずなんで、将来的にはＣＡＴＶなんかも計画されているようなんですけれども、そういったものを使うとか、あるいは通信システムで便利なものは幾らでもありますので、そういったものをうまく使いながら、ぜひとも利用者にとって便利な受け付けを心がけていただきたいと思います。

最後に、一言だけ確認をさせていただきたいんですが、今パーフェクトな形で体制を整えるということは難しいにしても、まず前段として、いつごろまでにある程度の検討をし、体制を整えていこうかというその辺の見通しがあれば、これは市長でも助役でも構いませんが、最後に確認をしたいと思います。どのぐらいの期間でやってみたいというような意欲があるかどうか。

○議長（黒川重憲君）　砂川助役。

○助役（砂川雄一君）　いつまでに、どういう形で検討ということでございますが、それぞれの担当部署でも、ただいま御指摘をいただいたようなことについて、既に市民の方からもいろんな形での御要望は承っておりますので、今までの方法について、少なくとも早急に再検討してみて、なおかつ、早急に変えるべき必要のある分については、変えるような手はずをとるというような形で、早急に検討は進めてみたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　これをもって３の１、各種公共施設の利用申し込み及び依頼書提出の利便性について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時55分　休憩

午後１時18分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、市長の掲げた重点ビジョンの具体性について問うの通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　　それでは、２点目の質問に入らせていただきます。

テーマは、今回、４月に市長選挙が行われまして、大変期待と注目を集めた選挙であったわけですけれども、けさ一番でそれを大変賛同する声もあったわけですけれども、まさに全国最高齢という市長が誕生いたしました。果たしてこれが日野の市民にとって、それを喜ぶべきことなのかどうか、激励されている皆さんも含めて、近隣からは、日野市の若手は一体何をしているんだ、というような声もかなり聞こえますので、そういったことを考えますと、喜んでばかりはいられないのかな、というような気がしないでもありません。ともかくも、どうあれ、市民の期待にこたえて、ぜひとも頑張っていただきたい、ということをまず申し上げておきたいというように思います。

ただ、いろんな面から考えますと、やはり憂うべきことが多々あるわけですけれども、しかし、今申し上げましたように、掲げたビジョンについては、ぜひとも実行していただきたいというのは、市民の偽らざる声でございます。

そこで、大変数多くのビジョンを掲げておられるわけですけれども、それらの一つひとつについて伺いたいところですけれども、何点かに絞りまして、その具体性なり、あるいは具体策についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

掲げられたおのおののビジョンの現状における実態、そしてその見通しという視点でお伺いをしたいというふうに思います。

内容的には、既に市長との論議が行われているものもありますし、また、市民からの要望としてはあっても、余り議論されなかったという項目もあろうかというふうに思いますが、いずれにしても、今回の選挙戦の中で、市長御自身が重点ビジョンとして掲げたものばかりでございますので、ひとつ明瞭にお答えいただければというふうに思います。項目としては７項目ほどお伺いをしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず、１点目でございますが、公民館の建て替え、それから南部公民館の建設といった、公民館に関したビジョンがございました。この件につきましては、特に建て替えの件については再三再四にわたって話題になっておりますし、また、１カ所ではどうしょうもないので、もう少し市内各地に公民館の建設を、というようなグループ団体の要請もありますし、また、それを行動を声にしないまでも、そんな声も数多くあることは事実でございます。そんなことから、この公民館の建て替えの問題とそれから、南部公民館の建設についての現状での構想を、どの程度具体的に検討されているのかどうか、そのことについてまず１点お伺いしたい。

それから、あとその検討を踏まえて、今後の見通しがどういう見通しになるのか、場所なり、あるいは時期なり含めて、見通しがある程度の範囲で検討されているようであれば、お伺いをしたいと思います。

それから２点目は、旭が丘図書館の建設でございます。これもビジョンとして掲げられておりました。これは過去に請願の採択も行われております。また、それ以降も話し合いの場に何度か登場しているわけなんですが、請願については昭和62年の６月ですから、もう、ちょうど６年前に請願採択されているんですけれども、一向に具体的な姿が見えていないというのが現状だというふうに思いますが、あえてそういう中で、市長が今回のビジョンの中に含めておられるということでございますので、これにつきましても、現状での構想、それから今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから３点目でございますが、日野駅前の整備、あるいは駅舎の改築、さらには、西豊田駅の開設、これらも重点ビジョンとして掲げておられます。特に日野駅の場合の駅舎の改築といったことについては、当然のことながらＪＲとの話し合いというものが非常に大きなウエートを持ってくるというふうに思いますので、具体的に、過去にも話題になったことありますけれども、改めて、今時点でどの程度の話し合い状況になっているのか、ということ。

それから、また駅前の整備、周辺の整備ということになりますと、これは商店街との

話し合いといいましょうか、そういったことが非常に大きな役割を果たすというふうに思いますので、このあたりについても、具体的に現時点でどの程度の推移になっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから西豊田駅については、再三いろんな方からも、また私からも、含めて話題にさせていただいております。当然これは、西平山の区画整理との兼ね合いが非常に大きいわけで、この区画整理の中での西豊田駅の位置づけという問題もありますし、また、そのことの兼ね合いも含めて、どういう実態にあるのか、その辺の構想とそれから、今後の見通しを含めてお伺いをしたいと思います。

それから４点目でございますが、地元産業、あるいは地元商店街の育成・振興策でございます。これは従来から出されていた項目の一つでもありますけれども、これについては、これまでの施策と、今回改めて６期目という実態の中で、違う部分があるのかどうか、これまで５期20年間やられてきた施策と、地場産業の育成、商店街の育成・振興ということの策と、この６期目に向けての策、何がしか特徴的に違う部分があれば、そのあたりも含めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから５点目は、下水道普及に関する件でございます。これについては、今後の見通しという視点でお伺いをしたいというふうに思います。若干私どもがとらえている認識とは違うような部分も感じられておりますので、その辺も含めてお伺いをしたいというふうに思います。

それから６点目でございますが、都市計画税の減税ということをうたわれております。それから、関連すると言えば関連するんですが、中小企業向けの１％台の不況対策融資制度をつくるということも言われております。で、都市計画税については、３年ごとに評価替えするということで、その年度からいきますと平成６年度、来年が評価替えの年度ということになります。本来は、100分の0.3というのが一つの基準としてあるわけなんですが、昭和63年には100分の0.27、そして前回の評価替えのときには、平成３年ですが、100分の0.25というような一種の減税と言ってもいいと思うんですが、されております。それと、今回さらに打ち出された都市計画税の減税というものとの兼ね合いがどういうことなのか含めてお伺いをしたいと思います。

それから、中小企業向けの１％台の不況対策融資制度でございますけれども、これは昨年の12月議会で「中小企業事業資金融資あっせん条例の一部改訂」というのがなされました。これは主には、金額とそれから返済期間の見直しということで行われたわけですが、そこでこの現在の条例との兼ね合いが、これはどういうふうになるのか、どうい

う扱いになるのか、この辺を１点伺いたい。

それから二つ目には、具体的にどういう扱いの制度を考えておられるのかということ。

それから３点目に、具体的に既に検討をされているのか、あるいはそういう視点で何がしかの研究をしてみろ、というような担当部署に指示をされているのかどうか、そのことも含めてお伺いをしたいと思います。

それからもう１点、もしそれを実施するということになりますと、いつから実施しようということの考えをお持ちなのか。まさにこれをやられるということであるならば、今が最も必要としている時期ではないかと思います。なかなか世の中不況が長く続いて、最も苦しい時期が現在ではないかと思いますので、そういう時期等に合わせたものができるのかどうか、そのあたりも含めてお伺いをしたいと思います。

それから、最後７点目でございますが、スポーツ施設の充実ということなんですが、実は、これはビジョンの中にあえてないものなんですが、スポーツ関係であるとすれば、市民プールの改築だとか、総合体育館の建設というものは入っておりますけれども、これはいずれも以前から、かなり具体的になりつつある範囲でございますので、それ以外については特に述べられておりません。したがいまして、他の施設に対する構想的なものは全くないのかどうか、この辺も含めてスポーツ施設の充実ということについての考え方もお伺いをしたいと思います。

以上７点なんですが、これはいずれも市長のビジョンでございますので、当然市長にお答えいただきたいわけなんですが、市長にお答えいただく前に、１点だけ担当部長に確認をさせていただきたいことがあります。５番目に申し上げました、下水道100％普及の現状での見通しというのが、どのようなことになっているのか、それをまず最初に伺って、それからその他の項目に沿った答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　下水道の現時点での整備状況でございますけれども、現時点では整備が52％強、約53％の整備状況ということになっております。

そこで、今後の見通し等ということでございますけれども、現在残っております整備が、47％ぐらいの率であるわけでございますけれども、このうち、既に区画整理事業がもう実施されている事業区域、これは万願寺、それから東町、西平山、豊田、こういう地域、組合の一部地域もございますけれども、こういう区画整理事業の地域につきましては、その事業と同時に、同時施行ということを行っておりますので、その事業と整合した形で整備を進めていくということになるわけです。それから、それ以外の地域につ

きましては、原則としてできるだけ５年後、平成10年を一つの目安として整備を完成していきたい。こういう予定で今年度、今計画されております基本計画等にもそういう計画を盛り込んでおるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙戦には、責任体制として、いろいろな市民に対する要望にこたえようという努力が当然込められるわけでありまして、それを称して政策といい、あるいはビジョンというふうなとらえ方になるものだと思っております。特に、毎回の選挙ではございますが、ちょうどその当時、当時に市政として当然取り組むべき将来像のための努力と、それから直接市民から具体的な要望等につきまして、いわゆる政策提言がある。これをなるべく具体的な実行に移します、と、こういう形になるのが通例であります。今まで５期という期間、努めてそのような取り組み姿勢で多くの前進をさせていただいた、こういうことであります。

今回も、私自身の直接公約するもの、あるいは支援団体等からいろいろと提起されるもの、多数ございましたので、それらをある程度整理して一定の政策でありますとか、施策でありますとかそういう形で市民に資料をもって公表をし、いわゆる公約というふうに受け取られておるということにつきましては、ぜひ責任を持って果たしていきたい、こう考えております。今御質問の各項目も、全く新しいという項目ではないわけでありまして、懸案でありますとともに、何とかこれを具体化していきたい、こういう考え方をいわゆる政策、施策として一定の発表もし、またそれをとらえてきた、とこういう経過があるわけでありまして、特に選挙の関係におきましては、候補者自身が選挙管理委員会に届け出をもって選挙管理委員会から公表される選挙広報、並びに法定の１号ビラ、２号ビラと言われるそういう我が国の選挙制度の中で、積極的に認められておる仕組みがありますので、それらの中にかなり具体的に提案をしておる。これは御承知のとおりであります。過去の選挙戦におきましても、いろいろとその取り組みについての質問を受けてきておるわけでありますが、私は少なくも、みずからの支持母体、あるいは陣営等で公表された政策につきましては、積極的に支持をし、具体化に努める、このようにお答えをしたり、取り組んだりしてまいっております。

今項目として挙げられました七つの項目を一つひとつお答えをしたいと思っておりますが、御承知でもありましょうが、かなり具体性のあるもの、あるいはこれからの課題として、その具体性を積極的に切り開いていくもの、こういう性格は公約の性格として当然でございますので、そのようにお聞き取りを願っておきたいと思っております。

公民館の建て替えのことは、具体的に議会でも提言があり、あるいは公民館建て替え運動という市民運動も存在をするわけでありまして、現在のいわゆる中央公民館が施設としても規模として小さく、また、市民要望に必ずしもこたえ得ていないという指摘につきましては、大いに責任を感じておりますので、今までも多少申し上げてきたと思っておりますけれど、何か工夫をして、いわゆる市民要望に積極的にこたえる方法を具体化していきたい、こう考えております。その際に私は、公民館という名前でも結構でございますし、あるいは公民館的機能ということでも差し支えない、とこんなふうには思っておるわけでありまして、日野市内の公共施設はすべて公民館的機能ということで、市民にも御理解を願いたい、というふうに申し上げてまいっております。したがって、現実の中央公民館は、その年間計画を樹立し、予算を用意して、そして公民館と同じ無料で、しかも主事を配置した、そういう形の使用の仕方、このことが可能である、というふうに申し上げてまいっております。現在地に建て替えるということも、一つの方策ではありますが、いわゆる現有の土地事情が隣接地との境界におきまして、まだ解決し得ていないこと、あるいは国有地等が存在をして、その解決がし得ていないこと、というような事情で、果たして現実の場所が建て替えの用地として使えるかどうか、この結論には到達し得ておりません。したがいまして、これからの課題としてなるべく積極的に取り組んでいこうという考えであります。

２番目の御質問の、旭が丘図書館、これは地元の住民運動もあるわけでありますし、お答えの今までの経過といたしましては、適当な場所に民間施設でもいい、建物ができる機会には、それを借りるような形で開けないものだろうかというふうなことを今、検討しておるというふうにお答えをしてまいっておりますが、なかなかその機会に遭遇いたしません。一つだけ私自身の頭の中に、やや具体化し得る考え方もありますので、まだ公表ということにはちょっと至っておりませんが、実現を図りたい、このように考えております。

それから、日野駅の整備、あるいは駅前の整備、こういうことについての御質問でありますが、とりわけ日野駅の森町と言われている部分、甲州街道のガードの下の多摩川寄りに位置する場所でありますが、駅前でありながら、道路が狭隘で、そしてほとんどすべての建物が違反の形になっているために、建て替えすら正式には困難だ、こういう状況がございますので、地元に相談をいたしまして、再開発的な手法によって、そして共同ビルをつくり、フロアに座っていただく、つまり中高層ビルを建てることによって、そのフロアに集まってもらうとか、あるいは営業の拠点を設けてもらって、そして一定

の道路を整備するとともに、下水やその他の環境整備もいたしたい、こういう御相談を問いかけております。このことをもっと積極的に取り組むことによって、なるべく早く森町ないし森町以東の地域についても駅前にふさわしい姿として整備をしていきたい、こういう考えは市民共通の願いである、というふうに思っております。

駅舎の改築につきましては、今の建物の一応の用はなしておるわけでありますが、将来を考えますと、やはり近代化の、しかも南北両面から、改札口あるいは出札口に入れる、こういう構造に建て直していきたい。できるものであれば、そのまた高層部分はある程度の商業的利用、あるいは事務所的利用、そしてなお、許される条件があれば、高層部分の住宅的な利用というような方式で駅舎の整備が望ましいということは、ある程度共通意見になり得ていると思っております。その利用の今日的な促進が大切だ、このように認識をいたしております。

4番目の、地元商店街の育成、地元といいますのは、市内のということになるわけでありますし、商店街という形で今、市内に幾つもの組合的な組織ができておりますので、今までアーケードをつくるとか、あるいは街灯を水銀灯化するとかいうことで、一応の対応をしたこともあるわけでありますけれど、より経営の振興を図るために、近代化を図っていきたい、このように考えておるものであります。

5番目の下水道普及は、これは先ほどお答えをしておりますとおり、なるべく早く100%の普及を目指すということは当然でございますので、一定の目途に5年という期間を設定をし、その間に最大限の努力をする、こういう意図のもとに取り組む、とこのように御理解をしていただきたいと思っております。

6番目の、都市計画税の減税、これは既に62年の時点で現状0.25%ということになっております。評価替えの年次も近いわけであります。この間もお答えをしておりましたが、その評価替えをすればするほど、負担税率は高くなるということは否めませんので、大切な財源ではありますけれど、そのあたりに市民の立場を考えて、減税措置を検討するということは大切な施策である、というふうに考えております。

中小企業向けの1%融資、これはそういう提言も承知はいたしておりますので、どういう方法があり得るか、また、他に行っているところがあるかどうか、これは支持団体の提案でもございますので、なおよく確かめて、可能であれば実施をしていく、という積極努力をいたしたいと思っております。

それから、スポーツ施設の充実ということで、何か具体策があるかということでございますが、まさに今日、スポーツは、週休2日制等の社会的事情もあって、もっと整備

をしなければならない、こういう姿勢でもあります。当面考えられますのは、淡水跡のなお国有地の充実、スポーツ施設としての充実、あるいは流域下水処理場の覆蓋部分の積極的な活用ということが、これは近く具体的なことになってまいります。なお、内部でまだ語らっている範囲ではありますが、どうしても日野市内にスポーツの場がないとすれば、多摩川の河川敷、あるいは立川に提供しております市の行政区域についても、一定のめどを立てる必要もあるんではなかろうか、とこのようなことであります。市民要望にこたえた積極的な取り組みをしていく、とこういう考え方であります。

いずれも市民要望にこたえる積極的な提言であり、またビジョンであるということで、一定の理解もいただけるというふうに思っておりますので、この具体化に私の任期を投じて取り組むということは、当然の責任だと思っております。そのように御理解をお願いをして、これからの具体的な予算化、あるいはいろいろな提案を申し上げることになると思っておりますので、よろしく御理解をお願いしておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今お答えいただいた中で、ちょっと三つほど抜けている部分がありましたので、あんまり時間もなくなったものですから、これは簡単に答えて次の質問させていただきたいんですが、南部地域の公民館、これはどういうふうに考えておられるのか。これは地域を限定したもので考えておられるのか。

それから、西豊田駅と区画整理との兼ね合い、これについても触れられませんでした。

それから、地場産業の育成という視点では、全くお答えがなかったんですが、まずこの3点簡単に、考え方だけ示していただきたいと思います。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南部公民館という言い方をしているわけでありますが、南部にも公民館を、あるいは公民館的な施設が必要だということは、全市のバランス上の上からも、重要な課題であると思っております。今考えられますのは、南平に地区センター、あるいは学童クラブ、老人農園等の市有地がありますので、それらの機能も包含する形で将来は、大規模なものは無理かもしれませんが、中規模、あるいは面積にふさわしい程度の規模のものは可能である、このように考えております。

それから地元商店街、先日も商工会の総代会がありまして、私も出向いて、あいさつをしてまいりましたが、いわゆる商店街という形で市内に地元活動があるわけでありま

すから、その商店街、あるいは商店会、こういうのをもっと魅力のある何らかの手段を講じて、地元でなるべく見回り品を買ってもらうといいますか、市民要求に積極的にこたえていくということが商店振興にも大切でございますので、そういう形で積極性をつくっていこう、とこういう意図である、というふうに御理解をお願いをいたします。

西豊田駅と区画整理につきましては、今まで御承知のとおりな経緯があるわけでありますが、とりわけ昨年末、いわゆる西平山区画整理事業ということで事業認可を得る段階になりました。もう既に何回も地元にも説明をしたり、市民にもある程度期待を持たれておるところでありますが、駅前広場を設置するという換地上の大きな施策が込められております。そういう大前提を具体化していくということと、それからＪＲ当局との今までの経過の中では、その駅前周辺に一定の確保可能な用地を見通してほしい、とこういうある意味での注文がありますので、それらのことを今、いろいろな形で具体化を図りつつある。したがいまして、条件を整えることによって、ますます当局の意図を動かし、それに加えて、市民的な運動もあわせ行うことによって、一定の具体化を図っていきたい。駅の位置もしたがって、決定できる駅前もある。交通体系もだんだんと整える。過去の調査によりますとおり、かなり採算にもベースに乗るというふうなことでございますので、一層の運動の展開とともに、具体的な施策によって、当局の考えに目を向けていく、こういうことに努力目標がある。また、政策として極めて大切な政策である、とこのように考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　大切なことは具体的に、という、言葉では出てくるんですが、ここで数多くある施策ビジョンの中で幾つか拾い上げたんですが、これは４年前、８年前にも同じような多分答弁をされてきたんじゃないでしょうか。少なくとも、私が議員になっていろんな場で、ここに取り上げたようなテーマで話を直接伺ったり、あるいは一つのやりとりを聞いている範囲とは余り変化が出てないような気がするんですが。

それで、ちょっと本当に時間もなくなってしまったのであれなんですが、一、二点だけ再度伺いたいと思うんですが、例えば下水道の問題なんですが、先ほど担当部長の方からも、区画整理区域を除けば何とか５年以内をめどに、という言い方だったと思います。これは選挙戦の中でも、５年後で100％、100％ということを再三再四にわたって言っておりました。で、その100％、現状その当時、51％という言い方をしていましたけれども、その裏づけには、20年前はゼロであった、とそういう言い方をしてたんです。ところが、20年前は市長、ゼロでしたか。多摩平の扱いは、そのときは外しておいて、今

現在51％というのは、それを含めて言ってるんですね。それから、区画整理区域を除いて５年後100％ですと。これも、数字の扱いを都合よく都合よく取り替えているだけで、これも非常に市民に対しては、紛らわしい表現だと思うんですが、ここをちょっともう１回、市長から説明してください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり、取り組み姿勢を申し上げておるわけでありまして、取り組み姿勢に全く信頼のできないものはない、というふうにお聞き取りいただけると思っております。もちろん、大きな政策でありますし、また、事業でありますから、いろいろな工夫が伴うことはまた言うまでもございません。したがいまして、市民にお答えをしたような、５カ年間で100％を目指すという表現は、誠心誠意、これからもまた具体化するための努力をする内容でありますから、市民に対して失礼のある状況は、私は全くない、というふうに申し上げていいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　市民に対して全く失礼な言い方ではない、ということなんですけれども、しかし、区画整理区域を除いて100％５年間でやりますよ、という言い方は、一言もしてないですね、市長は。それから、もう一つ事例として挙げましたように、20年前はゼロであったという言い方も、これは多摩平区域を除くという言い方もしてないわけです。ですから、これは一般の市民の方というのはほとんど知らないわけですから、いかにも都合のいい部分だけをとって、さもこれはできるんだ、これはできたんだ、というような言い方というのは、やっぱり大変市民に対しては失礼な言い方だと思うんですね。市長はいろんなところで、私心がなければどうだとか、立派なことを言っておられるし、また、それを実行しているのかなと思うと、こういうところでは非常に市民に対してまさに失礼なことを平気で言われているような気がしてならないんです。20年前はゼロであったと。これは多摩平を除くわけです。それから10年間たってようやく、市長が在任してから11年目以降という形になるんでしょうか、具体的に下水道事業を始めたわけですけれども、そういうような形で、どうも言ってることが、平気で市民を欺くという言い方は正しいかどうかわかりませんが、そう受けとめられてもしょうがないような言い方を平気でやられているんですね。やっぱりこれは非常に市民に対する誠意の問題で、問題あると言わざるを得ないと思います。この20年前ゼロということに対しては、どういうお考えですか、どういう表現でございますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全市的計画はゼロであったということは明らかであります。つまり、日野市下水道計画というのはなかったということですから、ゼロと言ってちっとも変わりはないと思っております。それを私が就任をして下水道調査会を設け、その中からだんだんと今日の日野市下水道計画をつくり上げてきたということでありますから、市民の信頼は全く動かないもの、というふうに申し上げて差し支えないと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　数字の取り方というのは、本当に取り方次第でマジックのように変わるわけでして、それをもってよしという言い方をするところも当然あるわけですから、そのとらえ方からすると、恐らく市長の言われるとおり、何ら問題ないということになるのかもしれませんが、これはやっぱり、事情を一般の市民の方が知れば、何ということだということで、相当怒りを持っている人もいるわけでして、別にこれを、じゃあそこで修正をしてどうこうと言えばよかったかということではないんですが、それにしても、もう少し16万5,000の市民の代表の市長ですから、その辺はやっぱり、市民に対して平等にいろんな施策を講じるということが、その役割ではないかな、というふうに思います。ぜひ、こういったところについての今後の広報といいましょうか、ことについては、十分気をつけいただきたいなというふうに、これはお願いしておきます。

それからもう一つ、中小企業の1％台の不況対策融資制度なんですが、これは先ほどのちょっと市長の答弁を伺ってますと、何か余り十分承知しているという感じではなくて、ある団体からの要望に基づいてというような感じで、私が具体的に4項目ほど挙げて伺ったことについては、ほとんど御回答いただけなかったような感じなんですが、要はもう一度確認したいんですが、昨年の12月の議会で確認した融資制度と、この1％台の融資との兼ね合いはどうなんですか。もう一回、ちょっと簡単に答えてください。あんまり時間もありません。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　先般の議会でお願いをいたしましたのは、金額の限度額の増大、それが主だったと思っております。施策として、なるべく低利の資金を提供し、いっときの景気浮揚といいましょうか、そういう施策は望ましいことでありますから、それ自身の手順について検討をする考えだ、というふうにお答えをしたところであります。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　それでは、今の件なんですが、具体的に担当部署に、こういうことで検討してみろといった指示を出されているのか。それから、それに基づいていつ

ごろから具体的に実施しようとされておりますか、もう一回、その点を確認させてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の選挙後、当選して庁内に戻ってきたといいましょうか、新しい任期の執務に就きまして、最初に庁内に言ったことは、市長選挙で行った公約は、これはこれからの行政施策になることはもちろんだし、現在の基本計画とか基本構想にも整合させて実施するという性格のものであるので、なるべく迅速にその政策をよく理解をして、積極的に取り組むように、という指示はいたしております。まだ間もない期間でございますので、一つひとつの政策につきましては、十分に積極的な取り組みをするということで、御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それぞれ幾つか項目を挙げたんですけれども、基本的には積極的に努力をしたいということの言葉があるんですけれども、なかなか現実的な形で見ていきますと、これまでの20年間の推移の中で、今私が挙げた項目の中のかなりの多くの部分は、努力をすれば解決できた、対策できたというものもたくさんあるように私は感じております。市長が市民の皆さんに掲げていることの一つには、市民の願いを第一にするのは森田市長である、それからさらには、市民本位の政治をつくるのは森田市長である、とこういったことを含めて盛んに訴え、その結果で当選をされたというふうに思いますので、ぜひこれらの市民の要望にこたえるように頑張っていただきたいということを申し上げて、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって３の２、市長の掲げた重点ビジョンの具体性について問うの質問を終わります。

一般質問４の１、日野市は２１世紀に向け安心できる高齢化社会体制が本当にできるのかの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

住みなれたまちで安心した老後生活を送るためのプランであり、また住民にとって最も身近な市町村の手でつくられる「老人保健福祉計画」の策定が全国の市町村で平成５年度のできるだけ早い時期の策定を目指して現在取り組んでいるところでございます。

日野市では、「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」を目標に、日野市保健福祉計画策定の発足式が５月の24日に行われました。

策定組織といたしましては、調査検討して、市長に報告する「保健福祉計画調査委員会」、専門的に調査する「老人保健福祉」「障害者保健福祉」「児童福祉・母子保健福祉」の３専門部会等によりまして、平成６年３月末までに計画案の策定の予定になっておるところであります。

まず、質問といたしまして、日野市保健福祉計画策定における基本方針の設定及びプロセスについてお伺いいたします。

２点目としましては、日野市保健福祉計画策定における職員及び市民参加と市民意識高揚についての考え方をお伺いいたします。

３点目としまして、日野市保健福祉計画の予算が伴う実施計画の策定予定についてお伺いいたします。

第４点目としまして、日野市保健福祉計画と第３次基本計画との整合性についてお伺いいたします。

とりあえずこの４問についてお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの質問に対しましてお答えいたします。

ただいま御質問のございました日野市保健福祉計画でございますが、これにつきましては、日野市の基本構想の「緑と文化の市民都市」、これを実現していくための施策のうち５本の柱がございますか、そのうちの一つの柱、「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」これを理念といたしまして、だれもが必要なときに身近なところで必要とするサービスが受けられることを目指します地域福祉計画でございます。性格といたしましては、この計画は日野市の基本構想の理念に基づき、市の在宅福祉サービスを中心とした供給体制を総合的に、また計画的に進めることを重点に計画化を図るものでございます。特に21世紀初頭の高齢社会に備えまして、高齢者、あるいは障害者、児童などが、地域とのつながりを持ちながら住みなれたまちで生活できるように、市民の視点から在宅福祉を基調とした総合的な福祉施策の計画を図るものでございます。

それからこの性格でございますが、平成３年１月に東京都が作成いたしました「東京都の地域福祉推進計画」。この内容でございますが、これは、老人も障害者も、児童も福祉のまちづくり、こういうものが包含された計画でございます。この中で示されております山荘の計画の、市町村が策定いたします地域福祉計画としての性格をも持ち合わ

せた計画でございます。それからもう一つは、御承知のとおり老人福祉、あるいは老人保健法の改正によりまして、平成５年４月に施行されました老人保健福祉計画、この性格をも持ち合わせている計画ということでございます。

それから２点目の、職員、市民参加の件でございますが、これにつきましては、もちろんこの計画の策定体制になるわけでございますが、これの計画の推進については、市が当然主体的な役割を担うということが当然でございます。職員としては、この保健福祉計画の調査委員会、この中に各関連するところの部長７名と、それから保健福祉行政にかかわりのある市民の方13名、それから学識経験者10名、市会議員２名ということで、総勢32名というような構成メンバーになっております。若干人数が多い委員会でございますけれども、老人、障害者、児童、福祉のまちづくりというような非常に広範囲な範囲になりますので、どうしてもこのような構成メンバーになるところでございます。それからそのほかに、委員会として必要があれば、関係者の出席を求めることもできるというふうになっております。また、この調査委員会の下部組織といたしまして、ただいま御質問のありました三つの専門部会を設けてございます。この構成メンバーとしては、関係する課長を中心に、係長、あるいは現場のケースワーカー、ホームヘルパー、あるいは民生委員の各部会長さん、障害者相談員、保健所の保健婦さん、そういうような総勢38名で、それぞれ三つの専門部会で、ここで専門部分についての調査検討をするわけでございます。また、そのほかに、庁内体制といたしまして、これは課長補佐、あるいは係長等実務者を各分野から選出いたしまして、全体を通しての素案づくりをするというものでございます。このプロセスといたしましては、作業部会の段階で、段階的に素案をつくりまして、それを専門部会、それからまた、その専門部会で協議検討されたものを調査会に挙げまして、そこで審議検討する、場合によっては、また専門部会に差し戻すというような場面もあるんではないか、というふうに考えております。

それから、３点目の実施計画でございます。これにつきましては、保健福祉計画におきまして、できるだけ具体的なサービスの目標量といいますか、いわゆる福祉サービスの目標量、あるいは保健サービスの目標量、こういうものを設定していくわけでございます。この目標等の達成のための財政フレームにつきましては、現在進められております日野市の基本計画、あるいはこれに基づく実施計画との調整を図りながら財政フレームを確立していきたい、というふうに考えておるところでございます。

また、この計画に対しましてのフォローアップ体制でございますけれども、この計画のフォローアップのための組織をつくりまして、定期的に毎年度、年１回ぐらい、この

実施状況を点検いたしまして、これに基づきまして計画の中間点前後においては、ぜひ見直しをやる必要も生じてくるんではないか、というふうに考えているところでございます。

それから4点目の、第3次の基本計画との整合性でございますが、もちろん、第3次の基本計画等の整合は必要になってまいります。ただ、この保健福祉計画におきましては、いわゆる福祉分野の計画でございますので、第3次基本計画との整合性はもちろんございますが、さらに具体化された計画になるんではないか、というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ちょっと質問の中で、答弁がなかったように思いますので、もう一度お願いしたいと思うんですけれど、まず第1点目の、その基本方針を設定された中のプロセスはどういう形の中で決められたか、それについてお答えがなかったような気がします。

それから、第2点目としては、市民参加と市民意識の高揚について、ちょっとそれについて具体的な説明がなかったように思いますので、それについてまず答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　基本方針でございますが、これにつきましては、あくまでも基本構想に基づくところの理念をもとに基本方針をつくったわけでございます。

それから2点目の、市民意識の高揚でございますけれども、多くの方に参加していただいて、計画をつくるというのが一番正しい姿かもしれませんが、一応今回については、お年寄りについて約2,000名の方にいろいろな意識調査をいたしました。また、児童あるいは障害者については、それぞれ1,000名の方にお願いいたしまして、それぞれ生活の実態のアンケート調査いたしました。また、そのほかに、アンケートを通じまして市民からの自由意見といいますか、たくさんの約700件を超す意見をいただいております。あと、市の広報等を通じまして、大勢の方から自由に要望・意見等をいただくというようなことを行っております。そういうようなことから、市民意識の高揚を図っていきたいというふうに考えております。

それから、戻りますけれども、基本方針のプロセスのどういうプロセスかということでございますけれども、これについては、一応各担当する課と協議いたしまして、一応

そのような方針を立てまして、これからの調査会の中で、その基本方針を明確化していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

それでは何点か質問させていただきます。まず、機構的に先ほど部長の方から答弁がありまして、特に今回は、多くの職員の方が関係しているんだというような趣旨の答弁だったと思うんですけれど、ただ、この中で非常にわかりにくいのは、今回の計画の責任体制というのは非常に明確になっていないと思うんですけれども、これは責任はどなたが最終的にとらえていくのか、どなたが責任体制で進めていられるのか、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

それと、機構の中で、どうもわかりにくいのは、従来の方式からまるっきり出てないということですね。今までもいろいろと新しい事業、また、いろんなされる場合、協議会だったり、懇談会であったり、いろんな制度を設けるんですけれど、その制度そのままそっくり同じパターンで持ってきてる。ですから、その制度にはいろんな今まで弊害がありましたけれど、その弊害が是正されてないで、この重要な福祉計画を策定する場合も、同じシステムをそのまま持ってきているという、非常に大きな問題点というんですか、が今回も内在しているということです。それについて何か、機構をつくる場合について、その辺について論議がされてきたのか、この機構をつくるためにどういうような部署が、どういうような論議をされて、今回の日野市の福祉計画を策定するシステムというんですか、機構というんですか、それができ上がったか、それについてお伺いいたします。

とりあえず、まずその２点についてお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　まず、この計画の責任体制、どこに責任があるのかという質問でございますけれども、今回の計画は、当然のことながら日野市の行政計画の一つでございますので、当然その責任というのは市長でございます。

それから、次に、この計画をつくるための機構、システムでございますけれども、この機構については、関係する部課、生活文化部、それから福祉部、この２部の中で各課長交えまして、機構をどういうふうにしていくか、検討いたしてまいりました。何分にも範囲が広いわけでございますので、それぞれの主管課にその専行についておろしまして、各主管課から上がってきたほぼそのメンバーでもって構成されているということが

現実でございます。この機構についても、いろいろ老人福祉計画の中では、厚生省の方からある程度のマニュアルといいますか、基本的な体制づくりについての指導もございます。そういうようなものを勘案して、そういう体制、機構をつくり上げたということでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　もう少し具体的に質問させていただきますけれど、まず、ここにあります責任体制なんですけれど、市長が最終の責任をとるのは当然のことなんですけれど、それぞれの担当の中で、行政が福祉部の部長としての責任体制というのが、非常に不明確になってるんじゃないかと思うんですね。要するに、何が言いたいかといいますと、やはり今回の計画策定する場合については、福祉が中心となりながら、そして福祉以外の担当部署の人も含んで、新しい全庁的なスタイルの中で本来であれば、この福祉計画をつくるのが基本になろうかと思うんです。この機構そのものは、あくまでも福祉部の中だけでほぼ指示されて、全庁的な対応もされてない。この今回の福祉計画については、この国なり東京都の基本の方針から見ますと、やはり福祉を超えて、もう少し全庁的なスタイルを持っていくことが基本になると思うんですけれど、その体制が今回はできてないんですね。そして、この市民参加ということも、具体的に市民参加というしっかりした形ができ上がってないというふうに感じるんですけれど、この辺の市民参加と、全庁的なという趣旨から、随分これは機構づくりがずれている気がするんですけれど、それについて、もう少し説明していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの福祉部長の責任の明確化を図れないんではないか、というような御質問でございましたけれど、ただいま御指摘のありましたように、今回の計画の範囲が、本当にまさに全庁的にかかわってくるわけでございます。その中でもとりあえず、福祉と生活文化部、これが大半を占めるわけでございますので、あとの関係してまいります、建築、あるいは都市整備部、教育、こういうところは内部の調整でもってやっていきたい、というふうに考えております。それから特に、生活文化部とは、保健あるいは福祉との連携ということで、非常に両方かなりクロスする部分がございますので、この辺を中心にやっていきたいということでございます。

それから、市民参加でございますけれども、市民参加にもいろいろな方法がございます。直接的な市民参加もあろうかと思います。既に進めております各地の市民参加の形態を見ても、大体が委員会のメンバーに加わっているというようなところが主でござい

ます。この市民参加の第１の目的は、やはりニーズを把握するということで、市民参加が必要ではないか、というふうに考えております。したがいまして、アンケート調査も、これはまさに市民参加の一端ではないか、というふうに考えております。また、広報で「御意見のある方は、どんどんお寄せください」ということでＰＲもしておりますので、そういうようなことで市民参加を、また市民の意識の高揚を図っていきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　確かに市民参加につきましては、いろんな方法があるんでしょうけれど、果たして日野市は、市民参加、市民自治というのを全面的にメインとして押し出している行政として、そういう視点から見た場合、このシステムが本当に市民参加と言えるのか、非常に疑問を感じるんです。さっき部長の答弁にありましたように、市民参加、いろんな市民参加があるんだと。直接的にも間接的にも。市民の意識をアンケート調査でニーズを把握することは市民参加なんだ、という言い方をされていましたけれど、日野市が特に市民参加についての行政の主体事項としてとらえてなければ、そういうこともしょうがないのかな、という気もするんですけれど、主体的に日野市は市民参加ということを非常に深くとらえている行政であれば、積極的に市民参加するのが当然だと思うんですけれど、そうしますと、このシステムの中には、本来本質的な市民参加というのが、どうも欠如しているんではないかな、という気がするんですけれど、その辺から見た場合、市長はどうなんですか。市民参加しているんだということを胸を張って言える今回の福祉計画策定の機構ということになっているんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市民参加という手法について、日ごろ、馬場議員さんと必ずしも意見一致ができないということに、我々も悩んでおるわけであります。各界から意見を集約するという手続こそ、まさに市民参加の集約の仕方であるわけでありますから、まずアンケートをして、当事者の意見を聞くところから始まって、各組織組織の責任者がその認識に立って、いわゆる計画を作成をしていく集約を図るわけでありますから、私は市民参加の手順として、特に欠けたり、あるいは欠落をした部分はない、というふうに申し上げていいんではないかと思っております。

庁内で特にだれが責任者かという質問もございましたが、福祉部が主管部として最も責任の中枢に立ち、庁内の組織をまた網羅して、積極的な建議や、あるいは調整にこたえながら、一定の方針をつくっていくというのが、これが世の中にあり得る基本計画と

いってよろしいと思っております。日野市では、既に早くから高齢者に対します検討委員会を設け、御承知のとおり施策の体系を定めて、逐次網目をだんだんと細くしながら、集約をしたという経緯でもございますので、市民参加の手順は、私は整っているというふうにお答えをしておきたいと思っております。また、このもう一つの基本計画の方でも、行政委員会にすべて意見を聞くことにしております。そうした時期には、広報に原案という状態で、一般的に見ていただいて、意見があれば、ぜひ積極的にお願いをいたします、という手順も経て、事を決めていくわけでありますから、いわゆる日野市民の意識を網羅したというふうになっておるわけでありますから、そのこと自体が一つの市民参加の形式を確実に踏んでおるというふうに御理解をお願いしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今、市長の答弁をいただきまして、随分認識の違うのをまざまざと感じたんですけれど、まず調査委員会というのは、先ほど部長から答弁ありました調査委員会が、ここには有識者13名、学識経験者10名、それから市議会議員が２名、行政職員が７名、合計32名の調査委員会になっている。ここでは、調査検討して、最終的に市長に報告するということです。この行政職員というのは、助役を初め、部長が行政職員ということで、７名予定されておるところなんですけれど、今までもいろんな協議会なり、懇談会なりに幾つか出席もさせてもらいましたが、その一員としていろいろとさせてもらいましたけれど、大体通常の５回程度で、そして部長初め職員も参加しておりますが、どうしても職員の方というのは、そういう場では、主体的に発言するよりも、オブザーバーで出席させられるというような、どうしても発言の方はを控えさせられるような雰囲気もありますし、この今回の７名も含んで、こういうスタイルというのは、十分機能が出てこないんじゃないかと思うんです。確かに、直接市民の全員が参加すれば一番いいんですけれど、現実にそれができませんから、一つの懇談会なり、調査会なり、いろんな形の中でそういう形態にするのはやむ得ないと思うんですけれど、それがすべてじゃないし、その問題点をどう最小限に抑えていくか。その行政努力がなくてはならないと思うんですけれど、今までも何度もこういうような視点で質問さしてもらったんですけれど、何らそういう是正もないし、それが何か市民参加の当然だというような視点は随分筋が違うんじゃないかな、という気がするんです。

特におかしいのは、有識者13名、学識経験者10名とあるんですけれど、この選び方の、どんなじゃあ選択基準で選んでいくのか。選択基準というのは非常に大事な視点になりますので、その辺がいつも日野市の場合、数多くの審議会なりの中でも、これが３月の

予算委員会なんですけれども、これだけ大枠としては審議会とかいろいろあるんですけれど、同じ人が幾つも幾つもダブっている。そして、人によって、非常に市長選の中で名を連ねた人もかなり入っているんですね。いろんな平等性、公平性というのが非常に欠けるというふうな気がしてならないんです。ですから、こういういろんな市議会制度の中で、人を選ぶわけですね。じゃあ、どういう基準を持って選んでいくのか。どういう日野市には設定できる基準の要綱なり、そういうのがあるか、いつもその辺のことが不明確なまま来ておるんですけれど、今回の有識者、学識経験者の選び方の基準については、具体的にはどういう一つの基準があって選ばれたか、それからお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの福祉保健行政にかかわりのある市内の団体や有識者ということでございますが、この選出基準につきましては、各課で検討させました。したがいまして、障害者の場合には、社会福祉課では、身体障害者の相談員、あるいは精神薄弱者の相談員というものを挙げてきたわけでございます。また、児童課におきましては、保育関係につきましては、保育園の父母会の代表、あるいは学童クラブにおいては学童保育連絡協議会の代表というようなことで、それぞれ各主管課に任せまして、最もふさわしい人を選出するようにということで、このようなメンバーを構成したということでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それは当然なことなんですよ。ですから、その選ぶ基準、また、どうされたか、その基準に対する要綱なり、何かその辺を設置されているのかどうか、それについてお伺いしたいんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　資料としてもお配りしていることだと思いますが、いわゆる保健福祉計画調査委員会の委員といたしまして、ほとんどの方が充て職といいましょうか、それぞれの関係行政の責任者、あるいは実績のある方ということで位置しておりますので、基準はおのずからこれによって御理解がいただける、とこのように思います。どこに不思議があるか、ちょっと私も見当がつきませんので、お答えに戸惑いするわけでありますが、これだけの人材をそろえることができれば、福祉計画はまさに相当格式の高い立派なものができるというふうに期待をいたしております。数が少ないという御指摘ならば、数多くすることは不可能ではございませんが、それぞれの関係機関を代表される立場の方を網羅している。特に、今まで老人福祉協議会ということで進めてまい

りました学者、あるいは専門家の方々が中枢をなしていただいておる。あとは保健所長でありますとか、薬剤師会の会長でありますとか、そういう充て職によって人材を編成しておるということでありますので、特異な意識とか、あるいは日野市の良識を網羅するに欠けるなんていうことは全くない、というふうに御理解がいただけると思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ここにそれぞれの代表が出されましたけれど、この人個人的に私は云々と言っているんじゃなくて、当然行政が一つのそういうような調査会等を設置すれば、もう少し明確な判断基準を持って、その判断基準によってそういう代表者の方を選ばられるというのが、当然な行政の基本でありますから、今までそれがないということ自身が、不思議なぐらいなんですからね。ですから、その基本をあくまで質問しているんであって、ですから、市長の答弁から見ますと、その基準はないというふうに理解される内容でありました。

それから、私だったらこういうふうにしたいなと思うんですよ。例えば、今回調査委員会、もう少し具体的に、例えば、先ほど話があった関係機関の方とか、そういう方が10名なら10名と明確にする。そして、老人福祉の関係者が３名なら３名、そして障害者福祉の方が３名なら３名、それとまた、児童福祉の方が１名なら１名、というふうに明確に基準をしていただきたい。そして、その中に議会が推薦した市民の方、それから会派別に１人ずつで６人なら６人。それから市民公募して、そういうことに参加してみたいという市民が公募して、その中で抽選なりしまして、絞られて最終的に５人なら５人。そしてこれをメインとすると。そして助言者として、ここでは学識経験者が３名というふうに、それぞれの大学の教授が出てますけれど、やはり、ただ選ぶんじゃなくて、ここには大事なことは、まず老人福祉の問題、それから障害者の問題、児童の問題、それから医療の問題、保健の問題、こういうようなそれぞれの分野のエキスパートの学者に一人ずつ入っていただいて、６人なら６人というふうに設置していただいて、それが助言者という立場に明確にしていただくことによって、非常にスムーズにいくのかな。それで直接的に市民参加ができるわけです。そうすると、市民の方が、いろんなそれぞれの福祉団体の代表も入っているし、それといろんな代表に入らない一般の市民も、公募なり、また議会選出ということで入るわけです。そうすると、そんなに難しくなく、こういうような委員会が設置されるんじゃないですか。そうすると、市民参加が非常に近くなってくるわけです。そんな難しいことないんじゃないですか。また、これに近い、

こういうふうなスタイルをとっている市がかなり最近ふえてきているんですね。直接公募ということで募集をして、市民に参加していただく。これは日野市みたいに、市民自治なんて、市民参加なんて、それこそ中枢のメインに達してない市だってやってるんです。何でこんなことが市長、できないんですかね、市民参加が。それが不思議でならないんです。そんな難しいことじゃないんじゃないですか。ですから、こういう機構をつくる場合、しっかりとした考えを持ってやっぱり決めていかないと、もう公平性を欠いてしまうんですね。それを市長がわからないんじゃ、もう話にならないというか、日野市の状況については、お先真っ暗な状況になってしまいますけれど、その辺について市長はどうですか、お考えをお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　参考に拝聴しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　次の内容に入りますけれど、今回、今までになく、市の職員の皆さんが参加されて、新しい福祉計画の策定にそれぞれ努力をされているんですけれど、ただ、残念なことに、今回の三つの専門部会がありまして、それぞれ一生懸命すばらしい人がたくさん人選されいるんですけれど、ただ、あくまでこれは福祉部署が中心となり過ぎまして、市の多岐にわたるような人材が入ってないということが非常に残念でならないんです。これからの福祉につきましては、福祉の部門だけの問題じゃなく、総体として福祉というような体系的な部分が今望まれておりますので、そういう視点から見ますと、今回の内容は非常に適切に欠けているのかな、もう少し配慮が欠けているのかな、また、意気込みが欠けているのかな、というふうな気がするんですね。ですから、やはり、それら建築なり、都市計画なり、いろんな部門の実務的な担当者がたくさん入るべきだと思うんです。いろんな部長とか、課長とか、そういう役職を飛び越えて、斬新的な市民のいろんな要望を直結できるためには、実務的な部分、現場的な部分というのを、ここではある程度考慮はしている。それはわかるんですけれど、もっともっと大胆な人材を取り寄せるとか、それから少なくとも、基本方針も含んでいろいろと方向を決める場合には、ただ一方的じゃなくて、もう少し職員の中でいろんな提案なり、いろんな要望が出せるシステムをつくりながら、そういうふうにしていけば、もっと庁内全体が、庁内全体としての参加、参画というのが可能になっていくと思うんです。これはあくまでも福祉だけであって、そのほかの人がなかなか参画できるそういう窓口というか、それが開いてないんですね。それがまた、ちょっとまずいんじゃないかと思います。

今までの日野市の行政のシステムの中には、すべて市長が口を出していく、市長が発言して、それ以上進まないという大きな、市長中心的な構造がありますから、やりたくないという職員が多いかもわかりませんけれど、ですから、なかなか形式的になってしまうということもあると思うんですけれど、やはり今回の、今までにない福祉計画をつくる場合は、まず市長は口は出さないということですね。これが大前提です。あくまでも職員の皆さんの自発、能動の発想を十分生かしながら、それをメインにしていく。それで決まったものを市長はそのまま判こを押す。そのぐらいの度量がありませんと、この福祉計画ができないんです。ですから、ここでお約束をしていただきたいんですけれど、市長は口を一切出さない、決まったことは判こをそのまま押す。そのぐらいの度量を持っていただきたいと思うんですけれど、その辺について市長、そうだ、そのとおりにしますという――そうしますと、画期的なものができる可能性が出てくるんです。その辺、市長の答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるだけいろんな意見を集約する意味で、職員が前面に立って役割を果たし、私もまた、市長としての責任を果たすということで、立派な計画をつくっていきたい、こう考えております。他市でもいろいろな実例がありまして、極端なのは、コンサルタントに一任するというようなことも聞くわけでありますけれど、我々としましては、なるべく庁内体制、庁内の意見を主流として、漏れることなく、立派な計画につくり上げていく、これが行政の仕事である。そしてその中には、市民の意識、あるいは御意見を十分網羅されているということで、完成を図っていく。また、実施をしていくわけでありますから、もちろん、建築については建築の専門家の、あるいはその他につきましても、それぞれの専門家の知識を煩わすことは、言うまでもありません。要は、御質問にありますとおり、21世紀に向けて安心できる高齢化社会に社会体制をできるかということでありますから、できます、と明確にお答えをして、お答えにさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　明確に市長が口を出さないという答弁をいただけなかったんですけれど、それで、広報によりますと、ここでは「策定に伴い、市民代表、有識者、行政の職員等で構成する」。ここでは市民の代表というのが入っているんですね。さっきの中では、市民参加、市の代表が入ってないんです。この辺は、ちょっと広報の載せ方については非常に正確性に欠ける。有識者、行政職員、市民代表、これは市長がやっぱ

りあれですか、こういう最終的にチェックをして、直したんですか。この市民ということは。そうしないと、こういう書き方にはならないんじゃないですか。「策定に伴い、市民代表――」。（「議員じゃないの」と呼ぶ者あり）何か議員と言ってますけれど、議員のことを指して言ってるんですか、これは。ちょっとこれは正確性に欠けますね。この辺市長どうですか。市民が直接入っているんですか。有識者の中には、それぞれの団体の代表が入っているんです、福祉団体の代表が。これは市民というのは、どなたが入っているんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いつも言っておりますとおり、議員各位はすべて市民代表でいらっしゃいます。議員さんが入っておられることは、立派に市民代表としての機能が果たしていただけるもの、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　確かに、我々市議会議員も市民には変わりありません。でも、こういう場合に、あくまでも市民という位置づけというのにはならないです。市民の代表の市議会議員ということだったら理解します。これは市民ですよ、市民。こんなにいいかげんな話ないんじゃないですか、市長。

それで続きまして、基本計画、基本構想についての関連性なんですけれど、何日か前、基本構想及び基本計画の案につきまして資料でいただきましたが、この保健福祉計画との整合性というか、非常にあいまいというか、整合性がどうもあると思えないような内容なんですけれど、これは具体的にどういうふうな整合性が生まれまして、どこに整合性があるのか、ここに整合性があるという、その辺の視点を明確にお示し願いたいんですけれど、答弁お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　保健福祉計画と、それから日野市の基本構想との整合性でございますが、保健福祉計画の上位計画として、日野市の基本構想並びに基本計画があるわけでございまして、それを逸脱した保健福祉計画はあり得ないということでございます。それから、また基本計画に基づく実施計画につきましても、これもやはり、保健福祉計画の実施計画も同じフレームとして考えていくということでございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それは当たり前のことなんですよ。そういう答弁をいただきたいんじゃないんです。であれば、この福祉計画が、もう少し早く福祉計画を策定して、

しっかりした整合性を持って基本計画案をつくるのが基本じゃないんですか。この辺がずれてるんじゃないかと思います。なぜかといいますと、今回のその老人保健福祉計画、この福祉計画につきまして、従来の計画のあり方とは違うんですね。結局今までは、基本計画的な部分のことがありました。今度はもっと具体的な市民のニーズというものを踏まえた上で、具体的な計画をつくっていく、という大きな今までの違いがあるわけです。それと同時に、日野での福祉行政の大きな転換期というふうにも言われております。そういう意味では、市町村が自主的に自分たちで将来的な自分たちのまちの福祉の計画を立てるという、今までにない計画になってくるわけです。ですから、この計画の立て方によっては、市民の皆さんへの福祉のサービス低下というのが現実に出てくるわけです。ですから、これはもう全庁的な、日野市の職員の総力を挙げて取り組むような内容になりますから、当然それと基本計画とは整合性を立てなきゃいけないんです。ですから、お年寄りだけの福祉タクシーだとか、そういう視点じゃないですから、それがすべての日野市の施策に反映してくるわけです。日野市の方向性が決まってくるだけの大きな内容ができてくるわけです。それに基本計画を反映しなきゃいけないんです。

ところが、この基本構想、基本計画につきましても、そのトータルとしてのじゃあ、日野市の福祉をどう進めていくんだというのは何もないんですね。福祉のビジョンがないんです、この基本構想の中に。基本計画にないんです。それがだから、文化、スポーツにも全部反映してくるわけです。まちづくりについても。そういう形態的なトータルとしてのまちづくり、日野市の将来的な基本構想の中に全然何も入ってないんですね。これは余りにもちゃちじゃないですか。だから、基本構想は基本構想、それに基づく基本計画があって、それとは別に、あくまで別に、ほかに福祉計画があるんだ、とこういうような取り方になっちゃっているんです。こんなんじゃどうしようもないですよ。だから、そういう意味では、本質的には整合性がないんです。市長、これはどう見てもおかしいですよ。市長、その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問われるからお答えをいたしますが、日本の憲法25条は、国の責任を明確にしております。「社会福祉、社会保障の公衆衛生については、国が責任を持って努力せよ」と示されております。したがいまして、国というレベルで国の事業として福祉事業の、あるいは社会保障が取り込まれるということは当然の当然であります。自治体は、国の下請機関ではありませんから、国の大きな政策を現場に施行していくという責任はもちろんあります。この間、私はある有識者の会合で、つまり中央集権

がいよいよ行き詰まって、地方にこういう責任をだんだんと嫁そうとしておる傾向がある。全国に三千幾つの自治体がありますから、全体の自治体で一定の基準を持てば、というのが、例えば基本構想であり、また、今回の福祉計画であります。日野市では、既にたくさんの仕事を行っておりますから、あえて特別に加えるものはないと言っていいぐらいに思うわけでありますけれど、それでも将来の展望を明確にするためには、一定の計画を持つということは、責任として取り組もうとしているわけでありまして、何かこう、基本計画と整合性がないなんていうことは全くない、というふうに御理解をお願いする以外にはありません。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、少し思い上がりも甚だしいんじゃないですか。国の事業の下請、それはよくわかるんです。ですけれど、じゃあ、市長、日野市としてのもっと主体性を持った、国よりももっとすばらしい保健福祉計画をつくってくださいよ。そして、日野市は、国より先駆けてやっているんだというようなことを国にアピールするぐらいの主体性を持ったらどうですか。国が押しつけるからやるんじゃなくて、大事なことは、日野市の将来の高齢者福祉を考えたわけですね。どういうふうな体系を持って福祉施策をしていくんだ、とそういう主体的にとらえるべきじゃないですか。それでつくればいいじゃないですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　やろうとしているわけですから、それをひとつしっかりと見守っていただきたいと思っております。御提言もまた十分に拝聴してまいります。頭から整合性がないというふうな断定こそ、私は少し言い過ぎではないか、というふうに伺ったところであります。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　じゃあ市長、どこにどういうふうに整合性があるか、具体的にこの場で提示してください。納得できる提示をしてください。基本構想にどういうふうな整合性を明確に出されているのか、はっきりしてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　基本構想はこれから議会にも説明させていただく、とこういう手順になっておりますので、私も十分内容を見定めて、いずれ具体的に今の御質問に対して……（「いずれじゃない、今言ってください」と呼ぶ者あり）いや、それで、お答えしておるところで十分御理解がいただけると思っております。（「理解していませ

ん」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　納得できないんです。ですから、再度市長にお尋ねしたいんですけれど、市長は明確に先ほど言われたんですから、当然それに私は納得してませんから、はっきりとこの場で、どこにどういうふうに具体的に出されたのか、基本構想の中に入っているのか、提示していきたいと思います。

それからあと、先ほど答弁の中で市長は、大変なことを言いましたね。あえてその福祉計画の中に加えるものはないんだと。それどころか、いろんな制度的には日野市はおくれているところがたくさんあるんじゃないですか。市長、まずその基本構想の中にどういう具体的に提示されているか、わかりやすく説明をお願いいたします。そうすれば、それが納得できるんであれば、私のことは訂正します。それがなければ訂正できませんので。市長、お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もうこれ以上お答えをする必要は、私はないと思っております。十分これから自分も勉強し、また御意見も拝聴して、御迷惑や御指摘の欠落のないような、そういう努力をしてまいることがこれからの責任だと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　一国の最高責任者の市長としての認識に随分疑わざるを得ないという感じは率直に感じましたですね。それから、各市町村の中でこの福祉計画を進めておるんですけれど、非常に多くの市は、もう策定したり、策定が間近だったりしている所が多いんです。日野市みたいに、平成６年の３月までに策定というのは、27市中10市がそういう状況になっております。ただ、日野市みたいに、基本構想、基本計画と同じになった場合は、少なくとも他市並みに早く、基本構想、基本計画と並行しながら調査研究をして、少なくともその辺のアウトラインが決まった段階の中で、十分その辺の整合性をなされた上で、基本計画を出していただきたいと思います。その整合性がなければ、やはりせっかくできたものが、十分に機能していけない。言い方を変えれば、今まで第２次基本構想、基本計画ありましたけれど、そのとき、基本計画、基本構想にないものが突然ぽっと出てくる。これは市長の得意なんですね。ちょっと考えられないですよ。これがまた第３次基本構想、基本計画にはできる、とそういう前提があるんであれば、やむ得ない気がするんですけれど。本当に市民のためのいいまちづくりをしてい

こう。そのためには、やっぱり財政的にも、非常に今後厳しくなりますし、また、お年寄りが急速にふえてまいります。そして、今までに経験してきたことのない事態がこの日本、当然日野市にも大きなそういう流れが入ってまいります。そういう中で、今までの経験だけで、今までのいろんな持っている知識だけで対応しようと思っても、できない部分が出てきます。ですから、財政計画を伴う基本計画、また、この福祉計画をしっかりつくり上げて、少しでも限りある税金を効率的に有効に活用して、本当の市民にサービスを提供していこう、お年寄りが本当に安心して生きていける日野市をつくり上げていこう。そのためには、やっぱりしっかりした基本構想、基本計画、そして今回の福祉計画をつくり上げて、初めてそれが可能になってくるわけです。場当たり的なものでは対応できない。また、行政だけが幾らやろうと思っても、もうできない時代になってしまった。ですから、市民の皆さんに参加してもらう、協力してもらう、これがどうしても重要な部分になるわけです。

ですから、このような計画を立てるときには、やっぱりいかに多くの、市が持っています情報を市民の方に提供して、市民の方がそれを見て、判断をしていく、また協力していただく、これが大事なわけです。その体制が日野市は何もないんです。市民参加市民参加といっても、市長は市民に対して市民参加を強要するんですよ。でも日野市は、その市民参加を受け入れるだけの度量も、器量もないんです。こんな矛盾はないんじゃないですか。これは大変な問題ですよ、市長。いいですか。

それで、この間の広報を見ましたら、えらいことが書いてあるんです。「市民自治学園で日野学のすすめ」――この日野学って何ですか。市長は新しい学問を体系したんですか。やっぱり６期も市長をやりますと、すごい自信が出てくるんですね。ついに学問体系を日野につくってしまったわけです。日野学という学問体系を。市長が言うこの日野学っていうのは何ですか。非常にこういう書き方は、ちょっとどうかなという気がするんです。市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　わかりよく書いているつもりでありますが、日野の日野に関する地方自治の、あるいは市民自治の課題について、日野学というふうに仮に見立てて勉強しましょうということでありますから、何か新しい学問体系をつくったということじゃ、もちろんありませんけれど、市民には十分御理解がいただける、こんなふうに思っております。過去にもこういう用語を使用したこともございますし、学問のすすめというのは、いつの時代にも大切だというふうに私自身考えますのと、生涯学習の時代でも

ありますから、一層地方自治に帰属して、日野市のことで、自分たちのふるさとのことで一緒にひとつ自治を学んでいただきたいものだ、とこのようにお願いをしている、そういう表現であります。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　それで、５月の31日に、経済新聞に「市長に聞く」という欄がありまして、森田喜美男氏（81）ということで載っているんです。ここにも質問された中で、「一番いけないことは、憲法をないがしろにしているということ。大人が憲法を粗末にしている。だから、ルールを守らなくていいという風潮になってしまう。これでは、政治不信は簡単には解消されないと思う」、こう言っているんですね。しかし、憲法を粗末にして、ルールを守らない。市長もすごい。ルールを守らない。市長はルールを守っているんですか。第２次基本計画にしても、これに十分忠実にやっているんですか。自分でつくった要綱だって守ってないのがあるんですね。市長はとぼけてましたけれど、前回の質問の中でも。随分よく言えるなあと。そしてこの日野学の中でも、市民自治――聞こえはいいです、市民自治というのは。でも、市長、市民自治を本当にすすめるだけの日野市の体制はできてないんです。

例えば、今回市長選がありまして、たくさんこういう、もっともっとビラすごいんですね。見れば見るほど驚くんです。例えば、これは見出しだけですけれど、「東京で最高レベルの福祉」。最高レベルの福祉なんです、日野市が。「全国に誇れる革新日野市政の福祉施策。考えの違いを広く市民参加。全国に誇る日野市の教育、福祉、市民本位のまちづくりをすすめた革新市政」。こういうぐあいに、福祉についても、市民参加について随分うたっているんです。でも、きょう質問いたしましたその保健福祉計画についても、プロセスの中には本当の市民参加ないんです。どこへ行っちゃったんですか、市民参加が。市長、そうすると、このチラシと随分内容が違ってきますね。これはどうなんですか。そして先ほど、ルールとか、いろいろ言われていましたけれど、本当に市長、ルール守るんだったら、市民参加、これがうそじゃない証明をしなきゃいけないですね。これが証明ができなきゃ大変なことになりますよ。市長、その辺について答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　憲法が文字どおり国政の場で守られてないということは、日本国民はだれでも気がついていることだろうと思います。特に私は、憲法99条「天皇又は摂政、国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義

務を負ふ」という条項がございます。私は、その新聞社の取材に対して、その点を強調したということでありまして、日本国がより健全な国家であり、また世界にリードできる社会体制をつくるためには、やはり憲法を正確に守っていくという努力こそ大切なことではないか、とこのように思っております。「ルールを守りマナーよく」というたまたま私どもが日ごろ用いている言葉が、やっぱり地域社会でも大切だな、ということを少々強調させていただいた、こういうことでありまして、今までどこからも疑問だというふうに指摘されたこともありません。まさに民主主義は、また、特に地方自治の原点は、社会通念としてのルールを守ったり、マナーをよくするという地域的努力こそ大切である。そのことがまた日野市の特色であるように、お互いに勉強し努力をしていこう、とこういう心構えでございますので、私の出すぎたところがありましたら、重々反省もいたしますし、また、市民にこれからも誠心誠意おこたえをして、地方自治の現憲法で新しく定められておる、このいわゆる自治の本旨を最も正確に守っていく努力をしていこう、とこういうふうに考えておるということでお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、民主主義というのは、やっぱり義務と責任なんですね。ですから、その責任も果たしていかないと、本来の本当の民主主義じゃないんですね。自分の主義主張だけではだめなんです。主義主張を出したものについては、責任を持っていく。ここで初めて民主主義の基本は成り立つと思うんです。そういう意味から考えますと、市長が新聞に載せることは自由です。ですから、このみずからルールを守らなくては、という発言をした以上は、やはり日野市の最高責任者としては当然、みずから自己に厳しく、ルールを守っていく、これは当然なことなんです。やっぱりそれをしていかないと、市政が活性化を失ってしまうんですね。やろうという意欲が職員の中からわいてこないんです。先ほど何点か市長に質問させてもらいましたけれど、それが謙虚に受けとめられないということ自身は、おごりということしかなくなってしまうんです。ですから、口では市長、何でも言えるんですけれど、実際、行動が出てこないんです。そういう視点から考えていただければ、今回の基本構想、計画、それから福祉の計画についての指摘がわかっていただけるんじゃないかと思うんです。余りにもお粗末です。ましてこのようにビラに出るように、「全国トップレベルの福祉だ」というふうにうたわれて、そして市民自治だ、市民参加だということを前面に打ち出している市長が、果たしてこんな福祉計画でいいんですか。非常に疑問を感じます。もう少しその辺を本当に謙虚に受けとめてください。具体的な内容につきましては、９月議会で質問させてい

ただきますので、そのときに市長の基本構想に対する福祉の総体的な部分についてもう一度お尋ねしますから、それまでしっかりと研究しておいてください。でも、この基本構想にないものを言っても困るんです。この中で説明をひとつしてください。それを期待してます。

それとあと、日野市民意識調査につきましても、この内容から見ますと、やっぱり市民の皆さんは、非常に市民参加したいんだという状況がよく出ているんですね。特に情報を積極的に交換してほしいというような指摘もされておりますので、今回の福祉計画については、十分事前に情報をたくさん、日野市が何を考えているか、何をやっているか、広報等を通じて積極的に市民の皆さんに情報を提供していただきたいんです。そして、市民の意識の高揚、市民がどういう協力をしていったらいいのかということ、そういういろんな情報を提供しながら、市民の皆さんの意識を高揚していただきたいと思うんです。で、この間、5月15日付の広報に出ましたけれど、あんな小さくちょこっと載っても、市民の人はわかりませんから、もっと大々的に、本来だったら、今まで何回も広報等で連載してなきゃおかしいんです。正確に事実を、市民参加がないのに市民参加なんていう、ああいうふうに書かないで、明確に、正確に情報として出していただきたいんです、わかりやすく。それを市民の皆さんがどう判断するのか、市民の側の問題ですから、それをしっかりやって、定期的にこれからの高齢化社会に向けて、市民の参加、市民の積極的な応援なくしてはできない大事な問題ですから、全庁挙げて取り組まなきゃいけない最重要課題ですから、その最重要課題が抜けているということは、大変な問題ですから、その辺の認識も改めて市長初め、担当の方もさらに認識して、取り組んでいただきたいと思います。

きょうの市長の答弁は、余りにも方向が違って、非常に残念でありました。やはり一国の最高責任者としては、もう少し節度ある対応をよろしくお願いいたしまして、これをもちまして終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって4の1、日野市は21世紀に向け安心できる高齢化社会体制が本当にできるのかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時21分　休憩

午後４時２分　再開

○議長（黒川重憲君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問５の１、まともな神経は何処に行った？「公序良俗」を乱している行政のリーダーとその仲間達！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（小山良悟君）　　議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行います。

先ほど、沢田議員も触れておりましたけれども、市長選挙における宣伝ビラですね、それの内容、非常に市民に誤解を与えるような内容であるということで、節度のないビラということで話がありました。最近の選挙の風潮、特に先般行われました市長選挙で感じたことでありますけれども、選挙のあり方が大変憂えるべき状態といいますか、非常にゆゆしき事態ではないかというふうに思っているのは、私一人だけではないというふうに思います。

そこで、きょうはちょっと森田市長に苦い話になるわけでありますけれども、特に共産党の選挙のあり方、あえて御批判を申し上げたいというふうに思うわけでありまして、チラシの洪水、大変なチラシの数であり、またその内容、比較するにどうかと思うようなことを平気で取り上げて、市民の皆さんに錯覚を与えるような宣伝攻勢でありますけれども、あのチラシの洪水を見ますと、本当に金権なんだな、共産党の選挙は金がかかるんだなということを痛切に感じました。ビラの内容、私どもに対しては、金権候補。日野の市長選挙、我々が押す候補者が金権候補だということを、この選挙戦で、そういう事実とは全く違うことを、中央の不祥事をそのまますり替えて作戦を練ったわけでありまして、それが功を奏したのかどうかわかりませんが、そういう傾向が日野にあったわけであります。

しかもゆゆしきことは、最近のことで、現在張られているということでありますが、神奈川県の津久井近辺でポスターが張ってある。いわゆる自社公民の金権候補を破った共産党市長ということで、森田市長の写真入りということで、津久井の町にも、あの近辺にもそういうポスターが張られてあるということでありまして、これは日野市民に対しても大変不名誉なことであり、迷惑千万なことであります。こういうことを平気で行っているこの共産党の選挙のあり方というものは批判されてしかるべきだ、というふうに思います。

宣伝カーにしても、とにかく日野の市長選挙で、私どもは日野市民みんな手を取り合ってといいますか、手づくりの市長選挙をして、日野市民が一生懸命選挙をやらせていた

だきましたけれども、共産党の選挙というのは、もうまさに全国的な規模といいますか、他府県ナンバーの宣伝カーがもう洪水のように日野市内に入ってきた。動員をされておりまして、こういう実態で、まことに騒々しいといいますか、節度のちょっと欠ける内容ではなかったかというふうに思います。

また、選挙戦本番に入りまして、ハンドマイクを使っての巧妙な宣伝活動、これはもう警察も手をやいておるという事実でございまして、商業許可をとって、ということで、上手であります。しかし、話している内容はいつの間にか選挙戦のことをやっている。まことに巧妙、上手であります。そういうやり方は、我々は概してトータルで言えば、公職選挙法を守ってやっていこう、ルールを守ろうという形での選挙戦であります。しかし、共産党の戦略というのは、もう徹底的に法の不備をつくというんですか、合法的な違反行為と言ってもいいかもしれませんが、そういう戦略に徹っし切ったのが選挙の勝ちだということで、結果はそういうことで、大成功ということでしょうけれども、こういう選挙のあり方が、まことに心ある人は憂えているわけであります。もっと節度ある、ルールにのっとった、法律があればその法律を守った中での戦い、戦いにもルールがあるんだということで、そういうふうなやっぱり選挙風土というものを日野市にもつくっていかなければならないというふうに思いまして、この問題を取り上げたというわけであります。

そのそういう最近の風潮の中で、特に一番至近の例では、都議戦があります。この都議戦は、余り盛り上がっているようではありませんが、ポスターだけは盛り上がっている。その中で、特に共産党候補のポスターが非常に多い。多いのは結構です。ただ、問題は、現職市長と共産党候補のツーショットの写真、このポスターが公共施設に張ってるのが非常に多いんです。極めて多い。これはもう、このポスターを見た市民は、どのように受けとめているか。この辺のところはまた、当の当事者はどう思っているのか。特に市長は、憲法を市政に生かそうということで盛んに言っておるわけでありまして、憲法を守る人は法律も守る、法律を守る人は条例を守る、条例を守る人は要綱を守る、要綱を守る人はエチケットというか、ルールを守るといいますか、法律で決められないこと、慣習とか、そういうふうなことで、人間として最低のエチケット、モラルというものがあるわけでありますけれども、それを守るということでありますけれど、そういう小さなことから、エチケット、モラル、そういったことを守れる人は、条例も守れる、法律も守れる、そして憲法も守れるわけであります。それが守れない人は、憲法を守れないということであります。

そういったことで、このポスターの現状、例えば高幡橋を例にとりますと、私は毎日朝通うところでありますから、目につくんですが、そこの、３面ありますけれど、そこでポスターを写真撮ってあるんです。ちょっと私、せっかく撮っておいて忘れてきました。控え室にあると思うんですけれど、休憩して取りにいくほどでもありませんから、後で市長にでも見ていただきますけれども。というのは、私が言っているのが、口だけで言ってるんだと思われると困るから、珍しくものぐさな私でも、写真だけは撮りました。それで見ますと、ある１面は、ほかの候補のポスターが１枚、共産党のポスターですね、森田さんのツーショットのポスターが９枚張ってある。それからもう１面は、ほかの候補が、衆議院のポスターもありましたし、他の都議候補のポスターもありますけれど、それが４枚あって、共産党の森田さんのポスターは、これまた９枚張ってますね。通常許される所に張る場合でも、警察の指導では、２枚ぐらいにしなさい、節度のある掲示をしなさい。２枚です。それが９枚もずらずらっとやっているというこの無節操ぶり。これは市民の皆さんも眉をひそめているということは、想像にかたくないわけであります。もう１面を見ますと、これもほかの候補が１枚で、あとは森田さんのが８枚もある。これは写真を撮ってありますから、それを見ていただけばわかりますけれども、非常に、まあしかし、ポスターの張りぐあいも日によって大分移り変わりがあるようで、どういうわけだか知りませんが、私が撮ったのは６月１日付でありますけれども、写真におさめてありますから、きょう私がここで話すことは、全くでたらめを言っていることではなくて、事実に基づいて話しているわけであります。あのポスターを見ますと、森田市長は、共産党一色なんてとんでもない。市民派の市長だということで、胸を張って選挙戦、公用に共産党隠しをされたということで、あのビラのうまさはほとほと感心させられましたけれども、しかし、今度の都議選で明らかに一党の候補者のみに森田市長が自分の顔を出し、その片棒を担いでいるという、表現が余り上品な表現じゃありませんが、そういう状況であります。そうしますと、何だ森田市長は、やっぱり共産党の市長かという印象を強くしてしまった。こういう印象であります。しかも、とにかく現職の公職の中ではトップ中のトップです、日野市内では。その公職のトップである市長のポスターが、公共施設にべたべた張ってあるという現状ですね、これはもう何とかしなきゃならない。特に憲法を市政に生かそうという日野市であるならば、このまま放置するなんていうことは、とても許されることではない、というふうに思うわけであります。

そこで、きょうは馬場選管局長にも御出席をいただきまして、たまにはひな壇に座っ

ていただいて、我々と議論をさせていただこう、とこう思いまして、お願いをいたしました。そこで、御質問を申し上げます。選管局長の立場で、選管は公職選挙法に基づいていろいろ指導し、また業務を行っているわけでありますけれども、全く客観的な立場で最近の選挙の風潮というものを局長の立場でひとつ何のしがらみもないという形の中で、まず御意見をちょうだいしたい。

それから、公共施設へのポスターの掲示は公職選挙法で禁じられているんですが、どのように規制をされているのか。

また、撤去についてはどのような対応をされるのか、それを選管の局長にお伺いしたいと思います。

また、この違反ポスターですね、公共施設への違反ポスターの撤去についての管理責任者、最高責任者は市長でありますけれども、実務責任者の方からその対応についてお考えを伺っておきたい。

そして、最後に市長に質問いたしますが、これについては、お二方の答弁をいただいてから市長に質問したいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　それでは、市の最近の選挙風潮についてお答えいたします。

最近の各種選挙における投票率を見ますと、選挙の争点などで若干の変動があるものの、低落傾向にあります。特に若年層の政治、選挙に対する関心の低さが指摘されております。しかし、投票の権利の行使、義務の履行がないと民主政治は成り立ちません。また、政治に対する国民の信頼を確固なものにするため、選挙制度及び政治資金制度の開拓に国民の関心も高まっております。このような意味におきまして、各種選挙に際し、選挙関係者におきましては、ルールを守った選挙を実施し、また、国民一人ひとりも主権者の自覚を持って、進んで投票に参加することが大切であると思います。選挙管理委員会におきましても、明るい選挙の推進と投票参加の呼びかけに、より一層積極的に努めていく所存でございます。

それから、公職選挙法第145条及び201条の11項６号によります公共施設に張られるポスターについてですが、これにつきましては、各管理所管の所属長に注意のポスターを張っていただくよう依頼しております。

以上です。（「施設の実務責任者」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　答弁に窮しているということは、質問の仕方が下手だということでありますので、改めて質問いたします。

選管の局長の答弁、私が期待していた答弁とは若干違うわけでありますけれども、これは選管の局長の立場ではぎりぎりの、ぎりぎりというか、こういう表現しかしょうがないのかなというふうに思って聞いていたんですけれども、私が期待する答弁というのは、最近の選挙というのは、本番も事前も区別のつかない、節度のない事前運動といいますか、選挙運動があり、選管を指導するのに大変だ、指導し切れない、非常に困った状態です、という答弁が返ってくるのが、大体実態に合った答弁だろうと思うんですけれども、それを言ってしまったら、いろいろ立場上つらいところもあるんでしょうから、そこまでの答弁は御本人からは求めることは難しいかもしれませんが、客観的に言えば、そういうことが言えると思うんですね。そういう中で、しかしそれを、そういう風潮でしょうがないんだとあきらめたんでは、これはいろんなことで支障を来す。

先ほど馬場議員が質問しておりましたこの資料をお借りしました。自分で資料集めろ、なんていうやじもいただいておるわけでありますけれども、いい資料は素直にお借りするということで、早速利用させていただきたいんですが、ここで、先ほど触れたように産経新聞の都議選における「市長に聞く」ということで、設問が「政治不信、政治離れが取りざたされていますが、市長はこの問題についてはどのようにお考えですか」。市長の答えは、「一番いけないことは、憲法をないがしろにしているということ。大人が憲法を粗末にしている。だから、ルールを守らなくていいという風潮になってしまう。これでは、政治不信は簡単に解消されないと思う」。こういうふうに言っているんですね。政治不信の大きな理由の一つにしているわけです。金権金丸という問題も政治不信の材料だということは、もう全くそのとおりであり、私ども否定しません。それは一生懸命批判はしておりますけれども、もっと一番身近な自分たちの直接的に関係する政治不信の材料を自分たちがつくっておいて、それにほおかむりをして、金丸金権だけで政治不信を言ったところで、説得力はまだ足りない。まずは足元から政治不信の材料を切っていく、そういう心構えが必要だと思うんですね。そういう意味でいけば、ルールを守らなくていいという風潮になっしまうなんていうのは、まさに法律違反でなければ、いわゆる法の不備をついてやる共産党の戦略の風潮と全く一致するんです。こういう選挙のやり方をやっていたんじゃ、もうルールなんか、法律、条例なんか、条例の裏を網をくぐって何とか上手に倒していこうという風潮が市民の中に生まれてくる。こういうことでは、憲法を市政に生かそうなんていう大上段に構えた日野市が、足元から崩れてい

くんです。こういったことは、真剣にまじめに考えていただかなきゃ困る。

ということになりますと、告示まであと10日ぐらいですか、しかありませんが、せめて告示前１週間ぐらいは、公共施設に違法のポスターが１枚もないという状態を一度つくったらどうですか。これは森田市長がポスターをまさか公共施設に張ってもいいなんていう了解といいますか、あるいは指図をしているというふうには到底思えないわけです。だとすれば、森田市長もある意味では、自分の信頼を大きく損なわれたということでの被害者の一人ということになるわけです。公共施設の最高責任者として、その撤去を即命ずるというのは、もう当然のことです。

そこで、私がここで言わなくても、もう既に、あるいはそういう指図がしてあるかもしれませんので、公共施設の撤去について、もう少し行政側の姿勢を伺いたいと思います。選管の方では、これは撤去は不可能でございますか。選管局長。

○議長（黒川重憲君）　選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　選管といたしましては、いわゆるポスターにつきまして、警察より通知がございます。この通知に基づいて一応選対本部なり、そういう所へ連絡いたしまして、それで撤去していただいております。これは選挙時でございます。通常の選挙活動用のポスターにつきましては、各公共物の所属管理者ですね、管理者撤去をお願いしているようなことでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　そうすると、管理者撤去ということになりますが、公共施設の方の管理者は市であります。実務責任者は建設部長ですか。実務責任者の方――ですから、私の言っているのは高幡橋の所です。それを例にして言っておりますので、高幡橋の管理責任者、実務責任者のポスターの撤去についてどういう指図を受けているのかどうか。何のあれもないのかどうか、ちょっとお答えお願いします。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　市道管理者という立場で答弁させていただきます。

道路の擁壁その他も当然、その附属物である場合には、市が管理責任を持っているわけです。道路の場合、それぞれ国道、都道、市道と複雑に分かれておりますので、なかなか管理の徹底というのが難しいわけですけれども、市道に限っての対策は、一応通常、期日を定めて一斉に幹線を中心にこのビラその他の違法ポスター等の撤去を行っております。ただ、市道の擁壁のように見えるけれども、なかなか保証代行なんかでつくった

りなんかして民間に帰属している壁だとか、そういうようなものとなかなか区別がつかないために、公共施設であるという表示板をもっともっと徹底して、この張る運動する人たちに事前にわかるような形の徹底は図る必要があると考えております。

それから高幡橋の場合は、東京都が管理者となっているわけですけれども、なかなか、東京都の方にも前に一度、話をしたことがありますけれども、管理所管が直接撤去するということはなかなか、実際行ってないということは聞いております。選管へ連絡したり、相談はしたりなんかしているようではありますけれども、そういう面での一斉に撤去を行うという、そういうようなことは実際にはやってないということを聞いております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　選管局長、あるいは建設部長の答弁を聞いておりますと、行政側の対応というのは非常になまぬるいといいますか、これを聞いてたんじゃ、結局形式犯というのは、もうやり得だという風潮がますます出てきます。もう公共施設にポスターを何枚張ったって構わない。これは選挙のルール、ここから全部すべてが一事が万事で、形式犯については――形式犯というか、形式的な違反については全くやり得だというふうな風潮が出てきて、ますます節度のない選挙のあり方になってくることは目に見えてます。これは市長のツーショットの写真なものだから、それをはがせなんていう、なかなか積極的にやれないっていう立場上のつらさがあるのかどうかわかりません。だけれど、これを何とかしないと、選挙のルールを守ろうというそういう一番基本的なことが、もう覆されている。それが日野市の市長の選挙でそういうふうな風潮が出てきたら、憲法を市政に生かそうなんていう大上段に構えることは、もう全くできなくなってしまう。何とかしなきゃいけないんです、これは。このままじゃ公共施設にポスターを張った人が勝ちですよということで、どんどん張りますよ。そういうことになったんでは大変なんで、今回特に市長自身のポスターが多く張ってあるわけですから、これは市長自身が決断して指図しなかったら、実行できない事柄です。憲法を市政に生かそうという市長として、これをあと告示まで10日間です。きょう段取りしてあさっての水曜日ぐらいにははがすことを、少なくとも都道とか国道については管理外ということであるならば、市道だけでもせめて実施してみたらどうでしょうか、積極的に。そこから選挙の最近の風潮を少しでも直していこうという兆しが見えてくれば、また選挙関係者も少しは襟を正して、昔のようにもう少しは節度ある選挙というものが戻ってくると思うんですね。それをするかしないかは、市長自身の決断にかかっていると思うんです。

そこで、市長自身として、この残された10日間の間で、せめて１週間ぐらいは市道に違反のポスターは張らせないという、断固たる措置をされるのかどうか、市長自身からの決断の答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙戦というのは、候補者が主義主張を訴えて、市民の、あるいは有権者の理解とそれから支持をお願いをする、こういう仕組みで成り立っているというふうに我が国の公職選挙法は定められておると言ってよろしいと思います。今御指摘の、いわゆる事前運動においてのいろいろなＰＲの仕方、御指摘の状況もあるだろうというふうに思っております。ことしは特に、日野市ではこの間は、市長選挙があったわけでありますけれど、もう市長選挙に先立って都議選関係の一部のポスターが張り出され、また、多分国政選挙だろうという候補者のポスターも出され、市民という立場から言うと、非常にわかりにくい事前運動だったのではなかろうか、という感じを私自身も持ちました。そして、選挙の性質上、いずこの陣営にも公平ないわゆる選挙に対する選挙法上の扱いというものがあるだろうと思います。どの陣営が行き過ぎて、どの陣営は行き過ぎでないということは、まことに言いにくい状況があるんではなかろうか、とこう思っております。

私は八王子に行きますと、まさに都議選の各候補者陣営のポスターがまるで市民に踏み絵を踏ませるごとき状況の中で扱われているんではないか、という感じを持ちます。特に同じ陣営で競う候補者がある場合には、本当に市民として大変苦しい立場に立たされる、とこんな感じがいたします。ことしはとりわけ都議会議員の選挙を初めとして、秋には国政選挙があるやに言われておるわけでありますし、また来年の２月には、我が日野市議会議員各位のまた選挙戦の状況も当然あるわけでありますから、日野市民が最もわかりよく、また、いわゆる事前運動等を初めてとしてＰＲ手段が適正であり、しかもまた市民の選択に十分理解できる、こういう方式こそ望ましい姿だろうと思います。告示期間に入りますと、御承知のとおり公職選挙法につきましては、公営掲示板が設置をされ、選挙管理委員会自身が選挙を施行する、そういう手順に入ってくるわけでありまして、一応正常化になるという現実の今の社会情勢があります。

確かに公共施設等には、いわゆるポスターを初め、その他の掲示物は、一応禁止をされているわけでありまして、まさにこれはルールであります。しかし、どの陣営が正常であり、どの陣営が正常でないということは、どうも見た範囲では、限定しがたい。私どもも、内輪話ではありますが、事前ポスターにも何か公的掲示板のような場所を提供

して、できればそこだけ張っていただくというような手だてがないものだろうかと。他の自治体でも、いろいろと検討されているというふうには聞いております。その場合に、話のできる範囲は、その約束が守られ得ると思いますけれども、新しく立候補される方等を含めて統一的な、いわゆる行政あるいは選挙法としての対象にはなり得ないということでありますので、よほど自治のルールがどのような形かで機能するということの必要さはあるだろうと思っております。

ある自治会の話ではございますが、要するに選挙ポスターの意識というよりも、まちの美観を尊重する、とこういう意味で、お互いがポスターについては遠慮していただくという約束で対応しているというまちもある、というふうには聞いたことがあります。しかし、それらが果たして適当であるかどうか。要するにどこの国でも、またいずこの選挙でも、選挙はいかに有権者に正しい訴えをすることができるかということで、いろいろな行動、活動が営まれるわけでありまして、ある基準で断定するということは、かなり難しいことだというふうに言わざるを得ないと思います。今日の現状に対して、公共施設には選挙その他物売りなり、いわゆる宣伝物を遠慮してくださいということには基本的にはなっておりますし、そのような表示もできておる所も少なくないわけでありまして、良識にまつということが民主主義の本質ではなかろうか、とこういうふうに言えるかと思っております。したがいまして、私が特に指示を行って、当面の状況にどうこうするということではなくて、一定の社会基準に応じて対応していただく、とこういう良識にまつということが、当面のとり得る現実ではないかと思っております。

私も選挙期間中に、例えば多摩平陸橋、あの場所を通勤にいつも通るものですから、あそこにみずからのポスターが出ている際には、ひとつあれは外してほしいということを我が陣営にも伝えた、こういう記憶を持っております。高幡橋の状況は、一々の状況をつまびらかに知っているわけではありませんが、なるべく公職選挙法に適合する事前運動が、何か市民に大きな迷惑はかけてはいけないということは当然だと思いますので、それなりの自覚をお願いをする、そういう努力はしてみるに値するんではなかろうか、こんなふうには思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　私の質問のポイントに答えるとすれば、もう１分も要らないわけでありまして、私も随分我慢強くなったなと思って自分で感心しながら我慢強く聞いていたんですけれど、要するに問題の方向、話の論点がだんだん飛躍していってるんですね。八王子市の云々、これも隣の市のことでありますし、そのことを論じたらまた切

りもないわけですし、公営掲示板についても、これは私自身もその件については、そういう方法でもとれるなら、それにこしたことはないと思って、いろいろ上部官庁にお伺いもしてみたけれど、なかなかこれは難しそうだということで、それを今ここで論ずるつもりもない。今とにかく、それから、いわゆる共産党の都議選のビラだけを外せと言ってるわけじゃないんです。どの党の候補者であれ、市の施設に張っているものははがしなさいという命令は、市長だったらすぐできるはずですと。良識をまちますというようなこと、良識をまったって守らないのが皆さんの、特に共産党はそれがひどいですよということを言ってるだけの話です。良識をまっていたら、ますます違反のポスターが出てくる。（「もっとふえるよ」と呼ぶ者あり）どんどんふえますよ、これは。

それから、正確な表現をすれば、事前運動というのはしちゃいけないことになっているわけですから、政治活動のポスターですね、今の段階は。だから、その政治活動のポスターは、とにかく公共施設に張ってあるのは、少なくとも日野市は、それこそ都や国がやらなくても市はやるんだ、とそういうふうな意気込みを常日ごろ、いろんなことで意気軒昂なところを見せている市長ですから、このポスターを建設部長なんか外したくてうずうずしているんですね。だけれど、物が物だけに、市長の写真が張ってあるから、それをすぐはがせといっても、なかなか部長も部下に指示ができないで困っているんです。これはもう、市長が勇気を持って、良識をまつというふうなことは、これは今まで何回も言ってきていることですから、ここで１回、せめて告示前１週間は、市の施設には違法のポスターは１枚もないというすばらしい日野市の実演をやってみたらどうですか。市長として、それは市長自身の特に顔写真が出ているポスターが出ているから言っているんですね。これは市民の皆さんの相当ひんしゅくを買っているんですよ、このことは。公職のトップにある市長が、公共施設に堂々と。市長がやらせていると思っている人が多いんですね、結構。市長としても非常に迷惑な話だと思いますよ。決められた場所に何枚張ろうと、それは２枚ずつなら節度あるあれで、何軒、どこの家にも張ってあるというのは、それはもうしようがない。いいんですね、そのことは。許されているんですから。許されてないものを許しちゃいけないということを言ってるわけですよ。そういうことに対して、とりわけ市長は厳しいはずでしょう、物事に。今度の都議選のポスターだけおおらかに皆さんの良識にまつなんていうのは、ちょっと考えられないんですね。共産党のポスターだけはがせというんじゃないんです。ほかの候補者でもそういうものを張ってあるなら、全部撤去してくださいということを言ってるんです。市民の良識なんです、これは。きょう指図すれば、水曜日ぐらいには段取りできるでしょう。

実行力です、実行力。どうですか、市長。一踏ん張りやってみませんか。もう一度ひとつ、市長自身の問われていることなんで、もう少し積極的な答弁をちょうだいしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私でできますことは、選挙管理委員会御当局に、ある程度の相談をして、選挙法上の、あるいは選挙に共通する、今回だけではありませんので、検討はしてみなければならないというふうにはお答えするわけでありますが、私がどうこうということは、今のところ考えておりません。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　管理責任者の最高責任者は市長ですよね。しかも、その管理最高責任者自身のポスターが、公共施設にみずから張っちゃいけないという場所に張ってあるというこの現状、これをこのまま看過するということは、大きな問題ですよ。これから来年の市議選、公共施設どんどんポスター張っていいですということになります、これは。そういう答弁になってしまいますよ、それでもいいんですか、ということを言ってるわけです。いいはずはないんで、市長も多少意地を張っているところもあるでしょうから、これ以上答弁求めませんが、もうこの１週間の間に、この告示前の10日間ありますから、二、三日の間に対応して、建設部長、選管局長、遠慮せずにひとつ市民の良識のために、そのポスターの撤去、どの党も限らず、即やっていただきたい。やってくれることを私は期待をして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の１、まともな神経は何処に行った？「公序良俗」を乱している行政のリーダーとその仲間達！の質問を終わります。

一般質問５の２、２１世紀を先取りする発想の転換・医療体制がきめ細かく、かつ医療水準が高い、それでいて経費の負担が軽い大規模な総合医療センター実現に挑戦せよ！の通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○26番（小山良悟君）　大変長い件名になりまして、頭の悪さを証明するようなちょっと長い件名になってしまったなと思っているんですが、しかし、発想は決して悪くないというふうに自負しておりますので、ぜひ傾聴していただきたいというふうに思います。

今度のこの一般質問で、選管関係とか建設関係の方からは事前の問い合わせがありましたけれど、病院関係の方はなかったんですね。で、私は、これは相当答弁に自信を持っているんだろうなというふうに推察するんですけれども、また一方で、逆に言うと、どうも病院関係者は熱意が足りないんではないか、というふうにも思っているわけです。

そこで、本題に入る前に、ちょっとお伺いをしておきますが、まず市長に冒頭に伺って恐縮ですが、市立病院等対策特別委員会、３月23日も開かれているわけでありますけれども、その委員会の内容について、どのような報告を受けているか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　企画財政部に参事として専門行政を担当しております、いわゆる病院建て替え関係を担当しております大崎参事から、今御指摘の病院等建て替え建設特別委員会、この審議もなかなか厳しい内容であったということは聞いております。常日ごろまた、小山議員さんからもいろいろと本会議場等で声高く御指摘もいただいておりますので、おおむねのことは承知しておるというふうに、それからまた、問い合わせをしなかったから関心が低いということでは全くない、というふうにお答えをまずしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　アバウトな印象はお持ちになっていると思うんですね。だからそういう答弁ができると思うんですが、私は声を高くというんじゃなくて、熱心に意見を申し上げているということで、表現を少し変えていただきたいと思いますが、今の答弁でどの程度しかし具体的にそれが報告され、また反映されているかというのはまことに疑わしいといいますか、市立病院の特別対策委員会に出席していて、まことにむなしいといいますか、この委員会は一体何なのかという、開くたんびに疑問を感じているわけであります。形骸化しているんですね。もっとやっぱり、実際に皆さんの声をちょうだいして反映していくんだということであれば、もっと反応があっていいはずなんです。反応が全くないんです。問われれば答えるというアバウトな答えが出てくるわけですけれど、もっと積極的ないろんな反応があってしかるべきですけれど、そういうものが出てきてないということであります。

ちょっと角度を変えてお伺いいたしますけれども、医療関係に熱心か熱心でないかという話になってくるわけでありますけれども、昭和53年から厚生省の肝いりで全国自治体に健康づくり推進協議会の設置をスタートさせたわけでありますけれども、日野市はこの名称では設置してないというふうなことであります。予防に関する部分の施策を体系化したものだということでありますけれども、全国市町村の設置率は92.8％、東京は71.9％、27市は半分ということであります。そういう中で、熱心に医療行政に取り組んでいるんであれば、それなりの積極的な取り組みをしているんだろうと思うんですが、

日野市の場合には、地域保健協議会がそれにかわって機能しているということであります。それでは、その地域保健協議会が健康づくり推進協議会の趣旨に照らしてどのような取り組みをしているのか。補助金をちょうだいしているということでありますから、その趣旨が合致してなければ、もちろん補助金をいただく対象にはならないわけでありますけれども、そういったことで、地域保健協議会、どういうような形で健康づくり推進協議会と一致する活動をしているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　今御指摘のありました健康づくり推進協議会という名前で日野市にはございませんが、他市の状況ですと、10市がそういう名前を使いまして、またそれ以外の名前を使ってほぼ同じような内容を進めている市が合わせて14市という状況でございます。日野市におきましては、条例化を平成２年にして、日野市地域医療協議会が条例化して設置条例が持たれたわけですけれども、前身といたしましては、これはもう長い経過がございます。

まず内容でございますけれども、この協議会は、地域の実情に即する総合保健体制を充実整備し、もって健康と文化的な市民生活の確保に寄与することを目的としてつくられたものでございます。内容は、市長の諮問機関というような内容でございますが、今までに答申を得ましたものがどのようなものがあるかということをちょっと御紹介申し上げますと……（「質問のポイントに沿った答弁してもらいたいんだね。いろんな総論的なことはいいから」と呼ぶ者あり）56年には市民生活と健康づくりに関する答申、内容はまた細かくは申し上げませんけれども、それから58年には日野市南部地域の医療体制に関する答申、それから61年には住民の健康保持に資する健康手帳の活用方法についてと、老人医療費の無料化に資する方策に関する答申、このような内容のものが検討されてきているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　どんな質問されるんですかというふうな問い合わせが来てないから、なかなかこっちが意図とするような形での答弁も、それを期待してたんですが、

相当時間もかかりそうですし、要するに予防医療の体系化をやるというのは、特にこの法律のポイントになっているんですね。それに沿っての対応というのはしてないと、現実的には。総合的な医療体系の取り組みというようなことについては、形だけはやっているけれど、実質的には、予防医療に関する体系的なことは取り組みやってない。それで国の補助金だけもらっているというのはけしからんじゃないかというところなんですけれど、それはもっと細かくやればいいんでしょうけれども、時間の関係もありますし、本来言いたいことの方が時間なくなってしまいますから、この程度にしますけれど、いずれにしても、もう少しやっぱり、医療関係のことについては熱心に取り組んでもらいたい。一般質問で通告したら、どんなことを質問するですかというぐらいの問い合わせぐらい、それだけ私がなめられているのかなというふうに思うんですが、余り最近うるさいことを言わないものですから、そんなことになったのかどうか知りません。共産党のだれかが言いましたけれど、議員がみんな与党化したなんてなことを言われるんで、これじゃあいかんなというふうにも思います。少しは気合いを入れてやろうかと思いますので、次回一般質問したときには、どんなことを質問するかぐらいは、ひとつ聞きにきてほしい。どうも存在感がなくなったのかなというふうにも思いますが、冗談はさておき、ひとつ医療関係、医療行政については、もう本当に真剣に反応があるようにしていただきたいということを強く要望しておきます。

そこで、本題の方に入りますが、病院の経営というのは非常に難しいということで、公共の自治体病院は赤字は当たり前なんだ、ある意味では福祉的な部分もあるんだということで、観念的にそういうふうに思っている部分も非常に強いわけでありますけれども、しかし、やりようによってはそうじゃないんだぞということも、実例もあるわけでして、たまたま担当は違いますけれど、建設委員会で先般行政視察に行ってまいりました。そのときに、富山県の砺波市ですか、緑化関係で視察に行ったんですけれど、たまたま聞いたそこの市立病院の優秀さに、ついででしたから、その資料をちょうだいしてきたんです。それで見てみますと、こう違うんですね。

まず、この日野市立病院と砺波市立病院の比較でありますけれども、人口が日野市は16万7,000人、砺波市は３万7,000人です。ベッド数が16万7,000の日野市が162床、３万7,000の砺波市は486床なんですね。そして、大きな違いというのは、このベッド数の違いもあります。それから病床の利用率、これが違うんですね。日野市が68.6％、砺波市が91.6％。入院する患者が多いということですけれども、したがって、医業収益率が日野市が71.8％で、砺波市は99.9、ほぼ100％ですね。表彰も受けたということでありま

して、非常に優秀な成績を上げているんですが、その医業収益に対しての入院、外来の収益の割合が、先ほどの病床利用率に反映されますように、日野市の入院の収益が44.4、砺波市は59%。で、外来収益が日野市が51.2で、砺波市が37.7ということで、その他の収益ありますから、100%になりませんけれども、要するに入院の収益が高い病院であります。決定的な違いというのは、給与の比率ですね。これが日野市の場合には、医業収益に対して84.9%です。ワースト1位だか2位だかというふうな数字です。砺波市の場合には、その約半分近いというか、49.2%、この数値なんですね。こういう計数ですから、他会計の補助はしたがって、日野市が26.4%に対して0.6%で済んでいるわけです。こういう計数の違いから、本当にもう砺波市は実に優秀な病院経営をやっている。しかも医療施設が十分に、486床ですから、大きな病院です。整っておりまして、地域での信頼度は高く、砺波市だけじゃなくて、もちろん周辺からもかなり遠方からもこの病院を利用するということであります。この経営のあり方、経営手腕によっては、立派な赤字にならない、しかも医療レベルの高い病院経営ができるんだということを、図らずもこの砺波市にお邪魔してこのデータをいただき、感じた次第であります。

そこで、病院の今建て替えの問題があるわけでありますけれども、この市立病院のあり方も、今の時点で考えて対応しますと、10年後、20年後にはとてもじゃないけれど、その需要に対応し切れないというふうなことが十分に予想できる。だから、今の段階で10年後、20年後に対応できるような発想となると、かなり発想の転換が必要だということになってくるわけでありまして、単に今の病院を建て替えただけなんていうのは、20年前の発想と変わりがないということでありますから、そこでひとつ、今チャンスですから、発想の転換をお願いしたいということで、提言をするわけであります。

まず普通、市立病院をつくって、内科、外来も入院も、あるいは薬局も事務も全部直営でやっております。しかし、この発想を変えていただく。今の病院の構想の2倍も3倍もの規模のものをつくっていただく。でかいものをつくると、投資の費用が大変高くなるわけでありまして、それの償却というのは大変だというふうに思うんでしょうが、そういうことではなくて、大きい病院をつくり、その中で委託できるものは徹底的に委託する。しかも単に委託というだけじゃなくて、委託して大家さんになるといいますか、市がテナントを入れて、家賃収入を上げるぐらいの大胆さが必要だということであります。

例えば、1階はこれはテナント関係、市内の開業医の皆さんに一こま一こまを借りていただく。外来は全部委託であります。1次診療は、午前中は市内の開業医の皆さん一

こまを借りて家賃を払っていただき、看護婦さんやお医者さんの人件費は皆さんが、テナントの方が負担をしやるわけですね。で、患者の心理としては、大きな病院にどうしても行きたがる。その心理を上手に把握して対応するということが必要だということですね。内科でも耳鼻咽喉科でも、いろいろ開業医の皆さんありますから、そういう皆さんに一こま一こまを提供して、それは外来専門であります。午後には御自分の医院の方に帰っていただいて、また地域の患者さんを見ていただくというような形で、一石二鳥であります。そういう発想。委託できるものは、外来はとにかく開業医に委託する。それから薬局、あるいはリハビリセンター、あるいは検査機能、それから在宅介護支援センターとか、それから医療事務、あるいは給食、食堂とか売店などはもちろんですけれども、こういったものは委託をして、全部テナント料をちょうだいしてやるということです。そして市が直営でやるのは、医局の入院の方ですね。2階から上は入院の施設で、市が直営の部分だということであります。それから救急医療センターとか、あるいは予防医療の救護センターとか、いろんな機能を整えた、もう本当に総合医療センターといいますか、というものをつくるぐらいの発想が必要ではないだろうか、というふうに思います。そうすることによって、投下資本に対しての償却も早く行きますし、また機能的に非常に充実した診療体制が整えられる。開業医とのそれから市立病院との一体化といいますか、医療の体系化もネットワーク化もできるわけでありまして、そういったことをぜひ大胆にやってもらいたいんです。考え方をスケールアップしていただいて、ダイナミックに展開していただきたい。これがそういう発想でやって、20年後、30年後には当たり前のあり方といいますか――という程度になってしまうんですよ。今は聞くと、そんなようなことが現実にできるのかというふうに疑問に思う人が多いかもわかりませんけれど、しかし、そのぐらいの取り組みをやって、そうなると場所も、4－3ブロックなんていうんじゃ、とてもじゃないけれど手狭です。あの2倍も3倍もある用地を確保して、大規模な、具体的なことはもちろんまだ検討しているわけじゃありませんが、考え方を示しているわけでありますから、そういったことでぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

この提言に対して、どのようにひとつ受けとめるか、御回答いただきたいというふうに――感想ですね、まだ回答というよりも感想をひとつちょうだいしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　ただいま病院の提言ということで、ユニークといいますか、21世紀を見通すということでのお話をいただきました。その前に、ちょっと経

営のことでの考え方をちょっと触れてみたいと思うんですが、御承知のように最近の医療は、なかなか複雑になり、医療費もかかるというようなことの中では、国民の医療費が増大しております。それに比して医療機関の経営も悪化しておるような現状でございます。くどいようですけれども、前にもお話ししたかと思いますけれども、民間病院の７割は赤字、また公立病院も、７割以上は赤字だというような統計的な数値が出ております。お話の中の砺波病院、あるいは地方の病院では、黒字の所もございますけれども、そのような経営のことも考えますと、今後の病院づくりはどうあるべきかというようなことは常日ごろ考えておるわけでございます。

御提言にありましたテナント方式といいますか、大家になってやる方法というようなことでございます。これは似たような形のものが既にあると聞いております。これは病院ということでなくて、一つのビルに開業医さんがいろいろ集まりまして、それで患者とすれば病院に行ったような感じで、眼科もあり内科もあり、整形もあるというような、隣の所へ行くと耳鼻科もあるというような、病院に似たような開業医さんが集まった診療所ビルというのができている、というふうに聞いております。

ただ、まだ一つの病院で、入院は病院で、外来は開業医さんにお願いをするというような形態については、まだそのような考え方も余り出てないように私の方の知識では、このような状況でございますが、経営のことと医療のことが両方が整合すると本当によろしいとは思いますけれども、一つには、福祉計画でも議論いただきましたように、現在の福祉は、中身としては保健・福祉・医療というような連携の中でこれからはやっていこうということでございますので、病院のあり方といたしましても、包括的医療、つまり予防医学からリハビリ、それから在宅医療までを総合的に、総括的にやっていくのが今後の医療ではないか、というような今考えが大きく出てきております。

そういう中で、ただいまの御提言の中で、それがうまくマッチするかどうかでございますが、今後の病院づくりの中で自治体が持つ病院としての位置づけと、御提言にあります、どちらかというと公立病院というよりも、一般民間病院的な御発想ですが、そういうようなものも折衷するといいますか、いい面は取り入れていくというようなことの中では、御提言については参考にさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　包括医療という言葉が出ましたけれど、だから市立病院だけで機能するというんではなくて、もう開業医も含めて市内の医療機関を全部詰め込むといいますか、文字どおり包括医療というふうな体系をとることができるだろうということ

を言ってるわけですね。いろいろな、役所というのはなかなか一つの殻を破るというのも時間もかかるし、発想の転換も難しいんですけれど、しかし、これから時代の変革というのは本当に激しいわけですから、もっとやっぱり積極的に踏み込んだとらえ方で大いに研究してもらいたいと思うんです。これは単に民間的な発想で言っているんじゃないんです。あくまで管理責任は市立病院であり、入院機能と一致して、もう１階と２階は市民から見れば、区別なんかないわけです。ただ、経営的な面での区別はあるということで言ってるわけですから、これは経営のテクニックだけを言ってるわけであって、医療体系は連携しているわけですから。だから、そういうふうなことで、ひとつそういう発想のすばらしい病院をつくってもらいたいというふうに思うわけであります。市長はどのように受けとめているかわかりませんが、企画財政部参事の答弁で一応市側の受けとめ方というふうに思いますけれども、この提言については、ある意味ではやぶから棒というふうな印象もあるでしょうから、また病対なんかでも議論しながら、具体的な方向づけについてまた議論していきたいというふうに思います。

それで、答弁者の予定者の中で病院事務長も指名しておいたんですが、その出番がありませんので、最後に病院事務長に出番をつくります。かねてから私は、病院の建て替えといいますか、取り組み方で、手順が逆じゃないかということを、病対では再三指摘してきているわけです。それで、特に初めに土地ありきというそういう発想ではなくて、内容の面での検討を先に医療スタッフなんかを特に入れて、プロジェクトチームをつくって検討すべきだろうということで提言しているんで、もう既にやったろうと思うんですが、病院施設の概要をどういうふうにするか、今私が提言したような内容も一つの検討の課題、材料としてやっていただきたいわけですけれども、医療レベル、それから医療機器、医療スタッフ、あるいは診療科目とか、救急医療はどうする、リハビリセンターをどういうふうな形で取り組むか、人間ドックはどうする、人工透析、あるいは在宅介護支援体制はどうするかという、そういうソフト面での検討をまず先にすべきだろう。技術的なとにかく対応をまず先にやって、それからハードの部分の検討というのが順番だろうということを再三口酸っぱく言ってまいりましたから、それをやるべきだということも主張してまいりました。病対に意見が反映されているということであれば、当然そういうふうなことはやったと思うので、病院事務長にひとつ出番をつくりましたので、御答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　ただいまの御提言、率直に申し上げまして、病院として

承るわけでございますが、いずれにいたしましても、病院の改築に当たりましては、窓口が企画財政部でございますけれども、ただ、ノウハウは病院の業務に携わる職員が持っておりまして、我々が病院の改築に当たりましての考え方をやはり示す必要から、ただいま御指摘のように、院長初め中心となりまして、検討委員会を設置し、考えているところであります。また、病院の規模、これからの規模でございますね、それから地域の事情、あるいは医療環境等によって歩み方が大きく変わってくるかと思います。ただいま、市立病院のこれまでの歩み方は、どのように地域社会に評価されたかということも含めまして、市立病院の存在価値も大きく違ってくるものでございまして、市立病院の将来発展をどうするのかと。大きなただいま御指摘のような、御提言のような分岐点に立っているんじゃなかろうかというところから、この病院の改築を機会に、病院の理念を明確にいたしまして、将来どの方向に向いて進めるべきかということを目下検討しているところでございます。

特に、豊かさの時代と言われる、患者ニーズはますます多様化しておりまして、高レベルを求めている状況でございます。安心できる医療機関、機能とともに、良好なサービスを提供できる病院としての患者の評価を得る病院にしなけりゃならないと。患者に選ばれる病院、何をなすべきか。それは救急医療であり、また地域欠損診療科目における増設強化であり、包括利用の対応だと思います。それ以外に地域内の医療機関との連携等を考えているところでございます。いずれにいたしましても、これからただいまの御提言を受けとめながら、病院としての考え方を取りまとめまして、今後の改善に努力していきたいという所存でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　何か市長のような答弁をいただいんですけれど、どういう質問されるんですかと聞いてこないわりには、答弁を原稿で書いて用意しているみたいで、原稿を離れて答弁しないと、生きたやりとりはできないんですね。私が質問していることの端的にお答えがないんですよ。ソフト面でのプロジェクトチームをつくって、即検討すべきだということを再三指摘したんで、それをやりましたかと聞いているんです。それはやったとかやらないとか、もう少し端的にやりとりをしたいんですね。どうですか、その部分のあれを、チームをつくって検討したんですか。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　目下院長初め、第１回と２回開きまして、どうあるべき。

ただ問題は、４－３ブロックでやるべきかという具体的なまだ構想は打ち出されたものの、どういう箱物でするかということで目下鋭意努めているところでございます。御指摘のとおり検討はしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　４－３ブロックとか、どうだとかいう前に、ソフト面での検討をすべきだということを言っているんですね。問題のとらえ方が違うんですよ。ちょっとずれているんです。だから、どういうことを質問するんですかということをあらかじめ聞いておいた方がいいでしょう。むだなやりとりする必要ないわけですから。ずれちゃっているんです。私が質問しようとしていることと答えていることが。ソフト面での４－３ブロックがどうだとか、それはまた別の議論ですよ。別の次元。私が再三言っていることは、結局、そういう面でのあれはやってないということですか。やっているんなら、今度の病対でそれを、報告をちゃんとしてもらいますよ。いいかげんな答弁じゃ困りますからね。ちゃんと答えてください。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　まだ具体的に、まだその会議の中においては、詳細にわたってメモ的でございまして、開いたという程度でございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　まことに情けないというか、残念ていうか、全然手ごたえのある対応じゃないんですね。どなたかじゃないけれど、本当にこうしたくなるような答弁で、非常に歯がゆい。どうかひとつ、せっかく病対開くんですから、我々も時間を割いて出席しているんですから、その意見を言っていることをやっぱり、事務長も参事も出席しているわけでしょう。ただ聞くだけで終わってたんじゃ、あんな病対なんて開くことないわけです。議会軽視だ、市民の声を軽視だ、だれの声も聞きません。自分たちの考えだけで、あるいは市長の考えだけでやっていきます、ということを言っているようなものですよ、それじゃあ。大体こんなやりとりで済んじゃっているから、大体聞く程度でというような形で時間たっているようなことがあると思うんですね。どうすりゃやってくれるんですか。ここでどなりゃいいですか、あばれりゃいいんですか。余りでかい声を出しても、どなっても余り効果がないというから、私は多少スタンスを変えてやっているんで、切々と訴えているんです、今は。少しはわかってください、その気持ちを。（「市長がオーケーしないと無理だよ」と呼ぶ者あり）市長はなかなか自分の考えというのをそう簡単に変える人じゃないから、部長たちが体を張って市長に強く説得する熱

意がないと、この状況は変わらないんです。どうですか、そういう絶望的なことを言わないで、ひとつ前向きに希望を持ってやってもらいたい。市長どうですか、非常に厳しい今状況にあるわけですけれど、市長自身がもう少し熱意を持たせて、部長や課長に対応すべきだという不規則発言もあるわけですけれども、市長のひとつ、いろいろな私の話をトータル的にとらえて答弁をお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の市長選挙におきまして、立候補された3陣営とも、市立病院の建て替えということを最優先に位置づけるぐらいの意気込みで主張をしてまいっております。私も、病院の建て替えに取り組みますということを公約に掲げております。

対策委員会等でいろいろな御検討もいただいていることを承知はいたしておりますけれど、砺波市という何といいましょうか、地方の都市と、それから日野市というかなり医療レベルの高い自治体とはおのずから事業を異にしているというふうに思います。先般、田無にできますいわゆる東京都の第3セクター都立病院、これも既に発足をしようとしているというふうに聞いております。行政といたしましては、要するに地域住民に一定の責任を持つ、役割分担がまたあってしかるべきだと思っております。開業医さんのいわゆる医師会、それから公立病院を今まで経営しております日野市、それからまた近隣市の事情もそれぞれあるわけでありまして、今度加えて都立病院が南多摩に特に配置された、とこういう大きな前進もあるわけでありますから、いわゆる地域医療を底辺とする実態にかなった医療体制、一番大切なのは、私は役割分担であろうと思っております。それから次に、今砺波市等の例を引かれて、経営上の一つの例を承ったわけでありますので、これからも将来にあり得る経営については、十分先進市の調査もさせていただきたい、こう思っております。

先般、ようやく資料となり得る、4－3ブロックに建て替える想定の中で、一定の専門業者の報告も受けておるわけでありますので、あの報告を一つの基準といたしまして、建て替えの場所は4－3ブロックであるということで取り組んでいく。これが私の今回市長選挙で主張した建て替えの第一歩の見解であります。したがいまして、そのことを市民とともに議会もまた御理解をいただきまして、御指導を賜りますようにお願いをしたい、このように思っております。

それから、庁内、あるいは病院内、いろいろ体制づくりも大切でありますので、積極的に取り組みをより現実的に進めながら、いわゆる先ほども言いましたように、日野市民に一応安心をしてもらえる、こういう状況で、第2次医療を目途として取り組んでい

こう、とこう思っております。専門的な科目は大いにあっていいわけでありますけれど、いわゆる初診と申しましょうか、外来的な診療の入り口部分はなるべく地元の医師会にお願いのできる、そういう形をつくっていく。推薦などによりまして、いわゆる２次医療を中心とする入院という形の病院の体系を整えていく、こういうふうに考えております。

病床数のことで、いろいろまたこれまでも御心配をいただいておるわけでありますが、現実には今のところ、いわゆる地域保健計画がございますので、それに適合する範囲で、つまり現在の病床数で建て替え計画を第１次として市はつくる。将来的には、第２次のまた対応ができる、こういう地形の使い方、あるいは建物の設計の仕方によって対応いたしたい、このように考えております。

御質問の趣旨とまた多少内容が合致してないかもしれませんが、これから十分、なるべく早い期間に検討を煮詰めて、御意見も十分御指導いただきながら、また病院特別委員会にも御報告をさせていただきながら、事業を前進させていただきたい。このように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　必ずしも合致してない、まさにそのとおりなんですけれど、とりあえず今すぐ理解できなくても、ポイントだけはしっかりと頭に入れておいていただきたいと思うんです。砺波市と日野市で、日野市が医療レベルが高いなんていう話は、砺波市が聞いたら怒っちゃう話で、何をしてそんなことを言うのかなと思うんですが、それは置いておいて、砺波市のやり方がいいんだということを言っているわけじゃなくて、砺波市はどうして優良の病院経営の成績を上げているかというと、ポイントは人件費比率なんですね。人件費比率が50％を切っているというところ、そういうやり方をしているのが一つポイントなんだなということがわかるわけです。それから入院の病床利用率が高いということ、入院し切りの収支率が高いということですね、外来よりも。その二つを取り上げれば、日野市でもかなりいい病院のあれができる、ヒントにできるから私は申し上げたわけなんですね。病床数は今はいろいろ規制がありますから、一遍にふやせなんて言ってるわけじゃなくて、だから、今の例えば現状の病床数にしたって、外来はまちの開業医の方に日野市立病院に来ていただいて、その一こまで専門に担当していただく。今まさしく市長が言ったように、２次医療は市立病院が請け負ってやる。入院機能も市立病院がやるというような形でもって、一番ある意味じゃおいしい部分といいますか、入院の方の収益の方を市立病院が担当するという。人件費比率を下げるに

は委託をするということが非常にポイントになるわけでありますから、そういう意味で、砺波市のことを例に挙げたわけですから、ひとつそのポイントをよくつかんで理解していただきたいと思います。

それから、病院に取り組むのに、再三病対でも言っていることは、事務長から、あるいは参事からどういう報告が行っているか知りませんが、取り組む段取りがハード面が最初じゃなくて、ソフト面が先でしょう、ということを再三言っているんですよ。だから、それはソフト面については行政側の皆さんがプロジェクトを組んだって、本当のいい答えは出てこない。医療関係者を交えた中でソフト面での検討を先にやりなさいと。その集大成をつくって、その上で４－３ブロックであり、あるいはどこそこというふうなハードの部分が出てくるんだ、ということを再三言っているんですよ。そのことはぜひ生かしてもらいたいんです。初めに建物をつくって、ハード面をつくって、それからソフトの分は後追いじゃ、これは手順が逆さまですよということです。ちゃんとしたい病院をつくるためには、そういう手順が必要なんで、そのことをしっかりと頭に入れておいていただきたい。そのことを強く要望して終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の２、２１世紀を先取りする発想の転換・医療体制がきめ細かく、かつ医療水準が高い、それでいて経費の負担が軽い大規模な総合医療センター実現に挑戦せよ！の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

あすの本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時28分　散会

6月8日　火曜日　（第5日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第12号）

6月8日　火曜日　（第5日）

出席議員　（27名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

14番　高橋徳次君

欠員

7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年6月8日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時２分　開議

○議長（黒川重憲君）　　ただいまの出席議員16名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問６の１、万願寺地区のまちづくりについて――ソフト面を中心に――の通告質問者、土方尚功君より取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問７の１、白血病など血液の難病患者救済のため骨髄バンクへの登録推進を！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（田原　茂君）　　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最近の医学の進歩の中で注目され、かつまた論議を呼んでいるのが臓器移植の問題でございます。臓器移植とは申すまでもなく、患者のある臓器の障害が強くて、治療による回復が望めない場合に、同種の臓器を提供者、これをドナーと言うわけでありますけれども、このドナーから被提供者に移植して治療する方法を臓器移植と一応定義されるわけであります。このドナーと被提供者との間には、当然自主的な意思による決断が必要であるので、両者から十分にインフォームド・コンセントをとってから実施する必要があると言われているわけでございます。またドナーには、生きている人と死んでいる人がなるという二通りの方法があるわけであります。死んだ人がなる場合、いわゆる心臓死による死者の場合と脳死による死者の場合とあるわけでありまして、最近難しい論議を巻き起こしているところであります。

今回取り上げた問題は、それほど問題のないと言われている生きている人の臓器の移植の問題でございます。いわゆる白血病や再生不良性貧血などの血液の難病を治療するため、他人の骨髄を移植して、新しい新鮮な血液をつくり出そうといういわゆる骨髄移植の問題でございます。骨髄移植とは、さらに簡単に説明すれば、健康なドナーの腰の骨から骨髄液を注射器で採取して、白血病や再生不良性貧血などの血液疾患患者の静脈に点滴で注入する治療法ということであります。骨髄移植のためには、患者と骨髄液提供者とのＨＬＡ、いわゆる組織適合抗原という白血球の型が一致している必要があるわけであります。この一致率の高い兄弟間においてさえも、その一致率が４分の１の確率でしかなく、非血縁者間では数百から数万分の一と著しく低いために、移植を治療法として確率するためには、数多くのドナーを募って、このＨＬＡ型の一致する提供者を検索するシステムが必要とされているわけであります。

平成４年の１月から、財団法人骨髄移植推進財団において骨髄バンクの事業が実施さ

れているわけであります。骨髄移植が初めて行われたのは1939年のことですが、当時はＨＬＡ、いわゆる白血球の型を合わせる必要があるということがわかっていなかったために、失敗が続出したようであります。成功例が出始めたのは1970年前後からと言われております。骨髄バンクの組織づくりは、欧米では早くから発達しており、日本ではまだ骨髄バンク後進国と言えると思います。

ちなみにアメリカでは、現在20万人ほどの登録者がいると言われております。日本では昨年の６月から登録の受け付けが始まったわけでありますが、まだまだ登録件数が少なく、多くの登録者が求められているところでございます。また、骨髄性白血病患者の発生は年間で約3,000人と言われております。この骨髄移植で最近最も話題になったのは、チェルノブイリ原子力発電所事故であり、被爆者に対して移植が行われたようであります。がしかし、ドナーがまだまだ不足しているようであります。

さてそれでは、骨髄移植が白血病や再生不良性貧血の患者にとってどのくらい有効な治療法かといいますと、移植しない場合の長期生存率が20％以下であるのに対し、健常な骨髄を新たに移植すると、これを45％から70％ぐらいまでにすることが可能と言われております。

次にドナーになるための危険度はどうなのかということですけれども、今日まで5,000例以上の骨髄移植が世界で行われておりますが、骨髄採取に関連してドナーが死亡したということはありません。しかし、全く危険がないわけではありません。骨髄採取は痛みを伴うようでありますし、通常、全身麻酔下で行われるということで、麻酔事故の合併症が起こる可能性が非常に低い確率でありますけれども、あると言われているわけでございます。

また、骨髄採取のさらに具体的なやり方としては、骨盤部位の４ないし８カ所から針を刺して20回から30回の吸引採取を行ってとる。典型的な場合で45分ぐらいかかると言われております。骨髄の３～５％を採取するようであります。これは問題を起こすほどの量ではないと言われておるわけでございます。普通、２週間以内にドナーの骨髄は元へ戻ると言われております。このように白血病、再生不良性貧血などの血液の難病に対しての有効な治療法として骨髄移植が最近関心を集めつつあるわけであります。しかし、骨髄を提供する際には、検査施設への往復時間、血液検査骨髄提供手術のための入院などに１週間から十日もかかることが大きなネックとなっているわけであります。そこで行政側としても、この骨髄バンクへの登録者の推進のために、働きかけをしていかなければならない、こういうふうに思うわけでございます。

この行政側の働きかけとしてはまず、国レベルで動きが始まっております。昨年の12月、厚生省から都道府県に対し、職員が骨髄バンクへドナー登録等を行う場合における特別休暇の適用について協力を求める通知が出されました。

これに対し、幾つかの団体から従来の自治省の解釈・方針と異なるとして照会が相次いだことを受けて、自治省では、この件に関しても勤務条件に関する「均衡の原則」による適切な対応が必要である旨の事務連絡を行ったのであります。

この事務連絡が新聞等で話題となり、国会でも取り上げられて、村田自治大臣から「人命にかかわることであり、早急に何ができるのかを検討するように」という、このような指示が行われたわけであります。これを受けて検討を進めた結果、骨髄提供により入院を要する状態が病気休暇の対象となる旨の確認が得られたため、本年１月８日、骨髄提供に要する期間のうち、骨髄採取とこれに連続する入院期間について病気休暇で対応するよう通知を行ったものであります。

その後、厚生省から本年１月13日の同省主催の会議において、人事院、総務庁、自治省及び経済団体に対して、ドナーとなりやすい環境整備の一つとして特別休暇の新設要望がなされたのであります。

ドナーは、登録及び提供以前の諸手続である血液検査や説明会、健康診断等行うために、６回から７回にわたる骨髄データセンターや病院等に出向く必要があるわけであります。提供時には４日程度の入院も必要、このように言われているわけであります。

これを受けて、人事院において検討が進められて、ドナーについては、１として、ほかに有効な治療法のない血液難病について骨髄液を提供しようとするものであり、人命に直接かかわる行為であること。二つ目に、白血球の型の一致率が低いことから代替性が少ないこと。３番目に、善意に基づく行為であること。４番目に、不特定の患者に対する提供であることから、いわば公的な貢献性があると認められること。５番目として、ドナー休暇についての社会的な要請が認められることなどの特徴が認められたのであります。

これらについて総合勘案した結果、国家公務員について勤務義務との調和を図り、ドナーとなりやすい環境の整備を図るという視点から、いわゆる病気休暇から一歩踏み込んで特別休暇の導入を認めることが適当であるとの判断に立って、本年の４月１日から特別休暇とされたということであります。

結果的に、人事院規則に次の項目が加わりました。すなわち「職員が骨髄移植のため骨髄液の提供希望者としてその登録をする者に対して登録の申し出を行って、または骨

髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申し出又は提供に伴い、必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむ得ないと認められるとき、必要と認められる期間」という文章であります。この項目が追加をされたわけであります。

この改正は、国家公務員がドナーとして骨髄バンク等に登録を行う場合又は提供者として検査、入院等行う場合等のドナーとして必要な行為を行うときは、それぞれに必要な期間、もちろん往復に要する時間等を含んだ中での特別休暇として認めることとしたものであります。ただし、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹に対して骨髄液を提供する場合は、特別な措置がないと提供が行われないという性格のものではないこと等を考慮して、特別休暇の対象としないこととされているのであります。その内容は次のとおりであります。

特別休暇の対象として、今回の措置は、一定の親族を対象としたものを除いて、骨髄バンク事業により提供する場合及び骨髄バンク事業以外で骨髄液の提供を行う場合、双方とも特別休暇の対象とされている。

骨髄バンク事業の枠内では、20歳から50歳の骨髄採取手術に耐え得る健康な者でなければ提供者となることができないとされており、一方骨髄バンク事業を通じて骨髄移植を受けることを希望する患者についても、提供者の善意が生かされるよう、骨髄バンクへの登録には次のような幾つかの条件が付されているわけであります。

アといたしまして、親族内（最小限でも父母や子、兄弟姉妹全員）で白血球の型の検査を実施した上で、適当な提供者が得られないことが明らかであること。イとしては、当面、骨髄移植で良好な予後が期待できる疾患であること。ウとしては、初回登録時に原則として年齢45歳未満であること。エとしては、コントロール困難な感染症を持たないこと。オとしては、骨髄移植に支障のある重篤な臓器障害を持たないこと。これらの条件を満たさない患者は骨髄バンク事業を通じた骨髄移植は受けられないこととされているが、例えば、19歳でドナーとなる場合や45歳以上の患者に提供する場合など、骨髄バンク事業以外で骨髄液の提供を行う場合についても公的貢献性という見地においては何ら変わりないものであることから、いずれの場合も対象とされたものであります。

また、骨髄バンク事業のドナーが仮に中途段階で辞退したとしても、それ以前の行為については特別休暇となるものであるとされているわけであります。

休暇の期間については、入院等のすべてが特別休暇の対象となり、骨髄データセンター等への往復に要する時間も当然含まれることが先ほどからも言われているわけでありま

す。

なお、骨髄液の提供を原因として他の疾病を発症した場合については、その時点から病気休暇として取り扱うものとされている。

以上が、国がここで実施を行っております内容でございます。

このように国においては、この４月１日からドナーとなるための検査、そのための往復に要する時間等含めて入院期間全般についての特別休暇としての認定が行われたわけであります。

さて我が日野市においても、早急なる職員がドナーになるための特別休暇を導入をする必要があるのではないか。そのための条例の改正を早急にするべきであるとお訴えをするものでございます。ちなみに、宮崎県や長野県、また東京都でも本年度中の特別休暇の改正のための条例改正を用意をしているというふうに言われております。また宮崎県においても実施されているという状況でございます。またこの27市においても、先日も新聞に出ておりましたごとく、町田市では27市の先駆けとして６月１日開会のこの議会において条例改正が提案をされている、とこういう状況でございます。

さらに、知識普及や啓蒙運動としてのポスターやパンフレットの作成、あるいはまた広報紙などでのＰＲを今後行政のバックアップとしてやっていく必要があるのではないかと思うわけでございます。さらに骨髄移植経験者を講師としたシンポジウムなども開催していってはどうかと、このことを御提案をさせていただくわけでございます。この職員のドナー休暇についての特別休暇を早急に実施すべく条例の改正について、またこの知識普及についての全般的な行政の取り組み、この２点をまずお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この知識普及や啓発、またポスターやパンフレットの件でございます。

まず、今申されましたように、この白血病や再生不良性貧血につきましては、治療法としては唯一といいますか、このドナー（提供者）からいただいて、骨髄の移植ということが必要だということで、実は私もすぐ調べてみたわけですけれども、全国でこのドナーの提供を登録している方が２万1,865名、東京都内で4,503名、しかるに患者でドナーを希望している方が1,004名だそうでございます。ですから、患者としては相当、これの何倍かおられるんじゃないかというふうに思うわけですが、このことに対する市の対応としては、正直申しまして今まで何もできていないわけですが、実はこれらの取り扱

いを聞くところによりますと、輸血と同じように日赤を通して扱っていかれるというふうに伺っております。市民の健康のかかわりで健康課を持っている立場で今御回答申し上げてますが、庁内の中で実は輸血の関係、福祉部で担当しているわけですが、こういうことを協議しまして、私どもの庁内の方で調整いたしまして、いずれにしましても、これらのことに対する知識の普及や啓発、その他広報での市民への理解を求めること、これらにつきましては、今後いろいろの指導を受けている中で市民へのＰＲ等を進めていきたい、とかように考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　職員のドナー休暇制度についてお答え申し上げます。

質問者も述べておられますように、国では国家公務員は４月からドナー休暇を導入いたしました。また、都でも４月から職免条例の規定を改正して、ドナーとなる場合の休暇を導入しております。それから、都下の市の動きでございますけれども、６月議会に条例として提案される市は、先ほどありましたように、町田市、それから狛江市が６月議会に向けて条例化したいということを聞いております。その他の市は検討中であるということで、この制度については、各市とも早急な取り組み方をしていきたいということを聞いておりますので、日野市においても、この制度について早急に検討して、何らかの具体的な措置をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

知識の普及あるいはＰＲですね、広報紙等通じて今後進めてまいりたい、とこういうお話でございました。各市もまだこれは緒についたというか、他市に倣うというよりも、独自にこれはスタートをして、どんどんというか、人命にかかわるという大変重要な問題でもございますので、ＰＲ活動を今後具体的なものとしてスタートしていただきたい、とこのようにお願いをしておきたいと思います。

次の職員のドナー休暇についてのお話でございますけれども、前向きの条例改正も含めたこの検討というふうに私受けとめているわけでございますけれども、それでは、東京都におきましても職免というような形のお話がありましたけれども、いわゆるもしこれを条例改正をする場合に、日野市には二通りの休暇についての条例がございます。一つには「日野市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」。これはいわゆるメーデーなどに職員が参加する場合の職免というふうに言われている条例ですかね。という

ふうに言われている条例が一つと、もう一つは「日野市職員の勤務時間休日、休暇等に関する条例」。これがいわゆる生理休暇などの、あえて言えば特別休暇的なものがうたわれている。こういう二通りあるわけでございますけれども、もしこれを条例改正される場合に、どちらの条例にいわゆる特別休暇としての１項を加えられるのかどうか。そういうところをちょっとまたお話しいただきたいと思いますけれど。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　ただいま、もしか改正する場合には、職免にするのか、休暇制度にするかでございますけれども、一般的には、こういう休暇制度になりますと、今おっしゃいましたように、「日野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の中に１条を起こしまして、そしてドナー休暇という形で制度化するのが一番ベターだと思います。現実には、もしかそういう提供者があった場合に、職免でも大きく言えば変わりありませんけれども、今おっしゃったように、職免というのはやっぱり任命権者の裁量行為が加わります。また、条例化しますと、きちんとしておけば、職員の権利として、もしかそういう状態になったら、優先的にその休暇がとれるということでございますから、当面は職免という形でやって、将来的にはきちんと条例化するべきだと思っております。そのように進めてまいりたいと思っております。ですから、当面の間は職免行為でやりたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　当面は職免ということで、法改正になりますと、条例改正では、いわゆる特別休暇としての本来の形に入れたい、とこういうふうな御答弁というふうに解釈してよろしいでしょうか。

最後に、将来的というお話でしたけれども、大体どのぐらいの時期を予定されるか、それをお聞きしたい。時期的なものをお考えとしてはどうか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

まだ具体的に、内部で詰めておりませんけれども、他市の状況も先ほど申しましたように、何らかの具体的な措置を早急にしていくという情報がありますので、少なくとも６月に条例化している市もありますし、９月に向かって条例化するという市もありますので、それを見ながら、遅くとも今年度中のいい時期を見て具体化していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても、先ほど申し上げましたとおり、これは1人について5万人ぐらいのドナーが必要と。上限というんですかね、ある程度余裕を見ると、1人の患者について5万人ぐらいのドナーが、他人の場合には必要だというふうにも言われております。そういった意味では、本当にもう早急なる行政側としての対応としては、職員に対してそういったドナー休暇等を導入してやっていくということが最善の一つの推進に対するPRを含めての大きな力になるんじゃないかというふうにも思いますので、どうか内部検討を早急に進めていただいて、この改正をどうか、職員のまた有利となる形での、権利としての休暇という条項をひとつ早目に検討していただいて、改正をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

最後に市長の御所見を伺って、終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　医学技術の進歩によりまして、今まで不治の難病が治癒、治療の方法が開発される、こういう状況はしばしば近ごろ見受けるところであります。今御指摘の、いわゆる白血病に対する骨髄移植、一つの治療法として確率をされつつあるということでありますし、それには一致性の関係から、多数の提供者の登録が大切だ、こういう状況も当然伴うわけでありまして、人道的、あるいは特に公務員としての社会の幸せに対する貢献という意味からも意義が大きいと思っておりますので、なるべく早くその善意が達成できる、そういう仕組みを定めていくことは、行政の姿勢としても大切だというふうに思っております。あしたにでも要請があるということであれば、早速職免で対応する。いずれはきちんとした条例化を図るということで、答弁を総務部長から行っておりますとおり、検討を詰めていきたいと考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって7の1、白血病など血液の難病患者救済のため骨髄バンクへの登録推進を！の質問を終わります。

一般質問8の1、校庭のナイター設備の設置促進を！の通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員　登壇〕

○9番（佐藤洋二君）　それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。

この一般質問は日本社会党、市民連合の予算要求といたしまして、“文化のかおり高らかな日野市を創る為に”の中の学校の開放の具体策といたしまして、これまで一貫して要望してきた事柄であります。趣旨を御理解されまして、要望実現に向けまして御努力されますようお願いをし、質問をいたしたいと思います。

早朝にジョギングをしている中年の男性、仲間と一緒にテニスを楽しんでいる主婦、ゲートボールを楽しんでいるお年寄り、またダンスに汗を流している女性などなど、今いろいろの形でスポーツを楽しんでいる人たちがふえてきております。体力の維持、あるいは向上のために喜ばしい限りであります。この傾向にはさまざまな理由が考えられます。ある人は運動不足だから、ある人は仲間と一緒にスポーツを楽しみたいから、さらにもっと強くなりたい。また生活に活力を持たせたいからなどなど、いろいろな理由、動機でスポーツが行われています。このようにスポーツが、一部の若者が楽しんでいたものから、老若男女あらゆる層の人々に広がっていくとともに、スポーツをする目的が多様化してきています。このような状況に対応して行政も、地域スポーツの振興、生涯スポーツの普及とスポーツに対して力を入れてきています。また十分と言えないまでも、施設の整備やスポーツ教室の開催、そこからのクラブ育成、さらに指導者の養成など、いろいろな施策を具体的に行っている所もあります。また民間のスイミングスクールや、アスレチッククラブもあちらこちらにできてきました。このようにスポーツへの関心が高まり、地域の中で多くの人がスポーツに参加するようになりました。プロサッカーJリーグの誕生と人気も手伝い、さらにスポーツ熱は高まっていくことでありましょう。

さて、社会人が日常的にスポーツを行う上で、近隣の学校スポーツ施設が開放してあることは、大変重要なことであります。社会人の場合昼間働き、夜スポーツする人が多く、そこには当然、夜間照明が必要となってきます。その夜間照明の必要性と指導について、国からの通知がありました。

1976年の“学校施設開放事業の推進について”という文部省文部事務次官通知であります。この通知の中で“屋外運動場の夜間照明設備をなるべく設置するように努めること”や、“学校体育施設開放事業に要する施設設備の補修費、光熱水費などの経費を予算上措置すること”、なお必要に応じ、施設、あとは云々とあるわけでありますけれども、その通知が出されてから17年が過ぎたわけであります。例えば日野市の小中学校の屋外運動場の夜間照明設置率は、私の知る限りでは17.8％であり、なお一層の整備が望

まれるわけであります。広島市においては、1982年に広島市スポーツ振興審議会から“広島市における社会体育施設整備構想について”が答申され、“学校体育施設の開放に向けて夜間照明の整備を一層推進するよう努めること”が言われ、現在小中学校の90％以上の屋外運動場に夜間照明設備が整っているそうであります。

そこで何点かの質問をいたしたいと思います。議事日程に協力する立場から再質問をいたしませんので、ぜひわかりやすい御回答をお願いをしたいと思います。

質問の１番目は、市内には小学校が20校、中学校が８校あります。サッカーや野球などスポーツのできる照明設備の持った学校は、現在何校あるのでしょうか。

質問の２です。28校中、照明設備のある学校が何校かあり、他校はほとんど未設置となっていますが、設置順位の基準的なものがあるのか、ないのかをお示し願いたいと思います。

３番目であります。これらの照明設備を使用したナイトゲームの使用状況について、何年か前にさかのぼってお示しをいただきたいと思います。

それから質問の第４番目でございます。第２次基本計画で、平成２年から５年にかけ２校に照明設備を設置することになっており、今年度がその２校目の着手になっておりますが、予定どおり設置できるのでしょうか、お示し願いたいと思います。

最後です。地域の要望にこたえるものとして、今後の設置計画についてお示しを願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、校庭のナイター設備の設置促進につきまして御質問いただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、第１点目の御質問でございます。照明設備の現況についてでございますが、現在中学校の８校のうち、一中、二中、三中、四中及び七生中学校の５校にナイター照明とクラブハウスが設置されております。

それから、２点目の御質問でございます、設置順位の基準についてでございますが、この設置順位につきましては、基準は特に設けてございません。第２次基本計画策定当時における考えといたしましては、使用者の利便を考慮いたしまして、市内を東西南北に区分いたしまして、各地区の中学校に１校ずつということで設置を進めてまいったわけでございます。その後は学校や、あるいは地域住民との設置条件等が整った中学校から設置をしてまいったわけでございます。

それから、３点目の御質問でございます、ナイターの使用の状況についてでございま

すが、ナイターの実施期間は毎年４月の16日から10月の20日までの毎日午後６時から９時まが開放の時間でございます。過去３年間の使用状況を申し上げますと、平成２年度と平成３年度は設置校が４校でございました。それで使用した人数は２年度が4,842人、３年度が5,435人でございます。そして平成４年度は、設置校が５校となりまして、8,284人が使用してございます。

それから、４点目の御質問でございます、今後の設置計画についてでございますが、第３次基本計画の前期でございます平成６年から10年までの間に、中学校の未設置校の３校に隔年で１校ずつ設置をしてまいりたい。さらには、一中のナイター設備が20年を経過いたしましたので、これらの改築も合わせて計画がされております。また、基本計画の後期におきましては、小学校の３校にナイター設備を設置する計画も進めておりまして、これらの計画につきまして実施計画の中で予算化が図られるように努力をしてまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　御回答ありがとうございました。実は、質問項目以外にも部長の方からは、三多摩26市の全市の小中学校における夜間照明施設についての調査もしていただきました。重ね重ねありがとうございました。実は、先ほど触れました文部省の文部事務次官通知のいわゆる云々の部分について若干触れたいと思います。

この文部事務次官通知の後段には、「なお必要に応じ施設設備の利用、参加についても適正な料金を利用者から徴収することを考慮すること」と、こう書いてあるのであります。日野市の場合は、校庭ナイターにつきましては、使用料を徴収しておらず、それなりに評価はできると思います。しかし、前段の部分、夜間照明設備をなるべく設置するように努めることの通知、この分については十分にしんしゃくをされまして、広島市に追いつけ、追い越せを合い言葉に夜間照明設備設置に向けて今後取り組まれるように要望し、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の１、校庭のナイター設備の設置促進を！の質問を終わります。

一般質問８の２、一般質問の回答に対するその後の進捗についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○９番（佐藤洋二君）　それでは、一般質問を続けさせていただきたいと思います。

平成３年第１回定例会で私は、“蛍の飛び交う自然環境の保護と促進について”とも

う１問、“東・西平山地域２カ所の道路等の整備について”という標題で一般質問をいたしました。今ここでの一般質問８の２、一般質問の回答に対するその後の進捗とは、そのうちの後者の表題であります。質問は３点ありました。

質問の１としまして、幹線市道２－31号線、これは滝合小より滝合橋へ続く道路でして、先日も旗野議員の方から質問がされましたが、近年、非常に交通量が著しく、特に浅川堤防に沿う部分は、道路のくびれ、カーブ、歩道石などなどの影響もありまして、事故の多い場所となっております。したがってその部分は、南側の堤防の一部を整備をし、歩道とすれば人身事故が減少することは明らかでありますので、速やかに整理をお願いしたい、こういう趣旨のものでありました。市の回答は、浅川の堤防改修工事の早期実施計画箇所、あるいは土地区画整理事業による水路の系統の変更等あり、総合的な解決策を示せる段階ではない。しかし、住民福祉の立場からも、とりあえず道路の北側に水路があるので、その水路を使い暫定的に道路の整備をしたい、これが回答でありました。

質問の２番目は、旭が丘一丁目20と東平山三丁目９とを南北に連絡しますＪＲ中央線人道橋、ちょうど豊田駅と豊田電車区の中間あたりでありますけれども、この人道橋に自転車通路の新設と階段下に横断歩道の標示をお願いしたいというものです。回答は、市民の方々から、自転車の通行に不便である、ということを我々も聞いている。今現在、財産管理権がＪＲにあり、移管の問題を抜きにして具体化することはできない。したがって今後、ＪＲと協議をする中で検討していきたい。また、横断歩道の標示については、その箇所に歩行者だまりがないということがネックとなっており、引き続き交通管理者に要請し、実現できるよう努力をしたい。

質問の３番目ですが、交通安全とは別な立場から、幹線市道２－31号線の西平山二の２付近の用水路整備についての質問でありました。この水路は、浅川に排水する部分が工事上の無理があるために、増水時にしばしば用水路の側壁を越えて水があふれ出まして、付近一帯、湿地帯をつくっている。また、水圧は堤防の損傷にもなっているので、用水の漏水のないよう整備方をお願いします、というものでありました。回答は、水路の擁壁またはかさ上げ、それから線形の変更については、用地の中が建設省管理のものなので、再度建設省と協議を行って、この対応に努力していく。

以上が、平成３年第１回定例会の質問と回答に対します経過であります。あのときから２年とちょっとが過ぎました。市側の今日までの対応されてきました御努力、あるいは情勢の変化などなど、いろいろの経過がおありと存じますので、３点に対しましての

再度の質問をいたすわけであります。

まず、浅川堤防に沿う道路部分の整備についてであります。御回答は、北側の水路を使って暫定的に歩道の整備をしていきたい、ということであり、地元の人たちは、本工事と異なり、仮設的なものをつくるわけであり、２年も３年も先に行く話ではないと思っており、大いに期待をしておりましたが、話がなかなか前に進んでおりません。先日もあの箇所で、車両による事故がありまして、軽車両が大破し、路上に放置されたままでありました。車両の大破の様子から見ますと、乗っていた方はかなりの重傷を負ったのではないでしょうか。もし歩行者を巻き込んでいたとしたらば、と思うと、背筋が寒くなるものを感じます。現状の到達点と今後の予定を明らかにしてください。

質問２番目の、ＪＲ豊田駅西側の中央線人道橋に自転車道路と、階段下に横断歩道標示についてであります。問題となっておりました人道橋は、昨年ＪＲから具体的に財産管理の移管の話があり、今年度既に移管が完了したと聞いております。移管が完了したことによりまして、新たな段階に入ったことになります。豊田駅東側の人道橋に自転車通路が設けられている話を参考例として出させてもいただきました。また、西平山五丁目と旭が丘五丁目を結ぶ階段にも自転車が通行できるよう、中央にそのような構造が施されております。また横断歩道標示についても、国分寺、立川市の事例を挙げ、お願いをしました経緯であります。所轄は違っても、同じ警視庁管内であります。できないことはないと思いますが、その後の進捗はいかがでしょうか、お尋ねいたします。

最後に、西平山二の２付近の用水路の整備につきましてお伺いをいたします。計画では滝合橋の左岸側の下流に樋管があり、ここに導いて排水することになっておりますが、工事計画の話が具体化されておりません。そのことについてお伺いをいたしたいと思います。なお、この３点につきましても、再質問はいたす暇がありませんので、ぜひわかりやすい御回答をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　第１点目の用水路を使った歩道設置整備についてお答えいたします。この箇所について非常に交通事故、あるいは道路の線形その他幅員の問題から、何らかの措置が必要だという認識では一致しているところでありますが、当初お答えしたその後の検討で、当初予想を相当上回る事業費の問題、あるいは河川区域及び西平山区画整理事業の進捗等の問題があり、現在まだ結論を見るに至っておりません。しかしながら、暫定措置とはいえ、安全対策が必要だという認識は持っておりますので、建設省その他関係機関とも今後なお協議を重ねて方策を考えたいと思っております。

２点目の、平山跨線人道橋であります。幅員2.25メートル、延長72メートルの同跨線橋に買い物キャリアであるとか、あるいは手押しによる自転車通路の設置というのは、以前から御要望もあるわけであります。お話にありましたように、平成５年２月９日に同歩道橋がＪＲから市に移管されました。したがいまして、この機会に早急に実施の方向で検討を重ねてまいりたいと思います。なるべく早い時期に設置をしたいと考えております。同じ歩道橋をおりた所に歩道設置、これについては、既に交通管理者の方に文書で要請をして、検討をお願いしているところでありますが、やはり道路管理者側では、歩行者だまりを持たない歩道の設置というのは、難色を示しております。この機会に再度交通管理者に対して協議を申し入れたいと思っております。

３点目の霞堤の箇所であります。これにつきましては、下水道の排水計画の変更がここでされまして、樋門が設置されるということを聞いております。これも平成７年度ごろには着手されるということになりますので、この工事によって御指摘の箇所については改修が図れるものと期待しております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

３点に対します要望を申し述べ、最後に市長から若干の御意見をお伺いしまして、この質問を終わりたいと思います。

まず、用水路を使っての歩道整備についてであります。細かいことかもしれませんけれども、前回の回答では、住民福祉という立場で暫定的に歩道整備をする、こういうものでありました。今回は、その住民福祉という文言が消えており、前回の回答より消極的になっているのが大変残念であります。また、26条申請という話も出ておりましたが、その言葉も出ておりません。ぜひ、住民福祉という立場を堅持されまして、今後取り組んでいただきたいと思います。この分に対しまして、後ほど市長の方からお考えをお示し願いたいと思います。

次に、平山跨線人道橋についてであります。ＪＲとの協議も整いまして、設置する方向で検討していただけるということでありまして、地元の方、あるいは利用される方にとっては、利便が高まり、喜ばしいことであると思います。そこで、豊田駅東の人道橋を利用している者としまして、不便を感じていることを述べ、設置計画の中に生かしていただきたいと思います。実は、あの平山跨線人道橋のいわゆる自転車通路は、多摩平側より上るとき、あるいは豊田側から上るときも、上る側から見ますと、すべて右側に

自転車の通路が設置されております。したがって下るときには、自転車の通路が左側になってしまうわけであります。右ききの人にとっては、まさに逆になってしまいまして、使用できないのであります。したがいまして階段の端に設置するときには、両方に設置しなければ意味がないものであり、そのことを申し述べたいと思います。

また、横断歩道の標示についてでありますけれども、今市民プールを建設中であります。この市民プールの建設現場にトラックが出入りするゲートがありますが、そこに横断歩道の標示がされています。ちょうどその箇所は、今私が要望した箇所とほぼ同じような地形となっております。交通管理者とも踏査していただきまして、再考をお願いをいたしたいと思います。

それでは、質問の１項に対する市長のお考え方を示してください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平山用水の京王線平山駅に近い箇所の用水についてのことだというふうに承知しております。地形的には望ましい歩道設置ということで、用水のせめて半分でも使えないものかという感じはいたしますが、あの用水はまだ用水組合が管理をしておられる、しかも潅漑水路の主流になるものですから、なかなか話の詰め方に困難があるという状況があると思っております。なお一層交渉を密にして、いろいろな設計を示しながら、理解をお願いをする、こういう努力をしていきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって８の２、一般質問の回答に対するその後の進捗についての質問を終わります。

一般質問９の１、臨海保養施設「海の家」の建設をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　臨海保養施設「海の家」の建設をということで質問させていただきます。

質問の前に、去る４月の市長選挙で森田喜美男市長が当選されまして、第６期の市政を担当されましたことを、与党の議員としてお祝い申し上げ、これからも憲法を市政に生かす市民本位の市政を執行されますよう、まず申し上げておきたいと存じます。

質問の中身といたしましては、乗鞍高原日野山荘、清里大成荘に続き、市民が希望す

る海の家を建設し、家族そろっての余暇活動を援助せよ、という、こういう中身でございます。簡単でございますので、ずばりやりますという回答があれば、もうそれで終わりになりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

最近、大変余暇活動、そしてゆとりのある生活を希望する、特に若い方たちには、そういうことが多くなってきております。週休２日制の問題、あるいは夏期の連続休暇のこういうこともございますし、労働時間の短縮、そしてそういうのを余暇活動にしていきたい、こういうこともありますけれども、その一方、過労死という言葉が世界にも通用する日本の現状でもあるわけでございます。

総理府が調査いたしました「余暇と旅行に関する世論調査」でも、これは平成３年度ですけれども、「余暇と旅行に関する世論調査」の中で、小学生以下の子供を持つ親に、３日以上の連休の過ごし方を聞いたところ、日帰りの行楽や、宿泊旅行を挙げる割合が非常に増加してきております。

そういう中で、ことしの連休の新聞報道を見ますと、「ＪＲ、航空３社はほくほく顔」ということで、ＪＲ、旅行６社は６日ゴールデンウィーク期間、４月28日から５月５日までに全国主要47区間で特急・急行を利用した乗客の数をまとめた。それによりますと、片道の乗客数は前年度比６％増の約497万人、これだけの方が旅行にお出かけになったわけです。そしてまた、日本航空、全日空、日本エアシステム３社のこのゴールデンウィークの期間も、同じ日にちの間では、国内・国際線ともに前年を上回ったということで、昨年は軒並み下回ったけれども、ことしは国際線が健闘し、３社の合計でも10万5,500人と、前年を34％上回った。国内線も約151万人で、17％強だったというふうに述べられております。

私どもはそういう中で、日野市が、安養野にあります日野山荘、それから最近では大成荘ができまして、それに加えて沼津海の家、ここにも補助金を出しておりますが、６月１日の広報を見ますと、日野山荘の空き部屋はもうほとんど７月21日から８月いっぱいは全部ふさがっているというこういう状況で、かなり市民の方たちがこの日野山荘を利用なさっているという状況がこの中でも見られるわけでございます。そしてまた、大成荘でも７月の17日から月末まで、31日までほとんどふさがっているというこういう状況で、私たちがいかにこの市が建てた施設を利用して、家族そろってのこういう余暇を利用なさっているということがよくわかるわけでございます。

沼津海の家、これも平成２年の５月１日から実施されまして、生活課の調べでも、２年で872人、３年で915人、４年で795人ということで、平成４年度の人数が少なくなっ

たのは、不況で旅行を取りやめた、こういうことではないかというふうにおっしゃっておられました。また、沼津海の家では、民宿が40軒あって、旅館、ホテルなどが60軒ある。多くは７月、８月に家族連れで海に行く。そして民宿が多いということでございました。

私はそういう中で、沼津海の家の利用も大変結構でございますけれども、ＪＴＢの協定旅館のどれくらい使用料、宿泊料がかかるのかということをちょっと調べましたところ、１万から１万9,000円とか、9,500円から１万5,000円、安い所で6,000円から１万円、こういう数字になっているんです。４人家族で大抵若い方が行くわけですから、家族連れで行きますと、沼津海の家だけでも、大人と子供４人家族で行っても、宿泊だけで３万7,000円、一番安い１万5,000円を中心にしてもこれくらいになりますし、このほかにも交通費がかかるわけですから、かなりのお金が支出されるわけです。乗鞍高原日野山荘と清里大成荘は、大人が5,500円、子供が3,000円ということで、お食事をつけて１万7,000円プラス交通費ということで、ここに行った方たちのお話を聞きますと、日野山荘も大成荘も本当に評判がいいんです。それから最近は、大成荘も今度は、移動教室が使われましたので、移動教室に行ってきた子供たちの声も聞きますと、本当によかったということで、今までは、移動教室の宿泊のことで大変苦労して、真鶴の海の所に行ったり、いろいろ御苦労があったと思うんですけれども、こうして大成荘も使うことができたわけですけれども、ぜひ私は、市民の要望でもあります今度は海の家、ここを沼津を中心でなくても結構です。沼津海の家は沼津海の家として定着させていただいて、ここでも先日も回転市場で、沼津の方からお茶やそれからお魚なども持ってきて、非常にこれは多摩平、あるいは近隣の方たちがここを利用して、回転市場も活発な活動の中に入ったわけでございますので、ぜひ私は、市民の要望であります海と山に保養施設があったならば、もっともっとレジャーが楽しめるのではないかというふうに思いますので、ぜひこのことについて質問をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問にお答えいたします。

大変回答しにくいんですけれども、御希望に今沿えないと申しますか、平成２年の５月から今おっしゃいましたように、沼津海の家を行っているわけですけれども、平成２年度の今申し上げましたように、872人、915人、795人というような横ばいの状態でございますが、私どもといたしましては、この倍、約2,000人ぐらいに行っていただきた

いなというようなことで、予算も用意しているわけですけれども、ＰＲの問題、またこの２カ月間ぐらいに集中するというような問題があったりしまして、なかなか伸び悩んでいるところでございます。担当の部といたしましては、この海の家の事業をできるだけたくさんの市民に利用していただくことが第一というふうに決めまして、今現在、市直営で海の家を持とうという計画は、用意してございません。また、今進めている基本計画等にもそのことは入れてないのが実情でございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは再質問いたしますけれども、今すぐに無理、という回答がございました。乗鞍高原日野山荘のときにも、いろいろ議会の中では場所の問題やら、どういうことでここの土地が見つけられたのかとか、さまざまな論議がありまして、私も当時、委員の一人としてここに視察に行ったこともございますけれども、今すぐということは無理であっても、長期的な展望の中で、ぜひやっていただきたいというふうに思っております。

今、レジャーが非常に全体的なみんなの意識の中にもありますけれども、私たちが今、豊かな生活が本当にできているかと言えば、子供たちを一人前に育てるために、親が負担しなければならない教育費なども非常に多くなっておりまして、幼稚園だけでも公立は約19万円とか、それから私立でも約35万円、小学校でも公立19万円、中学校でも23万円とか、その上大学や高校になりますと、かなりの家庭でこういう教育の負担が多くなっております。それから住宅を確保する問題でも、今、土地つきの一戸建てでも、東京圏内でも7,315万円という、こういう平均でもあったり、いろいろとそういう中で余暇活動を利用して、日野山荘であるとか、大成荘とか、そういうところに行けば、本当に少ない費用で私たちがのんびりと山の空気を吸って、この日野大成荘の広報のところに市長が、「ゆとりの時間を大自然に触れて」ということで、「八ヶ岳の麓に広がる清里高原に、ぜひ皆さんお出かけください」ということで、非常にこれを見ても、多くの市民の皆様が利用するということで、私もこれをぜひ利用していただきたいんですけれども、本当に毎日の暮らしの中でも大変な中で、日野市のこういう建物を利用して、ぜひ私どもは、多くの市民が利用できるように、今すぐ建物ができなくても、これから基本計画などをつくっていくわけですから、その中にもこのことをぜひ入れていただきたいというふうに思います。市長の方から御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　時代の傾向といたしまして、人間性を豊かにするゆとりの時

代、こういうことが志向される現代でありますので、あとそのゆとりの時間を大自然の存在する山岳地、あるいは海辺で活用するということも極めて有意義な手段であるということの認識につきましては、全く同感であります。山の家が整いましたので、今度は海の家ということも当然出てくるわけでありますが、なかなか固定した施設を維持管理するということも大変でございますので、多少の紹介がありましたことに加えて、一番沼津が距離的にも地理的にも、あるいは富士山の雄大な姿を直接触れるコースでもありますので、沼津海の家という形で今事業を始めたところであります。かなり沼津御当局は熱心なんですが、まだ我々のＰＲ不足、あるいは対応が十分でないかもしれませんが、必ずしも利用が豊かという状況にはなっておりません。沼津海の家事業をもっと市民に活用していただく手だてを講ずるとともに、将来を展望するならば、日本海の方向に海の家事業を考えたらどうだろうか。つまり太平洋側の事情と、それから日本海の事情もかなり事柄が特徴がございますので、そのような考え方で今後課題として取り組んでまいりたい、このように質問を伺ったところであります。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

沼津海の家の事業をなお一層充実させることは、私も必要だというふうに思いますし、今2,000円の補助でございますが、これをもう少し補助率を上げて、大成荘、あるいは日野山荘にお泊まりになる方たちの差を埋めるとか、あるいはもっと広報などを使って、日野山荘、大成荘は割と出すんですけれども、海の家の事業も、今こういうふうにやっているんですよと、そういうことなども沼津観光協会との協力のもとで、もっとＰＲする必要があるのではないかと思います。そうしたら、多くの方がもっと利用できるというふうに思います。それからぜひ新しい方向で、太平洋、あるいは日本海、こういう所にも、ということで今、市長からもお話がありましたので、私は長期的な展望でそのことも今すぐできなくても、問題提起として海の家の建設を私は提案したいというふうに思います。

私は、この過労死という本を、昨年の４月にこれは出されたんですけれども、ここで本当に多くの過労死を抱えている40代、50代の夫たちの働きぶり、このことは大変なことだということで、読みましたときに、そしてなかなか企業がこの過労死を認めない、その中で夫たちが死ぬ直前まで働いているという、そういうことが出されているんです。全国的にもこの問題は今、世界にも広がっておりますので、多くの方たちがこの日野の中で過労死が出ないような、家族そろってゆっくりとこういう市内の保養施設に行って、

そして休めるような、そういうことを市も協力していただきたいというふうに思います。それでは、これで皆様に御協力いたしまして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の１、臨海保養施設「海の家」の建設の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時16分　休憩

午後１時13分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、２１世紀に向けて、ゴミの自区内処理を実現せよ！の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

まず、現在の日野のゴミについてお伺いします。谷戸沢の最終処分場へ運ぶ１万1,000トンのゴミを、毎年1,000トンずつ減量していこうという計画で進んでいるわけですが、５月からは各学校を拠点に空き缶の回収が始まりました。まず、その状況をお知らせください。量的にどれぐらい集まっているのか、また市民からの反応はどうか、といった点をお教えください。

次に、瓶の回収が計画されておりますが、計画の進みぐあいはいかがでしょうか。さらに日野市は、最終処分ゴミを25％に減らすことになっていますが、ことしの見通し、また、その後の４年間の見通しをお教えください。以上が、現在のゴミの状況についての質問です。

次に、もっと将来的なゴミ処理の仕方、最終処分についてお伺いします。10年後くらいには、現在の焼却場も建て直しが必要だと伺っておりますが、既に見通しも持ち始めていると思いますので、その点をお聞かせください。また、その見通しの中で、リサイクルはどうするのか。ゴミの回収の仕方、平たく言いますと、今までどおりボックス収集を続けるのかどうか、これによって収集車をどういうふうに変えていくかということにもかかわってくると思いますので、できる限り詳しくお教えください。よろしくお願

いします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

まず、空き缶の回収状況でございますけれども、本年５月より各小中学校を拠点にいたしまして、空き缶の回収を始めました。その結果、実施方法といたしましては、浅川の北側、これを第１金曜日、第３金曜日、それから浅川の南側を第２金曜日、第４金曜日、それぞれ月に２回ずつ実施をする、とこういうことで行ってまいりました。その結果でございますけれども、私ども、当初予定しておりました回収量よりもまず予定以上の空き缶が回収されたということで、この空き缶回収に対する市民の関心の深さといいましょうか、それとまた学校の協力、ＰＴＡの御協力、これらが大変この結果にあらわれているんだ、というふうに感じております。現在集められました量は、５月１カ月で目方にいたしますとアルミ缶で750キロ、それからスチール缶で１トン100キロということになりましょうか、本数に直しますと６万3,000本ということになります。このペースで１年間行いますと、我々は100万本を目標に今、この空き缶回収に努めてまいりたい、このように思っているところでございます。

それから、２点目の瓶の回収結果でございますけれども、この瓶につきましては、10月を目途に、前回の議会でも御説明いたしましたけれども、おおよそ４地区ということで御説明いたしましたが、モデル地区を設定いたしまして、おおよそ世帯数といたしましては、１万1,600を予定しております。ここでステーション収集によります瓶の回収を現在計画中でございまして、それぞれ担当自治会、関係自治会等々と御協議を進めているところでございます。

それから、３点目といたしまして、谷戸沢の処分場のことし以降の見通しということでございました。平成４年度以来、年々1,000トンずつ谷戸沢へ持ち込むゴミの量を減らしていかなければならない、こういう割り当てが参っております。平成４年度おかげさまで、いろいろ分析、あるいは持ち込み量の容積に換算した結果、平成４年度持ち込みました量が、予定量１万2,600の割り当てに対しまして、容積換算の結果、9,800トンで済んだ。つまり2,800トン程度の貢献をした、このような結果が出ております。さらにこれから、先ほど10月以降始めます空き缶回収、これらを進めますと、今後向こう５年間、何とか割り当て量の持ち込み配分量でございますけれども、これをクリアできるのではなかろうか。それには今後、やはり空き瓶、カレット、それから、まだまだ回収し切れないでおります金属類、これらの回収を積極的に進める必要があろうか、このよ

うに思っているところでございます。

それから３点目でございますけれども、将来的にどういうことを考えているかということでございますが、将来的にということになりますと、やはりゴミの出ない社会をつくっていかなければならない、これは当然の発想といいましょうか、究極の我々の目的になろうかと思います。それにはやはり資源物、これの分別収集の徹底でございます。それから、先ほど御質問の中にもございましたけれども、現行の収集システムの検討ですね、これはやはり、その状況に応じた検討を加えてまいりたい、とこのように思っております。それとリサイクルという問題もございますので、これはストックヤードの確保、あるいはリサイクルプラザの設置などを基本計画の中で考えていきたい、とこのように思っているところでございます。

それから最後に、基本計画の中での将来を見込んでの中間処理計画ということでございました。これには廃棄物の処理の基本原則というものは、廃棄物を可能な限り無害化、安定化、減量化をいたしまして、生活環境に支障のない形で自然に還元する、このようなことだというふうに感じております。したがって、資源物の分別収集の強化も図りながら、自然環境に調和する処理、それから時代の要請にこたえるそれを行う施設の整備を今後とも計画的に図っていきたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

缶については、予想以上に集まったということで、やはり市民も、市がそういったリサイクルのシステムをつくることを待ち望んでいたんだろうな、という気がいたします。それと、それぞれ御説明いただきましたが、将来についてはかなり理念のところでのお話ですので、具体的に、その例えばボックス収集をどうするのかとか、収集車をどういうふうに切りかえていくのかというところは、お答えがなかったわけですけれども、全体的には、やはりゴミの出ない社会に向けて市としても頑張っていこうということで、５年間の減量計画もこれでいくと、何とか達成をするのではないかという、そういった見通しだというふうに思います。

瓶についても、できる限りの範囲で実施計画というのがあるようです。新聞によりますと、調布では、来年12月完成をめどにして、再資源化の最新施設を建設予定だということですし、府中では、ことしの７月から粗大ごみを有料化するといったことも決められているそうです。各市こういった努力を重ねながら、谷戸沢の第１処分場をあと５年

間持たせようということですけれども、その後には第２処分場の建設が進められようとしています。

日野市でも、前回の３月議会で「日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場の安全管理と新たな広域処分場建設計画に関する陳情」が不採択になりまして、その後「第２処分場建設促進の決議案」というのが本会議で通りました。また、現在のところ流域の３市がすべてが賛成に変わったということで、住民の反対運動をよそにしまして、建設に向けての動きが着々と進められていくのだろうか、というふうに考えています。私は前回３月議会で、住民からの陳情は採択、決議案には反対という意思表明をしましたけれども、では最終ゴミをどうするのかというふうに言われますと、それもまた返答に窮するというのが正直なところでした。

日の出町の住民の方々が、「この山やこの谷を残したい」と言っていらっしゃるのが決して住民エゴというふうには思えません。私たち日野の住民が、例えば今緑のいっぱい残っている野鳥公園ですとか、多摩動物公園、それから浅川や多摩川の河川敷に、他市のゴミまで捨てさせてほしい、それなりのお金は出しますから、というふうに言われても、暮らしている側からは、とても納得できないように、日の出町の皆さんの自然を残していきたいんだという気持ちはわかりすぎるほどわかります。

ではどうするか、といったところで、日野市内のどこかにゴミを埋めることはできないだろうか、というふうに考えました。そして、それは決して不可能ではないだろうという結論に達しました。

谷戸沢でも最終処分場の上は、公園などが予定されているそうですし、この日野でも発想の転換さえすれば、減らせるだけ減らした後のごみを埋める場所というのは、市内のどこかに見つけられるだろうというふうに思います。大量生産、大量廃棄、大量消費のサイクルの中で、私たちは商品を買わされ続けてきましたが、それと同時に、使えなくなったものはゴミとして出して、最終的には人のいない所に捨てるもの、という考えも同時にすり込まれてきたのではないでしょうか。今の発想から抜けられない限りは、どこまでいっても同じことの繰り返しです。現在予定されている谷戸沢第２処分場も、13年間は使用できるとの計算のようですけれども、それもやはりいつか限界が来て、さらに山奥へ、または、県境を越してという形でどこかへ運ばなければなりません。

ドイツでは、徹底したリサイクルをしていると聞きます。私たち自身が政治をお任せにしてきた結果として、今の日本では、製造段階での規制がなく、その規制がないまま、ゴミの最終処分は各自治体の責任になっています。おかしな話だとは思いますが、とに

かく基礎自治体から変わらなければ出口がないという状況の中では、市と市民と事業者が、協力し合って、新しい道を探っていくことが大切です。

私自身も、市内のどこかに最終処分場が持てないだろうかと考えておりましたところ、新しい動きとしまして、第２最終処分場の建設に反対し、「自区内処理を実現する市民プロジェクト」、これは仮称ですけれども、が発足しているということで参加をしました。これは、谷戸沢処分場に廃棄物を搬入している多摩地域27市町の市民グループに呼びかけがありまして、15市から市民が参加をしています。そして、自分のところの廃棄物は自分たちのところで最終処理すべきであり、そのためにおのおのの自治体にとってよりよい方向を考えていこう、ということをしております。

今まで、頭の中にあった「自区内処理」というイメージは「とても無理、できるわけがない」という答えとともにありましたけれども、小規模の最終処分場を開発している企業も、既に出てきておりますし、少しずつ実現の方向に向かっていることがわかりました。

ただ、埋め立て処理する場所としては限界があることは当たり前ですから、再資源化及び自然還元が可能になるまで、安全に管理し保管をする。そして今ある技術、例えばプラスチックの再生や油化、残灰の建設材料化などが低コストになったときに再資源化をする。また、さらに技術が進歩して、新たな方法が見つけられていることも考えられます。

「日野市の中にそんな場所はない」というふうに言われるかもしれませんけれども、三多摩地域廃棄物広域処分組合が決めました搬入配分計画を最終年度である1996年度までに目標どおり実現し、さらに1997年度から2010年までの13年間の間に引き続き減量し、結局配分量の75％に減らすことを前提として埋め立て予定廃棄物量を概算してみますと、日野市の平成６年度処分組合配分量が8,044立方メートル、これに再減量目標係数0.75と保管対象年数13を掛けると、７万8,429立方メートルとなります。つまり、ゴミを1992年度量の半分の量に減らす。リサイクルを進めて資源化できるものはすべて資源化をするという発想に立ちますと、半分の量に減らすことができるのではないか、というふうに考えます。これを地域の中にもしも埋め立てるとすれば、大体８万立方メートルくらいの容量がいるということになります。これを一度につくるのではなくて、二つに分けてつくるとしますと、70メートル掛ける70メートル掛ける深さ８メートル、これで３万9,200立方メートルのものを２カ所つくればよいということになります。土地の有効利用を考えるのでありますと、地上ということではなく地下に設置をして、地上にほか

の施設を併設するということも可能だと思います。

財政が大変厳しくなっておりますので、その費用はどうするんだという声も聞こえる気がしますけれども、第２処分場建設にかかる費用、それからこの施設をつくることによりまして、年１億5,000万円以上かかっております最終処分費がいらなくなるのですから、ぜひ実現に向けてお考えいただきたいと思います。

さまざまな説明をさせていただきましたけれども、現在のお考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

現在、最終処分場へ持ち込みますゴミの中身を大別いたしますと、まず焼却残渣――残灰でございます。それといま一つは不燃ゴミということになろうかと思います。実際これらをすべて、ただいまの御提言にあります保管場所を地下などに求めて建設をして、それらを一時保管し、そして資源化できるようなローコストの技術開発がなされた時点で掘り起こして、それを資源化するという御提言でございます。これらを見ますと、今までのゴミ行政、コストを安くいこうということから、埋め立て方式が一般的でございますが、本日御提言いただきました、まず建物といいましょうか、密封式の70メートル掛ける70メートルという大変大きな規模の建物になるわけでございますけれども、これらについては、一つの方法だろうとも思います。そういう中で、この建設につきましては周辺の環境の問題、あるいは技術的なこと、それから流通ルートの確保とか、コストの問題、法律的な問題、これらのものが問題点が多々あろうかと思います。そういうことを一つひとつクリアしなければなりませんので、その辺のところを含めて今後大きな課題として研究をしてまいりたい、こんなふうに思います。

先ほどお話の中で、平成６年のゴミの例をとりまして、それを75％にして減量をし、それを13年間埋め立てる、とこういう発想で御質問いただいております。この建物全部、70メートル掛ける70メートルということになりますと、平米といたしまして4,900から5,000平方メートルの土地が必要である。建ぺい率その他を考えますと、１万平方メートル以上の用地が必要になろうかと思います。そのような用地の確保の問題、大変大きな関係になってまいりますと思いますので、それらも含めた中での研究をさせていただきたい、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

研究をさせてもらいたいということでお答えがあったわけですけれども、今のところ、コストを安くするためにも埋め立てているという、そんな説明もありましたけれども、今の管理型というんでしょうか、そういう処分場には大変問題があるということもわかってまいりました。廃棄物を考える市民の会の藤原寿和氏によりますと、八王子市の戸吹処分場では、1985年７月に、処分場の防災調整地から河川に汚水が流出する事故が起きていることがわかり、原因調査を行った結果、ゴムシートの破損が見つかったということです。このゴムシートというのは1.5ミリの厚さだそうですけれども、このゴムシートで不十分だということは当のゴムシートメーカー自身が指摘をしているということです。

その指摘をしている部分といいますのは、廃棄物の埋め立て用に開発されたものではなく、耐久性のデータもない。それから1.5ミリ厚の科学的根拠がない。ゴムシート接着面の漏水チェックができない、というようなことで、私たち、いつもこういったことの説明の中では、こういう形で敷いていますから安心です。また、腐食布も敷いておりますので安心です、ということを聞いてきたわけですけれども、当のメーカーがこういった指摘をしているというそういった現実があるわけです。やはり、今のごみ処理の仕方ですとか、埋め方というは、大変問題点が多いということだと思います。

コストの面を考えますと、現実の今のコストというのは安いのかもしれませんけれども、環境への負荷というのを考えますと、子供たちの未来に残すその負荷は決して安くないと思います。前回の食品安全の一般質問の中でも指摘させていただきましたように、例えば農薬をたくさんまきまして、それを最終的に例えばきれいにしていく、そういったコスト考えますと、決して農薬をかけてつくった食べ物が、長い将来を見越して考えますと、決して安くないように、恐らくこの今の処理の仕方というものも決してコスト的に安いということも言えないだろうと思いますし、やはり後世に悔いを残さないようなそういったものを模索をしていくべきだというふうに考えます。

その中で第一に考え直していかなければならないのは、焼却、埋め立てといった今の方法が、本当に最良かどうかということだと思います。現在多くの自治体が、ゴミを焼却して埋め立て処理する方式というのをとっておりますけれども、焼却、埋め立てというのは、廃棄物が発生した後の対症療法でしかありませんので、その発生の抑制に対して全くと言っていいほど貢献していないと思います。さらに焼却処理の最大のメリットと言われております減量・減容効果も、ふえ続けます廃棄物の排出量によりまして、埋め立て処分場の短命化をもたらしています。処分場には限界がありまして、新規に増設

するためには立地条件や莫大な費用、近隣住民の理解などの問題がありまして、非常に困難な状況におかれています。今の谷戸沢の状況を見れば、それは十分わかると思います。

それから、衛生処理の観点から、燃やす、埋めるということがすぐれていると考えられてきましたけれども、廃棄物の中に有害物質が含まれている今日では、焼却処理は猛毒物であるダイオキシン類を生成し、重金属の有害物質で汚染された焼却灰というのは、自然には戻りませんし、土壌や地下水、河川などを汚染しています。

先ほどもお話ありましたように、この辺は日野市も当然考えていただいておりますけれども、やはり廃棄物の処理、処分というのは自然に戻す、または再生して使っていくという考え方が基本だと思います。焼却というのは、最小限の焼却適格物に抑えていくということが必要だと思います。

できる限りごみを資源化をする、そして土に返せるものは返してやる。その上でどうにもならないものだけを、燃やしたり、破いたり、砕いたりして地下に埋めておいて、将来、技術がつくられたときには、取り出して資源化していくという方向づけが必要です。

そうしますと、これから瓶の回収も始められるわけですけれども、新聞紙、ボロ、ダンボール、そういったさまざまなものを資源化していけば、残るものは鼻をかんだちり紙とか、それからプラスチック、または合金類、そういったことになるかと思います。

プラスチックにつきましては、今回、スーパーを何店か調査をいたしましたけれども、すぐにプラスチックトレーを減らすということには恐らくならないだろうというような感触を持ちました。もちろん、それぞれのスーパーでゴミを減らすために努力はしていますけれども、かなり、すぐにということは無理があるだろうと思います。ですから、こういったプラスチックについては、今、油化するというような技術もありますけれども、低コストするまでどこかに保管しておくという、そういったことが必要ではないかと思います。今の焼却灰と一緒に捨ててしまうというやり方では、資源として取り出すということもまた大変な費用と労力がかかると思いますし、それもちょっと可能かどうかもわかりませんので、別々にして保管しておくということが必要だろうと思います。

それからコンポストにつきましては、日野市でも今、調査もされているようですけれども、ベランダでつくれるというものも出てきております。そういったものも検討していく。それから地域性を考慮に入れたゴミ減量、例えば生産緑地地区での共同コンポスト化、それから大規模団地建て替えの際には、ストックヤードの設置をする。そういっ

たことをきめ細かくさまざまな方法でリサイクルを行っていきますと、自区内処理、自区内保管庫は決して無理ではないというふうに考えます。

今回、市長選のときに、現市長が出されました政策を見ましても、大規模建築物というのが余りないので、この下にどうですかということはちょっと言えませんけれども、例えば70メートル掛ける70メートル掛ける深さ８メートルということは、4,900平方メートルの敷地の下に一つつくれば、とりあえず６年半は使えるということですから、なまじ夢物語ではないというふうに考えます。深さ８メートルということは、大体地下２階ぐらいの深さだということなんですけれども、多摩平、神明、大坂上など台地の部分の水頭位の調査では、大体水頭位が地上から13～18メートルぐらいの深さだということですので、８メートルの深さであれば、水みちを一気に分断するということはないだろうとも考えます。もちろん、水みちの面から見ますと、大変自然に対して負荷をかけるということは、当然だと思いますけれども、流れているものを一気に遮断するということはないのではないかというふうに考えます。

それから、いろんな問題がありますが、現在都市公園法では、公園の下にはつくれないということだそうですけれども、改正に向けて意見も出てきているようですので、現在は地下に施設をつくるというと即駐車場というような発想になりますけれども、これをゴミに向けてみてはどうかというふうに思います。

いずれにしましても、基本計画の中にも収集、処理、処分のみではなくて、最終処分場、今回の私の提案ではゴミの保管庫、できる限り減量したものを将来使うために保管しておく保管庫というような考え方ですけれども、そこまで含めて計画を立てることが必要だというふうに考えますし、頭から自区内処理は無理というのではなくて、まず調査を始めることが必要だと思いますので、ぜひプロジェクトチームをつくって検討を始めていただきたいというふうに考えます。

第２処分場をつくらないであの自然をそのまま残していくというのが一番理想的なわけですけれども、もちろん、日野市内でも住民の合意というのが必要なわけですから、時間的にかかったとしても、第２処分場の面積をすべて今の予定どおり埋めなくてもいい、そういったことも考えられるのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市問題が結局、ゴミの処理問題で向こうが見えない、こういう状況が今日あるわけでありまして、いろいろな発想の転換、それから意識の改革、

技術的なまた新しい対応というようなことで、いろいろと解決への努力の情報を我々もしばしば耳にするところであります。いずれも一理あり、また適切と考えられるものもあるわけでありますが、これからの都市としての存続、あるいは人の文化の発展のためにどうしても解決をしなきゃならない大切な課題であるということは、もう言われるとおりでありまして、とりわけ自区内処理という発想といいましょうか、この原則は、極めて重要な考え方の基本にすべきだというふうに思っております。

ほんのこの日野地域でも30年前の、つまり都市化以前の状況を考えますと、まさにゴミ問題はなかった。すべて大地と大気と、それから河川に処理ができて、いわゆる自然界の中で完全にリサイクルができた、とこういう原理があるわけでありますから、なるべくその原理に近づけるということが一番解決の素直な手段ではなかろうか、とこんなふうに思います。

今、ゴミの絶対量、処理しやすいものから、つまり土壌に還元させるもの、あるいはリサイクルというシステムによって資源化を図るもの、それでもなお残るものがあるわけでありますから、これらについてどのような処理の方法があるかということを、いろいろと模索をしておるという状況があります。今御提案の、いわゆるすぐには処理、処分できないものを貯留をする保管のシステム、このことが近ごろ、多少言われておるわけでありますが、我々の頭の中で解決できないのは、発熱があります。発酵があります。またいろんな化学変化があります。これにどのような対応ができるであろうかと。つまり密封をして地下に閉じ込めるならば、という今まで、屋外の処理の仕方がいわゆる埋め立てであったわけでありますが、保管庫風に貯留する場合は、それらの問題がどのように解決されるだろうかというところに、頭の中で見極め得ない部分が残っております。

今考えられますのは、土壌に還元できるもの、つまり生ゴミは土壌に還元できる性質の物質である。それから鉄、アルミ、金属類を別扱いで収集し、それを再生のルートに供給をする。これは既にできておるシステムであります。それから瓶、缶等の容器、これらは別々に大変手をかけて扱うならば、ある程度はリサイクルにのせることは可能である、こういうことも現実の問題として取り組みを始めようという状況であります。

日野市、人口16万程度の、あるいは将来の限度をいっても20万程度の都市として、飲み水としての水道、あるいは水処理としての下水道、このようなことは、技術的に一応の解決ができますが、ゴミについてはちょっと解決の方策がない。結局、燃焼をして灰にするというのもこれも、減容あるいは一つの方法だったわけですが、灰だけはやっぱり残る。その灰をどのようにまた完全燃焼させても10％程度の灰が残る、こういうこと

でありますから、10％の灰の持って行き場がないということは、ないであろう、このように自区内処理を優先する原則としながら、物のリサイクルも大きな経済のルートに乗せて、それぞれの価値を持たせなきゃならないわけでありますので、今いろいろな形で専門的に、あるいは経済学的に、あるいは流通消費の中で、いろんな方策が言われておりますので、それらをうまくアレンジすることよって、一定のある期間は耐えられるシステムをつくり出す、これが今の当面の取り組みであると思っております。短期的にすぐ即応すべきもの、あるいは長期展望の中で一定の解決を図っていくもの、確かにそういう手順になると思っておりますが、日野市の処理場の施設も遠からずはつくり直しをしなきゃならない。その際には、今までの焼却炉はむしろ、いわゆるエネルギーを持ったカロリーのあるものを集めて、そして燃料化する。廃プラスチックは油化できる、とこういうことがだんだん技術的に確立されつつありますので、今すぐどうという結論は到達し得ないわけでありますけれど、いろんな方式をうまく組み合わせて、そして実施できる、そういうシステムをなるべく早くつくり出す。

それから、今条例改正を議会にお願いをしておるわけでありまして、あの条例のいわゆる再利用、あるいは再資源化ということにつきましては、流れの源の方から処理がしやすいように、あるいは容器は容器として何回でも使える、とこういう状況をつくり出していくことが大切だと言わざるを得ませんので、そのような考え方で御指摘のゴミ問題の対応を都市問題として考えていくということに、御指摘のとおりあるわけでありますので、これからも勉強し、またいろんなお知恵をいただきながら、解決へ着実な前進を図っていきたい、このようにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

方向として大変さまざまな方向を考えていらっしゃって、とにかく再資源化をしていきたい、再利用していきたい、そういうところは大変伝わってきたんですけれども、具体的にこの基本計画の中、それから将来的なゴミ処理の計画の中に自区内処理、この保管庫というのを検討していただきたいわけですけれども、具体的には。その辺は検討の中に入れるというお答えをぜひちょうだいしたいんですが、そのあたりはいかがでしょうか、もう一度だけお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地下に保管庫を設けて、その上に建物を建てるとか、あるいは土地利用ということは、一応考えられると思っております。私どもがちょっと言いま

したのは、発熱でありますとか、あるいは化学変化でありますとか、つまりガスになるということもあるわけでありますし、そのような処理のことがまだ全く我々の知識の中には解決し得ていない。そういうことがだんだんどこかで具体化されるだろう、このように考えておるわけでありますから、将来、採用し得る施策だというふうには一概には言えないんではないか、と思います。核放射性物質も処理ができないものですから、海底に埋めたり、地下に埋めたり、いろいろなことがされておりますけれど、ゴミまでそういうことをしなきゃならんということになると、これまた大変なことだなという感じがいたします。そういう意味で、どこかでうまい解決と実例ができたら、早速勉強したい、こんなふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

そういういろいろ、ガスの問題なんかですと、今知り得る限りでは、除去装置のようなものをつけながら、そのガスが地下にたまらないようなそういったことも考えているようですので、ぜひ検討していただきたいと思うんです。

それと、放射能のゴミとこのゴミというのは、もちろんゴミですけれども、そのゴミを地下に埋めてしまえばいいという発想ではないということだけは、ちょっと確認をしていただきたいんですね。放射能のゴミは捨て場がないから地下に埋めるという発想だと思いますけれども、この件につきましては保管をしておいて、将来的には、例えば燃やしたゴミは建築資材とか、それからプラスチックはまた資源として使っていくということですので、もちろん、これ以上私も大地に穴を掘ってそこにいろんなものを埋め込むということには大変胸が痛む部分はあるわけですけれども、じゃあだからといって、どんどん山の奥の方に処分場をつくっていって、市民からゴミを見えなくして、そしてそれで解決したと、行政も市民も企業も思い込んでいるということ自体は大変な問題だと思いますので、もちろん、市長がおっしゃるみたいなさまざまな問題、まだまだ抱えていることだとは思いますけれども、ぜひ、そこの基本のところを押さえておいていただきたいというふうに考えます。

谷戸沢の第2処分場というのは、谷を埋めるという聞き方をしますと、何もないところにゴミを持っていくようなふうについ、受けとめてしまうんですけれども、今そこには木が生えていて、そして人間だけではなくて、生き物も住んでいるわけですね。その生き物もすべて、生きていけない環境にしてしまう。そういったことがあるわけです。それを考えたときに、やはりじゃあ、日野の市内は地下駐車場もつくらなきゃならない

し、下水道管も埋めなきゃならないし、水道管も埋めなきゃならないから、これ以上無理だけれど、どんどん奥にゴミを持っていく、それで一応の解決を見るというような、そういう発想というのは本当におかしなことだと思います。

で、先日、厚生委員会の視察で札幌に行かせていただきまして、札幌は札幌ダイエットということで、ゴミ減量をやっぱりしておりました。そのコンセプトというのは「もったいない」とか「痛ましい」の復活ということで、私は哲学をそこに感じました。特に「痛ましい」という言葉には、何か命に対するすごい思いという、それは物の命に対しての思いというのが含まれているわけですけれども、そういう言葉が若い人たちの口からなくなっていってる。それは言葉がなくなるということは、とりもなおさず概念の喪失だろうから、「痛ましい」という言葉、思い、概念というのを復活させたいんだ、というお話を伺ってまいりました。大変にそのとおりだというふうに思ったわけですけれども、ぜひ、さまざまな問題があって、一度には検討の中にも入れられないというようなお答えだったのかというふうにも思いますけれども、ぜひ、発想の転換をしていただきたいというふうに思います。

それで、日野市でも今以上に哲学を持ってゴミに取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の１、２１世紀に向けて、ゴミの自区内処理を実現せよ！の質問を終わります。

一般質問11の１、市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

続いて一般質問11の２、先ほどの森田市長選挙での宣伝で五年後、下水道普及率１００％に誤りはないか？の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

おりませんので、続いて行います。12の１、「廃食油リサイクル粉せっけん製造機の購入」で生きた川の流れるまちづくりをの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　それでは通告にしたがいまして、「廃食油リサイクル粉せっけん製造機の購入」で生きた川の流れるまちづくりをについて質問をさせていただきます。

その間に市長には、粉せっけんをじっくり見ておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、総理府は５月30日、環境保全に関する世論調査の結果を発表いたしました。それによりますと、国民の環境問題への関心度は極めて高く、環境破壊への危機感を持

つ人や、環境保全の必要性を自覚している人は、いずれも９割を超えています。調査結果を見ますと、地球の温暖化など地球的規模の環境問題について「大変心配」あるいは「将来を考えると心配」と、危機意識を持つ人が91.7％、「みずからの日常生活が地球環境などに影響を与えている」と回答した人は89.3％で、環境保全のための工夫や努力を重要とする人も97.1％と、それぞれ高率です。また、環境保全のために何をしたいかでは、「毎日の暮らしの中で、工夫や努力を」との回答が69.2％でありました。

私は、去る５月13日から晴海で行われました、東京国際貿易センターで開催されました「93年廃棄物処理展」に行ってきました。同時併催の記念講演会にも参加をいたしました。年々大盛況の展示会でありますが、その中の一つのコーナーに、廃食用油リサイクル粉せっけん製造機がありました。大変に参考になりましたので、市の取り組み方と考え方を伺ってみたいと思います。

私たちの食生活の中で、食用油は欠かすことができません。タンパク質、脂質、炭水化物と三大栄養素の一つでもありますが、問題は、使用済みの油です。油は酸化させないように注意すれば、かなり長い間繰り返し使うこともできます。なるべく使い切って、廃油を出さないことが大事ですが、それでも廃油として出る場合もあります。家庭で廃棄される油は年間10万トンとも概算され、全部粉せっけんに再生すれば、現在生産されている粉せっけんの年間生産量を上回ると言われております。国でも廃食用油リサイクル事業化に着手をしております。大さじ１杯の廃食油を魚がすめる水に薄めるのには、風呂おけ10杯のきれいな水が必要だと言われています。配水管や下水処理施設への悪影響も否めません。水質汚濁の原因の多くが生活排水に起因しています。今日の状況に照らして、廃食用油の回収による粉せっけんづくりを、その使用の普及と、台所での汚濁負荷の削減などを日野市においても実施していくことが大事ではないかと考えておりますが、御見解をお伺いしたいと思います。

第１点目といたしまして、廃食用油リサイクル粉せっけん製造機の購入で地域への貸し出しをして、せっけん普及に努めるお考えがあるかどうか、お伺いしたいと思います。

第２点目といたしましては、せっけんの普及のために指導者養成講座を設置し、教育、研修に努めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

第３点目といたしまして、廃食用油回収車等の購入をして、市としての自前のせっけんづくりに取り組んでいただきたく、お考えを持たれていらっしゃるかお伺いいたします。

以上御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　　ただいまの御質問にお答えしていきたいと思います。

まず、せっけんの製造機の地元地域への貸し出しでございますが、今、この食用廃油からせっけんをつくる運動が盛んでございます。現在、省資源とリサイクル運動ということの中から、昭和44年ごろからこの新生活運動推進という流れの中で、回収した食用油を固形せっけん――プリンせっけんと申しましょうか――に使ったりすることを、既に運動の中でこの技術を身につけて、大勢の方が協力をし合って進めてきているところでございますが、この今提言のありました製造機につきましては、今この粉せっけんを見させていただいておりますが、使い方が、固形よりも粉の方がまだたくさんの使い方があるんじゃないかというふうに感じているところでございますが、まず基本的な考えとしては、今申されましたが、この食用の使った油をできるだけ使っていただく、要するに、例えばてんぷらの場合には、こしていただいて、酸化しないようにふたをするようなものに保管していただいといて、次のときには、また新しい油も足して使っていただき、そして最後には、例えば野菜炒めとかチャーハンとかというようなことで最後使っていただいて、できるだけなくしていただくことを私どもは奨励したり、ＰＲしたりしていくことを第一にしたい、というふうには考えておるところでございます。

それから、この指導者の養成講座の件でございますが、これにつきましては、現在でもある、また予算の中で地域からの要望があれば、指導者の派遣も個別にも対応ができるというふうに考えております。さらに専門家が必要とあれば、これは消費者行政の予算の範囲の中で講師として呼ぶことも可能ですので、その要請にこたえたいというふうに思っております。

それから、廃油回収車の購入の件でございます。今も申し上げましたとおり、なくすということに第一に力を入れたいということで考えておりますが、農林水産省の方で平成４年度から、廃食油の回収車の導入とかというようなことを既に発表したり、いろいろ準備をしているということも聞いております。この量がどのくらい出るかとかによって、このまた回収車のようなことも考えなければ将来いけないというふうには考えておりますが、今現在日野市では、直接市がこの廃食油の回収を行っていませんので、当面は、この回収車はまだ必要ないのではないか、というふうにも考えております。

それから、この消費者講座その他の中で、極力この廃油を当然下水に流さないように、または用水やなんかに流さないようにというようなＰＲとか、そういうようなことにぜひ一層の力を入れていきたい、というふうには考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　わかりました。

私の質問にお答えをお願いしたいんですけれども、当然、今御説明をしていただき、また御答弁いただきましたことは、私も主婦でございますし、台所や家庭を預かる一人の主婦といたしまして、当然実践もしておりますし、現実の生活の中に知恵を働かせながら、しっかり取り組んでおることでございます。ですから、そのことはそのことといたしまして、なお一層の努力をしたいと思っております。

私がお願いをしているのは、廃食用油のリサイクル粉せっけんの製造機の購入ができるかどうかという御質問でございますので、その辺の御答弁がないように思っておりますので、そのお考え方はいかがでしょうか、まずそこを明確にお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この予算等については、今現在、そういうものは用意してございませんが、市民のその要望または、油をそういうふうに出すというようなことが実情として出てくるということがあれば、やはり検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　検討ということでございますけれども、それでは再質問を進めてまいりたいと思います。

私もＰＴＡの役員だとか、また地域でいろいろとリサイクルにも皆さんと一緒に取り組んでまいりました。プリンせっけんをつくったりとか、固形せっけんをつくったりとか、そういったこともいろいろと取り組んでまいりました。いつの日か粉せっけんで洗濯ができたり、もっと使いやすい、またきちっときめの細かいものができるようなそういった機械の普及があるのかどうかということを考えていたわけですけれども、先般の廃棄物処理展に伺ったところで、市民運動をしている人たちや、またそれに関心のある方たちが一生懸命取り組んで、実際、その製造機を展示をしておりました。それで見せていただきまして、大変簡易的なもので、私たち主婦が利便的に使えるようなものではないかな、という判断をいたしたものですから、ぜひ、そういった普及というか、購入をしていただいて、普及をお願いしたいということの考えの視点から御説明をさせていただいております。

先日の４月の15日の広報「ひの」ですけれども、ここのところで、「食用油を使い切りましょう」「廃油はせっけんに」ということで、今まで生活課がバックアップしてい

ただきまして、日野市新生活運動推進協議会が行っておりました、毎月第３木曜日での食用廃油の回収も終了する、という記事でございました。これも日野市といたしまして、予算をつけまして、たしか14万くらいだと思いますけれども、この件に関しましても支援をしてきたんではないかな、というふうに思いましたけれども、こういったものが出てまいりまして、市としてというか、市民が食用油をもちろん使い切ることなんですけれども、この先の手だてというか、方策に対するものは載ってなかったわけなんですね。ですから、日野市としては、こういった取り組みを一時中止をされたのか、中断をされたのか、それとも終わりにしたのか、その辺がちょっとわからないものですから、そこのところの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この日野市の新生活運動推進協議会のお話、報告を私も受けているわけですけれども、一般家庭の中では、先ほども申しましたように、極力使い切るということに全力を挙げてまずしよう。それからまた、大口の油というものにつきましては、小中学校等については、それぞれが業者の回収というような形をやっているわけですけれども、一般家庭の中では、今現在、この方法を一生懸命進めようという、こういう意見が大多数あるのが実情なんです。

それから、今、この粉せっけんをつくるという件についても、私も伺っている中では、この粉せっけんをどなたが引き取って使ってくれるかが一番の課題じゃないかと思います。今、この多分、粉せっけんは、廃油を出した方々に有料で引き取っていただいているというふうに、割り当てで行ってるんじゃないかというふうに思っています。報告の中では、相当、その人に必ず買い取ってもらうという約束で廃油を扱っているというような状況も聞いております。しかし、そこらの買い取るなり引き取って使っていただけるという体制をまた研究したり、よくしませんと、ただ粉せっけんができても、問題があろうか、とそんなこともまた感じておるんですけれども、いずれにいたしましても、この運動の中で今、廃油を使い切るということのほかに、自治体としてやはり問題点が出てくるならば、次に粉せっけんの方法、または使ってもらう方法、そういうようなことをさらに詰めたり、協議したり、勉強してから踏み切っていくのがいいんじゃないか、というふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　実際、他市で普及に努めているところが新聞等に出ておりましたけれども、それに関しましては、どのような認識をお持ちでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　この団体の規模とか、またはその取り組む範囲とかによって、この量が大量であるか、また、もし少量であるとしたら、この機械だとか、廃油の回収車だとか、こういうものまでが、その市の実情によっては必要であるかどうかというようなことが、決めかねるところなんですが、しかし、こういうことに向けていずれにしましても努力をしていることにつきまして、私たちも関心を持ちながら、勉強を常にしていかなきゃいけないな、というふうに感じているところです。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　おっしゃることはよく理解するんですけれども、前向きに取り組んでいただくような施策を常に考えていただくというか、努力をしていただくということは大変大事なことだと考えるわけなんですけれども、先ほども部長さんおっしゃっていましたけれども、環境庁だとか、それから農林水産省ですよね、そういった所が、廃食油の回収モデル事業を行っている所等も御紹介をされておりますけれども、こういった中で、本当に責任の明確化ということもおっしゃられているわけなんです。

で、市町村に対する責任の明確化ということは、環境庁としては、生活排水対策の推進ということで、生活排水処理施設の整備と啓発にかかわる指導員の育成、その他生活排水対策にかかわる施策の実施ということを、市町村に責任の明確化として位置づけをしておるわけなんです。国民というか、市民一人ひとりに対しましても、先ほどお話がありましたように、調理くずだとか、廃食用油等の処理ですね、それから洗剤の使用等の適正化に心がけるとか、それから国や地方公共団体の対策の実施に協力をしていかなきゃいけない、ということもうたわれております。

ですから、この対策の計画に協力をするということは、やはり行政側がしっかりとしたシステムをつくっていただくことによって、またその基本方針というか、基本的な方針をきちっと手だてをしていただくことによって、市民の協力も多く得られるんではないかな、というふうに考えるわけなんです。そういった視点から、清流条例のことも今回触れていきたいなと思ったんですけれども、程久保川の清流というか、水をきれいにということで、先般質問をしてありまして、まだその辺の進捗状況等の兼ね合いもありますので、そのことは今回触れないで、次回にすることにいたしまして、この１点に絞って、やはり基本的な、計画的な推進というものの位置づけを御質問させていただきたいと思いまして、お願いをしております。

そういったことで、この機械というか、そんなに高いものでもありませんし、138万

円という金額でございますので、三つ四つ、東西南北、四方八方に広げていただいても、そんなに大きな予算で取り組むということでもございませんし、指導員をきちっとつけていただく中で、それはなぜかと申しますと、苛性ソーダを使いますので、これは劇薬扱いになりまして、薬局で印鑑持参で苛性ソーダの購入をするという、ひとつ安全性の問題がありますので、そこで指導員の方をつけていただきたいということ、またそこで指導者養成講座を持っていただきまして、安全性の確認をしながら普及活動に努めていただきたいという視点でのお話でございます。

それから、市長さんに見ていただいている粉せっけんですけれども、これもエコマークをつけられておるきちっとした商品として実用化されているものでございます。そのエコマークというのは、環境保全に役立つ商品につけられるシンボルマークです。私たちの手で地球を、環境を守ろうという気持ちをあらわし、環境と地球の頭文字が人間の手の形となって、地球を優しく包み込んでいるデザインになっています。これがエコマークなんです。

ですから、こういったものがきちっと市民の中に普及をしていけば、私たちが一番今心配をしておりますのは、下水道が完成することによって、生活雑排水はそこに流れていくんだから、もういいんだ、というような、そんな視点はお持ちではないと思いますけれども、私たちが危惧するところは、そこのところもきちっとしていかなければならないんではないか、ということを考えております。ですから、その辺できちっとしたお取り組みをお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私からお答えいたします。

消費者運動の一環として、洗剤を使わない、せっけんを使え、という運動が存在いたします。それから今御指摘の、廃食油を水に流さないように、つまりせっけんを製造するという技術も消費者運動の中に存在することを、私どももよく知っております。今御指摘の、私もその晴海のリサイクル展に行きたいと思っておったわけですが、時間がうまくまいりませんで、ついに見る機会を今まで持ち得ておりません。御指摘のような機械といいましょうか、機器といいましょうか、それが既に開発をされて、必要性があるということであるならば、十分試してみる必要がある、こんなふうにも思いますので、カタログを取り寄せるなり、現物を直接見るなりして、また新しい運動の取り組みに提供していきたい、こんなふうに伺いました。家庭の食油の行く末は、確かに下水道にまた負荷をかけるということもありますし、もっと大きいのは、飲食店の廃油ではないだ

ろうかという感じもいたします。どの程度の規模のもので、どの程度処理できるか、ちょっと何とも言えませんが、伺いますと、価格もかなりな価格のようでありますから、相当な威力は持っているに違いない、こんなふうに思いますので、早速現物を検討いたしまして、取り組みを進めてまいりたい。お答えしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

それでは、少し事例を挙げさせていただきまして、御理解の一端と、さらなる決意をお願いしたいと思います。例えば、今私も、いろいろと資料をめくってみまして、本に書いてあったんですけれども、食品の汚れぐあいを、魚がすめる水にするために必要な水量は、ふろおけ何杯いるかということのデータが出ておりました。それによりますと、食用済みのてんぷら油を捨てた場合に、例えば500リットル捨てますと、ふろおけ１杯300リットルとしますと、330杯分のお水がいるということなんですね。それからおでんの汁500リットル流しますと25杯分、牛乳でも200ミリリットルで10杯分、お米のとぎ汁は２リットルで４杯分、ラーメンの汁200ミルリットルで3.3杯分、日本酒20ミリリットル捨てても2.7杯というふうに、これだけの水量が必要だそうです、汚濁を防ぐためには。

ですから、こういったことが16万市民、何万世帯かの方たちが使わない日はないというほど、食用油は使われているわけですし、もちろん、川の浄化を助けるためには、合成洗剤からせっけんの利用とか、また食器に残った汚れた油を、私もボロ布なんかをよく細かく切っておきまして、ふいております。そして、きちっと食器の洗い方にも気をつけております。私がこういうふうにすることによって、やっぱり我が家庭の子供たちがそれを実行し、その話がまた地域へと大きく広がりの輪になっていければという、そういう気持ちも思いまして、そういうことも努力をいたしております。それからお米のとぎ汁、私は団地ですし、ベランダですから、小さな鉢植えしかございませんけれども、それでもその鉢植えにお米のとぎ汁は捨てるようにするとか、いろいろな工夫や知恵を使いながら、日常生活を維持しております。これは私だけではなくって、賢明な主婦の判断と、そして努力によってこういったものもみんなで努力していこうという思いで実行していると思います。

最後に、もう一度市長さんにお伺いしたいと思いますけれども、たしか政策の中ではないかと思っておりますけれども、「自然環境に優しいまちをつくります」「せっけんの使用を進めるまち宣言を行います」「きれいな水と清流を取り戻す運動を進めます」

というふうに、政策を発表されているようでございますけれども、このせっけんの使用を進めるまち宣言について、きれいな水と清流を取り戻す運動を、具体的にどのようにお考えになっていらっしゃるか、その辺の御所見を最後に伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙期間中の政策のことをいろいろと問われておるわけでありますが、今のせっけん使用運動、これも環境に優しいそういったまちづくりに大切なことだと思っておりますので、具体的にはなお検討を深めて、なるべく早く取り組みの実現をしたい、こう思っております。我が市には他市にない「清流条例」という基本法を持ち得ておりますので、その考え方に立って、環境の問題、その中のまた流水の問題、これらの生態学的な観点からの取り組みを進めていきたい、このように考えております。今具体的に、どういう手順でということは、もうしばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ぜひ、理念を掲げると同時に、具体性の発表もできるような施策の取り組みをお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の１、「廃食油リサイクル粉せっけん製造機の購入」で生きた川の流れるまちづくりをの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時34分　休憩

午後３時９分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の２、難病患者への更なる福祉の充実をの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　続きまして、難病患者への更なる福祉の充実をについて一般質問させていただきます。

日野市内にお住まいの54歳のＳさんは、厚生省が1973年に指定いたしました難病の一つ、悪性関節リューマチで通院をいたしております。Ｓさんは若いころから関節リューマチを痛み、苦しんできました。関節リューマチは、体中の多数の関節を転々と移動す

る疼痛が主な特徴で、同時に循環器、皮膚、筋肉、脳などの慣用性動悸組織の変化を伴う退行性非化膿性炎症疾患で、膠原病の範囲に属する一疾患です。原因については、感染アレルギー、自家アレルギーが注目をされておるようですが、いまだ決定的な結論に達しておらず、難治性で慢性化し、長期にわたる場合が多く、悪性になると難病の指定を受けるようになる病気です。この病気にかかると、患者は長期の治療と難治性に大抵の人があきらめてしまい、このことがかえって症状を悪くしてしまい、退行性のために、体中の筋肉が麻痺してしまい、寝たきりで身動きができないという悲惨な状態になる人もおられるようです。Sさんはこのような状態の人を見ておりますので、寝たきりで食事も一人でとれず、立つこともできないで、寝返りも打てなくなっては、と思い、何とか治そうと必死に努力をいたしております。家庭生活も通常どおり何とか維持したいと天気のよい日は屋外を散歩しております。家庭における生活の仕方や、リハビリの指示を本人なりに努力しているなと思います。治そう、生きようとする姿をひしひしと感じております。

リューマチで悩む多くの人たちが、両側のひじ、腕、手の指の関節、両側の膝、足の関節の収伸、痛み、機能障害を訴えております。

厚生省は、研究班の調査によりますと、全国の患者数は約70万人で、年間1万5,000人、新たに発病してほぼ寝たきりの人が約5万人いると推定されております。患者は、女性が男性の約3倍と多いのが特徴です。発病年齢は、40代が最も多く、ついで30代、50代、20代の順で、15歳までに発病する若年性は全体の2％ほどです。現在、悪性リューマチを初め51項目の難病を特殊疾病として医療費の公費助成がされておりますことは、周知のとおりです。難病患者への制度は、このほかに、介護者が病気や事故のため、一時的に介護が困難になったときに、難病患者指定の病院に一時入院できる在宅難病患者緊急一時入院制度と、保健婦が在宅難病患者を訪問して、療養生活の指導助言に当たっておりますところの難病患者の訪問指導制度があります。

また、日野市としても、難病福祉手当の制度がありますが、難病患者の方たちへさらなる福祉の充実といたしまして、第1点目の質問といたしまして、福祉タクシー券の対象を、難病患者へ拡大をして、交付をしていただきたくお伺いいたします。

第2点目といたしまして、日常生活用具の給付事業の対象も、難病患者に拡大をして、給付をしていただきたく考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

第3点目といたしまして、家庭奉仕員及び家事援助者を、介護を必要とする難病患者へ事業の拡充をしていただきたくお伺いいたします。また、難病福祉手当の引き上げに

ついてのお考えもお伺いしたいと思います。

第４点目といたしまして、徐行、リフト的路線バスを導入して、身障者の方やお年寄りの方や、難病の方たちが利用しやすいように、また外に出る機会を多くできるようにしてあげたいと考えておりますが、御所見をお伺いいたします。

第５点目といたしまして、鉄道駅舎への車いす転用、エレベーターやエスカレーターの設置を促進するために、市といたしまして補助制度の確立をしていただきたく、御見解をお伺いしたいと思います。

以上御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいまお話のありましたように、難病の罹患者、非常にここ数年ふえております。その難病の罹患者の生活実態につきましては、この所管するところが東京都の衛生局、いわゆる保健所の所管ということで、その生活実態については正直なところ、十分把握していないのが現状でございます。

平成３年度末の罹患者539人、平成４年度末の罹患者数が658人ということで、非常に130名ほどふえております。このうち、病死として多いのが慢性肝炎、あるいは肝硬変、それから劇症肝炎、これら肝臓機能の難病が、恐らく30％以上占めているんではないかというふうに考えております。

国、都におきましてのこの難病の位置づけでございますけれども、国、都におきましては、福祉の概念でとらえませんで、あくまでも疾病としてとらえ、そのため疾病対策のみにとどまっているのが現状でございます。したがって、その疾病に対する医療費にかかる部分のみの公費負担というふうになっております。国の指定の疾病は39種類ございますが、東京都におきましては、この疾病対策の観点から、国の指定疾病をさらに拡大いたしまして、12種ふやしまして、合計で今お話のございましたように、51種の一応特殊疾病ということの位置づけでございます。

区市町村におきましては、障害者福祉手当に準じまして、難病手当の支給を実施しております。支給額については、区は東京都の心身障害者手当と同額の１万3,500円ということで、大体各区とも同じ金額でございますが、市におきましては、4,000円から最高１万1,500円、そういう範囲の中で支給されているのが現状でございます。

御指摘にあります福祉タクシー券の給付でありますが、障害者の社会参加、あるいは生活権の拡大事業として実施してきてまいっております。その対象者は、身体障害者手

帳所持者の１級から３級、それから愛の手帳１度から３度という方が対象になっておりますので、いわゆる３級から６級までの方は対象外、それから愛の手帳では４度、いわゆる軽度の方はタクシー券の給付を行っていないということでございます。それと例えばですが、対象になる２級者と、対象にならないいわゆる４級の方ですね、どの程度の違いがあるかといいますと、３級の場合は足の片方、これが大腿部の２分の１を欠けている場合、これが３級でございます。それから４級対象外の方は、片方の足のいわゆる膝から下が２分の１以上欠けている場合、そういうようなことで、微妙なところで対象、対象外というふうになっております。

また、２点目の日常生活用具の給付でございます。これは東京都の制度でございますが、一定の所得制限ございますけれども、この生活用具の給付にしても、例えば電磁調理器ですか、この給付を見ても、大体目の御不自由な方が多いわけでございますけれども、両眼の視力の和が0.02以上0.04以下、こういう方が18歳以上で視覚障害の１級から２級の方が対象でございます。したがいまして、0.05あるいは0.08以下のいわゆる３級に該当する方は支給にならない、そういうようなことで、非常にシビアないわゆる分離といいますか、そういうようなことで対象、対象外というふうになってございます。したがいまして、家庭奉仕員の派遣事業についても、重度の障害ということで位置づけられていますので、その辺がこの難病の方とのバランスの問題がまず１点ございます。

いずれにしても、そのほかリフトバス、これについて東京都の方では最近になりまして、いわゆる低床――床の低いバス等導入しております。また日野市の場合においては、これは京王バス等にお願いしているわけでございますが、そういうところにも今後、これは難病に限らず、障害者対象ということで、また要請等していきたいというふうに考えております。

そのように難病の罹患者の中にも、日常生活に余り支障のない方もいるんではないかと思いますが、一方では、病状が進行いたしまして、障害認定を受けられるというふうな方もおるようでございます。そういうようなことで、これからはやはり、難病の方といえども、福祉の視点からとらえました施策の展開をしていきたいというふうに考えているところでございます。なかなか法体系が疾病という範疇を抜け出ていませんので、一自治体でどれだけのことができるかわかりませんけれども、あくまでもこれからは、そういう難病の方も広い意味では障害者という視点から、これから研究していきたいというふうに考えております。

それからもう一つ、鉄道のいわゆるエレベーターですか、これらについても、最近近

隣の市でも、助成制度を設けている市もございますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

それでは、再質問させていただきたいと思います。非常に線引きが難しいところではないかということは十分理解をいたします。私も今申し上げましたように、悪性の関節リューマチで悩んでいる方に、この方、先ほど御紹介申し上げました方は、直接、病状や症状をお話ししていただきまして、そしてそういった悩みの中から、いろいろと御相談も受けましたし、また御相談受ける中でも、今申し上げましたように、何とか自力で頑張ってみたいという思いは強く持っておられます。ですけれども、私たちが何かの手を差し伸べてあげることによって、少しでも精神的な和らぎというか、安定した生活が送られるようなそんな助成ができれば、さらにいいんではないかな、という思いに立ちましたものですから、質問をさせていただいております。

また、南平にお住まいの方なんですけれど、やはりパーキンソン病で、大変いろいろと苦しんでおりますし、生活の中でも御苦労されている方のお話も伺っておりますし、また、いろいろと慢性肝炎だとか、肝硬変だとか、今部長さんがおっしゃったように、平成３年度は539名、さらにことし、昨年の平成４年度には669名で、130名ぐらいふえているということでございますけれども、この数年を見ましても、昭和63年には473名、元年には475名、２年には498名、そして先ほどの御答弁、御説明にありましたような数値として年々ふえてまいっている状況でございます。そういったことの中で、さらに細かく受給手当を受けている方たちの病名を見ても、いろんな方たちが51種目という中で、不治の病と言われる中で、本当に何とか希望を持って頑張りたいという思いで頑張られている方たちもいらっしゃいますので、さらなる暖かい手だてをお願いできればという、こんな心情で質問をさせていただいております。

できれば日野市福祉タクシー利用料金補助要綱というのがございます。この目的は十分理解いたします。この目的の中の第１条にも、「電車、バス等の通常の交通機関を利用することの困難な心身障害（者）児がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を補助することに障害者の社会生活の向上を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする」ということで、掲げられておりまして、対象者の要件といたしまして、今部長さん御説明されたような１点、２点、愛の手帳だとか、身体障害者手帳の交付を受けて、

その中でも３級以上とか、３度以上の者というふうに対象者の要件が出ておりますけれども、この要綱というのは、見直しをすることもできるわけでございますから、その判断の基準をどこに置くかということが、一番難しいことではないかということも十分理解をいたしますけれども、ここの対象者の要件の１、２の次に３を設けていただきまして、できれば前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める人は、この事業の対象とするというような、医師の診断書を添えるのかどうかということも、細かい検討余地になってくると思いますが、対象者の要件をもう１個、若干広げていただけるような施策というか、要綱の見直しができないかどうかということを御質問させていただきたいと思いますけれども、大変難しいことだと思いますけれども、心情的なものをお酌み取りいただきまして、こういったものが可能かどうかお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

福祉タクシー券につきましては、先ほど申し上げましたとおり、１級から３級ということでございます。また、難病の罹患者の実態について本当に私ども、生活実態はどうなのかという把握をしておりませんので、これから勉強して、また23区の中では、４区ぐらいが難病の罹患者にもタクシー券の給付をしているというような実態ございますので、その辺十分研究いたしまして、課題としたい。また、できればそういう前向きな方向で検討していきたい、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

では、タクシー券につきましては、よろしくお願いしたいと思います。

あと、家庭奉仕員と家事援助者の派遣事業ですけれども、これは日野女性社会事業協会だとか、いろんな所を通して利用されている方もいらっしゃることも事実でございますし、またそのところの件に関しましても理解を示すところでございますけれども、やはりホームヘルプサービス事業というものの拡充ができないかどうか。今、ひとり親家庭に対するホームヘルプサービスもされておりますし、老人の方にもされているわけでございますけれども、これも本当に状況がわからないわけですから、把握が大変だと思いますけれども、いろいろと医学の状況によっての判断というか、また基準に沿いながら、こういった、本当に介護されている人の立場に立ったときには、本当に大変だなということを感ずるわけでございます。ですからその辺が、例えば精神上に、御一緒にし

てあげることによって、身の回りの家族の負担を軽くしてあげるとか、もう私が申すまでもなく、いろいろなことは御理解をしていただいておりますので、この点についても、どうか前向きに御検討願えないかどうか、もう一度確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　障害者、あるいはお年寄り、ひとり親等に対するホームヘルプの事業でございますが、いずれもこれは国なり東京都の制度にのった事業でございますので、やるとすれば、市の単独事業として取り組んでいかなきゃならないと思っております。したがいまして、今私どもの方で課題としてとらえているのは、難病の方、あるいは精神障害ですね、これも制度的には医療費の公費負担程度しかございませんので、同じような立場にある方がかなり多いわけでございますので、その辺もあわせましてこれからの研究課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、日常生活用具も含めまして、御検討をお願いしたいと思います。

先ほどの駅への車いす兼用エレベーターとか、エスカレーターの設置の補助制度でございますけれど、御理解を示してくださっていますように、やっている自治体もございます。日野市も特に、福祉環境整備要綱がございますので、この位置づけの中から融資制度なり、補助制度の確立をしていただきたいと思いますが、この辺はいかがなものでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　駅舎等のエレベーター、あるいはエスカレーター等でございますけれども、基本的には、やはり公共交通機関を利用してもらう、いわゆるその機関が基本的には設置していかなければいけないんではないかな、というふうに考えておりますけれども、先ほど申し上げましたように、それら一部助成することによって、そういう設置をしている所もございますので、これらについても十分内部でもって検討していきたいな、というふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　よろしくお願いしたいと思います。

では、市長さんにお伺いしたいと思いますけれども、今部長さんからお話がありましたように、難病福祉手当の引き上げのことで伺いたいと思いますけれども、区部で１万

3,500円出されているようでございますが、今、日野市の現状は、9,500円という状況ではないかと思います。都も毎年、何らかの形で引き上げをしておりますけれども、このことにつきまして、区部並みに心身障害者と同額の引き上げができるかどうか、その辺を伺いたいと思います。いろいろと見直しの時期とかあると思いますので、その辺の状況との兼ね合いもあると思いますけれども、区部並みの引き上げができるかどうか、福祉のさらなる充実をしてさしあげることができるかどうか。そのことによって多少なりとも、今制度の中で制約をされております老人の日常生活用具だとか、ホームヘルプサービスのそういった充実の方に個人の立場でその手当の中から充てていけるような、充当させられるようなことの形につくっていけるかどうか、その辺を、市長さんの御見解を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この難病に対します助成事業は、東京都の基準が骨になって、それにまた積み上げ方式がとられているというふうに承知しておるわけでありますが、市といたしましても、現在は一応、一定額には届いておるわけでありますけれど、見直しという時期は当然あるわけでありますので、都とも十分連絡をして、さらなる福祉の充実に今後努力をする、というふうにお答えしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　引き上げが可能というか、できるかどうかだけ伺いたいと思います。確認したいと思いますが。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　障害者手当、あるいは難病手当等については、都の障害者手当については毎年、若干のレベルアップが図られております。それで、日野市の場合は、いわゆる国の障害者手当、あるいは東京都の心身障害者手当、それの該当されない方、いろいろ年齢等によって除外される方、あるいは障害者の程度の低い、東京都、国の制度にも該当しない人を市の制度でもって救っていくのが現状でございます。難病については、これはその辺のバランスで、日野市の場合には9,500円ということでございますが、日野の場合には、大体２年に１回の見直しをしているのが現状でございますので、来年が見直しの時期でございますので、来年、その辺十分検討して、引き上げの方向で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ぜひ、前向きに区部並みの引き上げをお願いしたいと思います。

で、人権というと大変難しく聞こえますけれども、１人の人を大切にといえば、理解し合えるんではないかと感じております。市長さんもよく「強きをくじき、弱きを助けるのが信念だ」ということも伺っておりますので、ぜひ、そういった方のためにも、そういう福祉の充実をさらにお願いしたいと思います。どんな障害や病を抱える人であっても、この社会の中で、地域社会の中で１人の市民としてありのままの自分が尊重され、普通の暮らしをする権利を持っていると思います。温かい思いやりを持ちながら、難病で苦しむ方たちの心の支えとなってあげられるような、そんな施策の充実をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の２、難病患者への更なる福祉の充実をの質問を終わります。

一般質問13の１、日野駅周辺の環境整備についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　初めに、４月の市長選挙で市民の高い支持率を得まして、６期目の市長の任務につかれました森田喜美男市長におかれては、なお旺盛な、しかも奏功な理性と情熱を持って、平和のうちに市民の生活の安定と向上のために行使される姿勢に心から敬意を表したいと思います。なお、今後の活躍を一層御期待申し上げる次第であります。

さて、私は今回、日野の駅に直接かかわる問題もございますが、駅周辺の環境整備について一般質問に取り上げた次第でございます。毎日数万人の市民、あるいは八王子市民その他日野駅を利用されるわけでありますが、その周辺の環境問題は、毎日のことでありますだけに、直接駅を利用される市民その他の方々の強い関心のあるところでございます。私もこの間、何回かさまざまな角度から駅周辺の問題についても、この議会で取り上げてまいりました。相当この間、さまざまな所での成果も上がってまいってきているわけでございます。しかしなお、毎日の生活の中で、従前完備されたと思われた所でも、長い年月がたってまいりますと、さまざまな部分的なゆがみも生じてくるわけでありますから、その手直し、改善等を進めるということも、また当然なことではないかと思うわけでございます。

次に具体的に質問を行ってまいりたいと思います。日野駅周辺の自転車置き場も、相当の台数を置けるだけに、ふえてまいりました。最近では、大坂上地区に屋内の自転車

置き場を建設するなど、その取り組みもある程度前進をしてまいってきているところでございます。日野駅西側、新町一丁目にかなり広い自転車置き場がございますが、この自転車置き場を利用する市民の皆さん、自転車台数も毎日、相当の数に上っているわけでありますけれど、できた当初、水はたまらなかった、という立派な置き場であったわけでありますが、この何年来の使用のためか、それとも地盤が自然に沈下したことによるものかは、はっきりしませんが、肝心の一番市民が自転車置き場とする部分に水がたまってしまうという現象が起きております。以前、市民の方々からも、直接市の方にも問い合わせ等があったかにも聞いておりますけれど、私も今回、これらのことに基づいて改めて一般質問の一つの項目に取り上げまして、速やかな解消を図っていただきたいと思います。今、梅雨時でもありますし、雨の降る機会は多いわけでありますから、水たまりのない自転車置き場に整備をするということは、大変関心のあるところでございます。なお一層、実態を調査されるなどいたしまして、早急の解決を図っていただきたいと思います。

二つ目は、日野市も建設省とも、あるいは当時の国鉄とも協力を行いまして、駅のガード下の歩道トンネルを実現いたしました。交通安全上、このトンネル実現によって、もう言うまでもない利便を図ることができたわけでありますが、今日になってまいりますと、このトンネルを管理する建設省も、手は回るのかどうかわかりませんが、大分通行者には気になる部分も出てまいっているわけでございます。一つは、トンネル内の電灯であります。電灯が切れたままになっているのか、それともつかないようにしているのかわかりませんが、設置されている電灯全部が点灯されてないという現象がございます。これは恐らく、要するに球が切れたということではないかと思うのでありますが、そのためにトンネル内が暗くなっているということがあるわけでありますから、建設省等にも連絡をとって、早急に改善をするということを行っていただきたいと思います。その際、現行の照明では暗いんではないか、という声などもございますので、ライトアップをするということも合わせて改善を図っていただきたいと思います。さらにつけ加えるならば、ゴミの散乱が大変目立っておりますが、この清掃などもあわせて検討をしていただくということを、私はこの際に申し上げておきたいと思うわけでございます。

3点目は、交番と歩道トンネル入り口の間の花のポットがございます。樹木もございますが、これは以前、位置を変えて歩行者が歩きやすいようにいたしました。こういう経過はあるんですけれど、最近の日野駅の利用者というのは、年々ふえてまいります。しかも朝、夕刻のラッシュ時には、トンネルからあふれるばかりの通行者、あるいは駅

利用者がふえてまいりまして、当然、トンネル出入り口の歩行者の安全や、あるいは障害のないようにするということもまた、必要なことにもなっているわけでございます。私は、このポットを全部撤去しろということではないわけでございまして、歩行者の安全、あるいは歩行しやすい状態に適切に配置されることが必要ではないかと思いますので、実態を踏まえて検討されることが求められているのではないかと思います。

4点目、日野駅改築の展望を示されたいということでございます。これは先般論議がございましたが、改築の方向を、例えば来年度以降どんな形であらわすことができるか、あるいは市としての取り組みが行えるか、といったことなどにも踏み込んで言及されれば、明らかにしていただきたいということでございます。

以上4点について質問を行います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　御指摘の場所は、昭和55年12月に完成した施設で、約906台の収容能力を持つ平面式の簡易舗装駐輪場であります。敷地は借地となっておりまして、完成後既に10年を経過して、一部盛り土の関係で、路面に凹凸ができた、とそういうような状況になっていようかと思います。早急に改善するようにいたしたいと思います。

それから、ＪＲ中央線日野駅周辺の国道20号線の歩道の幅が狭いということで、国に対して交通安全施設と整備事業の一環として歩道トンネルができたわけですけれども、管理が建設省ということであります。管理者に早急に改善するように要望してまいりたいと思います。

それから、フラワーポットですけれども、これは国道部分の占用を受けて設置しているわけです。お話のとおり、昨年一部移動しまして、歩行者スペース確保をしたわけで、その時点では一応の評価を得たと判断しておりますが、なお不便があるということであるならば、現状、状況調査をした上で、適切な対応をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　4点目の御質問の、日野駅の改築の展望ということでございます。既に市長からも、本会議場の中で答弁がなされているわけでございますが、駅の改築問題につきましては、いろんな経過が長年あるわけでございます。当然、この改築問題につきましては、ＪＲ当局に対して折衝は重ねてきているわけでございますが、ＪＲの認識の中では、全体の事業計画がなかなか設定されていかないというのが

状況でございます。その中で、市の取り組みということでございますが、これは当然、再開発の問題、あるいは区画整理の問題等も含んで、各部の事業の促進の状況、合わせて日野駅の利用者の増加は十分承知しているわけでございます。当面は、利用客のサービス向上を強調した中でのＪＲに対しての早期交渉を進めていきたい、また実現に努力していきたい、というふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　１点目の自転車置き場の件でありますが、私は、今取り上げました箇所はもちろんでありますけれど、自転車置き場全体をこの際点検してみたらいかがかと思います。似たような状況になっているならば、それらの置き場も改善をするということは、もう申すまでもないことでありますので、あわせて全体の自転車置き場の点検と改善を行っていただくということが大事ではないかと思います。

なお、私が今回取り上げた場所については、ただいま建設部長の答弁ございましたように、調査の上、早急に改善を図ってまいりいたということでございますから、早速取りかかっていただきたいと思います。しかも梅雨時というような時期でございますので、工事等の関係などもあろうかと思いますが、速やかな取り組みを願っておきたいと思います。

それから２点目の、歩道トンネル内の電灯の取り替え、あるいはライトアップ、ごみの清掃等、これは市民の皆さんも建設省に問い合わせをしたということなどもございまして、私もその話も伺っているところでございます。建設省もなかなかすぐは対応できない事情にあるようにも伺っておりますけれど、なお市の方からも市民の声ということで建設省にその声を伝えていただくということで、要望していただきたいと思うわけでございます。この歩道トンネル内の特にライトのアップは、夜間の通行の際、暗いというのが一般的な印象でございますので、強く要望をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。予算的には、そう大きな予算ではないかと思います。建設省全体の道路管理維持費の中から支出されるのではないかと思われますが、ぜひとも早急にその成果があらわれますように強く要望しておきたいと思います。

それから３点目の、交番と歩道トンネル入り口の間のポットの配置の問題、これはたしか、昨年移動いたしました。これも結局は、歩行者の声に基づくものでありまして、建設省や、あるいは市が独自に調査を行って動かした、というものではないんですね。毎日毎日やっぱり通る利用者こそ、その道路、あるいは周辺の環境問題について一番よ

く感じているわけでありますから、それらの声があった際には、速やかに対応していただくということをお願い申し上げておきたいと思います。

4点目の、日野駅改築の展望、今後の問題についてでありますが、企画財政部長からの答弁がございました。ＪＲもなかなか駅全体の計画をつくると申しましょうか、それがなかなか進んでいかないということのようでありますが、当面、駅利用者のサービス向上、あるいは安全の強化をあわせて要望するのは、これもまた当然なことではないかと思います。私たちも以前、ＪＲ東京本社にも行ってまいりました。また駅長にも会いまして、利用者の声に基づいて、駅舎の改善等を要望してまいりました。幾つかの改善点もあらわれているわけでありますが、この際私も、なお強く市側にも要望しておきたいと思いますけれど、日野駅のエレベーター、エスカレーターの設置の問題であります。この10年間のＪＲのエスカレーター、エレベーター設置の計画の中には、日野駅は含まれてないというのがあるわけですね。ですから、何としても障害者等の利用もあるわけでありますから、この10年計画に含まれるように、当面の一つの課題として利用者のサービス向上のために市側からも強く要望する、ということを行っていただきたいと思います。なお我々は、我々の立場でＪＲ当局にも強く要請を行ってまいりたい、とこう考えておるわけでございます。一定の設置基準には満たしているようでありますけれど、なおＪＲ内部の設置基準とそれから、運輸省の基準が一致しているのかどうかということもあるようなんですね。私どもから見ると、運輸省の示した設置基準には、日野駅も合っているということではないかと考えております。利用者の利便をもとに考えるということであるならば、最大限、設置の方向で検討が進められるものだと思いますので、そういう立場を強調していただきたいと思います。

つい最近も、国会での論議の中で、この10年間の他の私鉄駅も含めてエスカレーター、エレベーター設置駅が発表されました。特に今年度の設置駅も明らかになったところであります。中央線も三多摩各駅の設置がどの程度の年度に示されているのかわかりませんけれど、なお今後の10年間の計画の中に、日野駅のエスカレーターとエレベーターの設置が必ず計画に含まれるようにということで、この際市側にも要望しておきたいと思います。

これらについて、最後に市長の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野駅のホームが高いものですから、出札口、あるいは改札口、それからホームへ出る長い階段、利用者に相当負担と不便をかけている。この長い

経過の中でしばしば指摘をされておる状況でありまして、最近、何か非常にリフトの大きな工事を行わないで、可能な機械も開発されているという状況がありますので、いずれ駅長にもじかにお会いをして、日野市からそういう要請を公式に申し出ていきたい、このように伺いながら感じたところであります。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　エスカレーターの設置の要望は、障害者はもちろんでありますけれど、高齢者の共通した要望でもございます。車いすの乗車利用者が来ますと、駅の職員が五、六人持ち上げて、ホームまで上げる、あるいはホームからおりる際には、それだけの人数をかりて改札口まで誘導するということをやっているそうです。これは必要なんですけれど、それと同時に、通常、歩行できる高齢者もなかなか階段の上がりおりは大変だということで、エスカレーターの設置というのが今、全国いろんな所で駅舎などを中心として求められているわけです。ですから、リフトだけではなくて、エスカレーターをつけられるということに、その利用者というのはたくさんいるわけですから、ぜひともエスカレーターの設置を要望していただきたいと思います。

日野駅のホームは、御承知のように吹きさらしということで、大変利用者も雨の際、階段で待機するというようなことなどが現実にあるわけであります。その際、その階段を利用するということも、さらに困難になるというようなことなども、一時的に雨の降っているときは、あるわけですが、暴風壁の問題などとあわせて駅舎全体の改善というものが必要になっているわけであります。従前から強い要望として出されているわけでありますけれど、それらを改善するためにも、日野駅舎の改築というものがどうしても必要だということにもなってくるわけであります。長期的展望になるわけでありますが、当面する利用者サービスを向上させるという点で、エスカレーターの設置を特にこの際要望しておきまして、私の質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の１、日野駅周辺の環境整備についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は６月10日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時　散会

6月10日　木曜日　（第6日）

平成5年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第13号）

6月10日　木曜日　（第6日）

出席議員　（27名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

14番　高橋徳次君

欠員

7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年6月10日（木）
午前10時開議

日程第　1　一般質問
日程第　2　請願上程

本日の会議に付した事件
日程第1から第2まで

午前10時34分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問14の１、自由と公平、豊かな市民生活を送るために問うの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔６番議員登壇〕

○６番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

ただいま議長から申されたタイトル、すなわち自由と公平、豊かな市民生活を送るためにということで、この質問をさせていただきます。

なぜこのような質問をするかと申しますと、日野市の条例、議案第41条に、これは関連するわけでございます。これは何かと申しますと、前に、東京都の中に土地を持っている者の１人当たりの土地の資産総額はどのぐらいかというようなことが、東京都の調査によって発表された、それらの資料がありますので、ちょっと目を通しましたら、やはりそのような傾向というのは、なぜこの傾向が生まれたかというと、いわゆる国の交付金、または補助金等が年々、低下しているわけです。そのような中におきまして、許認可権の地方自治体に対する委譲というようなこともありますと同時に、財政構造力が非常に弾力性に富んでいないというようなことで、地方財政白書、これらを見ますると、実質収支は黒字であるけれども、バブル等の関係がありまして、先行きが非常に不安であるというようなことが書かれてあるわけなんです。

そこで、いわゆる平成３年度の地方公共団体の普通会計の純決算総額というのが、一体幾らかということになりますと、歳入が85億7,099億円、前年度に比較しますと6.6％増、こういうことになっているわけでございます。

歳出はということになりますと、83兆8,065億円、6.8％増。伸び率でいきますと、前年に比較しまして歳入では1.2ポイント、歳出では1.1ポイント、それぞれ下回っている。これは歳入において地方交付税、それから地方譲与税等の伸びが前年度を下回っているから、このような結果になると同時に、また積立金の伸びが前年度を下回っている、こういうことであるそうであります。

そこで、翌年度に繰り越す財源、これを控除した前団体の実質収入は１兆9,034億の黒字とはなったが、これは２年度の実質収支差を差し引いた単年度収支では610億の赤字になっている、こういうことであり、市町村は１兆3,200億の黒字で、単年度の収支

では539億円の赤字、こういうふうになっているわけでございます。そこで、地方交付税、または地方譲与税の一般財源の割合というのを見ると、60.3%、これも前年に比べまして低下をしている、こういうことでございます。

これらをいろいろいと勘案してみますと、やはり内容的なものということになると、人件費などの経常経費が、これはやはり支出増ということになって上回っているということでございます。が、それらをさらに再考し、いろいろ公債費等に充当された財源等の割合、それらを見てみますると、どうしても3年度末の地方債現在高ということになりますと、非常に多額になるということになりまして、地方財政全体の借入金残高ということになりますと、70兆円を上回る。そういうことになると、70兆というのがあると、今度はそれを償還しなければならないということになると、将来の財政負担というのがいかに大きいかということが言える、ということになるわけでございます。

それらを考えてみまするとと、東京都が前に発表されました、いわゆる土地を持っている者の1人の土地の総資産額がどのぐらいかということになっておるこの表を見まするとと、2億円を超しそうだということになって、土地を持っている者と持っていない者との格差というのが、非常に大きく出てくるわけでございます。そのようなことになると、やはり今までの土地の公示価額、これらを見てみまするとと、非常に上がったときと、あとを見ると、上昇地点がもう既に皆無だと。皆無ということは、上がるのはもうなくなれば下がる以外にないんだ、こういうことになって、住宅地、商業地、ともに下落を始めていて、1カ月1%ぐらいずつ下がっていくと言っても過言ではない、というような時代になってきてしまったということでございます。

そこで、先ほど申しました東京都がまとめた、東京の土地、1992年というのに載っている数字等を見てみまするとと、資料をよく見るといろいろなものが疑問点が出てくるわけなんです。東京の土地の全体の中で、個人の土地がどのぐらいあるかということを、まず考えなければならないということになるわけでございます。それらを見ると、個人の所有地は非常に少ないということが言えるわけでございます。

そこで、日野は一体どうなっているかというようなことを考えてみまするとと、当然、豊かな市民生活を営む上におきまして比較すると、このようなとこが一番私にとっては手短ではないかということで質問をさせていただいた、こういうことになるわけでございます。

そこで、まず三多摩地区を含めた都内の土地のうち、民有地はどのぐらいあるかということになりますと、民有地は東京都内では53.1%しかない。残りは国や自治体などの

所有地だということになり、民有地の割合は年々減少をしているわけでございます。東京はこれからさらに拡大するということがありそうで、土地はふえないわけです。もうそれ以上がない、ふえない、つくるわけにいきません。そのようなことを考えると、遠からず、もう半分以上が土地というのが、法人が所有している土地、または土地の法人所有化も進んでいるわけであり、現時点でも既に個人の所有地というのは東京の４割しかない、というふうになってしまうわけで、東京の都心ほどその傾向が強いということが言えるわけでございます。

例にとって、千代田区の民有地はどのぐらいあるかと申しますと、34.1％、そのうち個人の割合は24.2％です。これは、法人がそうですから、個人のうちの法人ですね、そうなると個人の土地というのはわずか８％しかない、こういうのが数字の上で出てくるわけでございます。そうなると、やはりいろいろその土地に愛着を持っていて、自分の生まれたところ、すなわち郷土ですから、これを愛そうといっても、一体、郷土を愛する情熱、以前は燃ゆるがごとき情熱を持っておっても、やはり魅力の感じない自分の郷土ということになってくるわけです。いつ自分が住むことができないようになるかということを考えると、当然なことだと言えると思います。そうなることを考えてみると、いかに愛せる郷土、愛せる土地でなければならないかということでありますので、やはり日野市においてもそのような状況がどのようになっているかということで、質問をいたすわけでございます。

まず、日野市の個人の民有地、法人の持っている土地、それから国有地、それから市有地、それから東京都その他の公共団体、それからさらに詳しく申し上げますれば、河川とか赤道、さらには水路等がどのようになっているかということを、明確にお答えをいただきたい、こういうことでございます。

以上です、この件につきましてはね。

それで、いわゆる後の資産総額のところまで、ひとつ条例の41条の件に関係がありますので、お答えをいただきたいと思います。

それから、あとの保留地の処分、それからさらに４、５ということになりますと、市長の交際費の全面公開を求めることや、また、ある議員が市の職員並びに市長を殴ったとのうわさが流れているけれども、その真実のほどはということは、先にこの問題を答弁をいただいて、順次、質問をさせていただきたいと思います。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　それでは、ただいま御質問がありました件につきまして、お答え申し上げます。

御質問は、民有地等の持ち分、そして全資産総額ということでございます。これにつきましては、平成４年度の固定資産の概要調書をもとにしてつくりましたので、御了解をまずいただきたいと思います。

それと、資産総額につきましては、あくまでも固定資産の評価額をもとにしております。したがいまして、この前もお話ししましたとおり、固定資産の評価額は、日野においては大体公示価格の10％から15％の間であるということでございますので、御理解をいただきたい。

なお、道路等で非課税の土地がございます。これにつきましては、評価をしていないところがありますが、これは類推でもって評価をしたということで数字を出しておりますので、あらかじめ御了解いただきたいと思います。

まず、今、日野には2,753ヘクタールの土地がございます。その内訳としましては、まず民有地がそのうちの62.9％ございます。さらにこれを分けますと、個人の民有地、個人所有が42.6％、法人所有地が20.3％、これは総体からのパーセンテージでございます。したがいまして、これを足しますと62.9％ということになります。

国有地は3.8％に当たります。市有地は10％ちょうどでございます。東京都その他の公共団体で持っているのが2.3％ということで、国並びに市有地、その他の公用地を合わせますと16.1％ということになります。残ったものが、河川、水路、赤道等でございまして、これが21％、これを足しますと100％となるわけでございます。

それと資産総額でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、固定資産評価額をもって算出いたしました。民有地の合計が6,060億7,000万、約で御了解いただきたいと思います。そのうち個人の所有地が3,779億5,000万、法人所有地が2,281億2,000万という数字でございます。その他国公用地の合計では1,804億8,000万という数字でございます。国有地がそのうちでは427億1,000万、市有地が1,119億6,000万、東京都その他の公共用地が258億1,000万という数字でございます。河川等は評価不能でございますので、例えば申し上げました民有地並びに国公用地を合わせますと7,865億5,700万というのが固定資産の総体の総評価額になっております。

なお、１人当たりでは、個人はどのくらいかということでございますけれども、納税義務者が２万5,399名、昨年おりました。これで単純に割り返しますと、１人当たり1,488万、評価額で1,488万という数字が出てまいります。これはあくまでも固定資産評価

額でございますので、実勢の価格になりますと、これの約10倍前後になるということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　ただいま部長からの答弁をいただいたわけですけれども、先ほど私が申し上げました東京都と、または千代田区等の個人、これは民有地、それから法人もありますけれども、いわゆる2万5,399人と比較してみますると、日野市の場合は非常に、42.6%ということで、比率は高いということは言えるわけです。東京都の場合は28.5%、それから千代田区の場合は先ほど約8%と申しましたけれども、7.9%ということで、非常に都心へ行くほど低くなっていくということでございます。これらを考えてみると、都市化が進展していきますれば、日野市等もそのような道程をたどるということは、やはり歴史と同じで、そのような趨勢を当然歩むということが言えるわけであろうと私は思っております。

そのような中におきまして、1人当たりの固定資産の評価額から割り出しました数値というのを見ますと、東京都の場合は平均ということになると、多摩を含めて2億ということでございますけれども、ただいまの部長の答弁ですと1億4,000万ぐらいになるというふうなことも言えるわけでございます。これは1,488万ですから、それの約10倍が実勢価格ということになると、当然、1億4,000万というような（「1,480万だよ」と呼ぶ者あり）10倍なんですよ。だから10倍だと1億になる、こういうことです。東京都は2億なんですから。そのぐらいの数字は計算できますから。－それで、民有地等を見ると、いかに法人の所有地がふえていくかということも言えるわけでございます。

さらに相続税等を考えてみますると、これから、いわゆる公有地拡大法に基づきますと、届け出しをしなければその土地が売れない。そうなると東京都、それからさらに二次として日野市、それから、それは買収しないということになれば、これは民間ということになるわけでありますけれども、やはり非常に今の相続等を見てみますると、これは皆さんよく御存じと思いますけれども、納税等におきましても、また1年間の猶予というのがさらに延びたということも、これは税務の方のあれでよくわかるわけでございます。それらを考えてみると、一体、土地をどのようにして一般の方々が持つようにできるようにするか、ということだと私は思うわけでございます。

それらを考えてみますると、土地は本当に下がれば下がるほどいいわけでございますけれども、これらを見ると、やはり先ほどの財政白書等を見ると、国を運用するときの

経済の内容ということになると、財政ということになると、当然、地方に許認可権等の委譲をするということは、国または都がそのスライドを図るということでございます。

考えてみると、ある大きな自治体も、もうこれは廃止してしまうというような声も出ているわけでございます。しかし、それはなかなか困難だと思いますけれども、公共自治体の持っておる病院というのは、もう70％以上が赤字だと言っているんですから、当然と言えば当然だかもわかりませんけれども、やはり我々の命と暮らしを守る、安全でしかも快適な市民生活を営むということになれば、当然、医療の問題というのは絶対必要であるということが言えるわけでございます。

そのような意味におきまして、市長にちょっとお伺いしたんですけれども、豊かな市民生活と言いますけれども、これからの市政を運営するに当たって、やはり市長になられたばかりでございますので、そのあたりの心構えをお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地の所有性から話が展開されたもんですから、今どのようなお答えができるか、ちょっと考えておるところであります。

土地を、本来は自然物でありますが、経済の原理がだんだん複雑になるにつれて、私有性ということに、法規の上からなっておる、こういう状況だと思います。

本来は、利用する人が利用する期間、いわゆる利用の、あるいは使用の権利を持つというのが自由の成り行きだというふうには、自然界の推移の成り行きだというふうに思いますが、今日では所有権と登記という手段によって、私人、法人ともに土地を持ち得ておるわけでありまして、農村時代は、これはまさに農業の経営のために、土地は必要な要件でありますし、山林その他も生活の営みの中で、それぞれ役割を果たしておったということであったわけでありますが、都市化となりますと、その利用の様相を異にして、いわゆる利得の対象にもされてきた。これがバブル経済なるものの、一つの土地を非常に高騰させたゆえんであった、というふうに言ってよろしいかと思います。

しかしながら、御指摘のとおり、都市化という傾向で見ますと、居住する場所として土地を必要とするということになりますから、いわゆる家をお持ちという形の所有の仕方、あるいは法的な機関あるいは手段として、公共住宅、そういう住宅政策のあり方が存在をする。ですから、なるべくならば土地が投機の対象にされない、できるだけ安定をして、そうして市民生活に直接安定をさせる役割を果たすということが、大きな意味での都市政策ではなかろうか、こんなふうに言えるように思います。

一方に、都市政策そのものも、土地をうまく生かして使って、つまり活用をして、過

密状態をつくらないということが、豊かな生活の一つの要件になる。このような御質問に対しての一応の感じを持ったということであります。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　いわゆる私がここでお聞きしたのは、東京都平均と日野市との土地の持っている方が、または市民が、これから質問する保留地との関係について、どのような考えを、市長または、この質問によってその格差があるかという、豊かさの度合いが違うかということを私がわかりたい、こういうことで質問をしたわけでございます。

そこで、次に、今度、保留地の処分の問題についてお伺いしたいわけでございますけれども、これにつきましては、5月1日の広報で「保留地公売」、こういうことが出ているわけでございます。この保留地は、万願寺の保留地で、32区画が広報に処分をするということで、記載されているわけでございます。これは関係はありますけれども、保留地の処分は、今度は都市計画部長にお願いしまして、市民部長の方はこれでわかりましたので、結構です。

それですから、保留地の方に移らせていただきたいんですけれども、事務局へ行きますと、保留地は32区画のうち21区画が処分できた、または買い手がついた、ということでございますけれども、その後の残った土地はどのような形で、売れなかったかと言うとちょっと語弊がありますけれども、処分が可能ではなかったかということを、ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　保留地の処分でございますけれども、公売の方式でございますが、これは昭和61年から今の方法をとっておるわけでございます。しかし、このような社会情勢の中で、処分の計画の変更を余儀なくされているというのが実態でございます。

そこで、処分の促進を図るという意味で、いろんな方策を検討して、事業に支障が、おくれを来さないような方法を現在考えて処分をしておるということでございます。

今、御質問の、第9回の公売の状況の中で、確かに32区画、処分をいたしました。しかし、申し込みのなかった要するに区画数が、11区画ございました。これにつきましては、今後、この検討の中で保留地の処分の促進を図るということで、落選者に対しての、今まで行っておる抽選等で落選をされた方、こういう方たちを一つの登録制度にして今後あっせんをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、公共用地の代替等、こういうものにもあっせんをしていきたいというふうなことを考えて、これからの抽選、申し込みのなかった区画につきましては、処分を積極的に進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　そうしますと、61年に定められたような方法によって、今も処分がなされている。それですので、時代も変化してまいりましたので、今度は処分計画の変更が迫られる。事業に支障のないような方法でこれから処分していくんだ、そういうことで検討が加えられて、今度その11区画というのは落選者－落選というとちょっとおかしいですけれども、外れた、抽選に当選しなかった方を登録させて、結局、処分の方法をこれから考えてやるんだ、ということでありますけれども、一体、周囲の実勢価格等を見てみますると、場所によっては下がっているんではないかと思いますけれども、そのあたりは非常に難しいところだと思うんです。なぜかといいますと、保留地の処分というのは、いわゆる減歩に関係がありますので、減歩だと、公共減歩と保留地減歩ということになりまして、保留地減歩は事業に充てられる予算でございますので、それらが減ってくると当然、事業に支障を来してしまうわけです。そうだと思うんですけれど、そのあたりはいかがですか。ちょっと、簡単でいいから、お答えを願います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　単価の決め方でございますけれども、今、行っておる方法としては、鑑定士による鑑定評価額、これをもとにして保留地の処分価格の算定基準がございます。これをもとにしまして、個々の土地について修正を加えまして、これで評価員の意見を聞いて定めているというのが、保留地の単価の決め方でございます。

それで、今、保留地をもし今の事業計画の中で、御指摘のとおり資金の内容としては、保留地処分金、それから市の負担、補助金等から賄っておるわけでございますので、事業計画上から定めた金額を下げるという形になってきますと、当然、資金的に不足をしてくるということは、これは今、御指摘のとおりでございます。

ちなみに、今の単価でございますけれども、私の方では公示価格、または国土法、この地域、万願寺による国土法との比較をいたしましても、適当な価格ではなかろうかというふうに、私どもは受けとめております。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　ただいま部長の答弁によると、不動産鑑定士が鑑定をした価額というのを評価員会に諮り、決定するんだと。そうしますと、売れなくなるということ

になりますと、非常に私は支障が出てくるんじゃないかと思うわけです。なぜかといいますと、これは事業費に充てるわけですから、事業費というのは、ただいま部長が申しました市の負担金、それから保留地を処分した処分金によってなされるわけでございます。

そうなると、やはり私は、売れないというのは、私は高いから売れないんじゃないかと思うわけです。高くなければ、必ず売れるわけですよね。そうかといって、これを部長に「どうだ、こうだ」と言っても、私は酷だと思うんです。これは、私は政策の問題じゃないかと思うんです。そのあたり、今後、市長、どのような形で保留地の処分の促進を図り、豊かな市民生活を営むような方法に持っていこうとするか、そのあたりを、ひとつ、まことに答えにくいかもわかりませんけれども、政策的な面に及びますけれども、御答弁をいただければ幸いと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の事業では、一般的に市施行の区画整理事業が供給をする保留地は、時価よりも安いということになっておりまして、そういう意味で、投機の対象等になると困りますから、入札制を抽選制に変えたということがあります。つまり入札は、高い入札者が落札するという仕組みでありましたが、それを公定価格にして抽選で当選者を決める、こういう公平な手段をとってきたということであります。

最近、御指摘のとおり、鑑定評価額、一応の実勢価格を基準にする評価だと思いますので、どんどん下がっている環境からすれば、高い、あるいはもっと下がるんではないか、という期待が生まれるということも当然だろうと思います。できれば、ある程度まとまった面積のある土地であるならば、公共機関が受け取って住宅政策に使うというのが一番適当だとは思いますが、それらをうまく面積等によって仕分けをしながら、個人にも提供できるし、公共機関も政策に用いることができる、あるいは、市内で行っております公共事業の代替地にも迅速に活用をする、こういうやり方で、なにか区画整理保留地が処分困難というようなことには、なるわけはないとは一応は思っておりますが、なおいろいろな検討、努力も必要だというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　今、市長の答弁によりますと、この入札、最初は入札制だったんだ、それが今度は土地が投機したがために、これは町田がこの近くでは一番最初に抽選というような方法に持っていったと私は記憶しております。そのようなことを考えてみまするに、確かに今までは抽選であったけれども、また元へ戻せば、今度は価格はさ

らに必ず下がると思うんです。そうなると、そのあたりも考える必要があるということと、あと一つはまとめて公共機関が住宅政策に使うということが、非常に私はよろしいんじゃないかと思うんです。そんなようなことも今後、考えていただきまして、この保留地処分については、これで終わります。

次に、4番の、市長の交際費の全面公開ということでありますけれども、市長が選挙のときに何と申しましたかというと、自分の財産の公開をというようなことに触れたと思うんですけれども、そのあたりも含めまして、ひとつ、通告質問にもないけれども、答えていただければ幸いだと思います。

これはなぜかといいますと、いわゆる川崎市の市長と市議会議長の交際費の領収書を含めて全面公開というようなことが新聞には載っておったわけです。そこで、いわゆる全面公開ということになると何かといいますと、祝い金、それから賛助金、香典等、いろいろな項目にわたっても個人のプライバシーに関するようなことも公開されるんじゃないかと私は考えていたわけですけれども、それが今度は、私はプライバシーの侵害というのは、あくまでもこれは守らなければいけない、というようなことを考えていたわけです。

そこで、確かに市長の交際費の全面開示ということにつきましては、川崎市長が「随分思い切ったことをやるんだな」というようなこともありまして、ひとつ森田市長も勇気を持って全面公開だと。この前のときは右翼の古賀議員が発表したんです、質問したときのあれを見ますと、いわゆる黒いのが塗ってあって、個人のプライバシーの侵害というのは防げたわけです。そこで、今度はまた6月7日に鈴木知事が川崎の市長・議長の交際費の開示というのに際しまして、川崎市も個人のプライバシーは守らなければならないというので、そのようなことは今度は一時、考えるようになっておったということでありますけれども、鈴木知事から、これは6月7日の毎日新聞でありますけれども「川崎市の市長・議長交際費の開示、鈴木知事が批判」ということになっておりますけれども、私は当然だと思うんです。なぜかといえば、審議会等にそのようなことが、審議会があれば諮って公開するならよろしいですけれども、何が何でも細かいところまで公開するということに対しては考えなくてはいけない、ということでありますので、市長が率先してそのあたりを公開をするのか、または審議会等を設置してそれらを諮って、審議会等に諮ってやるのか、そのあたりのお考えをお聞きしたい、こういうことでございます。

ひとつ、よろしく御答弁願います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　奉職者の交際費について、その原資が公金でありますということと、一方に、国民から、あるいは市民からの政治不信の見方から、何かつまり秘匿しているのもおかしいじゃないか、こういう指摘が往々出るわけであります。私は、全面開示で大いに結構だと思って、今までも多分そのように、質問があればお答えをしてきたと思っております。

一方に、個人情報という制約もありますので、審議会等を設けて一定の基準を諮問をし、その答申に依存をしながら限度を定めていくというのも、一つの行政の処理としては公平性が保てるゆえんであろうというふうには思っております。

なお、御質問にはないことですが、平成７年までに市長あるいは議員、個人資産の公開制を定める条例の制定が必要だということになっておりますので、そのような準備もだんだんとしつつあるという状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　　市長の交際費は、確かに原資は税金でございますので、公金、税金というと聞きが悪いんですよね。それと同時に、やはり国民の政治不信というようなこともありまして、しっかり公開を、できる範囲内においてやってもらいたい。しかし、あくまでも個人のプライバシーというのは守るということが私は大切だと思いますので、やはり審議会等にそれらを、できれば答申をして、それでこのような場合には公開してもいいというならば、ある程度のことは必要だけれども、すべてが公開というふうになると、また問題があるんじゃないかと思うので、今、市長が申しましたような、市長または議員等の資産や何かの関係につきましては、前に読みましたけれども、平成７年までには全部公開するようにというようなことが出ていたと思うんです。それですから、それらに向けて確実にやっていくように、ひとつ準備をしてもらいたいということを特にお願いして、これは終わります。

次に、今度は、市民より、議員が市職員並びに市長を殴ったというようなうわさが流れているわけでございます。この問題は、私は非常にとんでもないやつだと思うわけです。

そこで、市民読本を見たんです、こういうの。みんな、手元に渡ったと思うんですよ。そこで、この市民読本を見ると「当市は昭和初期までの田園社会から戦後の経済成長の中で工業立地が進み、35年、多摩平団地の開発を契機に非常に良好な住宅都市として発展してきた。昭和38年に市政が施行された。そのときの人口は５万だ」ということです。

それで、今では人口が16万1,000ですか、2,000、そのぐらいになっていると思うんです。そこで、そのタイトルとして、自然と人の生活の調和ということで、緑と文化の市民都市を目指して発展してきているわけです。

それで、市政を施行してから何人市長が誕生したかと申しますと、4人ぐらいですかね。そうすると、その4人の市長のうちで、結局、在籍しておったときに、そのような行為が、私はあるなんていうことはとんでもないと思うんです。やった行為が現在であろうが、2年前であろうが、5年前だって、10年前、そんなことは問題じゃないと思うんです。とにかく私は問題だと思うんです。

私は、ちょうどそのようなことを考えていたときに、高校生がアメリカへ行きまして銃で撃たれたということを考えてみると、アメリカと日本との風土というのは、民族性は違うわけです。アメリカの場合は命も土地も自分で守るんだという自衛権というのが非常にあるわけです。アメリカの社会は、いわゆる銃を持っていなければなかなか不安でそこいらを歩けない場合があるわけなんてす。学校へ行ったって、学生が、トランクの中をあけてみれば銃が入っているわけです。そういう社会なんです。それで、きのう、きょう、こんなことはできたわけじゃないと、私は思うわけです。やはり自分の家と土地というのは、建国以前からアメリカの人というのはそうやって守ってきて、そのため、その精神風土の中に形成されたというのが、今、アメリカの社会であり、そのような社会環境があったから当然そのようになった。私は、日本人は「悪い」と言ったって、彼らにとってみれば、よくも悪くも、やっぱりこれはアメリカの文化だと思うんです、アメリカの文化。やはり公序良俗なんて、そんな甘いことは絶対に許されないわけです。公序良俗なんていうのはどこにあるかというんで、アメリカの文化の中では伝統というものがあるから、やはり伝統文化ということになってしまうわけです。

私も何回かアメリカの方へ、子供がいますから行きますと、マーケットへ入るときだって、マーケットの中にドアをあけるときに、中にどんなやつが入っているか、どういうような危険人物が入っているかというのを、そっとあけてみるわけです。「あ、大丈夫だな」と言って中へ入っていくわけです。自分の家だって、非常にセンサー等を設けまして、人が来れば、どういうやつが来たかというのは、すぐわかるわけです。それで今度、かぎだって、小っちゃい窓がありまして、だれが来たかと、こうやって見るわけでしょう。それで今度はかぎだって二重ですよ。事務所だって、必ず一遍には入れないわけですよ。ほんとなんですよ。

そういうようなところですから、自分のことを自分でやらなきゃならない。自分で守

らなきゃならない。入る前に、どんな人がいるか、不審なやつがいるんじゃないか。危なかったら近寄っちゃだめなんですよ。だから不審な人が中にいりゃ、入らないのが一番なんですよ。（「１カ所見て、全部見たようなことを言うなよ」と呼ぶ者あり）全部見たから言っているんですよ。結局、事務所へ入るといったって、構わず事務所へ入ってこないんですよ。（「行ったところだけ言ってもしようがないよ」と呼ぶ者あり）それでも、それはそうなんです。私の行ったところを言っているんですよ。

それですから、いわゆるかぎというのは、やっぱりロックされている。だから日本人というのはなぜかというと、これは考えてみれば一番よくわかるわけなんですよ。豊臣秀吉が、あれは刀狩りをやったでしょう。それと同時に、あと一つは農民の移動禁止をやったでしょうや。そういうときに、それ以来、日本人というのは、大体、定着しちゃっているわけです。アメリカというのは、動いているわけです。それですから非常に危険なところだということは、これはどなたもよーく承知しているわけだと思います。

それですから公園へ行ったって、そこの中央公園へ行けば夜だって女の子がいますよ。子供だって、きょう見れば、恐らくお天気なら親がついていないで遊んでいると思うんです。向こうへ行けば、子供なんか１人や２人じゃ絶対に遊んでいない。こういうことはね、それはね、夜なんかもう絶対いないんですよ。そういうふうに緊張していなければ私はいけないと思うんです。そういうことになると、ある程度、自己主張というのもしっかりしなきゃいけないというふうになるわけでございます。やっぱり自分の安全は自分で守るというようなことが、しっかりなされなければいけないと思うんです。

それだから、やはりそのようなことを言うと、非常に「権利は自分が主張しろ」なんて言うと、角が立つわけです。よくわかるわけです。それだから、やはりそのあたりは、日本の場合は周りの人の意見をよく聞いて同調していこうというのは、日本の自己主張の文化とは違う日本の伝統文化というのがあるわけです。そんなことを考えてみると、やはりそのような中において今、平和に安全で、しかも安定したこの社会、豊かな社会の中において、アメリカとは日本は違うんです。違うということを知っていながら、このようなことを行うということは、私は非常に民主主義に対する挑戦者であるということも言えるんではないかと、私なりに考えているわけでございます。

そこで、私は、いわゆるそのようなことがあったというようなうわさを聞いているので、もしそのようなことが行われたという話を聞いたとか、またはやられたというような人がおりましたら、非常にこういう席上で、また、このような時期で質問をするということが心苦しい次第ではありますけれども、お答えを願いたい、こういうことでござ

いますので、よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今のお尋ねの件でございます。大変古い経過があるわけでございますが、５年ほど前のことでございます。63年の市民読本の発刊に当たっての問題かというふうに思っております。もちろん市民読本の発刊に当たっては、議場部分の掲載をしているわけでございますが、その中に、ちょうど議場の風景として後部から写真を撮らせていただきました。その中の問題だろうというふうに思っております。しかし、それは過去の状況としては、たしか私の方の広報の職員が事務局にお願いして一方的に撮っていた経過があるわけでございます。しかし、やはり議員さんの出席の状況、そういった問題もあるわけでございますので、その後につきましては、すべて日程を定めて議会事務局を通して議長さんにお願いして、許可を得た上で撮影に当たっているというのが事実でございます。

このときの、今、質問者の方からは、殴ったとのうわさというようなことでございます。しかし、その状況につきましては、確かに市民読本の写真の掲載部分のことでございます。私が当然、広報の責任の立場の中では、多少の顔に負傷した事実はございます。しかし、私も余り他の人に語ったこともございません。知る人も少なくあると思っている状況でございます。ただ、公務中の執務中でございます。理事者には、当日すぐ報告して、病院に行ったという経過だけはあるということだけ御回答いたします。

以上です。（「診断書はあるのかよ。何で今の時期にこんなことやるんだよ。ぐるか」「やらせじゃないのか。証拠はあるのかい」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○６番（谷　長一君）　今の答弁によりますと、古いことではあるけれども５年前だと。63年の市民読本発刊のとき、議場部分の風景を写真撮影を広報がしようと思ったときに、そのような事件が起きたということであり、その後の日程等については議長の許可をとって行っていると。そのときに、掲載部分のときの件について長谷川部長が顔に負傷を負ったということであります。そのことにつきましては、市長に報告がなされている、こういうことでございますね。

そのようなことということになりますと、やはりそれで……こういうことが行われるということは、私はゆゆしい問題だと思うんです、これは。そうしますと、市長としてもこれにどのように対応したらよろしいか、というようなことになると思うんです。

また、話によると、市長等もいろいろまたなされたというような話も聞いておるんで

すけれども、そのあたりにつきましては事実かどうかということと、市長が、またそのようなことが行われたか、というようなこともまたお伺いしなければならないわけです。どのような経過、報告がなされたか。（「事実なら診断書を出しなよ」と呼ぶ者あり）

それで、診断書や何かの問題につきましては、また後ほどお伺いしますので、やじ等は黙っていてもらいたいと思うんです。やはり静粛に聞いて、それでどのようなことが行われたかということは、おのおのが十二分に周知して、よく知っているということが大切だと思うんです。まあ、不謹慎な言葉はひとつ謹んでもらいたいということを、私が申し上げておきます。

市長、そのときの件は、また部長のことは部長に後で伺いますけれども、また、よそへ行きますと「市長もやられたんだ」なんていうようなうわさもあるわけですけれども、診断書等のことにつきましては、部長についてはまた後ほどお伺いしますけれども、市長は、そのようなことはあったかどうかということを、市長さんにお伺いしたい。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公表する意思は今まで持っていませんでしたが、事実の質問でありますので、私の受けた立場ということも、一応お答えをしなければならないかと、今、感じたところであります。

事件の発端は、今、部長からあらましの回答をしておりますとおり、63年の市民読本、これを発行する、つまり翌日、市民配布をする、こういう日どりのときだったと思います。突然、市長室に一種の闖入という形だと思うんですが、入ってきて、私のネクタイの結び目を強く握って「意図的に自分の不在の写真を市民読本に掲載をした。大変けしからぬ行為だ」こういう主張だと思っておりますが、私に詰問をされ、かつ、呼吸は多少苦しくなったり、首元の位置につめ傷を受けた、こういう事実は確かでございます。その後のことは、今、言う必要ないだろうと思っておりますので、事実経過としてお答えをしておるわけであります。

後ほど長谷川部長が、その旨を私にも報告をした、こういう事実経過であります。（「何でここでそんなやりとりをしなくちゃいけないの」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　そうしますと、結局、公表の意思はなかったけれども、このような質問がなされたから発表するに至ったんだ、その件については63年の市民読本を発行、配布をするときに突然進入してきてネクタイを強く握って意図的に行った。その理由というのは、市民読本に不在の写真を掲載したからけしからぬということでやったん

だと。さらに、そのときに市長は呼吸が苦しくなるまで首を、ネクタイのところを持って締められた、それでそのときにつめ跡等ができたということですけれども、これは企画財政部長も同じですけれども、それらをよく知っている方というのは、いるんでしょうか。もしいましたら、それらを、全く非常に、ここで議会の場で言うことは大変だろうけれども、やはりこういうことが今のような民主主義の時代だというのに行われるということは、これはゆゆしい問題だと思うんです。

前に私が理事会等で日赤や何かの募金で行ったときも、知っている人が募金に来るというのは顔の脅迫だ、そういうことも言われているわけです。（「顔の傷はすぐ治るが、心の傷は治らないぞ」と呼ぶ者あり）それですから、やはり顔の脅迫もあるということになりますと、当然こういうことは許される問題じゃないと思うんです。人によれば「100円の献金だって、募金だって、顔の脅迫だ、知っている人が来たら困る」という人もいるんです。それらを考えてみると、非常にこれは大きな問題だと思うんです。これは、ただの問題じゃないと思うんですよ。そのあたりを考えてみますると、やはり聞きたくないけれども、私は聞きたくなるわけです。それより、ぜひそのような当時の状況と、それから後の処理状況等がありましたら、その経過をお知らせ願いたい、こういうことで質問をいたします。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事実関係につきましては、今、内容を申し上げたとおりでありますし、いわゆるその行為は暴力というか、暴行というか、そういう行為に値をする。（「今言うんなら、なぜその当時、言わないんだよ。いる前で正々堂々とやったらどうなんだ」と呼ぶ者あり）私の方から告発をするとか何とか、そこまでは考えませんでしたが、謝られたという事実も記憶しておりませんので、脳中には記憶として残っておる、というふうにお答えをしておきます。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　そうしますと、この件につきましては、このような暴虐行為があったということは事実だということに、私はなると思うわけでございます。これは警察官や何かが市民をやれば、そのような暴行をすれば、特別……あれは公務員暴虐罪というのかな、それに該当するわけです。しかし、市会議員が行った場合には、いわゆる暴行、暴虐罪に該当するかどうかは、私はわかりませんけれども、これは先ほども申しましたように、38年から市政施行になりまして、もう30年もたっているわけです。その中において、このような行為を行ったという市会議員は、私はだれもいないと思うんで

すよ、１人以外は。これは、ゆゆしい問題だと思うんです。私は、明らかにこの問題につきましては、民主主義に対する重大なる挑戦だということを申し上げまして、質問を終わります。（「どうするというんだよ。ただそれだけの話か」と呼ぶ者あり）

それだけです。以上をもちまして終わりますから。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の１、自由と公平、豊かな市民生活を送るために問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時41分　休憩

午後１時８分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、スポーツ行政について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員登壇〕

○21番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回、一般質問させていただきますスポーツ行政についてでございますけれども、今、御案内のように物が豊かになって、あとは心の豊かさをどう甘受するか、こういう時代に入りまして、日野市も文化・スポーツという面に力を入れていきたい、こういう状況にございます。大変結構なことであるし、よき時代に入ったな、こういうふうに感ずるところでございますけれども、昨日、皇太子殿下と雅子さんの結婚の儀が国儀として取り行われまして、多くの市民がテレビにくぎづけになった。しかも外国からは、改めて日本の文化のすばらしさを称賛する声がマスコミで報じられました。私も、昼間はちょっと用事がありまして見る機会が少なかったんですが、夜見て、新しい時代の幕明けかな、こんな感じを持ちました。

そこで、一般質問の中に入る前に、きのうのあの儀式、テレビ等を見て、森田市長、どのように感じたのか、冒頭、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　きのうは、私は自宅で休養いたしました。ニュースで放映さ

れる程度の結婚儀式に関します情報は見ておったわけでありますが、くぎづけにされるというような時間の取り方はいたしませんでした。

今、新しい時代の夜明けという表現もございましたとおり、最近の日本国民の生活様式、あるいは意識というものには、大きな転換期に当たっている、このように感じております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　豊かさというのは、本来、主観の領域にございますから、それぞれ個々人、受けとめ方が違いますけれども、市長も私どもと余り違わないような感じで受けとめた、こんな認識を持ったところでございます。

それでは、スポーツ行政について問う、というテーマでもって質問をさせていただきます。

昨年の後半に調査を実施しまして、最近、市民意識調査という結果が手元に配付をされました。この中で「今後、週休２日制などにより余暇時間がふえた場合どのような生活を望みますか」という設問に対しまして、28％の方が「スポーツ、レクリェーションなどに使いたい」というふうに答えております。しかしながら、文化・スポーツ施設の現状に対しては「不満」「やや不満」というのが40％ということで、「満足」「やや満足」を大幅に上回る回答にもなっております。こうした実情を踏まえて、スポーツ施策での要望では、約半数の市民が「施設の建設、整備を希望したい」というふうに答えております。スポーツ人口が増加をした、要望も多様化の一途をたどっている、しかしながら、それに十分こたえるだけの状況下にないというのが、日野市の実態であるわけでございます。もちろんスポーツに対する受けとめ方、それぞれ個々人違いますし、全くスポーツが嫌いだという市民も、当然おるわけでございます。

先週の土曜日に、東部会館でもって人権擁護委員会の中で、子供の人権を守るというテーマでもって、ＮＨＫの女性の方が講師として来まして、１時45分から４時半ごろまで御講演をされました。私も出席して大変感激したわけですけれども、その中で、登校拒否児の話が出まして、一番多いのがスポーツ嫌い。運動があるから、運動がある日にはどうも学校へ行きたくないという子供が、なにか最近ふえているようでございます。それがだんだん登校拒否につながっていってしまう。こういう今、傾向にあるようでございます。

そういう市民もいるわけでございますけれども、総体的にとらえるんであれば、健康

の維持、あるいは体力の増進、こういう面を図る意味、さらには青少年の健全育成というために欠かせないものであって、市民生活に与える影響は大変大きい、こんなふうに受けとめているところでございます。

この市民意識調査の結果は、第３次日野市基本構想、基本計画策定に反映させるためのものであるということを、森田市長が冒頭、この文の中で述べておりますけれども、市民の意見や要望はもとより、時代の流れはそういった今、時代に、ゆとり、豊かさを何とか実感したい、こういう時代になっていますので、ぜひ積極的に受けとめていただいて、スポーツ活動が活発に行われるまち、こんな実現を目指していただきたいということで、具体的に５点について質問をさせていただきます。

まず１点目は、スポーツ施設全般について、今どのように考えておるか。現状をどう受けとめているのか。

あるいは、これから施設の整備をこんなふうに考えていきたいとか、その辺を１点目でお答えをいただきたいというふうに思います。

２点目は、多摩川の河川敷のグラウンドの工事に関連してでございますけれども、御案内のように、今、根川の改修工事をやっていまして、来シーズンは多摩川のグラウンドは全く使えません。これについて、代替策はどのように考えておられるのか。

それから、杉野学園、ここをよく軟連では使うわけですけれども、あすこのグラウンドの使用について、何か市として相手側とお話をして、何か借りるか、そういう考えがあるかどうか。その辺をお聞かせいただきたい。

３点目は、浅川スポーツ広場についてでございます。現在、用地の半分を国から借りまして使わせてもらっているわけですけれども、あくまでもあれは暫定使用ということになっておりますので、いつ国が「返せ」と言われるかわからない。使っている方にとっては大変不安な状況にある。しかしながら、公式行事もかなり頻繁に行われております。今後の見通し、どのように考えているか、お聞きしたい。私ども利用者からすれば、できればあの半分も整備をして貸していただきたい、こんな要望がございます。

それと、現在、浅川スポーツ広場にはロッカーとトイレが１基ずつ設置をされておりますけれども、御承知のように、公式行事がありますと、かなりの人が集まります。例えば少年サッカーなんかやると、もうあの道路はほとんどが車でもって埋まってしまって、地域住民の方は通れないというような、こんな状況下にもあるわけでございます。そういうことを考えますと、トイレが１基ではちょっと少ないんじゃないか、もう少し増設をしていただきたい、こんなふうに思っているわけですけれども、どのように考え

ているか、お聞かせいただきたい。

4点目でございますけれども、中学校のナイターの設置についてでございます。過日、佐藤議員の方から、この件につきましては質問がございました。重複は避けたいんでございますけれども、今、3校、すなわち三沢中、平山中、そして大坂上中がまだナイターの設置ができてないわけでございます。計画では、本年度1校、設置する予定になっていたはずですけれども、財政が大変厳しいということでもって、来年度に延ばすという、こういう説明がございました。それはそれで仕方ないんでございますけれども、補正予算でどうだというようなことを言うと、やはりこれは当初予算で組まないと国の補助金の問題、あるいは工事の問題等々から、途中からの補正ではできないという、こういうことでございますので、次年度にやってもらうしかないわけですけれども、今後の設置計画についてお聞かせいただきたい。

最後の、5番目でございます。これは小学校の体育館の開放に関連してお聞きしたいんですが、社会教育の一環として、今、学校の施設開放が叫ばれて、日野市でも大変前向きにこれについては対処されております。市民としても大変喜んでいるところでございますけれども、とりわけ体育館の利用が大変活発でございまして、バレーボールとか、あるいは卓球、こういう面で活用されているということは、もう御承知のとおりでございます。

しかしながら、施設の改善が必要であるという部分が何カ所か見られるわけです。今回、お願いしたいのは、トイレの問題と照明の問題。特にトイレの問題は、多くの市民から「体育館に併設をしていただきたい」という、こういう声があるんですけれども、これは校舎の方を使いますから、遠いということ、それから暗いということ、そこまで行くのに、こういうことで、お子様連れのお母さん方、特にママさんバレーとか、そういう方には「大変恐い」というようなことで、わざわざ自宅まで戻って、また用を足して返ってくるという、こういうケースがままあります。今すぐ体育館に併設するのは大変難しいんでしょうけれども、その辺の何か、いい対策について考えがあるかどうか、お聞かせをいただきたい。

照明の問題については、かなり体育館によってばらつきがあります。これは教育長の方では当然、実態を把握されていると思いますから、あえて学校名は申し上げませんけれども、例えばバレーボールなんかやっていますと、天井からちょっと高くなるとほとんど見えないような暗さというのと、はっきり左右にボールが確認できるという、こういう面で、試合に出かれるお母さん方に聞きますと、すごくやりにくい体育館と、やり

いい体育館があって、それを負けた理由にしたくないけれどもというようなことで、冗談話に出たんですけれども、何とか統一できないものかなというような声がございます。

以上、５点について御見解をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、ただいまスポーツ行政につきまして、５点の御質問をいただきました。社会教育関係で関係いたします１番目から４番目までの御質問について、順次お答えを申し上げたいと思います。

まず、第１番の御質問でございますスポーツ施設全般についての見解ということでございますが、このことにつきましては、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しむという生涯スポーツの振興は、人生80年時代の幸せづくりの要件でございまして、健康は生きがいを生み出すものであるということから、スポーツ施設の整備につきましては、不可欠なものであるというふうに考えております。

こうした状況の中で、当市のスポーツ施設でございますが、南平体育館を初め陸上競技場、浅川スポーツ広場、多摩川の河川敷のグラウンド等、その他学校開放施設等の施設を含めまして、それぞれの施設が有効に活用されているというふうに考えております。

また、現在、改築中でございます市民プールにつきましても、規模と機能が一層拡充されまして、今後、市民に親しまれる施設として活用が期待されているところでございます。

そこで、今後、早急に整備が必要と考えられます施設につきましては、総合体育館と野球場があるわけでございますが、現在、市議会のスポーツ・文化施設対策特別委員会で御審議をいただいておりますが、総合体育館につきましては、東町の区画整理事業の中で建設計画が具体化しつつありますので、残る施設といたしましては野球場ということになるわけでございます。野球場の建設につきましては、広大なあの用地の確保と、財政負担が伴う事業でございますので、第３次基本計画の中では検討委員会の設置が盛り込まれております。早期具体化に向けまして、これからも努力をしてまいりたい、このように考えております。

次に、第２番目の、多摩川河川敷のグラウンドの工事に関連する御質問でございますが、この分につきましては、御質問にもございましたとおり、根川の浄化施設をグラウンド部分に複合施設といたしまして建設をするものでございます。野球場は３面のうち上流のＡ面が本年10月から平成７年３月まで、中流のＢ面が本年４月から平成７年３月

まで、下流のＣ面が本年10月から来年６月まで工事のために使用不能となります。したがいまして、Ａ面が来シーズン、Ｂ面が今シーズンと来シーズン、Ｃ面が来シーズンの前半にかけまして閉鎖を余儀なくされております。

現在、軟式野球大会等は多摩川のグラウンドが主体となって実施いたしておりますが、来年度は大会が大変危惧されるところでございますが、このことにつきましては、大会といたしましても市内の企業や大学等のグラウンド、先ほど御質問にございましたとおり、杉野学園等のグラウンドにつきましても、行政側から何らかの交渉はしてみたいというふうに考えております。このような施設を借用いたしまして、できる限り支障のないようにしたいと考えております。関係者の御理解と御協力をお願いしたいと思うわけでございます。

続きまして３番目の、浅川スポーツ広場の御質問でございますが、この浅川スポーツ広場につきましては、御承知のように国有地の約半分、１万平方メートルを借用しているものでございまして、使用の期間は、御質問にもございましたとおり１年更新の暫定使用ということになっております。したがいまして、毎年の契約更新時には大変厳しい条件と審査があるわけでございますが、そのような状況から、今後さらに更新時に残余の分を借用するということの交渉も大変困難である、と思われるわけでございます。しかしながら、企画財政部とも連絡をとりながら、このことにつきましては対応してみたいというふうに考えます。

４番目の、中学校のナイター施設についての御質問でございますが、第２次基本計画の中では、平成２年度から５年度までの間に２校に設置を計画をしておりました。平成３年度には第四中学校に設置が完了したわけでございますが、平成５年度には御質問の内容にもございましたとおりの理由によりまして、次年度に繰り延べたわけでございます。今後も第３次基本計画の中で、計画的に学校施設へナイターの設備を設置してまいりたいというふうに考えております。

ちょっと落としましたが、浅川スポーツ広場のところで、トイレ等の増設でございます。この点につきましても、これから大蔵省とも相談の上で、設置できるものであればそのようにしてまいりたい、このように考えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、５点目の体育館開放に伴いましての課題でございます。

御指摘のとおり年々体育館の地域開放は盛んになってきております。利用団体の方の側からも、また学校管理の面からも、体育館にトイレの併設されるということは大変望ましいこと、というふうには考えてございます。この点につきまして、私どもにとりまして幾つかある課題の一つとしてとらえておるところでございます。

ただ、トイレの設置につきましては、大変大がかりな工事になることでございまして、体育館の広さなども関係する部分というものもございます。そんなことから、基本計画に基づきまして実施されます大規模改造工事、その中で設置について検討していきたいと考えておるところでございます。

次に、照明の改善についてでございます。照明は各体育館、それぞれのおよそ22校前後でございましょうか、照明器具が取りつけられておるのが実情でございまして、そういう数の上では学校間での大きな差というのはないわけでございますが、次に申し上げるような点から、照度にいささか影響を与えている部分がございます。その原因といたしましては、照明器具の種類、現在、取りつけてございます器具というものは白熱灯と、それと水銀灯、またマルチハロゲン灯といった、こういった3種類のものが混在しているのが実情でございます。こういったものによります照度の違い、それからあと、内装の、塗装色によります影響から来る照度の落ち、また、体育館の周辺の環境といいましょうか、建物、あるいは樹木の繁茂の状況、そういったところから、やはり照度に差が出てきておるというふうに見てとっておるところでございます。そんなようなことで、ケースによりまして改善すべきものがあれば対応はしてまいりたいというふうに考えます。

ただ、いろんな原因によりまして、複合的な原因を持っているものにつきましては、やはり基本的には、先ほどトイレでも触れましたとおり大規模改造の中で整理をしていかざるを得ないというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。何点か、再質問をさせていただきます。

中学校のナイターについては、わかりました。ぜひ積極的にお願いしたいというふうに思います。

今、5点について質問をさせていただいたわけでございますけれども、総体的に見ると、それぞれ日野の場合にはグラウンドの整備が大変おくれている。これはもう、だれが見てもわかるわけでございますけれども、ただいまの御回答でも、検討委員会を設置

する、その中で決めるとか、あるいは多摩川の河川敷についてはやむを得ないんで、ぜひ我慢をしてくれ、というような感じの答弁、さらには、浅川スポーツ広場についても、１年更新なので、これも相手が国なんで、市としても大変困っている、こういうことでございます。

市長にお伺いしたいんですが、当然、用地の問題については全庁的な課題として企画財政の方で手当てする仕事でしょうけれども、こういった今の実態、現状を見て、こんなもんで仕方がないのかどうか。大変おくれていて、市民に対しては申しわけない、今までもっとしっかりやってこられたんでしょうけれども、もう少しスポーツという問題、これに力を入れてくるべきであったというようなことになるんでしょうけれども、その辺をどのように考えているのか。あくまでも担当部署というのは、例えば浅川スポーツ広場にしても、企画財政部であれを借りて、体育課にひとつ管理を、こういうことになるわけです。しかしながら、国がそれを返せと。先ほどの部長の答弁だと、大変厳しいいろんな条件が課せられてきているというようなこと。もし、あのグラウンドがなくなったら、大変子供の育成に対しても問題があるだろうし、多くの団体にかなりの影響が出てくる。さらに、市民から不平、不満が出てくることが当然、予測されるわけですけれども、全体像を見て、今のスポーツ行政、特にグラウンドについて、市長、どう今お考えなのか。それから、これから国に対してもっと積極的に発言をしていくとか、要望していくとか、そういったお考えがあるかどうか、それをお聞きしたいというように思います。

それから、小学校の体育館の開放です。今、学校教育部長は、改善するものがあれば改善したいというんです。改善しなきゃならないんですよ。ちょっと認識不足じゃないですかね。改善したい、するものがあればやりたいというようなことが。そんな状態なんですかね、今の認識が。照明器具によって、あるいは体育館の塗装によって違う、これはわかりますけれども、であるならば、３種類もの照明器具をつくって使っているんであれば、こういう色にはハロゲンが合うとか、水銀灯がいいとか、当然そういうのがあるわけです。それに合わせたような照明器具に変えていくのも、一つの行政の仕事じゃないんですか。学校開放ということで、みんな喜んでいる。それには、それなりの条件整備をしなきゃいけない。当然なんです。改善をしなきゃならない、ぜひしてほしいということを、再三再四、窓口でも言ってきたし、ずっと数年前から言ってきている。にもかかわらず一向に改善をされない。今の部長の答弁は、大変市民に対して失礼であるし、そんなような状況で現状が把握されているんでは、私は声を大にして文句を言いま

すよ。もっときちっとした答弁をくださいよ。それがきちっとした答弁といえば、もうそれでいいですけれどもね。実際に担当者が見ているんですよ、その場を。確かに暗いです、あの体育館は。何とかしたいと。もう一回、答弁を聞かせてください。

それからトイレの問題も、体育館と併設が無理であれば、当然、不便な体育館についてはこうしたいとか、暫定対策でもいいですから、考え方を聞かせてください。

それから、社会教育部長にお尋ねしますけれども、市民グラウンドというのは、多摩川の河川敷を指すのかどうか。ちょっと、それを確認させてください。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の発展の経過というのは、御承知のとおり、ここ30年ほどの間に人口が目覚ましく急増をし、過去の農村時代が都市化という急激な変化にさらされた、こういう背景があるわけでありまして、私は日野市のいろいろな今日の取り組みが特におくれているということで非難をされることは、少し寛容であってほしいということを思っております。

無計画であれば、これはいろいろと言われる責任もあると思っておりますけれども、一応の計画を持ってそれぞれに取り組み、100％の満足がなくても、過大な対応ができているということでありますので、それを急ぐ激励の言葉はありがたいというふうに思いますが、何かもう少し言い方が柔らかみのある言い方をしていただいてもいいんじゃないか、こんなふうに思っております。

何よりも、もともといろいろな日野市の過去の来歴から、公有地が少なくて、幸いに国有地という形で、ある程度の規模の面積が維持をされておるということでありまして、ほとんどこれからの大きな施策は、国有地に依存をしながら、できるだけ早く達成をしたい、こういう状況でありまして、人口急増時代の経過、それから今日、特にスポーツ施設が求められる現実、これらに対しまして一定の計画を持ちながら進んでおりますので、そのようにある程度の御理解はお願いしたいと思っております。それぞれの国有地を早く市有地に求めることができれば大きな解決になるわけでありますけれど、財政上の問題もございますし、また、国当局のそれぞれの考え方もございまして、いろいろな交渉を持ってお願いをしながら将来を期しておるというのが、挙げられた事例の数々であります。

この間の質問にもお答えしましたとおり、浅川流域処理場の覆蓋の上の活用ということもだんだん近づいてまいっております。ＪＲの用地も一部買い取りを実施いたしまし

たので、何とかあれを早く返していただくなり、何なりで、地元に広場として提供できないだろうか、というような努力もやっております。

いよいよ、いろいろな展望を考えまして、この間は多摩川の、つまり流れの向こうの河川敷、これらについてもある程度の考え方を持つべきではなかろうか、というふうなこともお話をしたとおりでありまして、これから積極的に、とにかく市民の需要に早く供給のできるような取り組みを進めていくということには、全く御指摘のとおりでございますので、時間を要するもの、あるいは促進し得るもの、これらをもっと積極的に取り組んでいくというふうにやってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしておきます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　先ほど、不穏当な言葉を使いまして、大変申しわけございません。

一般論という中で申し上げたわけでございますが、再質問の御質問によりますと、お申し越しということでございますので、第三小学校についてということかというふうに思います。

三小について具体的にお答え申し上げますれば、三小の体育館につきましては、それほど遠くない将来に大規模改造を予定してございます。それまでは既設のトイレを、したがって、御利用いただくことになりますけれども、ただ、既設のトイレ、現在、御承知のとおり、プールトイレを使っておるわけでございますが、これにつきまして、現在、落下方式になってございます。ことしの秋ごろには下水道工事が完了する予定でございますので、その後にこのプールトイレの改修は行い、あわせてその際、照明設備の設置等、手を入れていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　先ほど御質問の中で、多摩川グラウンドの名称のことでございますが、市民グラウンド等々、過去に多摩川の河川敷のグラウンドが一つでございましたので、市民総合グラウンド等も呼んだことがあるわけなんですが、ただいまの体育課の方のいろいろ施設の区分けの中では、東光寺グラウンド等もできましたので、多摩川グラウンドというふうに分類をしております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

市長が積極的に取り組んでいくということでございますから、ぜひ基本計画の中で、一番おくれているスポーツ施設について積極的に推進をお願いしたい、というふうに思います。

学校教育部長の答弁で、ぜひそういう、現状、28校しかないわけですから、日常の業務の中でそういった面は十分把握されていると思いますんで、もう少し実のあるような御回答を、これからもお願いしたいというふうに思います。

それと、多摩川グラウンドと東光寺グラウンドは、それぞれ固有名詞でそう呼ぶんだということで、わかりました。両方とも市民グラウンドであるわけですね。そうしますと、あれは河川敷ですから、固定のものは設置できないんです。移動のものであればいいんですけれども、多くの市民の方が多摩川のグラウンド、あそこは夏になると全く日陰がないわけです。非常に乾燥しちゃって暑いということで、何とか日陰みたいなものがあればいいなと。我々が言っていたのが「いや実は、それぞれ個々にテントでも持ってきてやってください。あそこには固定のものは置けないんです、河川敷ですから。こういうことになっています」ということを説明してきたんです。

ところが、この４月の市長選で、森田市長の方のビラに「グレードアップ、スポーツ・文化施設」というタイトルのもとに、かなり大きなビラが入りまして、この中に「市民グラウンドへ観客席の設置を進めます」と書いてあるんです。市民グラウンドには、観客席の設置はできないんです。あれは固定物ですから。観客席を設置したら、あれをもし移動となると、大変なこれ、仕事になりますしね。ですから、できないことは、こういうでたらめな資料を市民に配るというのはいかがなものか。こういうことをやられちゃうと、我々が一生懸命スポーツ関係者に「あそこにはそういうものができないんです。観客席なんかとんでもない。固定ですから」こういうことを言っていたんです。観客席をつくれば下側はその日陰になるとかという声も確かにあったんですけれども、だけれど、できないことを、こういうビラに書いて「文化創造元年」というような、これはこれでいいんですけれどね、大変ありがたいんですよ、こういうことを。文化・スポーツのまちをつくってくれということを我々は望んでいるんですけれども。でも、市民にこういうふうに、やっぱりうそをついちゃいけないですね。こういうものを配ってしまっては。ですから、ぜひ、積極的にやられるのは結構ですけれども、こういう言ってみればでたらめなニュースはぜひ流さないように、ひとつチェックをしていただきたい。

たしか社会教育部長、観客席を設置するとなると、これは移動ではとてもできません

ね。やはり固定だと思うんです。いかがですかね、担当部長として。これはやっぱりだれが見ても、観客席というのはかなりの多くの方がそこにずっと座って見るわけですから、一般的な受けとめ方からすれば、公式なグラウンドに、陸上に、河川敷も陸上かもしれませんけれども、つくるのは、公式のグラウンドですから、こういうことをどんどん書いてもらって市民をだますようなことは、ぜひ慎んでいただきたい、こんなふうに思います。

いずれにしましても、現状は大変厳しい状況下にある、市民のそういった要望にこたえられないということが、はっきりしているわけでございます。市長がよく「満足度」という言葉を使うんですけれども、満足度というのは何点以上が満足なのか、ということを過去に私が聞いたらば、大体70点以上かなというようなお答えをいただいた経過がございます。今、市長が、ちょっと私が質問することは辛いんじゃないか、採点が、もうちょっと評価してもいいんじゃないか、こういうような御答弁でしたけれども、満足度という面からいくと、40％の方が今の施設に「不満」「やや不満」というふうに答えていますので、まだまだ及第点は差し上げられない。ぜひ積極的に推進をしていっていただきたい。

その他も前向きに御検討をお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の１、スポーツ行政について問うの質問を終わります。

一般質問15の２、日野自動車工業㈱北西側の歩道設置工事について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○21番（奥住日出男君）　簡単に、これは質問させてもらいます。

かなり前から、日野自動車の北側の通学路、この歩道は今１メーターぐらいしかないんですけれども、車道より低いということで、雨が降るとかなり水も入ってくるし、交通量も多いもんですから、何とかあの歩道を広げてもらいたいということで、担当部署ともいろいろ話をしてきたんですけれども「日野自工の方で塀を中にもっと引っ込んでもらって、用地を市の方に貸してもらえるんであれば何とかなるだろう」という答弁をいただいて、会社の方にも要望しながら地域住民に対して、ひとつ用地の提供をお願いできないか、ということでやってきたんですけれども、会社側の方も、トップの方で「いいだろう」という結論が出まして、測量も終了をしたわけでございます。ちょうど塀沿いにはいろんな施設がございますので、あれをずっと全部片づけてやるには、まだ数カ月必要なんですけれども、今後、担当部署としてどのように進めていくのか、工事

の概要等についてお聞かせいただきたい、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　御質問の場所は、日野台二丁目と日野台四丁目を結ぶ市道で、通学路にもなっております。幹線市道１－15号線であります。以前より、この道路の改修計画をしておりましたが、お話のとおり現道の約6.5メートルの幅員では、２メートル歩道を確保するというのはなかなか困難ということで、日野自動車工業株式会社さんの方にもお願いに上がり、快くここで承諾をいただきました。

今後の計画は、平成５年度の事業として、東京都の市町村土木補助を受けながら事業を推進してまいりたいと思います。既に設計審査も終わっております。ただ、車道部分と同時にやりたい考えで、ほぼ関連づけてやりたいと思っておりますので、歩道部分の着工は10月ごろまでをめどに進めております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

大変あそこを使う方も、これが拡幅されますと便利になるし、自動車で通る方、あるいは自転車を利用する方、今、いつ事故が発生してもおかしくないというような状況にございますので、今、10月ごろということでございますので、一日も早く工事が始まって、すばらしい道路になるようにお願いしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の２、日野自動車工業㈱北西側の歩道設置工事について問うの質問を終わります。

一般質問16の１、６期当選を果たした森田市長の選挙中における公約又は政策、方針等について問うの通告質問者、藤林理一郎君より、取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問17の１、南平都営住宅の建て替え計画についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員登壇〕

○30番（米沢照男君）　南平都営住宅の建て替え計画について、質問をいたします。

南平都営住宅は、1966年の入居ですので、丸々26年が経過をしております。同じ時期に建設をされ、入居した姥久保都営住宅が、御存じのように既に建て替えの計画が進行し、一部、工事着工に向けての転居、明け渡しが進んでいるやに聞いております。

したがって、南平都営住宅も建て替えの計画の対象に入って当然ということになろうかと思いますけれども、ごく最近、住宅局から自治会に建て替え計画の意向が伝えられて、来年３月までに明け渡すように要請されたというふうに聞いております。相当、唐突なといいますか、突然な話でありましたので、かなり自治会、居住者の間では騒ぎになっているというふうに伺っております。来年３月までといいますと、もう９カ月しかありません。したがって、その建て替えの計画、それに向けての市当局と住宅局との間で、事前の協議がされているのではないか、こう思いますので、まず最初に、その計画の内容、そして事前協議がどのような形で進行しているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

今、御質問者の方から、南平都営住宅の建て替え計画ということで、市との協議はということでございます。大変、担当の部としても驚いたわけでございますが、この通告を受けた時点で、東京都の住宅局にただしました。現状は十分、御理解だと思いますが、現在の都営住宅の建て替えにつきましては、栄町の二丁目、落川、万願寺の新設部分は協議し、進行しております。

なお、質問者からお話のありましたように、姥久保の部分につきましても、建て替え計画は発表をしておりませんが、その事前についての調査をするという協議は、一度ありました。ただ、この南平の場所については、全く現時点まで協議はございません。内容を細かく調査してみますと、現在の建設中の建物は完成するわけでございます。それに関連して現存の姥久保の問題、あるいは南平の都営、今後、建て替えを予想される部分の移転の問題が多少－多少というよりは、具体的には、５月20日、東京都の担当者が自治会長さんと副会長さんにお会いして、あいさつに行った事実はございます。それについて建て替え計画が具体的にこうだ、というような内容は、もちろん市とも協議をしておりません。全く、あいさつをした事実はありますが、市の方としても現在、全く南平の都営住宅については協議をしていない、というのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　建て替え計画の内容について、まだ具体的に東京都住宅局から市当局には事前の話がない、事前協議にはまだ至ってないという御答弁です。５月20日に自治会の三役といいますか、会長、副会長に話があったという御答弁でした。

そのことも、私は直接自治会から伺っておりますけれども、そこで、先ほど申し上げ

ましたように、同時期に建設をし、同じ時期に入居した姥久保都営が既に建て替えの計画に入っているということですので、遅かれ早かれ、この南平都営住宅についても、建て替え計画が具体化してくるだろうと思います。実際に住んでおられる人たち、居住者がどういうことを懸念しているか、問題点、いろいろありますけれども、簡潔に整理してみますと、以下のようになるかと思います。

一つは、団地の住環境がどう変化するんだろうか、どういう建て替え計画になるだろうか、ということが１点あります。

２点目は、その建て替え計画に自治会や、現に居住している者の意向がどこまで反映されるのか。要望がどこまで取り入れられるんだろうか。いろいろ過去の公団、公社、都営関係の建て替え計画などを見ますと、ともすると一方的な計画が押しつけられる、こういう状況もあります。そういうことはないだろうかどうか、という不安があります。

３点目は、建て替え工事に伴う転居の問題があります。行った先の住環境の変化、そして工事が終わってから、また、いわゆる戻り入居のためのもう一度の転居が伴うわけでありますけれども、そういった大変な、煩わしさだけでなくて、住む環境が大きく変化をする。家賃の問題も当然、伴うわけであります。

４点目は、南平都営住宅もかなり高齢化が進んでおります。建て替えがされれば、当然それに伴ってかなり高い家賃が予想されます。全部が全部、再び戻って入居できるかどうか。つまり、家賃がどうか、という問題があります。

懸念されている問題点としては、大きく分けてこの４点になるかと思います。細かい点は種々あろうかと思いますけれども、これに集約できるのではないかと思います。

私も、あの団地に約25年、住まわせていただきました。住んでみて、つくづく思うことは、団地の計画というのは、住む立場に立ってどれだけ住みよいものにしていくか、このことがやはり大変重要なかぎではないかと思います。南平都営の場合、入居した当時、つまり二十六、七年前になりますが、どんな状況だったかと、簡単に状況をこの機会に触れておきたいと思いますが、265戸の団地で、集会所は全くありません。すぐ隣接して、京王線の鉄道でしたけれども、そこにはフェンスがなくて、バラ線が張っただけの状況でした。雨戸は、もちろんありません。トイレは、くみ取り式でありました。団地の周りは側溝が設置されていましたけれども、この側溝がまた大変な工事でして、逆勾配でほとんど流れない、こういう状況でしたし、駅までの通勤・通学路は全く舗装されてなかったし、街路灯も１灯もついてなかったという状況でありました。今ある平山東公園のあの部分は水たまりで池のような状態で、これもバラ線が張ってあった。こ

ういう状況で、住む環境としては最低の状況だったわけであります。

ここで、入居して約１年の間にようやく自治会がつくられて、自治会活動の中で一つ一つこれらの問題が解決をされました。今日では、小さな団地ですけれども、集会所が２カ所設置をされました。雨戸も設置をされ、トイレも水洗化されました。専用水道から公水道への切りかえや、保育園、幼稚園、学童のための地下歩道の設置もされましたし、団地周辺のフェンス、線路際のコンクリート塀の設置、平山東公園の設置等々、団地の住みよい環境づくりが、これまでに取り組まれてまいりました。こういう経過の中で、冒頭申し上げましたように、やはり団地というのは、住む者の立場で設計をし、建設をされなければならないということを、つくづく今さらながらに感じているところであります。したがって、団地の建て替え計画も、この立場でやはり進めなければならないと思っているところであります。

この三、四年の経過の中で、自治会から都議会にあてての請願書を出した経過があります。簡単な文章ですので、この機会に紹介しておきたいと思いますが、1989年、ちょうど４年前になるでしょうか、７月28日付の請願書ですけれども「団地の住環境整備の促進を求める請願書」－住宅団地の屋内、屋外の住環境整備について、これまでも毎年自治会として陳情を繰り返してきましたが、住宅団地の建て替え計画を理由に、切実な諸要求が全く無視されてきました。建て替えについて、自治会、居住者の意向打診も説明も全くなされないまま、住環境整備を求める諸要求をなおざりにするやり方は納得できません。速やかに次の諸要求について実施されますよう、ここに自治会の声をもって請願いたします。

この請願、要求事項としては、玄関のドアの取りかえ、窓のアルミサッシ化工事、屋内床の補強工事、屋内、屋外の壁の塗装工事、団地内街路灯の取りかえ工事、この５点の要求です。この請願は、今の読み上げた要旨にもはっきりされているように、団地の建て替え計画があるからといって、あれこれの環境整備の諸要求をなおざりにするな、きちんとやれ、という要求でありました。

これは早速、この要求が取り上げられまして、玄関のドアの取りかえや、屋内の床の補強工事、そして外壁の塗装工事、あるいはお勝手のステンレスの流し台、ガス台等の取りかえ、団地内街路灯の整備等々、この請願に沿ってのあれこれの環境整備が行われました。こういうことから、当分、建て替え計画はないのではないかという共通した認識があったわけでありますけれども、都としては、他の団地との兼ね合いもあって、そろそろ団地の建て替え計画を進めたいということではないか、というふうに私は思いま

す。

これは市長にお願いしたいわけですが、今申し上げたような経過、そして住んでいる者のあれこれ懸念される問題点等、申し上げました。近く、当然のこととして、自治会への説明会ももちろんあるでしょうし、市への事前の協議も当然なされるかと思います。その際に、ぜひお願いしたいわけですが、あくまでも居住者の意見を尊重して計画立案をするように、また、計画そのものを進めるかどうかについても、きちんと居住者の意向を確かめてから取り組んでほしいと思うわけですが、整理して言えば、一つは、建て替え計画の時期、計画の内容。

２点目は、建て替え工事に伴う二度にわたる転居が強いられるわけですけれども、その仮住まいとなる団地の諸条件、家賃やら住環境等々がございます。

それから、建て替え後の家賃の問題、これがどの団地でも一番大きなウエートを占めるわけでありますけれども、以上３点について、あくまでも居住者の意向に沿って対応するように、ぜひ市当局としても十分この辺の居住者の要求や不安を踏まえて対応していただきたい、ということを要望したいわけであります。これについて、市長から一言、考え方なり、市長の構えについて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市内には、今、建て替え中は、大坂上都営が、都営・市団地があるわけでありますが、その他、栄町に新築、それから落川にも小規模な新築団地が進んでおりまして、これらにつきましては、かなり事前に入念な協議を行われて事業化になっておるということであります。

今、話をお聞きしまして、住宅局の、話のとおりであるとすれば、何と順序がわきまえられてない取り組みだろうかという感じがいたします。市に対しては、まず第一に、高層化に伴えば、それなりの説明、それから恐らく増戸ということが、戸数をふやすということがありましょうから、それらに対して基本的な協議がまず行われるべきはずであります。

南平都営が、入居の始まった当時、つまり数の要請に急速にこたえなきゃならないという、いろいろな不備はわかるわけでありますけれど、建て替えというのは時間をかけながら、しかも入居者に十分な納得と合意を取りつけつつ、すべて了解のもとに行うというのが当然の進め方でなければいけませんので、一度、我々の方からも状況を調査いたしまして、日野市としての意向をお伝えをし、必要な協議は開始をして、住民にも十分お伝えをし、あるいは理解の手順をとるということをやらなければならない、このよ

うに感じたところであります。

とりわけ仮住まい、あるいは戻り入居、その際の家賃、それから戻れない人はどうするか、いずこの建て替えも同じ条件下にあるわけでありまして、我々の市営住宅を建て替える際には、かなり至れり尽くせりの対応をしながら事業を進めることと、それから使用しておられる居住者の方々に納得をいただくという大前提は、何といっても必要なことでございますので、それなりに情報を聞きましたので、これからの問い合わせ課題にして、そこから状況を把握していきたい、こう思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

現に住んでいる居住者を側面的に援助、支援する立場から、積極的に対応をしてくださいますよう強く要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の１、南平都営住宅の建て替え計画についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時19分　休憩

午後２時55分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の１、市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔24番議員登壇〕

○24番（天野輝男君）　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよ－日野市の区画整理事業が進捗する中で、日野市施行区画整理事業が８カ所、組合施行の区画整理事業が12カ所、現在、施行中であります。日野市内の将来像をとらえて、これら事業を進めていくためには、市内の事業すべて整合性を図る必要があると、私は考えております。地方自治法２条５項では、市町村はその事務処理に当たっては議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない、このようにまちづくりの指針を義務づけておるわけであります。

本来ですと区画整理事業は、市施行の事業で行うのは当たり前であります。この方法ですと、事業申請をして国や東京都に提出してから事業決定を受けることができ、事業費を確保することができるからであります。

森田市長は昭和48年、市長に初当選されて以来ですから、既に昭和46年７日に万願寺区画整理事業、これは１期、２期、３期合わせますと256.1平米、それに新坂下区画整理事業が49.5ヘクタールあったわけであります。

そして、区画整理事業は、万願寺の区画整理事業だけが昭和56年１月８日に事業決定を受けておるわけであります。それ以前に日野市の区画整理事業は既に平山区画整理事業、これは128.2ヘクタールで、都市計画決定が昭和56年６月13日に受けて、事業決定は、昭和38年９月19日に受けております。神明上の区画整理事業も面積133.2ヘクタール中、事業決定を昭和39年10月23日に受けておりまして、事業決定を昭和41年10月１日に受けておるわけであります。そのほか、四谷下区画整理事業というのは、これは都市計画決定は昭和40年11月１日に受けておりまして、事業決定を昭和41年10月１日に決定を受けて、この事業は三つあります。この事業を見まして、都市計画決定を受けてから事業決定に至るまで約３年で実行しておったわけであります。この森田市長になってより、その以前に古谷前市長がやって、昭和40年６月17日に都市計画決定を受けておるわけですから、この間の理由は何かあったと私は思うんです。しかしながら、その裏づけとなるものは、やはり財源的な裏づけがとれなかったことがあると私は思います。

そういう意味で、森田市長ばっかり責めるわけではありませんが、やはりその後、16年も森田市長が担当してから、この区画整理事業を、この万願寺区画整理と新坂下区画整理事業の決定を受けていながらも実施してこなかったところに、私は大きな問題があるのではないか。私は、このように考えており、またそのように把握しておるわけであります。

16年と申しますと、市長は、市長任期４年間であります。この期間に日野市のこの区画整理事業が何で進まなかったのか。ということを申しますと、やはり国や東京都に対しての対応もまずいものがあったのではないかと、私はこのように周囲に知らされております。

そして、現在、急激にその区画整理が一緒に進んでまいりました。また、この高幡の区画整理事業、これは都道に関係しております。また、この豊田南の区画整理事業も国道の促進に影響を与えておるわけであります。また、万願寺第二区画整理事業についても同じように都市計画事業、道路が入ってきておる。西平山もそのとおり。また、東町

の区画整理事業についても、そのような計画があったからこそ東京都や国においてこれらも認めていただいたということを、私は聞いておるわけであります。それ以外のものは、なかなか日野市で独自に都市計画事業を、市の施行で区画整理事業をしたいと言っても応じてもらえなかったのが現実ではないか、私はこのように思うんであります。

そして、日野市において、この区画整理事業というものが組合施行で始まったわけであります。組合施行で、今現在12カ所が同時に行われてきております。この方法ですと、一部負担金を支払うだけで地権者が管理、運営することになっておって、簡単に施行できるわけであります。本来ですと、国道と都道の用地買収というものについては、やはり協力しなくてはならないわけであります。そして、その全長の大体３分の１は日野市で手がけるということが当たり前なんです。日野市はそういうことをしてこなかった。そして、手抜きをしていたために、なかなかこの道路の分賦についても事業が進まなかったということは、現実にあるわけであります。そして、そういう中から日野市の森田市長は、国や東京都に対しても協力的でないということは、定義づけられてしまっておるわけであります。

私どもは、そういう中で、この都道、国道の促進こそが日野市の区画整理事業の中で大きな影響を与えてくるという中で、これらのことを国や東京都の方にお願いして、そして森田市長のしりぬぐいをしてきたわけであります。そして私は、これは議員の中でも、道路なんか勝手にできるなんて考えておる、そういう古い市会議員もいるので、ちょっとたまげておるわけでありますが、そういう中で、だれかが働きかける人がなくて、こういうものができるわけはないのであります。そして、現在、私はこの国道、都道というものが、これは浅川右岸の下水道事業の主幹、多摩川中央幹線、浅川中央幹線の埋設は、この都道、国道に来ていただくことになっておるわけであります。

そして私は、今回、この日野市におけるところの、この要請にこたえるためにも、国や東京都ともっと親密な計画のもとに事業を進めていくことが、今後、私は日野市にとって一番必要なことではないかということを感じておるわけであります。

そして私は今回、日野市内をちょっと回ってみまして、気がついたことがあるわけであります。ということは、一種住専の地域です。特に都営住宅と市営住宅が建っております。そしてこの市営住宅は４階であります。都営住宅は３階が主なわけであります。同じ容積率でありながら、これらのことが、やはり私は十分、この東京都の方からも要請があると思うんです。立川へ行っても八王子へ行っても、今、新しく都営住宅が建っておるのは、４階ないし５階であります。日野市の中の建物は３階、これはどういうわ

けなのかということが大変、理解に苦しんでおるところであります。

たまたま市長選挙で動いていたわけですが、私と渡辺みずえさんが一緒になって車に乗っておりました。そして、そのときに、渡辺みずえさんが市長選挙のときに、私にこう言いました。都議会議員の選挙後に森田市長のところにあいさつに来たときに、「渡辺さん、私の方から頼むことは一つもありません。そして問題があれば東京都の方から私の方へ、すべて頼みに来る」、こういうような話を私にしておりました。あ、そういう形の中で、東京都の方から話しに来る、そういう中で日野市の建物は、市営住宅は同じ用途地域の中で4階だ。そして東京都の建物は3階しか認めないのかということを、そのときに私は感じたわけであります。東京都の住宅供給公社の新築に関するところの建物の増数というものは、増設というんでしょうか、これは約、多分2割程度アップになるということも私は聞いておるんです。そういう中で、十分これらのものは東京都の要望にこたえておるのかどうか、このあたりをまず最初に質問させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　都営住宅の建築にかかわる問題の御質問かと思います。

まず、第1種専用地域の中での建ぺい率、容積率は、建物の高さが原則的には10メートル制限ということでございます。その中には、当然、東京都からの協議の前提の中では、一定の面積の中で3階、10メーター制限の高さ、あるいは4階というような一定の原案に基づいての協議が事前にあります。もちろんその中では、北側斜線の問題、日照の規制の問題、周辺環境の安全性等の問題、周辺住民との問題もあるわけでございますが、この辺の合意があれば、東京都としては建築基準法の55条の特例の適用で、12メーターの高さで認可をとって建築に当たっている状況でございます。よって、現在の都営住宅につきましては、栄町の二丁目、大坂上の三丁目、落川の都営、現在建て替え部分の敷地内の一部に4階建ての住宅が建築中でございます。よって、過去、東京都から市に協議された中では、十分、市の中では担当部とも協議をし、それを一定の条件を整えているということで回答をし、建築が進んでいるという実態でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そうしますと、特に3階ができているのは、栄町も3階ですよね。特例で一部4階になったわけですね。

こういう中で、私は、こういう特例があるわけですから、東京都の方で要請があれば

それに十分こたえていくことが必要ではないか、このように思うわけであります。そして、物を頼まれれば、こっちでも当然お願いするような部分ができるわけです。そして、そういう人間関係をつくっていくということが日野市にとっても大変必要なことになってくると、私はこのように思うわけであります。

それで、森田市長にちょっとお聞きしたいのは、渡辺さんが都議会議員に当選されたときに、森田市長にあいさつに来たときに、そのような「私はあなたにお願いするようなことは一つもありません」、このようなことを言ったと申しておりましたんですが、そのようなことを言った事実がありますかどうか、お聞きしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何のことの御質問であるやら、さっぱり私もわかりません。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　市長は、年をとって耳が聞こえなくなって、さっぱりわからないというのか、まあ、この渡辺みずえ都議が、そんなうそを私に言うわけはない、このように思うんであります。そして、森田市長の現在までのいろいろの配慮を見ておりまして、私は、渡辺都議の言っていることは正しい、このように思っておるところであります。社会党でも野党でも、この私どもが信頼して日野市のためによくしようと思っている人間に頭を下げたならば、それは私は協力しなきゃならないと思っているわけであります。

そして私は、市内の公共施設について、私は区画整理事業の中でもっと国が東京都に働きかけて、ぜひいろいろなことを実現していただきたいということを強く感じておるわけであります。森田市長も議員生活が、市議を入れるともう30年近くもやっておりまして、日野市内の中のことは、だれよりもよく把握できていると私は思います。そして、三多摩でおくれているものもあるわけであります。それは、総合体育館、また文化施設、また、市立病院というのはそんなにたくさんありませんが、市立病院や、または特別養護老人ホーム、こういう老人保健施設、老人のための福祉施設は、他市には結構あるわけであります。そして、日野市の中では、財政がありながらもこのようなことが実現できない、そういうところに私は、計画的なものがなかったところに問題があるのではないか、ということを思うわけであります。

先ほど奥住日出男議員のスポーツ施設の質問の中でも、森田市長の答弁の中で、私も常にやってきた、そのやってきていることは、だれも認めておるわけであります。事業

を、少なくても何かと市民要望という形の中で事業を実行してきたことは、だれもが知っておるわけであります。しかしながら、小さいことはできても、やはり今後はもっとハードな部分の、先ほど申し上げましたような総合体育館や、または市立病院の建て替え、または土地を用意していただいておる多摩川福祉ゾーンの計画等に対しては、総日野市の、今、基金が140億、150、もっとか、160億ぐらいあるでしょうね、たしか。そのぐらいあっても、一つつくればもう全部基金がなくなってしまうというような状況の中にあるわけであります。そういう中で、私は、これらのハードな部分の公共施設の基本計画の中には、やはり実施計画を立てて予算を計上していくということが、これからの市民要望である、私はこのように思っておるわけであります。どうぞ、そういう面で、ぜひこれらのものを取り入れていただきたいと思うわけであります。

日野市の、今回提出されましたところの第３次基本計画、基本構想、基本計画案を見ても、具体的なものは私はできない、このように思うわけであります。そして、基本計画の中で、３期、10年間の計画でありますから、目標年次が平成15年、2003年であります。この想定人口は19万人を想定したところの人口であります。これらの人口のふえてくる中で、今後はますます学校週休２日制の問題、そして児童や生徒たちの今後の休みを利用したところの施設の運用というものが一番大きな問題になってくるということを、私も感じておるわけであります。

そういう中で、私は、こういうようなことをぜひ真剣に取り組んでいただきたい、このように思うわけであります。そして、日野市の中の公共の施設といいますと、先ほども言いましたところの総合体育館、市立病院の建て替え、多摩川福祉ゾーンの施設の進め方、これらの問題をどういう形で10年間の中に位置づけしておくのか、これらのことをぜひ真剣に考えていただきたいと思うのであります。

私も、この総合体育館の件につきましては、昭和61年度、私が初めて市議会に出てきたときに、この問題が出てまいりました。そして、今でも覚えておりますのは、この3.4ヘクタールのうち２ヘクタールは公園用地としてしておる、そして1.4ヘクタールの土地の建設の組み立てであります。そのとき市長は説明をしたのは「桑園の跡地と淡水区の水産試験所の用地買収は約100億かかる。この100億のお金を今どこからも編み出すことはできない。そういう中で、この体育館をつくるとしたら、この土地を利用したところの公共の建物の上に民間の住宅をつくる、そしてこの土地を有効に体育館をつくって、体育館のための費用を捻出する」という説明でありました。

私もその話を聞きまして、本当に驚いたんです。おれ、市会議員に出てきて損したな

と思ったんです。自分の地元にこんなものをつくられてしまったら、おれの場所はどうなるんだろうと思って、そうして私もすぐ後援会の会長のところへ飛んでいって話をしました。それで「私の前の市会議員は『おまえは４年間黙ってみんなのやることを見ていろ』と言われました。そこで見ていようと思ったけれど、これは黙って見ているわけにいかないけど、どうしたらいい」と言ったところ、「いや、おまえが思うとおりにやれ」と、こう聞いたわけであります。それで私は勇気を持って、一般会計予算委員会の中で結城部長に、亡くなってしまいました結城さんに説明を求めたわけです。

というのは、当然その建物は公共の施設と民間の施設が併設される。そこで公共の施設の中で個人的な住宅から火災等の事故が発生したときには、一体だれが責任を払うのかという、私は、結城さんに申しました。そうしたら結城さんも考えていただきまして、そしてこのことでたびたび話をする機会がありました。それで「天野さん、いいものをつくりましょうね」「お願いします」という形で、この話をしていたわけであります。そして、その中で、私に「きっと今度は天野さんの納得のできるようなものをつくりますから」という説明をいただきました。それで私も期待しておりました。

その中で、本町北地区基本整備計画報告書というのが出てきたわけであります。これが昨年の５月ごろ出てきてまいりまして、私と、そばに、今、市議を辞めてしまいました２人が呼ばれまして「この問題についてこういう形で進めたい。そしてこの計画はもう上に上げないと体育館の用地は買うことができないし、こういう形で認めてほしい」という、その認め方というのが「1.3ヘクタールの土地のうち半分は住宅整備公団の個人住宅に売って、環境のいいものをつくります。そしてこの費用で体育館をつくります」、こういう説明でした。

私も、本当に彼と話をしておりまして、悪いけど、この話は飲めないぞと私は申しました。それで「あなたが立川の大蔵省の管財に行くというなら、どうぞ行ってください。私も行きます。私は地域の住民の代表として、そしてお話をしてまいります」このように言ったわけであります。そして、私は先に行っちゃ申しわけないと思いましたから「結城さん先に行ってください」と。それが７月の初旬でありまして、62年の７月23日、立川市にある大蔵省管財課に行きました。それで私が行きましたら、向こうも、私が１人で行ったって私の意見が通るわけないと思いますから、当然。私は国会議員にお願いして、そして秘書を連れて行きましたら、向こうでびっくりして「何のことですか。日野市でこんな形で来たのは初めてなんですよ。私のできることですか」と課長が言ってびくびくしておりました。そこで私が説明しましたら、「あ、そういう形のことであっ

たら、天野さん、あなたがその地域の皆さんに署名なりもらって私に届けなさい。私は責任を持って地域の皆さんの意見を通します」という形ができ上がってしまったわけであります。その結果、この体育館の問題が消えてしまったようなところがあったわけであります。私は大変、結城さんに対しても申しわけなかったなとは思うんですけれども、今となってみれば、やはりやがては20万都市になるであろう、この総合体育館、日野市に幾つできますか。できても、あそこ一つしかありませんよ。

そういうわけで私は、これらの問題は将来的にしっかりしたものを建てなきゃいけないということを強く感じておりました。それが私の意見で、そういう形の中で今回、今日まで来てしまったわけでありますが、今回の私は、この基本計画、または基本構想を見ても、やはり何が一番必要であるのか、またそして、この予算の確保をどのような形でしなきゃならないかということを、私はもっと真剣に考えていただきたい、このように思うわけであります。

そして、一番嫌なことに、また森田市長が６期目を当選させてしまったわけでありますから、そういう面で、私は、ぜひ、過去の日野市の中の体育館というのは大体8,000平米規模のものが計画されておる、ということを聞いておるわけであります。ぜひこれらのものをどのような形で今後、計画していくかということを、基本構想の中に載せていただきたい。またこのあたりの取り組みについて何か考え方がありましたら、まず教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　私の方からお答えしたいと思います。

今、御質問者の方からも基本構想、基本計画についての原案の状況につきましては、御説明あったとおりでございます。もちろん基本計画につきましては、前期５年、後期５年ということで、各議員さんに今後の計画を設定する意味でお願いしている状況でございます。昨年７月以降、庁内では各課長あるいは係長を中心にプロジェクトチームを各部門別に持っております。その中で、積み上げを現在、原案として発表しております。まだ当然、実施計画に至ってないわけでございますが、当然この体育館の問題につきましては、スポーツ・文化等の特別委員会の中でも再三、議論をされております。担当部としても既に一定の考え方を持っているわけでございますが、この長期的な展望の中での当然、実施計画、あるいは補助金の問題、あるいは市の財政負担の問題を考慮した中で、前期あるいは後期、どこにのせるかは当然、用地等の問題が一定の区画整理の促進等の関係がございますので、その上での担当部との協議を進めていきたいというふうに

現状では思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　大まかなところは大体私も了解しておるわけでありますが、この総合体育館については、過去２回、昭和50年代の半ばごろと、62年だったでしょうか、請願が出ております。そういうふうに市民要望の高い問題ですから、ぜひ私は、もっと真剣に考えていただきたい、このように思うわけであります。真剣に考えるということは、やはり切り詰めるところは切り詰めて、そして先ほどから申しているように、いかに東京都や国と、こういう総合体育館、日野市にはないわけです、総合体育館はないわけです、こういうものを建設するに当たっては、もっと真剣に話し合う必要があると思うんです。それでお願いしていきながら、そして認めていただくという形をとらないことには、日野市の限られた財政の中で、これらの総合体育館をつくるということは、まず不可能に近いと私は思うわけであります。

ぜひそういう面で、私は、この日野市は一人相撲を取っているんでなくして、何回もこういう問題を話しに行って、日野市の市民のためであるという、そういう施設であるならば、私は必ずやこの種の市民の要請にこたえていただくことができるのじゃないか、こたえさせていただかなきゃいけない、私はこのように感じておるわけであります。

そこで、私どもは文教委員会で先日、倉敷の体育館を視察して、見てまいりました。市の規模も違いますが、財政も、一般財源が日野市の３倍規模でありますから無理もない部分がありますが、しかしながら、三町が一つになったということで、大きいまちになっておるわけであります。そして、総合グラウンド、相当大きいです。陸上競技場、サッカー場、水泳、またテニスコートや、また総合体育館、こういうものを付随している体育館でありますから、これらのものが六つもあるんです。

そして、ちょうど私どもが行って１カ月前にオープンしたところの「ライフパーク倉敷」というものを見学をさせていただきました。ちょうどその日、私どもが行ったときには閉館中であったんですが、ぜひこれを見ていってほしいという形の、その建物を見てまいりました。これは倉敷市が市制20周年、これは合併して20周年に当たる事業として計画されたものであります。そして、これらの計画というものが、要するに８年後にオープンにこぎつけたところの説明を受けましたし、私も「ライフパーク倉敷」のその計画を見まして、ああ、事業というものはこういう形でやるんだなという箇所は、幾つかわかったわけであります。

と申しますのは、この事業は大体100億円かかったと言っていました。100億の事業であります。100億の中に……これは最初は総合社会教育センターの構想で出発しました。そして１年目のうちに、委員会を構成して６月には視察に９カ所行きまして、９月にはもうその基本構想を基本構想委員会のメンバーでまとめておるわけです。そして次の年には、今度は建設予定地としての用地を議会で議決して、そして建設委員会を翌年にもう設置しておるわけであります。そして設置して、もうすぐに予算措置をとって、また今度は基本構想委員会が集まって、そして建設予定地、計画の報告をして、そしてもう既にこのセンターの職員を３名配置しておるわけです。そして具体的なものを着手しながら内容をまとめていった、私は、この大きい事業を進めておる職員は、やはりそれなりの訓練を受けておるなということを感じたわけであります。

そして、もう平成元年には担当者を１名増員して４人体制として、ここで初めて文教委員会において建設予定地の審議をして、合意していただいて、そして８月には総合社会教育センター設置方針の策定をしておるわけであります。そして建設委員会において協議を煮詰めて、調整委員会というのを付議して了承を得て、それで庁議にかけて、これで認めていただいたわけであります。その調整委員会の中で、今度は展示設計とか、中にどういうものを用意したらいいのかという、そういう作業に今度入っておるわけであります。そして、その方法としては、展示計画、そして委託の、ここは職員は置かないんです。委託業務で総合体育館のうち半分は委託をしておるという形で、説明を受けました。委託をして、人件費も多分抑えておるんでしょう。そしてプラネタリウムとか機械工学の機種をそこでも徹底しておるわけです。

そして平成２年に初めて建築の設計業務を委託しました。そして今度は、その期間に展示計画等検討委員会を開催して、中にどういうものを配置していくかというのを、検討し、入ったわけであります。そして３月には、もう建設委員会で展示計画、検討委員会の報告に基づいて、検討を終結しておるわけであります。これらのものをまた文教委員会で説明を受けて、これらの部分を認めたわけであります。そして７月には、建築基準法に基づいたところの建築許可を受けて作業に入ったわけでありますが、これらのやっぱり一連の事業をこうして見ますと、やはり一つの事業に対して、要するに検討委員会、このセンターの委員会も、建設委員会もみんな一丸となって、そして庁内挙げて努力している姿が、この中で私は見えてきたわけであります。

そういう中で、私は一つの100億円からの事業をするということになりますと、やはり８年間の中に汗水流して、そして住民のための施設というものはこういうものである

というような形で、しっかり築いてきておる、こういうところに私はすごく感銘を受けたわけであります。８年というと、なかなか８年間の事業経過というものは難しい部分もあるでしょう。しかしながら、この基本計画の中で確定して、そして実施計画に移る中では、やはり市民要望の高いものからつくるということが常識ではないか、このように思うわけであります。

どうぞ、そういう面で、私は今後は市民の要望を生かしていただきたい。そして、生かすための努力をしていただきたいということを、強く感じたわけであります。どうぞ、そういう面で日野市の財源が当然このように円高になり、日野市の企業が輸出を対象としている企業が多いために、税収は減ってきて当然であります。こういう中で、私は企業の立場をとりながら、やはり日野市でも協力するべきところはしながら、また、蓄えるところは十分に蓄えるよう努力をしながら、そして市民が必要としておるところの施設を計画的に実行していただきたいと思うわけであります。

そういう面で、森田市長が仕事をしていない、と言うわけでありません。仕事をやっておりますけれども、やはりハードな部分の100億規模の仕事をどう進めていくかということが市長の裁量ではないか、このように思うわけであります。ぜひそういう面で、私は今度の基本計画を作成するに当たっては、しっかりした絵を書いて、特に日野市の中のどういうところに、どういう施設をつくっておくかということを、しっかり把握しながら進めていっていただきたい、このように思うんです。

特に、先ほど申し上げましたように、日野市の中の組合施行の区画整理事業は12カ所あるわけで、ここはもう道路と小さい公園をつくったら、あとはできないわけです。そういう部分の、やはり整合性を持たせながら、こういう地域にはこういうものが必要であるという市民の要望をはっきりと刻んでいただいて、そこにつくっていただけるよう、強く要望したいものであります。そういう面で、ぜひ今後の４年間の御奮闘を要請いたしまして、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の１、市内の公共施設は基本計画の中で長期的な展望の中で策定せよの質問を終わります。

一般質問11の２、先ほどの森田市長選挙での宣伝で五年後、下水道普及率100％に誤りはないか？の通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○24番（天野輝男君）　先ほどの市長選挙の中で、この日野市は下水道普及率100％という森田陣営からの宣伝ビラが入ってまいりました。そして、私の住んでおるところは下水はありませんから、古い家はまだポットン便所です。浄化槽がないわけであります。

そういう中で、こういうものを一日も早くつくってほしいというお年寄りはたくさんおります。

そういう中で、どういうわけか、お年寄りと会う機会がありまして話していたら、「天野さん、今度よかったね。この間、森田さんのビラに下水道普及率100％と書いてあったけれども、今度は間違いなく５年後にできるんだね」こう言われたわけであります。それで私も、その中で、説明をさせていただきました。「下水道の普及率100％というのは、事業申請を出した中で事業認可が得られた、そのところはいつでも下水が引けるということであると、私は思う。そして、悲しいことに日野市の中で、特に浅川左岸の処理区分区の973ヘクタールに対しては、まだ中央幹線、また多摩川中央幹線、浅川中央幹線が埋設されていないので、これらを利用することができないんですよ。これらのことを一生懸命、今度新しい市長とつくろうね」こう言ったわけであります。

そういう中で、私は、これらの中で、私どもの、結構お年寄りもふえてきておりますから、こういうお年寄りや、また若い人も誤解している部分があるんです。この普及率に対してです。これをぜひ私は改めていただきたいと思うんです。下水道普及率といった場合に、下水道がすべて入ると市民は勘違いしておる部分があるわけであります、特に全然見通しが立っていない部分の人たちは。この部分のやはり説明が私は必要である、それが市民サービスにつながる、と思うんであります。この下水道普及率100％の説明と、そして現実に現在、多摩川中央幹線、浅川中央幹線はまだ皆無の状態であります。これらの問題を市民にわかりやすく説明していただくことが、私は市民サービスにつながる、このように思うわけであります。そういう面で、この質問をさせていただいたわけであります。

５年後の下水道普及率100％ということに本当に誤りがあるのではないかと私は思うんです、市民側から見た場合に。そのあたりの答弁をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思います。

日野市でございますが、下水の工事、事業でございます。これは昭和57年度から、もう事業に、整備に入っております。

それで、南多摩処理区、これは日野市は３処理区に分かれておりますので、南多摩処理区につきましては、60年にもう供用を開始しております。現時点ではほぼ全域が水洗化されておる状況でございます。

また、秋川処理区でございます。秋川処理区につきましては、御承知のとおり、昨年、八王子処理場が稼働した。これを受けまして、今年度の工事が終わりますと、ほぼ100％の整備の状況になる。

それから、今、議員さんの御質問にもございました、問題は、浅川処理区でございます。浅川処理区につきましては、浅川の右岸の方でございます。右岸の方は計画どおり順調に進んでおるわけでございます。問題は、左岸の方でございます。今、御指摘にございました日野幹線、これは東京都が施行する分でございます。それと、日野の中央幹線、これがまだできていないという状況でございます。

そこで、この日野幹線でございますけれども、この日野幹線につきましては、今の予定でまいりますと東町、それから万願寺第二、この事業の計画しております、事業実施しております、この道路の中に入る計画になっております。これは今の予定で、都の予定では、７年度までに一応幹線を入れていきたいというふうな計画で、区画整理事業等の調整も行っておるところでございます。

それと、これにあわせまして、この周辺の工事は、一応来年から部分的にかかっていきたいというふうに考えております。

問題は、日野中央幹線でございます。中央幹線沿いにも、御承知のとおり、上流には豊田の南区画整理、それからその上流に西平山の区画整理事業が実施いたしております。手前には堀之内、それから豊田東等の区画整理も今、計画されておるわけでございます。

もう事業を実施しておる区画整理の区域までの間、これは計画の中でまいりますと、都市計画道路の３・３・２号線に計画されておりますけれども、今の状況でちょっとこの道路の見通しがはっきりしませんので、暫定的に、豊田まで結ぶような調査を今年度、実施するという計画で、現在、進めております。

最初の、整備の100％の予定でございますけれども、今の区画整理事業が実施されている地域、これは当然、区画整理事業と同時に施行してまいります。それ以外の地域につきましては、５年後、平成10年に完成させるという形で、現在、事業を進めておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　当然、豊田南もそうでありますし、平山の区画整理事業もそうでありますが、これらの工事が進まないことには、道路の確保はできないわけであります。そして、それ以外の地域の枝線については、工事をするということでありますが、そういう中で、５年後に下水道普及率100％というのは正しいかどうか、私は聞いてい

るわけです。できないでしょう。当然できないですよ。そのことを聞いておるわけであります。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほども御説明申し上げましたとおり、各区画整理事業の事業認可は、豊田、それから西平山につきましては、これから10年以上かかると思います。したがって、全体では、各区画整理事業区域を含めますと、５年後はなかなか難しいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　だから、私は今言っているように、この選挙宣伝に使った下水道普及率100％というのは間違っているんでしょう、と聞いているわけです。どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　政策の事業というのは、一定の目標を定めて取り組むわけでありまして、我々といたしましては、５年に達成することを目指すという意気込みで取り組む（「そんなこと書いてないよ。おかしいよ」と呼ぶ者あり）、そういう内容でございますので、そのように御理解をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そういう、市長は、市民をだましたような言い方は失礼だと私は思うんです。少なくとも、だから先ほど申し上げているように、この100％できないわけですから、多摩川中央幹線、浅川中央幹線は、５年後にはまだ不可能なわけでありますから。だから、このあたりの説明をしていただきたい、広報なら広報を通して、下水道事業は目標は、５年後に普及率100％目指しておるけれども、まだ道路のこういう買収ができていないし、幹線が入っていない、中央幹線が入ってきていないから、これを促進するために努力をする、その目標は５年以上かかる－５年以上かかるって、書かなきゃいけないじゃないですか。そういうふうに書いてこそ初めて私は市民サービスの点でも、行き届いておるということが言えると思うんです。

これ、間違って、何十人じゃなく多くの人が、また「森田さん」と書いちゃった人がいると思うんです、私は。そのあたりも、やはり誤解をされないためにも、このあたりをしっかりと、日野市の広報で結構ですから、説明をしていただけないでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　実施できる部分と、それから目指すという努力目標について

は、いずれ機会を見て、きちんと説明をいたします。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　いずれでは、困るんです。やはり早く、一日も早い時期に、そういう形の中で説明をしていただくことが、これは日野市の有権者に対しても当然な作業じゃないでしょうか。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　目指すという、いわゆる行政の意気込みを市民の皆さんに信頼をしていただいておる、こういうふうに私どもは考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　では、目指すつもりで頑張っていただけるんでしょうか、市長に。（「補正額がありゃ、あと４年でできちゃう」と呼ぶ者あり）私は、森田市長のあやふやなところが大変不愉快なわけです。

実際、都道の３・４・８号線の件につきましても、これは大変問題があったんです。なぜ問題があったといったら、中央線から上の部分の約1,600メーターにわたるところの都道の用地が、見通しが立たなかった。そして、この部分については、私どもが東京都へ行って話をつけたんです。あ、話を聞いていただいたんです。日野へ話をしていただいて、63年にこの調査費がついて、そしてそれが認められて、独自で多摩川幹線については東京都の事業でやってくれる、ということになったんです。それを知っていながら、市長はそのような答弁をするということは、大変市民に対しても私どもに対しても失礼ではないかと私は思うんです。やはりこういう部分については、市民の皆さんが強い要望があり、そしてその要望にこたえるために私どもが動いて、仕事をしておるわけですから、もっと市長自身はこの問題に真剣に取り組んでいくべきであると、私は思うんです。

それが部課長が行って話がつく部分と、つかない部分があるんです。いいですか、この平山の、平山橋から西平山に沿ったところのあの道路の部分だって、あの部分は掘割では絶対地域の住民が納得しないんですよ。それをどう考えておるんですか、あなたは。私は、こういう部分で市民の皆さんと話をよく討議をしながら、これらの問題も必ず皆さんの要望にこたえられるようにしましょう、という形で話をしておるんです。そして、この中で当然、その下水の本管が入ってくることになっておるわけじゃないですか。本人が努力をするしぐさを見せないで、そして、何ですか、その言い方は。

私は、こういう面で、一日も早くこれらの下水道普及率に対しては「こういう形であ

ります」という説明をしていただきたいんです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　目指すという努力目標は、私どもの最も真剣な取り組みであります。そうして、今言われておるところの説明は、具体的な事業の推移の中で、地域、地域に具体的な状況が生まれるわけでありますから、おのずからの説明になるというものであると思っております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　市長ね、あなたは自分の、宣伝して役に立つことはすぐ出すじゃないですか。日野市の広報には、出ておりますよ。そういう中で、私はそういう言い方はないと思うんです。それは市長は、市長職ですから、日野市の中では多少、権限があるでしょう。そういう中で、そういう私どもは従わなきゃならないという部分はないと思うんです。実際に、下水道普及率100％ということは誤っておるわけですから、努力目標じゃないでしょう。下水道普及率100％といった場合には、全部の日野市の住民の家庭の中に、この下水道が使えるという判断をしておるわけです。だから、その部分を訂正していただきたいというお願いをしているんです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　東京都でも、南多摩地域に平成10年には完成をさせる、こういう表現が使われておるわけでありまして、いずれも努力目標、つまり真剣に目標を立てて、それに積極的に取り組む、こういう意思表示だというふうに御理解をお願いしておきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　森田市長、ちょっと勘違いしておると思うんです。東京都は、目標が10年というのは、流域下水道なんです。２市や３市またがっておるから、こういう部分については、東京都で予算を出すんですから、できるんです。日野市の場合には、本来ですと多摩川中央幹線については、これは流域下水道じゃないんです。だからこれは東京都の事業じゃないんです。

しかしながら、私どもが要請した部分があって、そういうものに乗っていただいたわけですよ。東京都が単独で取り組みましょうという形で、乗っていただいたわけです。だから、そういうところの、市長もちょっと誤りがあると思うんです。流域下水道の東京都が言っておるところの下水道を100％10年後には達成しますというなら、この部分については流域下水道ですから、東京都で補助金を出すんですから、当然これはできる

と言って正しいんです。

日野市の場合には、そうじゃないでしょう。日野市の努力目標があるわけでしょう。そのあたりを、やはり明確に市民に説明していただけませんか、こういうお願いをしておるわけです。いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　逐次、具体的に説明してまいります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　すべてこういう調子ですから、まあ私もこれ以上、市長に申してもしようがないと思いますよ。そういう面で、私は、だから自分の後援会だよりに、そう書きます。書いて、皆さんにわかっていただけるように努力いたしましょう。

そういうことで、この種の質問は終わらせていただきますが、もう少し市民の立場に立って、そして市民要望の問題については、やはり明確に答えていただきたい。このようなことを要請して、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の２、先ほどの森田市長選挙での宣伝で五年後、下水道普及率100％に誤りはないか？の質問を終わります。

これより請願第５－14号、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－14号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。議員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は６月17日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時58分　散会

6月17日　木曜日　（第７日）

平成５年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第14号）

6月17日　木曜日　（第７日）

出席議員　（27名）

１番	沢田研二君	２番	執印真智子君
３番	田原茂君	４番	藤林理一郎君
５番	簇野行雄君	６番	谷長一君
８番	下村功君	９番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
28番	名古屋史郎君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

14番　高橋徳次君

欠員

７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	砂川雄一君
助役	前田雅夫君	企画財政部長	長谷川暢男君
総務部長	小林修君	市民部長	永瀬誠一君
生活文化部長	藤本享一君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	建設部長	小俣雅義君
福祉部長	坂口泰雄君	水道部長	日野義人君
病院事務長	須藤雄示君	教育長	長沢三郎君
学校教育部長	糸川滋君	社会教育部長	大谷俊夫君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成5年6月17日（木）
午前10時開議

（議案審査報告）		（総務委員会）
日程第1	議案第43号	日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
日程第2	議案第44号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について （総務・文教・厚生・建設）
日程第3	議案第45号	平成5年度日野市一般会計補正予算（第1号）

（厚生委員会）

日程第　4　議 案　第　105号　　日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について

（建設委員会）

日程第　5　議 案　第 46 号　　平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第　6　議 案　第 47 号　　日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結について

（請願審査報告）　　（総務委員会）

日程第　7　請願第４－１号　　米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情

日程第　8　請願第４－２号　　横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情

日程第　9　請願第５－11号　　国民の祝日「海の日」実現に関する陳情書

（厚生委員会）

日程第　10　請願第５－４号　　診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情

日程第　11　請願第５－９号　　「吹上地区センター設置について」の請願

（建設委員会）

日程第　12　請願第３－34号　　団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願

日程第　13　請願第４－22号　　程久保一丁目下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願

（継続審査）　　（総務委員会）

日程第　14　請願第３－11号　　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第　15　請願第３－12号　　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第　16　請願第４－３号　　労働時間短縮についての陳情

日程第　17　請願第４－17号　　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情

日程第　18	請願第５－３号	建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情
日程第　19	請願第５－10号	日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情
日程第　20	請願第５－12号	市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情
日程第　21	請願第５－13号	「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情（文教委員会）
日程第　22	請願第５－６号	日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願（厚生委員会）
日程第　23	請願第２－24号	「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願
日程第　24	請願第２－25号	中ホール建設に関する請願
日程第　25	請願第３－17号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第　26	請願第４－５号	日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情
日程第　27	請願第４－21号	複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情
日程第　28	請願第５－２号	都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情
日程第　29	請願第５－７号	難治性肝炎患者に関する請願
日程第　30	請願第５－８号	リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願（建設委員会）
日程第　31	請願第２－４号	京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
日程第　32	請願第２－28号	大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願
日程第　33	請願第３－４号	区画整理の諸点についてご配意下さいの請願
日程第　34	請願第３－５号	まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　35　請願第３－19号　　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　36　請願第4　－10号　　多摩川自治会内の建築許可に関する請願

日程第　37　請願第５－１号　　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願

日程第　38　請願第５－５号　　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情

日程第　39　請願第５－14号　　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願

（継続審査議決）

日程第　40　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　41　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　42　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　43　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　44　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　45　議案　第49号　　日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－１）工事請負契約の締結について

日程第　46　議案　第50号　　日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約の締結について

日程第　47　議案　第51号　　日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の締結について

日程第　48　議案　第52号　　日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約の締結について

日程第　49　議案　第53号　　日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の締結について

日程第　50　議員提出議案第　6　号　診療報酬の引き上げ及び改善に関する意見書

日程第　51　議員提出議案第　7　号　米軍横田基地での飛行訓練の中止及び米軍関係施設の返還を求める意見書

日程第　52　議員提出議案第　8　号　国民の祝日「海の日」制定を求める意見書

（緊急質問）

追加日程第　1　第３次日野市基本構想及び基本計画案は市民参加や意見の反映なく、

しかも重要な福祉計画との整合性等に関する問題点が多く再検討を強く求む

本日の会議に付した事件

日程第１から第52及び追加日程第１まで

午後２時18分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

お諮りいたします。第３次日野市基本構想及び基本計画案は、市民参加や意見の反映なく、しかも重要な福祉計画との整合性等に関する問題点が多く再検討を強く求むの件につき、馬場繁夫君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際緊急質問を日程に追加し、先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって馬場繁夫君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

馬場繁夫君の発言を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　定例会最終日で日程がたくさんある中で、多数の議員の方々の御協力によりまして、まことに僭越ではございますが、代表して緊急質問をさせていただきます。

第３次日野市基本構想及び基本計画は、平成６年より15年までの今後の10年間の長きに及ぶ日野市の方向を設定する重要な計画であります。この計画策定の今後の作業予定によりますと、今回の定例議会中に各会派別に説明を行い、その後、各種行政委員会等に原案を提出いたしまして意見を求めるなどの作業をしながら、４月下旬に意見をまとめ、第３回定例会に議案を上程されるようであります。種々の問題点のあります計画につきまして早急なる意見の集約作業が予定されているため、第３回定例会の議案上程等におきましての修正、質疑等では非常に困難な状況下であるために、やむを得ず緊急質問をさせていただくわけであります。

そして、今回の緊急質問につきましては多くの会派の代表者の皆さんの緊急質問に対する賛成の同意をいただいているところでありますし、私個人的に質問するというよりも、その多くの方々の代表としての質問をさせていただくわけでありますので、答弁に当たりましても十分その辺の趣旨を踏まえていただいて答弁をしていただくようにお願いいたします。

また本題に入る前に、まず基本的な行政側の基本計画策定への基本的な事項についてお伺いいたします。

まず第１点は、第２次基本計画の未執行部分及び諸問題につきまして、第３次計画案

におきましてはどう生かされているのか、この問題について第１点はお伺いいたします。

第２点目につきましては、今まで本会議及び各種の委員会等での議員の発言、提案等、さらには請願や答申につきまして、第３次計画案についてはどう具体的に生かされているのか、お伺いいたします。

第３点目としましては、市長の20年間一貫して主張しております市民自治参加、及び最近言われております日野学等の理念が第３次計画案策定過程において、どう具体的に生かされているか、市民参加等を含めてどのように生かされて、このほど提出されました計画案に示されている具体的な内容について御説明をお願いします。

第４点目としましては、日野市が目指す都市像としては第２次基本計画と同じ「緑と文化の市民都市」を掲げておりますが、この都市像を第２次基本計画と同じ「緑と文化の市民都市」と決めました理由、またその過程にはどのようなプロセスを経ながら決定されたのか、お伺いいたします。

第５点目としましては、第２次基本構想及び基本計画策定については、10年の長きにわたる計画の中で日野市を取り巻く環境も大変さま変わりをしております。第３次計画案ではこの10年間の変化が新しい施策としてどう具体的に組まれているのか、お伺いいたします。

第６点目としましては、地方自治権確立の第一歩とも言われております福祉計画策定と第３次計画案との整合性及び第２次基本計画と比較した場合、第３次基本計画におきましては福祉がどのように変化及び前進をしているのか、お伺いいたします。

第７点目としまして、第３次基本計画案におきまして、市長は真の市民福祉及び市民サービスが向上され、住むことが喜びであり誇れる町ができますか。もしそれができるということであれば、その理由を聞かせてください。また、三多摩27市及び全国のトップクラスとしての自負する政策等が具体的に第３次計画案にあるのであれば、それを具体的な形でお示しください。

とりあえず７点につきましての答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　第３次日野市基本計画、あるいは基本構想についての緊急質問でございます。私の方から答えるべきことは、お答えしたいと思います。

まず、各会派の議員さんには、きのうをもちまして一定の説明だけはさせていただきました。まず、その中での質問の要旨の中で１点目でございます。第２次及び第３次の関係についてということでございますが、当然企画財政部としても、説明のときにもあ

る程度概要は申し上げました。昨年来、プロジェクトチーム、各関係の部、課の中でつくりました29人の職員、あるいは調査チームというような二段構えで検討を重ねてきたわけでございます。当然専門的な分野、分野に分けましての、５分野にわけましての対応をしてきました。それは、すべてが関係する部門のところの職員が対応したということでございます。もちろんその計画推進チームにおきましての議論、あるいは調査チームの中での議論、あわせまして最終的には庁議にも諮り、一応の原案として議会の説明をさせていただきました。２次、３次の関係につきましては、各部から一つの計画まで構想あるいは現状と課題、方針等施策の体系、施策の方向までを各議員さんには原案としてお配りした経過でございます。当然、各部からの一定の施策の方向でございます。そういう中では我々企画財政部としては、２次の継続性、あるいは関連性を十分踏まえた中での第３次というふうに考え、原案として提出したわけでございます。

なお、２点目の議会での発言、あるいは議員さんからたび重なる要望、あるいは請願・陳情を含んで、すべての関係でございます。これにつきましても当然各部の草案としての原案づくりまでの経過としては、ある程度そういう意見を踏まえた中での原案をつくっているというふうに判断をして、原案としてまとめております。

なお、３点目につきましては市長からお答えをお願いしたいと思いますけれども、広報で日野学という先般の「市長室から」ということであったことは承知しております。

なお４点目でございます。目指す都市像についての経過でございます。第２次基本構想を原則として踏まえた中で、第３次基本構想、基本計画、あるいは施策の方向に追加すべきことは追加する。その中での一つのタイトルでございます。構想の中での、第２次基本構想等を踏まえた中でのタイトルの決め方ということでございます。もう基本的には第２次基本構想・基本計画を第３次に移行するということは基本でございますけれども、その中では、ある程度、調査チームの中ではこういう方向づけをするということで余りこれについての議論はしておりません。

なお、５点目の策定に当たっての10年間ということでございます。当然10年間の長期にわたるわけでございます。環境の変化等もあることも十分承知をしておりますが、その中では構想の中に、これがすべてではないわけですが、変化部分６点を一応考え、その中での対応を３次の中では進めようということの基本部分でとらえました。もちろん個々には大変環境の変化があるわけでございますので、十分これからの計画の中では各部でも改めての検討の必要性のあることも説明会の御意見等を伺った中で十分承知しております。そういう変化部分をもっと十分とらえるべきだというふうに思っております。

なお６点目でございます。福祉計画の関連との問題でございます。これにつきましては、御承知のとおり福祉計画もこれから具体的に策定する部分でございます。施策の方向づけ、あるいは基本構想の中にも文言だけうたってありますが、具体的な計画部分では当然整合性を持つということは、基本計画だろうというふうに思います。

その他の関係もあるわけでございますけれども、計画を各議員さんに提示してない、各部からは企画財政部は既に受けております。その計画部分を出していない施策の方向までの原案でございますので、大変わかりにくい部分があろうかとも思いますが、これは当然福祉計画との具体的な状況を踏まえた中で整合性を持たせるということでございます。

なお、７点目の第３次のまちづくりの計画ということでございます。これについても抽象的に原案の中では書いてあります。多くの各議会、議員さんの意見もあるわけでございます。なお一層主管部との計画等につきましては、再度庁内での議論の必要性を痛感している状況でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　一通り答弁をいただきましたけれども、別にこちらが意図した内容に十分答弁をいただいておりませんので、まことに残念です。非常に抽象的ですね。

それでは、具体的にもう少し質問をさせていただきます。

まず一番基本的なことなんですけれど、その都市像を決めることが非常に大事な部分ですから、この都市像につきまして先ほどの部長の答弁では第２次基本計画を基本的には第３次も推進していくということで、特に余りこの都市像については論議をしてこなかったんだという趣旨の答弁をいただいたんですけれども、この第３次基本構想、計画の都市像については、そうしますと市長の方から具体的に都市像というものを「緑と文化の市民都市」というふうに位置づけを決めた中でそれらの作業を行ったかと思うんですけれども、まず、この「緑と文化の市民都市」という都市像につきまして、市長は第２次と同じそのまま移行している、そしてこの都市像を支える３本柱についても第２次と基本的には同じだと何ら変化がないわけですけれども、この10年間の大きな変化、また新しい時代の変化が十分この中に変わってないということは、非常に理解のしにくいところなんですけれども、これにつきまして市長はどういうお考えの中でこの都市像を決められたか、そしてこの都市像と、この都市像を含む体系的な中でその変化も余り見られないような状況なんですけれども、果たして、これが本当に正しい日野市の10年後の都市像にふさわしいのかどうか非常に疑問を感ずるところであります。

それについて、市長は具体的にどうお考えになっているか、まずその辺を、基本的な面ですから先に市長の御意見をお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　各自治体は概ね10年を目途とする基本計画を持つという地方自治法の改正は、昭和40年代半ばの時期でありました。そして、戦後の経済復興がようやく緒について、つまり各地域に急速な都市化的変化が起こり始めたという時期でもあるわけでありまして、我々が承知をいたしましたその法によって各自治体に一定の規定を義務づけたというのは、自治省、その他国の省庁から見ますと各自治体の思い思いの自主性と、一方にはまたその時代の変化にあわせたある程度の共通性を整合させる、こういう必要があるという判断に基づいたものであろうと思います。

今御質問をいただいております、いわゆる日野市も第３次基本構想を持つ年次に入りますので、それに伴います作業を手順、段取りを整えて着手をしておる、こういう状況でありまして、その一つの手法の順序といたしまして市民の意識調査を行い、それから庁内に専門チームを設けて、なるべく日常の行政情報を総合的に各組織から提案をし、あるいはそれらの調整を図る、こういう作業が進みつつあるわけでありまして、今、その企画財政部を中心とする庁内の原案というよりも草案が一応まとまった、こういうことでございますので、今御指摘の議会を初めとするすべての行政委員会、それから市民に対する意見の聴取、これらのことを前回の第２次の基本構想を定めましたときの手法にあわせて取り進めておる、こういう状況でありまして、どちらかといいますと私は、地方自治という地方自治の行政は市民意識というものがもちろん基礎になる必要があるわけでありますが、10年間で何々をしなければならないという一定の目星は立てておく必要があるけれども、できることとできないことがあるわけでありますから、それらをローリングさせながら、急角度の変化はなるべくしないようにする。一定の目標を定めて、なるべく、直線というわけにはいかないかもしれませんが、何か途中で躊躇したり、あるいは大きな変更をしないような、そういう内容でなければならないというふうに考えております。

そして、また概ね10年ではございますが、必ずしも10年１日の間隔もなくというふうに言われているわけではありません、１年、２年、間隔を置いた決め方も自治体によってはないわけではありません。日野市の事例で申しますと、第１次の基本構想は47年に一応定められておるわけでありまして、当時の目指す都市像を「連帯する住宅都市」というふうな言い方で表現をされております。そして、ちょうど開発さなかといいましょ

うか、あれよ、あれよという中の大きな開発が進んだ時代でもありますし、人口の増加が予測できない、こういう背景もあったと思いますが、10年後、つまり昭和56年あたりの人口規模をもう既に16万から17万というふうに見通しておった経過があります。

その後、日野市内の開発事情も国の情勢にあわせて一定の沈静化の道をたどるようになって、人口もそれほど急速にふえたわけではなく、第２次基本構想でも人口規模はそう大きな変化はない。終着年次に現在御承知のとおり十六万数千と、こういうような規模になっておるわけであります。

教育や福祉、いわゆるソフト行政と言われるものは、それなりに市民要請と時代の要請で一定の標準をたどりつつ進んだと言っていいと思いますが、ハードなまちづくりというのは、これはよほど構想を定めて、そうして着実に取り組んでいくということで時間を要するわけでありまして、それから自治体というのは、私の時々用いる言い方でございますけれども、自治体は悠久でありますから、いつまでに何々はしなければならないという、そういう何か方眼紙に書いたような方式は余り――意味をなさないと言ってはちょっと言い過ぎかもしれませんが、正確を期しがたい。一定の市民意識、あるいは時代の変化、それから経済の能力、新しいまた価値観が次々と生まれてまいりますので、その価値観にもあわせるように整合を図っていくということが、いわゆる基本構想の基本になる趣旨であるというふうに理解をしております。

また基本計画は、なるべくその基本構想を年次的にも、あるいは財政的にも消化できる一定の基準を立てるということに意味があるわけでありまして、消化することの一定の目標はあるわけでありますけれども、何かそれに特別にまた義務づけられてローリングや、あるいは余裕のある考え方が適用できないという意味でもない。このように基本構想は、そういう趣旨だというふうに我々は理解をいたしております。

したがいまして今回の手順は、なるべく市民の意識に合うように、それから議会やいろいろな行政情報になるべく的確性を内容とするようにということは言うまでもありません。そういう意味で今事務当局が一応まとめ得た、いわゆる草案段階のものを御指摘のとおりの議会の御意見、あるいは市民参加の手順として供覧に供し、意見をお願いしつつある、こういう事情でございますので、そのような受け取り方をしていただければ幸いだと思っております。

それから、特に質問をいただいております、その目指す都市像ということですが、私は第２次基本構想から日野市の目指す都市像に「緑と文化の市民都市」という表現を用いているわけでありまして、市民からのそのことの御了解、あるいは議会からも特別に

そのことについての異論を伺ったことはございませんので、日野市の将来像の性格として自然豊かに、そして文化性の高い、その文化の中には教育や福祉という範囲にまで込められる、こういう意味で短い言葉で表現するならば「緑と文化の市民都市」、つまり市民都市は特に自治を目指す都市である、こういう趣旨を込めたものであります。これまでも特にそれについて、町の性格と乖離があることではないかという御指摘はいただいたことがございませんし、また現在の表現で将来のある期間は十分市民意識にも合致するものだというふうに考えております。

自治体ということを私は特に強調したい意識があるわけでありますが、地方自治というのは、この現在の日本国憲法に新たに８章４カ条という形で込められた内容でありまして、古い憲法では地方自治という概念は、ほとんどなかった。むしろ当時の手段としての地方行政である。今日は、しかし市民を主権者とする、主人公とする、そういう自治の意識でありますから、このことをこそ最も日本国の民主主義に合致をする制度であるというふうに高く評価をされるものというふうに考えております。

したがいまして、市民の皆さんにいろいろな形で情報を提供し、あるいは一定の参加意識を持っていただく。そういう意味でいろんな形の市民参加の勉強の仕方がある。その際に、たまたま今回が初めてではありませんが、日野学の進めという言い方をさせていただいておるということでありまして、学問的になるべく体系を整えて一つの自治体の理念、理想を確立するということは、決して地方自治の本旨にかないこそすれ成り立ちがたいということではないというふうに考えております。目指す都市像の「緑と文化の市民都市」のまた５本の柱として、御承知のとおり「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」から五つのタイトルを掲げておるわけでありまして、自治体行政の全般が概ねその中に、ある程度の仕分けをした形で納められるというふうに考えておりますので、今回も「緑と文化の市民都市」という将来像と、それからそれに到達する一つのレールとして５本の柱を同じ表現の言い方で用いておる、こういうことでございます。

それから御質問の趣旨は、要するに構想なり計画ですから、なるべく正確に内容に位置づけられてあるということは大切ではございますが、それに全部を、あるいは年次別に計画をはめ込むわけでありますけれど、先ほど言いましたように年次別、あるいは事業別というようなことで、比較的大まかな手順を決めたものというふうに御理解をいただいてよろしいんではないかと思っております。

時代の緊急要請であります福祉関係、あるいは環境行政の関係のことは特に時代認識として、あるいは行政の優先的な要請として位置づけられておりますので、それらに対

して、ある程度の具体性の内容を持った計画を書き込むということは大切だというふうに考えております。

何回も申し上げますが、担当者の考えといたしましては、なるべく早くいろんな情報提供の手立てを進めて、そして意見を聴取して何回も整合を図りながら、9月には議案として提案をしたい、こういう意向を持っておるわけでありますけれども、私は日ごろ言われておるとおり、余り指図はするなということでもありますので、なるべく時間もかけて、できるだけ内容の整ったスタイルを整えて完成をさせたい、このように考えております。

年次的に多少の拘束を考えますならば、9月には提案をし年度末には認定をしていただこう、こういう意図を持つのは担当者としても当然のことだというふうに思っております。いろいろな自治権のことで御質問もあるわけでありますけれども、第2次基本構想を定めた手順といたしましては、ある段階で広報に全文を記載をいたしました。そして市民の供覧にも供した、こういう経過もとったわけでありますが、必ずしも多数の意見が寄せられるということは余り経験をしておりません。一番、議会が審議機関でもありますし、とりわけ行政のことについて最も詳しいお立場でありますので、できるだけ御意見をいただきたい。全員協議会というふうにはお願いをしたつもりではございましたが、各会派別に一段階説明をさせていただいたということでありまして、草案のまだ草案だという段階でございますから、確実な意見の反映をさせていただくことも十分手立てとして踏んでいきたい、こう考えております。

落ちたところもあるかもしれませんが、このような考え方でありますことをお答えとさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　今、答弁をいただいたんですけれど、考え方の基本的な部分に相違があるわけなんですけれども、まず都市像という認識の中でその都市像を少なくとも決めた以上は、その都市像が実現するために都市像を支えていく、ここにあります三つの要素、また5本柱がそこに総体的につながっていくということが、それぞれがばらばらでなく総体的につながっていって、その「緑と文化の市民都市」をつくり上げていくんだと、これが本来の都市像の位置づけになろうかと思うんですね。

ですけれども、この第2次の基本構想・計画におきましても日野市のスタイルは、ただ羅列をするだけであって、それじゃあ「緑と文化の市民都市」が実現するようなシステムになっていないんですね。少なくとも「緑と文化の市民都市」をつくり上げていく

んだという都市像があれば、当然ここにあります緑に対してどういう位置づけがされているのか、そして文化については、どういう位置づけがされて、そしてそれをメインとしながら日野市の行政が、どっちかといいますと、それがある程度優先的なものを含みながらその「緑と文化の市民都市」をつくり上げていくんだ、それが一つの基本的な都市像であり、それが行政の一つの大きな骨組みになるのが基本的なつくり方だと思うんですね。

ところが、日野市の場合はそれが、いろいろ掲げているんですけれども、すべてがばらばらで統制がとれていない。この「緑と文化の市民都市」が10年間かけて、どれだけ文化が高揚し、他市と比べて誇れる文化都市になってきているのか、そういう視点から見ますと、甚だ現実は遠いものであり、そして今後、さらに第３次基本構想・計画の中では、このメインテーマを掲げて日野市が進むということであれば、第２次で十分対応できなかったものが、じゃあ具体的に施策としてどういうふうにうたわれているかといいますと、それが具体性並びにそういう一貫性が出てきてない。これであれば今後10年たっても「緑と文化の市民都市」というものが現実にはできなくなってしまうんじゃないか、という懸念がさらにわいてくるわけですね。

この基本的な構想の中の都市像というのは、それでは、じゃあ具体的に言いますと緑に対してはどういう位置づけがあるのか、じゃあ文化に対してはどういう位置づけがあるのかということを見てまいりましても、具体的にじゃあ緑については新しい施策を持ったり、いろいろとしながら日野市は緑の都市としてつくり上げていくんだと、それじゃあ総体的に緑を何％ぐらいにしていこうとか、そういう具体的な努力目標、行政が進める指針がないんですね、そして、また文化についても、じゃあ文化をメインと掲げた以上、具体的に他市にない文化都市としての具体策が何もない。これが実態なんですよ。

市長の先ほどの答弁によりますと、もうきっちり決めることはないんだと、要するに時代の変化の中で市民要望につながって変えていけばいいんだと、これが市長の基本的な考えのようでありますから、そうしますと、基本構想にしても基本計画にしても形だけつくればいいんだと、後はそのときに応じてどうにでもやればいいんだというふうに解釈されるんですけれども。

過去を振り返って市長としての行政運営を見ますと、まさしくそのとおりなんですね。結局、ある日突然いろいろと物ができて、突然何もないところに突然出てきて、場当たり主義だ、これが今までの日野市の実態なんですよ。それじゃ困るし、まして、これからは日野市の財政的においても、また市民ニーズの多様化においても、また今までにな

い大きな変化の時期に来ているわけです。ですから、もう場当たり主義では対応できない。ですから動きとして都市像を掲げて、その都市像に対して都市像が実現するように施策を重ねていく。そして、そういうまちづくりをしていく。その整合性があって初めて効果的に合理的に、また優先順位がついてきますし、それによって市民の人も、この部分については日野市は進んでいるけれども、これについては、そういう状況の中では進んでいないのはやむを得ないということもよく理解もしてきますし、市民の人がどこをどう協力したらいいかというのが明確になってきます。ですから、それを明確にするのがこの基本構想、基本計画ではあるんですけれども、ですから非常に重要な位置づけになります。その重要な位置づけであるからゆえに多くの職員の参加と市民参加によってみんなでつくり上げていく。そして、みんなでそれを守っていく、そこに市民自治が生まれると思うんです。

ですから、市長みたいに形だけつくり上げてその実態がないということでは、市民自治はつながっていかないんです。ですから、この基本的な基本構想の都市像については非常に重要な部分です。その認識は市長も変えていただかなければ、非常に今後日野市のまちづくりの中では大きな弊害が出てくることは間違いないんです。

特にこれは、後ほど関連については触れますので、特に今回の第２次、第３次基本計画・構想を策定するに当たって、市長が常々言っています市民自治という視点から見ますと、じゃあ具体的にどういうふうにその市民自治が、これを市民参加、十分な職員参加のもとにこの原案であります第３次基本構想・基本計画が策定されたか、そのテリトリーが非常に不明というか、先ほどの市長の答弁の中でも第２次基本構想・計画の中でも、なかなか市民の方からも意見が出てこない。やっぱり議会が一つの市民の代表であり、議会がそういう認識を持っているので議会を通過すればいいんだというような恐ろしい発言がさっきあったわけですけれども、それは、やっぱり市民自治とは随分かけ離れた、要するに市長が言われている部分と随分逆行するような発言かと思うんですけれども。

そうしますと、具体的にこの基本構想・基本計画を策定する手順の中にどういうふうに市民がかかわり合って市民参加されたか、確かに先ほどの部長の答弁の中では職員の方が参加されたというような部分の答弁があったようでありますが、市民参加、市民参画ということがなかった、そういう説明が一切なかったんですけれども、これはどういうふうにかかわっているのかお尋ねしたいと思います。

それと、広報の７月15日にこの計画案を提示して、７月の30日までに意見を求める、

これがどうも市民への参加だという認識があるようですけれども、それは一つの形にはかわりないんですけれども、この市民自治というものを基調とした日野市のやり方としては、これは随分市民自治とはかけ離れておりますし、市民自治という部分につきましては余りにも貧弱であると思うんですね。ですから、これはもっと、この原案策定以前にどういうふうな参画があったのか、そこが非常に市民自治の上では重要だと思うんです。また市民自治というのは、ある面では行政が、市長が市民自治を高揚するような具体的な方策、要するに受け皿をつくっていかないと市民自治というのは高揚していきません。ただ市長みたいに広報を通じて、また一般誌を通じて市民自治的な発言を一方的にするのであれば、これは市民自治というのは高揚しません。

ですから、行政が一つ一つの決定権、またいろんな政策をつくる過程の中に市民参加していく、たくさんの情報を提供していく、そういう中で市民意識を高揚していく、そういう積み重ねの中に初めて市民自治が芽生えてくるし、それこそ数多くの市民参加というのも形として出てくるわけです。市長自身も20年間の長きにわたりまして市民自治を、市民参加を訴えてきた。でも現実にはそのような形になってきてない。それはまさしく市長自身がかけ声だけであって実態としてはないということの証明にほかなりません。

ですから、その辺については今回の第３次基本計画の中にもありますように市民自治がうたわれていますから、それを具体化していただきたい。まだ時間が何とかありますから、その中に１回だけの広報に掲載しただけで、これは無茶な話です。市民自治を掲げてない他市の基本計画・基本構想の策定の中でも、何度も何度も特集号を組んだりして、何度も何度も広報等を通じて市民に情報を提供していく。その繰り返しをやっていく。また市民に直接来ていただいて、その説明をしていく。いろんな工夫をしながら市民参加に努めているのが実態であります。そういう自治体にあっても、市民自治ということを高く日野市の市長みたいに掲げてない行政であっても、それはやっているわけです。現実はそういう行政と比較しても日野市は、掲げている割にははるかに及ばない。大変恥ずかしい現状かと思うんです。

ですから、その辺について、この残された中の、もう少し具体的にこの広報だけではなく、いろんな形の中で市民参加を踏まえていただきたい。また、これからの行政の中に具体的な市民参加ができるような、その具体的な手法を変えていただきたいというふうに思います。そこについて、また答弁をいただきたいと思います。

それから今回質問させてもらった中で、本会議、また各種委員会の中で議員が発言し

たり、また請願、答申の中でもいろんな角度から言われておるんですけれども、それが具体的には、この第３次基本構想・計画の中に盛り込まれていない。そういう精神というか、それが入ってないというのが随分あるんですね。

例えば、これは文教委員会の中でもいろんな方からも指摘があったわけですけれど、公民館につきましても、日野市の公民館はもうできて二十数年たった中で、何らそれより大きな変化はない。ところが他市では、どんどん大きくこの公民館活動、社会教育活動についても変化していく中で、日野市はますます遅れていってしまっているというのが現状だと思うんです。例えば答申等を見ましても、昭和40年ごろでしたか、日野市の公民館、社会教育につきましても、日本におきましても大変誇れるような公民館をつくっていこうという公民館の答申が昭和40年にされているんですけれども、当時、日本の社会教育の理想的な計画を日野市で実現していこうということで、その公民館に対する総合５カ年計画というのを答申をされた経緯があるんです。

その後、そういう前提の中で、昭和41年の７月には中央公民館がオープンしていく、そして51年の１月には日野市の社会教育施設のあり方について、さらに答申がされております。これは、その基本構想、基本計画、建設計画の策定等の大規模の中央・分館の建設とか、また日野市内を五つないし六つに分けての中規模的な、文化センター的な役割をする機能とか、また今度、今の自治会単位で行う小規模の建設等の、このような具体的な答申も51年にされております。

また58年の10月におきましても、この公民館の分館の設置というような趣旨を踏まえた中の答申もされております。また61年には公民館の――平成元年３月には公民館に対する請願が出てきております。この請願につきましても採択されまして、その後、なかなか行政側が対応してくれないということで再度また請願が出たんですけれども、例えばこういうふうに公民館活動一つとってもこのような、また、その他議員の発言等もたくさんあるわけですけれども、それが具体的にそういう構想すら具体化していかない。これが基本構想・基本計画の実態だと思うんです。

このようにいろんな角度の中で、いろんな議員の提言なんかも十分対応していこうという、どうも姿勢がないというのが実態になっております。これについて、どうお考えになるのか、考え方をお伺いいたします。

とりあえずその辺について、まず答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（砂川雄一君）　私の方からお答えをさせていただきます。

このたび御説明を申し上げました第３次基本構想並びに基本計画の草案につきまして、草案のつくり方の問題について、いろいろ御批判なり御意見を承っておるわけでありますが、私どもとしては、この第３次基本計画につきましては企画財政部長の方からも説明しましたように、当然、第２次基本計画から継続して事業が発展していくものということで、基本的には現在の段階で、同じ都市像のもとに事業を継続して発展をさせていく。当然その間に時代的な変化、社会状況の変化等がございますので、そういったものを新たにつけ加えて計画の中身を豊富なものにしていくというのが基本的な計画づくりの立場でございます。

その際、その草案づくりをどういう形で進めていくかということで、いろいろ、これはいろんな形がございますので、ただ一つの方法がこれが正しいんだという、ただ一つの方法だけというわけではないわけでございますが、実際に第２次基本計画をこの７年間、実際に進めてきて、これには直接職員がかかわりながら、この事業を進めてきておりますので、まず職員の中でプロジェクトチームをつくって、その第２次計画を進行してきた過程の中で生じてきている問題というのは、具体的には職員がまずつかんで、その間に、例えば市民のサイドから要求された問題だとか、あるいは議会、その他の会等で要望等として出されたもの、あるいは意見として出されたもの、そういうものも、そういう第２次の基本計画を進める過程の中で十分把握をして、それが積み重なってきておりますので、まず私どもとしては、職員の中でそれらを整理をして一つのたたき台をつくるというのも、一つの方法、それから、それを公表して、それについての各方面からの御意見を伺いながら、さらにその中身を豊富なものにし、肉づけを十分にしていくというのも、この草案を確定した計画に仕上げていくプロセスであるというふうに思っております。

その辺のところについて、もっとほかの方法もあるということだろうと思うんですが、確かにほかの方法もございますが、私どもとしては今まで行政の中で進めてきた、そういった手法を今回の場合にも踏襲をさせていただいて、もちろんこれで、広報に１回掲載をして、それですべてが終わりというふうに考えておるわけではございませんので、当然それを材料として、いろいろ各方面からの御意見がまた活発に起こってくるだろうと思います。そういったものをこれから私どもの方としても、いろいろな機会に、そういったものが計画の中に一定の方向性をもって取り組めるように、私どもとしても最大の努力を積み重ねていきたいというふうに考えております。

したがいまして、従来、議会等で主張されてきた問題がどう扱われるのかというよう

な御意見もございましたし、具体的には公民館建設等のことがございましたけれども、そういった問題についても私どもは計画の中で、これから少なくも10年間を見通しての基本的な方向を定めるわけでございますので、そういった重要な問題については当然施策の方向、あるいはそれの具体化としての基本計画の中に盛り込んでいくようにしたいというふうに考えております。

それから、現在、草案という形でお示しをしましたものについて、確かに第一段階で職員レベルのプロジェクトで集約をした段階の草案としてお示しをしておりますので、いろいろ不十分な点があろうかと思います。こういった点について御指摘その他いただきながら、さらに中身の濃いもの、豊富な中身のものに私どもとしてはつくり上げていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ちょっと考え方が違うんですけれども、ちょっと方向を転換してやらせていただきます。

今回の、この基本構想原案を見ますと、まず最初にこの第３次基本計画に向けて六つの変化が出ておりますけれども、一つは地球規模の環境破壊が発生し、生存の危機という状況が起きています。そして、あとは成熟期における総合計画の性格について、また国際社会に向けての平和を基調とした国際交流等貢献のあり方、それから高齢化社会の進展、環境にやさしいライフスタイルへの転換、情報化社会への対応、この６点の基本計画を策定するに当たってと、わざわざこの６点が変化というものをとらえているんですけれども、その変化が基本構想の中に、具体的にわざわざこの変化を一番前面に出されたんですけれども、この変化に対する具体策というのがないんですね。少なくともこの大きな社会的な変化というものをここでとらえた以上は、少なくともこの三つの要素の中に加わるなり何らか具体的な、新しい変化をどう具体的に取り入れていくか、それが新しい施策のメインの一つに加わっていくかというのがないんですね。これは第２次構想そのままそっくり、この新しい流れがこのメインとしての中に乗ってきてない。これが非常に欠けているんじゃないかと思うんです。

特に重要な部分につきましては、今回福祉計画が策定、日野市におきましても今後策定されていくんですけれども、この非常に重要な福祉計画というものの位置づけが非常に不明確だというか、具体的にこの目指す都市像の中に、位置づけの中に少なくとも三つの要素に入るなり、何らかの大きなウエートとして具体化されてないということも今後の福祉施策の中で大きなマイナス要点になるんじゃないかと思うんです。

本来であれば、この福祉計画というものを策定するのはわかっていますから、当然、この第３次計画等の整合性を図るために１年前に福祉計画を策定するなりして、整合性をしっかりしていくのが本来とるべき行政の手法だったと思うんです。そうすれば、この基本計画の中に、基本計画または基本構想の中に十分その精神がうたわれていくんじゃないかと思うんです。それが生きてきてない。ということは、これは重大な今後の福祉政策において日野市の歩む中で一番大きな欠点になっていくと思いますが、この辺について今後どういう対応をしていくのか、またその福祉計画が策定した場合、この基本計画・構想を手直しをしていくのか、それについてはどう思われているか、それについての今後の方向性についてお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの福祉計画に関連しての御質問でございます。冒頭も質問の中で多少お答えしたわけでございますが、当然、大きな、現在福祉部の中で福祉計画に当たっているわけでございます。委員会も発足してまだ間もないわけでございますが、今年度中にはかなり精力的に具体的にまとめる状況下にあるわけでございます。よって、この基本構想あるいは基本計画につきましては、具体的にその整合性を十分持ちながら計画の中にはセットしていきたい。また向こう３年の実施計画等を踏まえる中では、当然財政負担等の問題も考慮する必要がありますので、これもあわせて実施計画の中で考えるべきだろうというふうに思っております。

もちろん、先ほど市長からもお答えしたとおり、基本構想・基本計画を通じながらローリングも必要な時期もあるだろうというふうにも思いますし、ただ基本的には大きな福祉計画につきましては、そういう整合性を持ちながら福祉部とも十分協議した中で導入していきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　根本的に違うんです。根本的に……。いいですか、今回の福祉計画というのは、そんな形だけの福祉計画をつくるということじゃないわけですよ。いいですか、確かに今までの基本的な考えと違って、今後日野市の21世紀に及ぶ本当の高齢化社会にどう対応していくか、というのをそれぞれの自治体の責任の中で、その福祉計画をつくっていく。一番これから大変なのは、超高齢化社会、21世紀に高齢化社会が来ますから、そのためにどういう、行政がそれに対応できるシステムをつくっていくか、制度をつくっていくか、これが非常に重要なんです。ですから、この福祉の計画だけをつくればいいというんじゃなくて、それをメインとしながら、基本構想・計画に取り入

れながら総体としてこの福祉というものをつくらないと大変なことになるんですよ。その基本から見れば、日野市はまた福祉が遅れてしまうんですよ。ですから、後でつくればいいというものじゃないんです。これは確実にサービスが低下しちゃうんですよ。ですから、この老人福祉計画をつくって、これはこれで別ですよとお金だけ対応して、施設をつくればいいんですよというものじゃないんです。それがこの基本構想・基本計画の中の大きなメインとなって、総体的にこの福祉を支えていく。このような新しいものをつくり上げていかないと大変な事態になるんですよ。そのことをもう少し認識していただきたいんです。そのことを知った上でこの基本構想・基本計画をつくり上げていただきたいんです。

だから先ほど話しましたのは、この基本構想が第2次をそっくりそのまま移行しているということは、ちょっとおかしいんですよね。そこにこの福祉計画がどう具体的に、少なくとも都市像に入らない、また3本柱のメインに入っていく、そしてこの整合をさせながら日野市がこの高齢化社会をつくり上げ対応していく、これがないと大変なことになるんですよ。それがないから、ちょっと指摘をさせてもらっているんですけれど、そのことをもう少し考えていただきたいんです。

一口に、今までは国から、国という枠の中での福祉施策であったわけですよ。これからは本当に地方行政に任される、要するに市長の言う本当の地方自治の出発になってくるわけですよ。その肝心な出発になってくる地方自治のこの福祉政策が、市長の言われる自治権、地方自治というものに生かされてないんですね。口では市長は言うんですけれども、なぜこれをもっと日野市は先取りをして、日野市はこんないい福祉計画を持っていますと、そして、それが、この福祉計画のメインとして日野市の構想なり計画ができ上がっていますと、これがやっぱり言えるようであって初めて市長の言う地方自治権というのが主張できると思うんですよ。市長は言葉では言うけれども、具体的には何もないんですよ。今までの国、都の制度に日野市が守られて、守られた中で自治権を市長が口だけで行動がない中で発表していく。

ほかの市はその自治権を主張しないけれども、待ってましたとばかりに早くの市は、そういう視点を持っている市は、国が言う前にそういう計画をつくった行政もあります。また先取りして、それをただそういう制度になったからではなく自分たちの、職員の力で、そして市民の声で新しいものをつくろうと意欲的に福祉計画をつくっていく。それが基本構想・計画に入っている市もたくさんあります。

そして、例えば三鷹市の場合は幸福市というんですか、そういうふうな新しい福祉と

いうのを位置づけているんですよ。そして、そのまちづくりのメインとして福祉を求めている。日野市の場合は何もないですよ。ですから、これからは、ただ物をつくればいいんじゃないですよ。物をつくるだけではもう対応できない。お年寄りはたくさんいます。だから、どう日野市内の中で生きがいを感じて、日野市に住んでよかったなと言える本当のまちづくりにするか、その計画をつくる福祉計画というのは非常に重要なんです。それと、いかに基本構想・計画がリンクしていく、一体になっていくか、これがあって初めて、そういう21世紀の大変な高齢化社会にでも何とか他市と比べて負けないで市民にサービスが提供できるんですよ。そのところが完全に抜けてしまっているんですよ、そこが、肝心な部分が……。

その点について、もっとしっかりした対応をしてくださいよ。もう一度それは検討してください。それについて市長のお考えをお聞きします。

それから、もう１点は、大きな社会変化では、やっぱり環境問題なんですよ。環境問題。ただリサイクルするのが目的じゃないんです。この環境問題をどう行政の中に取り組んでいくのか、これが自治体の大きな今後の対策なんですよ。これが具体的に何もないんですよ。ただそれらしきことが最初の部分にはのっているんですよ。最初の六つの変化、でもそれが具体的にこの計画の中には、まるきり入っていないんですよ。こんなばかな話はないんですよ、ばかな話は。これでいくと、また日野市が遅れてしまうんですよ。ですから、先ほど部長も日野市が積み上げてきているんだと、本当に職員の人たちが積み上げてきているんなら、こんな計画なんかできないですよ、もっと実の入った計画ができます、実の入った……。それについて、もう少し認識していただきたいと思うんですよ。

やはり、少なくとも大きな枠の二つがこの都市像、市長が主張される「緑と文化の市民都市」を変えられないなら、それはいいと思うんですよ。じゃあその三つの要素の中に、その二つが少なくとも入ってくる。これが大事なんです、これが。そうしないと対応できないんですよ。

私なりに前に考えた内容の中では、目指す都市像としましては、「人にやさしく健康で活力あふれるみんなの福祉都市」というふうに目指す都市像として考えてみました。また、それを支える大きな要素としては、健康で生きがいと活力のある――これはみんなの福祉のまち、環境にやさしい緑と文化のあるみんなのエコロジーのまち、そして個人の参加で思いやりのある、みんなのふれあいのまち、日野市の基本的なこのことを土台としながら、こんなふうに考えてみたんです。

ですから、新しい変化がどんどん出てきています。そして今は、いよいよ本格的な地方自治の競争になってきたんです、競争に。そうしますと、今のような日野市のスタイルでいきますと、日野市は本当に遅れてしまいますよ。これは大変なことになるんですよ。それだけの重要な今回の内容を含んだ第３次基本構想であり計画なんですよ。その基本が一切抜けているんですよ、この中に。抜けているんですよ。その精神が入っていないんですよ。ですから、市長、その認識をもう少し深めていただきたい。今からでも時間がありますので、ある程度の対応が可能ですから、そのことをもう少し具体的によく庁内でも討議してもらって、そして、どう対応できるか検討して、少なくともその方向性がある程度入れるようなことをお願いしたいと思うんです。

それについて、市長の考えをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この間も申し上げましたけれども、市民参加、あるいは自治ということで認識が共通しながら言葉の、頭の中で多分一致できないんじゃなかろうかというふうに思っております。

御指摘のことも十分また内部にも伝えまして、検討にさせていただくことはもちろんでございます。決して急いで拙速を意図するものではありませんので、十分御理解のいける、こういう内容を整えていきたい。このように、きょうのところはお答えをしておく以外にはないと思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長ですね、認識が同じということは随分私も異存を感じるんですよ。もし市長と認識が同じであれば具体的に、市長がこの20年間という長きにわたり市政の最高責任者として行政運営をしてきたその結果、少なくとも20年間、20年前生まれたお子さんが20歳になった、成人するんですよ、ですから、もし市長の一貫性というのが正しければ、またそれが行動が伴っていれば、市民参加がしっかり形として出てきているんですよ。それがいまだかつて出てきていない。これはかけ声だけだ。ではその実態を見せていただきたい。実態を見せていただければ私たちも評価できるし、また納得もできるんです。かけ声だけで受け入れる要素がない。実態がない。これでは、やっぱり考えが同じということにはならない。やっぱり、それを発言した以上は実行が伴ってくる。そして、そのとおりの結果が出てくる。そこで初めて評価が得られます。そのことの認識を市長は改めてしていただきたい。

そこで、先ほど福祉計画、また環境問題、ただリサイクルすればいいんじゃなくて、

いかに循環型の都市をつくり上げていくか、これがどう施策に生きているかというのは非常に行政の質が問われる時代です。そのことも十分考えて、この基本構想・計画をもう一度検討していただきたいと思います。

本当は、もっと、もっとやりたいんですけれども、時間のこともありますので、とりあえずこの辺にさせていただきます。今度、別の角度で、一般質問等でこの辺、再度もう少し具体的に詰めさせていただきたいと思います。そして、その点について十分検討していただいて、そして本当の職員参加、市民参加を取り入れて、名実ともにそういうものをつくり上げていきたい。そのことをくれぐれもお願いします。

特に高齢化社会については、これからの大変な問題なんですから。市長、あなた自身はいいかわからないですよ。今の30代、40代、50代の人は、これから大変な思いになるんですよ。それが安心して、日野市でよかったなと本当に言える日野市をつくるためには、具体的にそのような計画をつくっていくことですよ。場当たり的ではできないんですよ、場当たりではできないんです。しっかりした計画をつくって、そして具体的に一つ一つ積み上げて、そういう社会をつくり上げていく。そのための指針となるのがこの基本構想・基本計画なんですよ。そのことをもう一度、市長は肝に銘じてください。つくればいいんじゃないんですよ。いかに本当の市民のため、市民参加、市民が本当に喜べる、市民が納得できるものをつくり上げていくことが今の一番大事なことですから。ですから今までの価値観を投げ捨てて、もう一度だれのためか、市民のためということを再度、本気に考え直してください。そうしないと大変なことになります。これは市長だけ失敗したからということではなくて、これはこれからの16万5,000の市民の大きな大変な問題になるんですよ。そのことを改めて認識していただくように、ひとつ、くれぐれもお願いします。

その上で、もう一度再検討をよろしくお願いしまして、終わりとします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって緊急質問を終わりにいたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時38分　休憩

午後４時20分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定、議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本２件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　総務委員会に付託されました歳入全般、歳出のうち、総務費、予備費の補正予算の審査結果について御報告いたします。

歳入全般の補正額は１億4,063万7,000円でございます。歳出のうち総務費は、補正額３億2,880万円、予備費は２億7,585万8,000円でございます。委員会では慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決しました。

よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　上程されたときに若干触れて質問させていただきました３億円の基金積立の関係について、特段にどのような対応がされたか、もしありましたら報告をお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（黒川重憲君）　総務委員長。

○総務委員長（板垣正男君）　修正したものに３億円の予備費を充てるような補正は考えなかったか、という質疑はございました。担当部長の説明では、この３億円の補正に

ついては理事者を初め市側としては、市立病院建設基金に積み立てるという考えのもとで、このような提案された補正予算となったということでございました。これ以外の質疑については、特にありませんでした。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算、教育費についての審査報告を申し上げます。

学校長、また社会教育部長より説明がございました。学校運営費の中のエアコン10台分についての説明がございました。これまで年次的に調理室や用務員室、校長室にエアコンをつけてきたんですが、今回は学童クラブが校舎の空き教室を利用しておるところの施設、そして学校教職員室の南側に面している施設を対象としてつけるということであります。また、公共の施設には既にエアコンが整っておる。そして、今、学童クラブの単独の施設についてはエアコンが完備している。このような理由から取りつけたいと、10台を取りつけるものであるとの説明がありました。

また、社会教育部長の方から青少年育成費、また青少年フェスティバルのことの説明がありました。また中央図書館の駐車場の説明がございました。主な質疑は、要するに学校の教職員室のクーラー、また児童館のクーラー、この問題については市長選のことの見返りじゃないかというようなことの質疑も出てまいりました。そして、特にこの学校の施設、こういうものに対しては、やはり年次的にやるというのではなくて、少なくともこれらの問題は一括で、計画的に４年間をかけるのではなくて、１年間ぐらいの予算でできるわけだから、ぜひ、そういうような形でやっていただきたいというような、教育委員会の方へ強い要請がございました。

このような形で慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　職員室へのエアコンの設置については、さまざまな質疑があったということが御説明の中であったわけなんですけれども、職員室につけられると教室という声も上がってくるのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりの質疑はありましたでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　文教委員長。

○文教委員長（天野輝男君）　まだ、この教室ということは出ていないんですね。特に学童クラブにつきましては、学校の空き教室を利用しているところは、すごく暑いんだそうです。そして学童クラブというのは夏休みも行きますよね、この学童クラブの教室は大変暑いという形の中で、かわいそう過ぎるというような意見も出ておりまして、教室については、まだそのときはエアコンのことは出ておりません。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　教室へのクーラーというのは、今ついている市というのは本当に飛行機が通ってうるさいところの市ぐらいしかないというふうに聞いているんですけれども、今のところ、どういう考えでいるか、市の考えというのをお聞きしたいんですが、よろしゅうございましょうか。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　教室内、いわばお子さん方対象のコンディションということでございますが、確かに御家庭の中では、現在こういったクーラー等は大変普及しておるんでございますけれども、学校におきまして、それを直ちに設置しないということにつきましては、お子さん方は体育その他で教室内から出入りが激しゅうございます。そういう中で温度差が激しい場合には、やはり健康上支障を来す面が考えられます。そのようなところから、現時点においては教室内の設置というところまでは考えが至っていないというのが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。それを聞いてちょっと安心したところなんですけれども、クーラーといいますのが、長時間いますと小さい子は特に体温が低下するというのが新聞で取り上げられましたり、それから、例えば6月生まれの赤ちゃんが一夏クーラーの中で過ごしていると、汗をかかないもんですから汗腺がなくなってしまうということで、生まれ持った外気温に適応する能力というのが落ちてしまうということもありますので、ぜひ今後ともその方針というのはやっていっていただきたいと思います。

それと、そういうふうになりましたときに「隗より始めよ」という言葉がありますけれども、やはりこの市役所の温度を下げ過ぎないといいますか、そういうことが大事になってくると思うんですね。やっぱり子供の目からしますと、なんだ、大人だけこんなにクーラーかけて過ごしているじゃないかということになりますので、常日ごろから私

も感じているんですけれども、どうもこの庁舎全体がクーラーが効き過ぎているんじゃないかと思うんです。私、きょうは半袖でおりますけれども、外にいると、これでも暑いんですが、庁舎の中におりますと大変体が冷えます。市民の方から、よく「随分市役所の中は冷えているんですね」ということを言われるんですけれども、その言葉を裏返しますと、「随分市民の税金を使っているんですね」ということにもなるわけですね。ですから、その辺も十分、今後対応していっていただきたいですけれども、そこについてはいかがなお考えか、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えします。

今、庁舎内の温度は28度に設定しているわけでございまして、今お申し出の件につきましては担当課の方で検討させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会に付託されました歳出のうち民生費について審査報告を申し上げます。

本議案は、核家族化ということで子育ての環境が大変悪化しているという現状を考えて、現在ある保育所の機能を活用して子育て相談等に当たる、こういう新規事業でございまして、事業費は438万1,000円を補正するものでございます。

なお、この議案が提案されたときに本議会でもって指摘をされた件が１項ございます。それは、歳入の面で基本額が650万7,000円、ただし、この補正は438万1,000円ということで、その比較において212万6,000円の差があるという、こういう指摘がされたわけでございます。この内容は嘱託職員の給与の分でございまして、この差額の212万6,000円については、当初予算において総務費の再雇用者報酬として１名分計上されている。これを充てるということで、当事業の基本総額は650万7,000円と、こういうことでございます。そういう説明がございました。

主な質疑としましては２点ございまして、なぜ当初予算で組まなかったのかという、こういう御質疑でございます。これにつきましては、この事業は時代の要求としてできるだけ早く実施をしたかった。しかしながら、なかなか条件整備が整わなかった、さらには都の補助金も欲しかったという、こういうことで検討してきたんだけれども、幸い

にして相談員として経験豊富な方がここで退職され、嘱託として残られることになったということで、その方が活用できるようになった。さらには都の方からも補助金がつくようになった。こういうことで6月補正でお願いしたいという説明でございました。

それから二つ目の質問としましては、子育て支援活動委託料3万円の内容はどういうものかということでございます。これにつきましては保育園以外でも支援をお願いしたい。ついては自主運営の形でもってモデルケースとして、いわゆるグループをつくってもらって、そこでいろいろと指導していただきたい。そういう呼びかけをこれからしていきたい、そのための費用であるという、こういう御答弁でございました。

意見としましては、ただいまもエアコンの問題も出ましたけれども、この児童館のエアコンの操縦、これについてはきちっと決めてやるんではなくて、臨機応変に対応していただきたい、こういう御意見。さらには庁用車、車が相当あるわけですけれども、その中にまだエアコンのついていない車両も見受けられる。それについては職員が窓をあけて市内に入っているのも何となく気の毒である。できればそういうものもつけてもいいんじゃないか、こんな御意見もございました。

ほかには特に質疑・意見もなく、本議案は全会一致可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第45号、補正予算のうちの建設委員会に付託されました歳出、土木費の審査報告を申し上げます。

土木費は2,480万円の補正で、一つは程久保の道路改良の工事請負費であります。道路ののり面の寄附受領の完了した程久保一丁目616番地の道路を改良するもので、長さ42メートル、高さ3メートルの擁壁をつくるものです。ガードレールも敷設して2,000万円の工事請負費です。

もう一つの土木費補正は、駐輪場撤去の工事請負費で480万円であります。豊田北第五駐輪場で借地であったもので、この土地を返却するための撤去費用であります。以上の提案に対して撤去する駐輪場にかわるものは現時点ではないが、検討していく。土地の返還を要求してきたのは4月の中ごろで、相続が決まったという事情で急を要したな

どの質疑、答弁があり、さらに放置自転車の移動については移動回数をふやすようにしたいの答弁がありました。

また、建設委員会で視察に行った富山駅が紹介され、移動料1,500円の効果か放置自転車が１台もなかった。こんな工夫もすべきだなどの意見もありました。

採決の結果、全会一致可決としました。以上で報告を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　１点、意見を述べたいと思いますが、確かに今回の補正予算の中で大きな注目をする点は基金の積立ということでありますが、このことについては年度当初で、大変厳しい財政事情の中で10億円積み立ててきたものをことしはそういった事情の中から７億円に抑える、こういった説明があって、その点については了承していたところでありますけれども、その後、市長選等を絡んで、市長が新たに予備費としておいたものをこの３億円を選んだ、このことは選択としてわからないわけではありませんけれども、どうも当初の説明からすると大変納得のいかない部分といいますか、そういう指摘をしなければいけない点であろうというふうに私は感じます。

今後この１年間の、一般であれば様子を見ながら基金積立は大体年度の最後であっても十分対応がつくような内容でもありますし、そういったことからすれば今後の補正予算のあり方、こういったことを特に注目しなければいけない点であろうというふうに感じます。果たして、これが予算当局でとらえられる、また市長の判断で果たして的確であるかどうかということは、大変疑問を持っているというふうに思います。これからの補正予算の中でどういう展開を示すか注目をしたいということを強く申し上げて、意見といたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第45号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の

件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定について委員会の審査経過並びに結果の報告をいたします。

本議案は、昨年の12月の第４回定例会におきまして、日野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を全面的に改定をし、いわゆるリサイクルの促進をうたった条例に改正をしたい、こういうことで提案されたものでございます。

昨年から３回の議会を経る中で集中的に出された意見は、市民参加のあり方についてでございました。これだけ多くの市民がごみの問題、あるいはリサイクルの問題に関心が寄せられた委員会も過去になかったんではないかぐらいに、かなりエキサイティングした場面もございまして、いかにしたら日野市のごみ行政が他市に誇れるようになるのか、そういうことで各委員の方が熱心に長時間議論を重ねてまいりました。

そうしまして、今定例会におきまして、執行部側より市民参加の一つの機関である廃棄物の減量等推進審議会の委員、これが抽象的な条例であったわけでございますけれども、規則の中でこれを具体的に明示を加えてこられたという、こういう修正があったわけでございますけれども、あくまでも市民参加が絶対的な条件である、権利としても意見反映の場はつくるべきである、こういう趣旨のもと、本日の委員会の中で修正案が提出されました。修正案につきましては、お手元に配付してある資料のとおりでございます。御参照願いたいと思います。

この件につきまして委員会として慎重審議の結果、賛成多数で修正案を可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　生活者ネットワークといたしまして、修正案に賛成の立場で一言意見を述べさせていただきます。

この日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例は12月に上程され、今議会まで話し合いがされたわけです。その間、生活者の立場で、これまでの日野市のリサイクルの状況、市民参加の状況を見ながら審議をさせていただきました。修正案は、「市民は廃棄物の処理及び再利用について市長に意見を述べることができる」ということです

けれども、リサイクルは市民参加が何よりも大事ですし、市長に意見を述べることができるというその言葉の重みを十分胸に置いていただきまして、市長を初め担当の皆様のリサイクルへの取り組みをお願いいたします。

さらに自動販売機への空き缶入れ設置についての働きなど、委員会の中でも前向きな御答弁をちょうだいいたしましたけれども、ぜひ積極的に対応していっていただきたいと思います。またリサイクルには、職員が市民と対話しながら資源化リサイクルの働きかけをしていくことが必要です。全庁挙げての対応をお願いいたします。

最後になりますが、今を生きている大人として、市民、事業者、行政のすべてがこの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の一構成員であると十分に自覚し、ごみ減量、リサイクルを市民の側も押し進めていきたいと思いますし、そのための行政の御努力を強くお願いをして、意見を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　賛成多数であります。よって議案第105号、日野市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の制定の件は修正可決されました。

これより議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第47号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第46号と47号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

議案第46号は、土地区画整理事業特別会計の補正予算第１号であります。初めに既に正誤表が配付されているミスプリントとの訂正がありました。期間は「平成５年度から11年度」とあるのを「５年度から10年度」の訂正であります。この補正予算は債務負担行為を追加するという補正であります。万願寺第二土地区画整理事業、水道施設整備事

業のためで、期間、平成５年度から10年度、５億1,805万円を限度額とするものです。

慎重審議の結果、全会一致可決と決しました。

次に議案第47号は、万願寺第二区画整理の水道の整備についての東京都との協定の締結であります。概算工事費は７億8,484万4,000円であり、平成11年３月31日までを事業期間とするものです。全会一致可決と決しました。

以上２点、よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第46号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）、議案第47号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業の施行に伴う水道施設の整備に関する協定の締結の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより請願第４－１号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第４－２号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第５－11号、国民の祝日「海の日」実現に関する陳情書の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　審査報告をいたします。

請願第４－１号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、三労センター理事長、江口進さんほか１名の陳情書であります。

この内容は、今、軍縮と平和を基調とする新しい時代を迎えている中で、横田基地はもちろん三多摩すべての軍事施設の返還を求めるということによって、軍縮と平和の時代を最も確かなものにしていくことが今求められているんではないでしょうか、というような内容で、関係省庁への意見書を上げてほしいというものでございます。

慎重審査の結果、採択すべきものと決しました。なお三多摩の23市中に同趣旨の陳情書は提出されておりますけれど、18の市議会で採択されているとのことでございます。

請願第４－２号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、三労センター理事長、江口進さんほか１名の陳情書であります。

この内容につきましては、請願第４－１号の陳情内容にもありますような時代の一つの背景のもとでの三多摩・横田基地の米軍機の飛行訓練の中止を求め、人口密集地の危険を取り除くと同時に騒音被害をなくすことが今求められているということでございます。関係機関に意見書を提出してほしいという陳情内容でございます。これも先ほどの陳情書の扱いの状況など、同じように三多摩23市中提出されたうち18市で採択されているという報告がございました。

慎重審査の結果、採択すべきものと決した次第でございます。

請願第５－11号、国民の祝日「海の日」実現に関する陳情書であります。

海里振興連盟会長、原田憲さんの提出された陳情書でございます。日本は地理的にも歴史的にも海と深いかかわりを持つ国であるだけに、海洋環境の保全、その他利用等々、重要な国民的課題である。世界に先がけて海の日、祝日を制定する意義もまた大きいということから、内閣総理大臣あて意見書を提出してほしいという内容であります。全国的には1,266の地方議会で採択されているそうでございます。

慎重審査の結果、採択すべきものと決した次第でございます。

なお、以上３件につきましての意見書は、また後ほど御提案をさせていただくものでございますので、その際にもよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本３件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本３件について採決いたします。本３件に対する委員長報告は採択でありま

す。本３件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－１号、米軍横田基地及び米軍関係施設の返還を求める陳情、請願第４－２号、横田基地における米軍空母艦載機飛行訓練の中止を求める陳情、請願第５－11号、国民の祝日「海の日」実現に関する陳情書の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第５－４号、診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情、請願第５－９号、「吹上地区センター設置について」の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　請願第５－４号、診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情について厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成５年３月５日の定例会におきまして当委員会に付託されたものでありまして、請願は東京都千代田区外神田２－７－１、東京保健医協会南多摩支部、支部長長谷川宗郎様から、公的保健の充実でよい医療・看護を受けられるようにするため、診療報酬の引き上げ及び改善について政府へ意見書を上げていただきたいという内容の陳情でございます。

厚生委員会としましては慎重審査の結果、医療の改善は当然必要であるというようなことで全会一致採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

次に請願第５－９号、「吹上地区センター設置について」の請願について審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成５年３月25日の定例会におきまして当委員会に付託されたものでありまして、東豊田四丁目27番地の８、吹上自治会会長、山崎功様ほか662名の方から吹上地区には集会施設がないため、施設使用料を払って会議・集会等を開催している。今後の社会情勢を考えると、地域の諸活動は大変重要な意味を持つ。活動の拠点である地区センターの設置をぜひお願いしたいという内容の請願でございます。

厚生委員会としましては慎重審査の結果、自治会の活動はそこに居住する市民のコミュニケーションを図る上で大切な活動である。加えて、お年寄りの憩いの場として、さら

には次代を担う子供たちの活動の場としても実現を目指すべきである、というような考えで全会一致採択すべきものと決しました。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について、御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－４号、診療報酬の引き上げ及び改善についての陳情、請願第５－９号、「吹上地区センター設置について」の請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願、請願第４－22号、程久保一丁目、下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　請願２点についての建設委員会の審査報告を申し上げます。

請願第３－34号は、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願であります。この請願は、平成３年９月、台風18号、19号により日野市三沢863の７番地、土地所有者、土屋氏の家屋及び敷地擁壁が崩れたため、請願代表者溝上多美子さんほか20名よりの隣接する都市整備公団の樹木の伐採と、雨水排水、のり面保護等の要請であります。総務部環境防災課より住宅都市整備公団への交渉により、このたび請願に沿ってすべてが完了いたしましたので、全会一致採択といたしました。

ここに至るまでの工事の概要を申し上げておきます。平成５年４月22日着工、平成５年６月10日竣工、業者は株式会社保全工業、工事内容は、1.山林樹木伐採、2.側溝排水

の整備、3.擁壁、のり面保護であります。

請願４－22号は、程久保一丁目、下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願であります。この請願は程久保一丁目３－６、下程久保自治会長、原有信さんほか143名より提出されたものであります。集中豪雨により道路路肩が崩れ危険な状態なので、整備工事を早急に実施していただきたいというものです。路肩の当該地は、日野市三沢613－36番地、土地所有者、峯岸信子さん、地積235平方メートルの土地であります。市との交渉の中で当地を道路用地として寄附の申し入れがあり、平成５年６月８日、登記事務が完了いたしました。また、道路復旧予算もこの６月議会に補正予算として計上され委員会として可決いたしましたので、すべて条件が整いました。委員会として全会一致採択といたしました。

以上二つの請願、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。

本２件に対する委員長報告は採択であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第３－34号、団地からの雨水流出防止と隣接山林の樹木についての請願、請願第４－22号、程久保一丁目、下程久保自治会内道路崖崩れ補修に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－11号、日朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情、請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情、請願第５－３号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情、請願第５－10号、日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除することと、この地に建設予定とうわさされる幻の仮称国際自然保護センター及び、ここに入居予定と聞く(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会において慎重審議されることを要望する陳情、請願第５－

12号、市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情、請願第５－13号、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正かつ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本８件については総務委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館建設に関する請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本件については文教委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第４－５号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情、請願第５－２号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情、請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願、請願第５－８号、リサイク

ル条例は市民参加で制定をに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本８件については厚生委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点について御配意くださいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にしてくださいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第４－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願、請願第５－１号、豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願、請願第５－５号、不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情、請願第５－14号、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告は、これを省略いたします。

本９件については建設委員長から、目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて、本委員会の所管事務を調査研究するため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

でございます。

２ページ、３ページをお開きください。入札の経過でございますが、現場説明を６月２日に行いまして、入札を６月14日に施行いたしました。入札の結果、株木建設株式会社が２億8,950万で落札いたしました。

３ページでございます。工事の概要でございます。管布設工、計６本でございます。１件は推進、あとは開削でございます。マンホール設置工28カ所でございます。工事の位置でございますが、下欄の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第49号、日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第50号、日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第50号、日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び

財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億3,390万円で吉原建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第50号、日野市公共下水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は１億3,390万円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成６年３月17日までででございます。契約の相手方でございますが、東京都渋谷区代々木三丁目38番10号、吉原建設株式会社、代表取締役、吉原磯吉でございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を６月２日に行いまして、入札を６月14日に執行いたしました。入札の結果、吉原建設株式会社が１億3,000万円で落札いたしました。

３ページでございます。工事の概要でございますが、管布設工250ミリ、延長としまして1,197.9メートル、開削でございます。マンホール設置工、59カ所でございます。工事の位置でございますが、下欄の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第50号、日野市公共下

水道浅川右岸第四処理分区（５－３）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第51号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、４億7,380万円で株式会社清水組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第51号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は４億7,380万円でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成７年１月24日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都日野市大字石田410番地の６、株式会社清水組、代表取締役、清水保雄でございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を６月２日に行いました。そして入札を６月14日に執行いたしました。入札の結果、株式会社清水組が４億6,000万円で落札いたしました。

３ページの工事の概要でございます。管布設工、３本でございます。１本が推進でございます。２本が開削という状況でございます。マンホール設置工、３カ所でございます。工事の位置でございますが、下段の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省

略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第51号、日野市公共下水道浅川右岸第五処理分区（５－３）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号、日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第52号、日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億4,420万円で豊建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは議案第52号、日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は１億4,420万円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成６年３月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都立川市栄町六丁目11番地の11、豊建設株式会社、代表取締役、網野卓男でございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を６月２日に行いました。そして入札を６月14日に執行いたしました。入札の結果、豊建設株式会社が１億4,000万円で落札いたしました。

工事の概要でございます。管布設工、３本でございます。２本が開削、１本が推進でございます。マンホール設置工、37カ所でございます。工事の位置でございますが、下段の図面のとおりでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第52号、日野市公共下水道浅川右岸第七処理分区（５－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第53号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第53号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。

入札の結果、１億7,201万円で拓栄建設株式会社が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　議案第53号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は１億7,201万円でございます。契約方法は指名競争入札でございます。工期は契約の翌日から平成６年３月17日まででございます。契約の相手方でございますが、東京都八王子市下柚木1,505番地、拓栄建設株式会社、代表取締役、千葉清次でございます。

２ページ、３ページをお願いいたします。入札の経過でございますが、現場説明を６月２日に行いまして、入札を６月14日に執行いたしました。入札の結果、拓栄建設株式会社が１億6,700万円で落札いたしました。

工事の概要でございますが、管布設工、２カ所でございまして、１カ所が圧送管、１カ所が開削でございます。マンホール設置工、56カ所でございます。工事の位置でございますが、下段の図面のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今回、議案上程、５本追加で出てきたんですけれども、たまたまなのかどうかわかりませんが、この５本のうちの１本だけが日野市内の業者で、あとは全部その他の業者ということで、これは指名競争入札という公平な契約方法をとっていることにも原因があるのかもしれませんが、こういった傾向というのは、今回この５本では、５分の１の市内業者ということなんですが、全体的な傾向としては、やっぱりこんな程度なのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　ただいま５本の契約をお願いしてございますけれども、そのうちの４本を市内業者が落札しております。１カ所が市外の業者でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　そうしますと、これは本社の住所は日野市内ではないけれども、実際には日野の中にも事務所とか、そういうものがあると、そういう理解でよろしいわけですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　そのとおりでございます。市内に営業所を設けている場合は準市内、市内として取り扱っているわけでございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第53号、日野市公共下水道浅川左岸第五処理分区（５－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第６号、診療報酬の引き上げ及び改善に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第６号、診療報酬の引き上げ及び改善に関する意見書についてでございます。

案文につきましてはお手元に配付してあります要旨のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第６号、診療報酬の引き上げ及び改善に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第７号、米軍横田基地での飛行訓練の中止及び米軍関係施設の返還を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　意見書案の案文につきましては、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第７号、米軍横田基地での飛行訓練の中止及び米軍関係施設の返還を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第８号、国民の祝日「海の日」制定を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　意見書案の案文については、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　質疑・討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第８号、国民の祝日「海の日」制定を求める求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、すべて終わりました。

これをもって平成５年第２回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後５時32分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　黒　　川　　重　　憲

署　名　議　員　　下　　村　　　　功

署　名　議　員　　佐　　藤　　洋　　二